

人権問題に関する市民意識調査
報告書

令和5年3月
春日市

目 次

一 調査の概要

1	調査の目的	1
2	調査の設計	1
3	報告書の見方	2
4	表記について	2
5	回答状況の概要	3

二 調査結果と分析

I 人権問題全般について

問1	人権問題への関心度	6
問2	人権関係法令や基本文書等の認知度	10
問3	関心がある人権問題	36
問4	この5年間に受けた差別や人権侵害の事由	41
問5	人権侵害をうけたときの相談や救済に関する制度で必要だと思うもの	46
問6	結婚や就職に関する身元調査や信用調査について	49
問7	住宅やマンション購入や賃貸に際しての忌避意識	52

II 様々な人権問題

問8	同和地区（被差別部落）の認知時期	63
問9	同和地区（被差別部落）の認知経路	65
問10	同和地区（被差別部落）について初めて知った時の気持ち	67
問11	部落差別についての現状認識	69
問12	部落差別問題（同和問題）の解決方法	80
問13	障がいのある人たちの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	94
問14	在日外国人の人たちの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	99
問15	性的少数者の人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	104
問16	感染症患者などの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	107
問17	インターネットに関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	112
問18	刑期を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	117

Ⅲ 人権問題の啓発について	120
問 19 人権問題の啓発活動についての認知状況	120
問 20 人権問題に関する講演会・講座への参加状況	125
問 21 人権講演会や人権講座などに参加しなかった理由	128
問 22 参加した人権講演会や人権講座など	130
問 23 日本社会は人権が尊重されていると思うか	134
Ⅳ 人権問題への関心度、解決方法に係るクロス分析	137
【1】 問 1 × 問 23 人権問題への関心度と人権侵害との関係	137
【2】 問 6 × 問 12 同和問題解決の態度と身元調査との関係	139
【3】 問 7 × 問 12 同和問題解決の態度と忌避意識との関係	142
Ⅴ 人権教育・啓発の課題を明らかにする	145
1 人権問題全般に関すること	145
2 様々な人権問題	148
3 人権問題の啓発について	150
4 人権問題への関心と人権の保障についての考え方の相関について	151
5 同和問題解決への態度と忌避意識の相関について	151
6 自由記述の内容について	151
7 当事者等の記述から(抜粋)	152

*** 資料**

「人権問題に関する市民意識調査」についてのお願い
人権問題に関する市民意識調査 [調査票]

一 調査の概要

1 調査の目的

春日市民の同和問題や様々な人権問題に関する意識を把握し、市民一人一人の人権が大切にされあらゆる差別のないまちを目指して行う人権教育や啓発の取組の効果的な推進を図るとともに、今後、本市が策定する「人権教育及び人権啓発推進第5次春日市実施計画」の基礎資料を得るために実施する。

2 調査の設計

1) 調査対象及び対象者の抽出方法

春日市に住民登録している(2022(令和4)年5月31日現在)18歳以上の住民を対象に、住民基本台帳から、2,000人を無作為に抽出

2) 調査方法

郵送による配布及び回収

3) 回答状況

全体的回答状況

図表A

配布数	未到達数	実質配布数	有効回答数	回答率
2,000	10	1,990	659	33.1%

*未到達数とは、送付先住所が不在か、その他の理由で質問用紙が返却され、配布されなかった数

4) 調査期間

2022(令和4)年7月1日(金曜日)~7月20日(水曜日)

5) 調査企画

春日市

6) 調査機関

調査主体 春日市市民部 人権男女共同参画課
調査・分析委託先 公益社団法人 福岡県人権研究所

3 報告書の見方

- 1) 単数回答の集計については、設問ごとに無回答の項目を設けて、これを含めた全体の基数(標本数)を100.0%としている。回答率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数表・図表に示す回答率の合計は必ずしも100.0%にならない場合がある。
- 2) 複数回答を求めた設問では、項目別に、基数(標本数)に対するその項目を選んだ回答者の割合を示しており、合計が100.0%を超える場合がある。
- 3) 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答の判別がつかないものや回答が示されていないものである。
- 4) 文章中の設問の選択肢について、文字数の多いものは簡素化している場合がある。
- 5) 福岡県民意識調査2021(令和3)年度とは、令和3年度福岡県「人権問題に関する県民意識調査」を示し、春日市民意識調査2022(令和4)年度とは、2022(令和4)年度「春日市人権問題に関する市民意識調査」を示す。

4 表記について

- 1) 今回の調査は、次の資料と比較分析を行っている。
令和3年度福岡県「人権問題に関する県民意識調査」
 - ① 調査対象者 県内に居住する18歳以上
 - ② 調査対象数 5,000人
 - ③ 調査期間 令和3(2021)年8月6日～10月5日

5 回答状況の概要

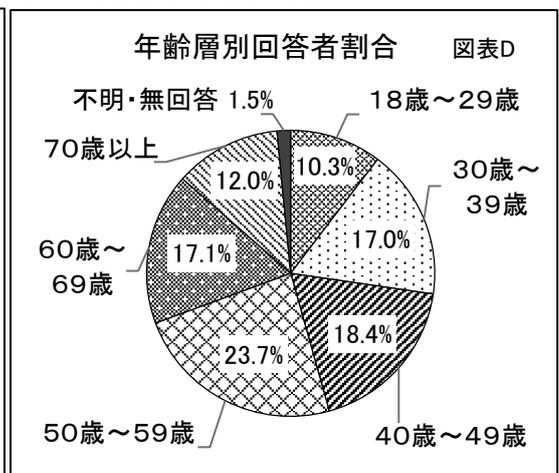
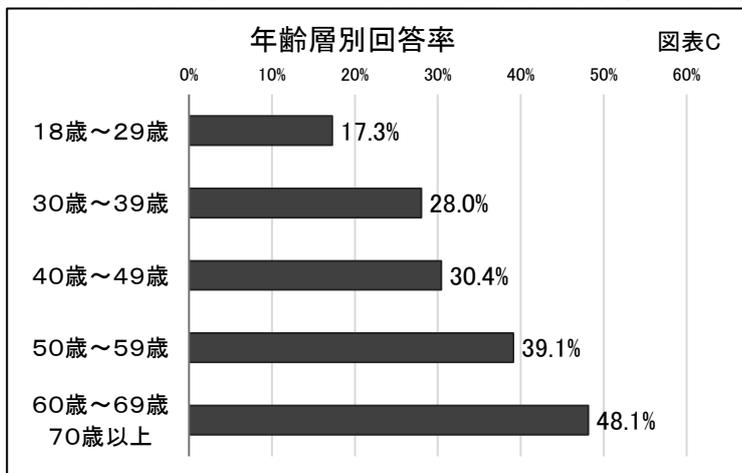
1) 年齢層別回答者の状況

図表B

年 齢	配布数(a)	未到達数(b)	実配布数(c)	回答数(d)	年齢層別 回答率 (e)	年齢層別 回答者割合 (f)
18歳～29歳	400	6	394	68	17.3%	10.3%
30歳～39歳	400	0	400	112	28.0%	17.0%
40歳～49歳	400	2	398	121	30.4%	18.4%
50歳～59歳	400	1	399	156	39.1%	23.7%
60歳～69歳	400	1	399	113	48.1%	17.1%
70歳以上				79		12.0%
不明・無回答	***	***	***	10	***	1.5%
合 計	2,000	10	1,990	659	33.1%	100.0%

※年齢層別回答率 e=d/c 年齢層別の実配布数に占める年齢層別の回答数の割合

※年齢層別回答者割合 f=659(dの合計)/d(各年齢層の回答数) 全回答数に占める年齢層別の回答数の割合



(1) 年齢層別配付数を市全体の年齢構成をもとに算出した場合、高齢者層の配付数が多くなり、若年層の配付数が少なくなる。さらに、回答率は高齢者層が高く若年層が低いことが見込まれるため、調査の平均値などには高齢者層の回答傾向が強く反映されることが予想される。したがって、必要な行政資料を得るために、年齢層別配付数は、各年齢層とも同一に400人とした。

その結果は、年齢層別回答率には違いはあるが、年齢層別回答者割合は10.3%(18～29歳)～23.7%(50～59歳)の範囲に収まって、年齢層ごとの意識傾向を把握したり比較したりしやすくなった。

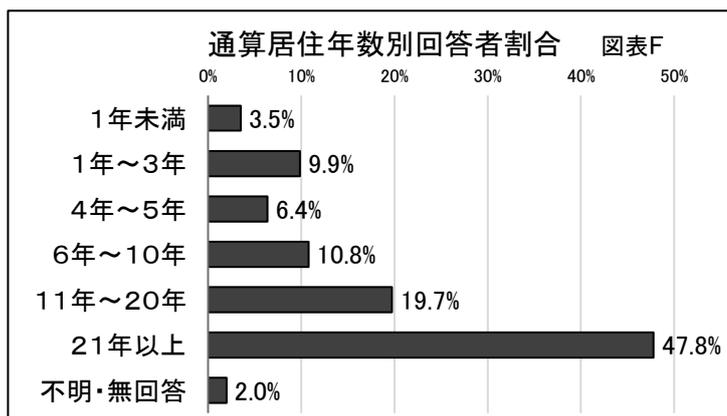
(※ 参考；前回調査の年齢層別回答者割合は8.4%(18～29歳)～24.9%(60～69歳))

(2) 回答率は33.1%(前回37.4%)。他自治体の意識調査や他分野の調査でも回答率の低下傾向が見られ、その原因や対策について検討する必要がある。

2) 通算居住年数別の状況

図表E

通算居住年数	回答数	通算居住年数別回答者割合
1年未満	23	3.5%
1年～3年	65	9.9%
4年～5年	42	6.4%
6年～10年	71	10.8%
11年～20年	130	19.7%
21年以上	315	47.8%
不明・無回答	13	2.0%
合計	659	100.0%



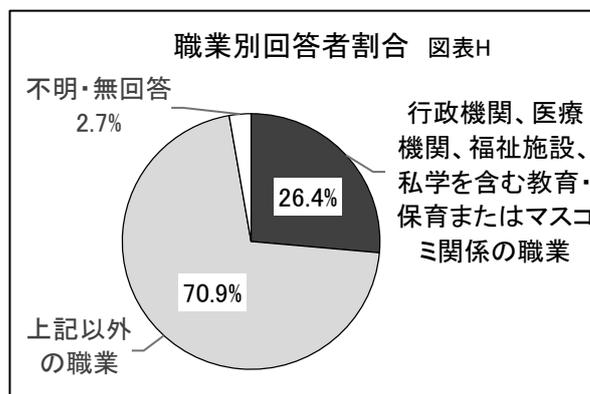
通算居住年数については、回答者の特徴としては、21年以上の居住者が47.8%と約半数を占めている。10年以下の居住者が31.6%である。

今回、居住年数と人権意識との相関を調査し、春日市の人権施策の積み重ねを居住年数から把握することを試みたが、居住年数を勘案した調査書の配布を行っていないこと及び回答と通算居住年数との間に有意な相関が認められないため、第1章「人権問題全般に関すること」における分析例示のみとした。

3) 職業別の状況

図表G

職業	回答数	職業別回答者割合
行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	26.4%
上記以外の職業 (就労経験のない方も含む)	467	70.9%
不明・無回答	18	2.7%
合計	659	100.0%



職業別分類の設定は、「行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業関係の仕事(過去に従事していた方も含む)」(以下「特定職業従事者」という)と「上記以外の職業(就労していない方も含む)」(以下「上記以外の職業」という)の2つにした。

その理由は、国連が提唱している人権問題解決の責務がある「特定職業従事者」と、「上記以外の職業」の人の人権意識の状況を把握するためである。

今回調査では、特定職業従事者を「行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業関係の仕事(過去に従事していた方も含む)」と定義したため26.4% 174人(前回、14.2% 106人)が、特定職業従事者に該当する。

※信頼区間

市がアンケート調査を行う場合、全市民(今回の場合は 18 歳以上の全市民)を対象として実施することが望ましいが、実際は、そうした場合の手間や費用を考慮し、適切な数を抽出して調査するため、アンケートの回答結果に誤差が生じることはやむを得ないことである。そこで、推定値のズレの度合いがわかるように、幅を持たせた推定方法、つまり区間推定を行なう。その幅の間隔のことを信頼区間という。

本調査は標本調査であるから、標本による測定値(本調査の結果)から母集団値を推定することができる。信頼度 95%における標本測定値(%)の信頼区間の 1/2 幅は、次の式によって得られる。

$$\pm 2 \sqrt{(N - n) \cdot P \cdot (100 - P) / (N - 1) \cdot n}$$

ここで、Nは母集団数(本調査では、18 歳以上の全市民、92,014)、nは標本数(本調査では、有効回答数、659)であり、Pは測定値(%)である。個々の測定値についての計算は煩雑であるから、主要な測定値(%)について、上記の公式で本調査での信頼度 95%(同じ調査を 100 回行った場合、95 回まで同じ結果になるという精度)における信頼区間の 1/2 幅を算出すると、図表 I のとおりである。

例えば、問 1 の「あなたは人権問題に、どの程度関心がありますか」の問いに、「とても関心がある」と回答したのは 14.4%である。図表 I で 14.4%に最も近いのは、(15%, 85%)の欄であり 2.8 となっている。そこで、「とても関心がある」と答えた人は 14.4%でも、母集団(18 歳以上の春日市民)の値は、信頼度 95%とした場合、11.6%(14.4-2.8)から 17.2%(14.4+2.8)の範囲にあると推定できる。

信頼度95%における主要な%の信頼区間の1/2幅

図表I

総数	サンプル数	回答者の比率	50%	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
				45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%
92,014	659	1/2幅	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.4	3.1	2.8	2.3	1.7

【2022(令和4)年5月31日現在】

二 調査結果と考察

第1章 人権問題全般に関すること

問1 人権問題についての関心度

問1 あなたは人権問題に、どの程度関心がありますか。あなたの考えに近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問1 人権問題についての 関心度		回答者数	あとも 関心 が	あ 少 し 関 心 が	な あ ま り 関 心 が	な 全 く 関 心 が	不 明 ・ 無 回 答	関 心 が あ る	関 心 が な い
全 体	福岡県民意識調査 2021(令和3)年度	1,876	255	1,056	451	97	17	1,311	548
		100.0	13.6	56.3	24.0	5.1	0.9	69.9	29.1
全 体	春日市民意識調査 2022(令和4)年度	659	95	363	162	18	21	458	180
		100.0	14.4	55.1	24.6	2.7	3.2	69.5	27.3
年 齢	18歳～29歳	68	9	38	18	2	1	47	20
		100.0	13.2	55.9	26.5	2.9	1.5	69.1	29.4
	30歳～39歳	112	14	72	24	2	0	86	26
		100.0	12.5	64.3	21.4	1.8	0.0	76.8	23.2
	40歳～49歳	121	14	67	33	4	3	81	37
		100.0	11.6	55.4	27.3	3.3	2.5	67.0	30.6
	50歳～59歳	156	23	84	40	4	5	107	44
	100.0	14.7	53.8	25.6	2.6	3.2	68.5	28.2	
年 齢	60歳～69歳	113	19	60	28	2	4	79	30
		100.0	16.8	53.1	24.8	1.8	3.5	69.9	26.6
年 齢	70歳以上	79	14	37	16	4	8	51	20
		100.0	17.7	46.8	20.3	5.1	10.1	64.5	25.4
年 齢	不明・無回答	10	2	5	3	0	0	7	3
		100.0	20.0	50.0	30.0	0.0	0.0	70.0	30.0

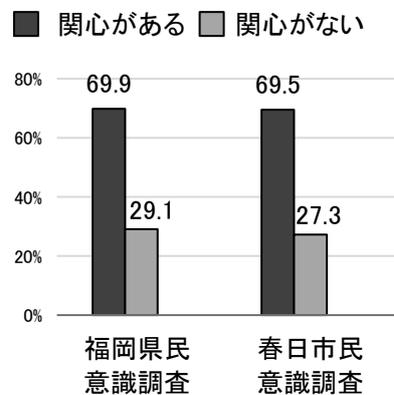
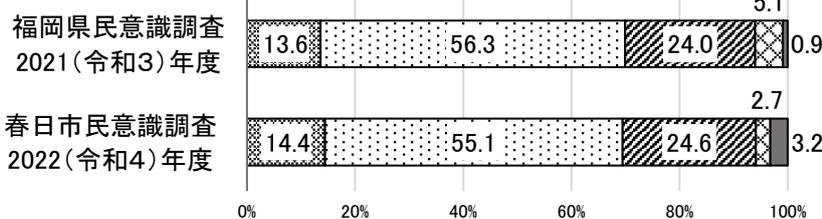
*「関心がある」は「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計 *「関心がない」は「全く関心がない」と「あまり関心がない」の合計

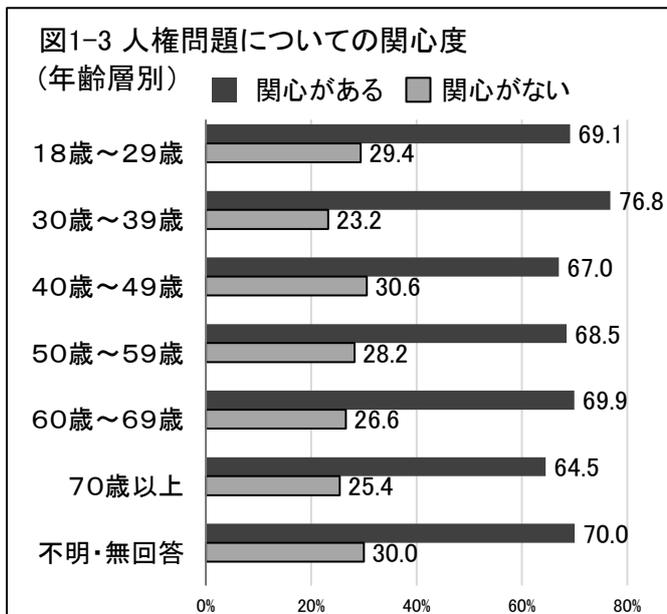
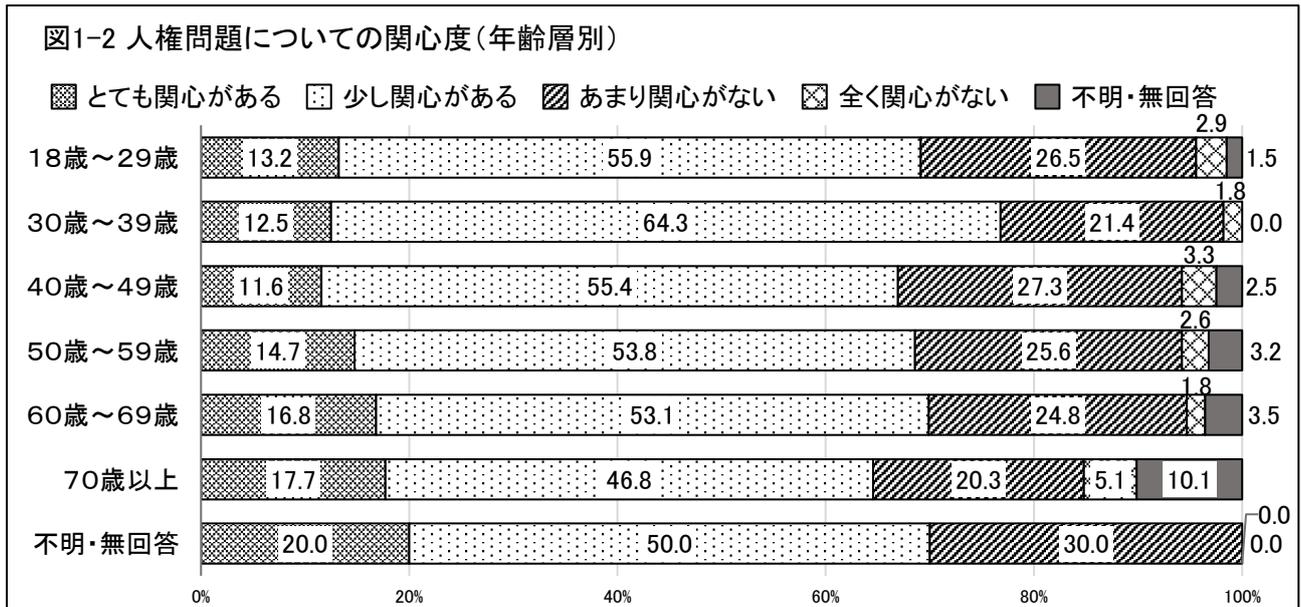
図1-1 人権問題についての関心度(福岡県民意識調査2021(令和3)年度と春日市民意識調査2022(令和4)年度の全体比較)

関心がある
 関心がない

とても関心がある
 少し関心がある
 あまり関心がない

全く関心がない
 不明・無回答





人権問題への関心度は、「関心がある」「関心がない」の二値で福岡県調査(令和3年度)の「県民意識調査」データと比較した結果は、ほとんど差がないことがわかる。約7割の市民が人権問題について関心を持っている。

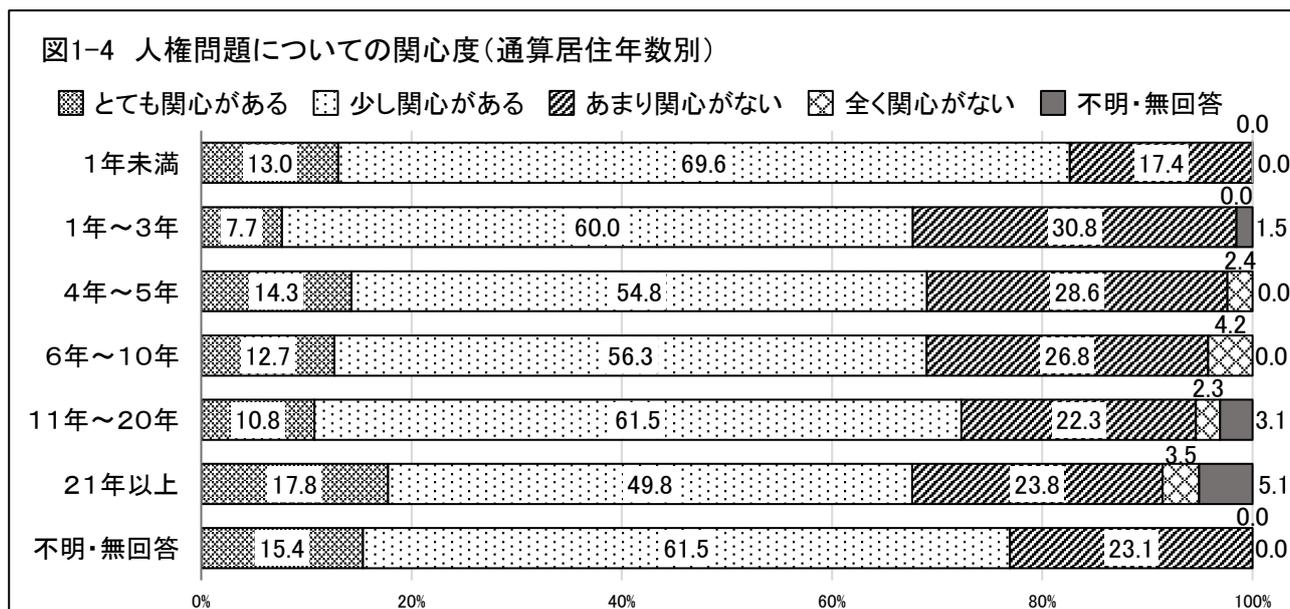
「関心がある・ない」についての年齢層別特徴は、「関心がある」に30歳～39歳が76.8%と高い関心を示している。18歳～29歳の若い年齢層も69.1%と3番目に高い関心を示しているが、「関心がない」が29.4%と40歳～49歳の30.6%について高い数値を示している。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問1 人権問題についての 関心度	回答者 数	あ と も 関 心 が	あ し 関 心 が	あ ま り 関 心 が	全 く 関 心 が	不 明 ・ 無 回 答	関 心 が あ る	関 心 が な い
全 体	659	95	363	162	18	21	458	180
	100.0	14.4	55.1	24.6	2.7	3.2	69.5	27.3
1年未満	23	3	16	4	0	0	19	4
	100.0	13.0	69.6	17.4	0.0	0.0	82.6	17.4
1年～3年	65	5	39	20	0	1	44	20
	100.0	7.7	60.0	30.8	0.0	1.5	67.7	30.8
4年～5年	42	6	23	12	1	0	29	13
	100.0	14.3	54.8	28.6	2.4	0.0	69.1	31.0
6年～10年	71	9	40	19	3	0	49	22
	100.0	12.7	56.3	26.8	4.2	0.0	69.0	31.0
11年～20年	130	14	80	29	3	4	94	32
	100.0	10.8	61.5	22.3	2.3	3.1	72.3	24.6
21年以上	315	56	157	75	11	16	213	86
	100.0	17.8	49.8	23.8	3.5	5.1	67.6	27.3
不明・無回答	13	2	8	3	0	0	10	3
	100.0	15.4	61.5	23.1	0.0	0.0	76.9	23.1

*「関心がある」は「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計 *「関心がない」は「全く関心がない」と「あまり関心がない」の合計



通算居住年数別特徴として1年未満の関心度が、「とても関心がある、少し関心がある」を合わせると82.6%、「あまり関心がない、全く関心がない」については17.4%と最も低く、人権問題に対して高い関心度を示している。その他の居住年数においては、特徴的な差異はない。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

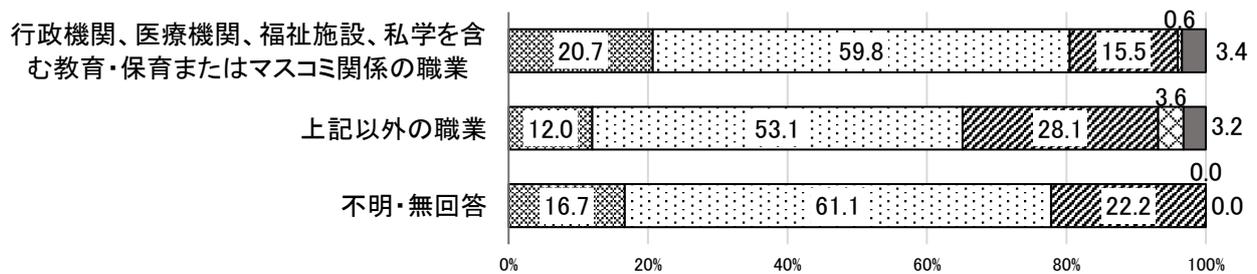
問1 人権問題についての関心度		回答者数	あとも関心が	あ少し関心が	なあまり関心が	な全く関心が	不明・無回答	関心がある	関心がない
全 体		659	95	363	162	18	21	458	180
		100.0	14.4	55.1	24.6	2.7	3.2	69.5	27.3
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	36	104	27	1	6	140	28
		100.0	20.7	59.8	15.5	0.6	3.4	80.5	16.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	56	248	131	17	15	304	148
		100.0	12.0	53.1	28.1	3.6	3.2	65.1	31.7
	不明・無回答	18	3	11	4	0	0	14	4
		100.0	16.7	61.1	22.2	0.0	0.0	77.8	22.2

*「関心がある」は「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計

*「関心がない」は「全く関心がない」と「あまり関心がない」の合計

図1-5 人権問題についての関心度(職業別)

とても関心がある
 少し関心がある
 あまり関心がない
 全く関心がない
 不明・無回答



特定職業従事者の人権問題への関心は、「関心がある(全体)」は80.5%で、上記以外の職業の65.1%と比べると15.4ポイント関心度が高い。

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度

問2 あなたは、人権に関わる法令や宣言などについてどのくらい知っていますか。それぞれの項目でア～エのうち当てはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体（1. 障害者差別解消法 ～ 8. 春日市人権を尊ぶまちづくり条例）の特徴

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

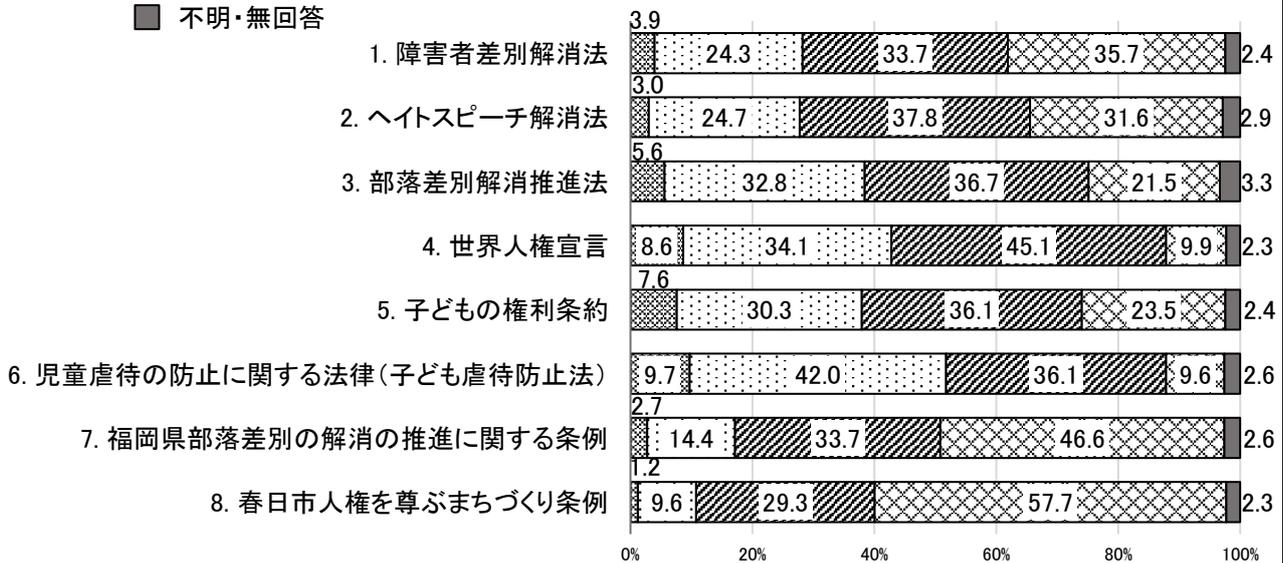
問2 人権関係法令や基本文書等の 認知度	回答者数	内容を良く知っている	内容を少しは知っている	言葉だけが知っているが、内容は知らない	まったく知らない	不明・無回答	内容を		
							知っている	知らない	
全体	1. 障害者差別解消法	659	26	160	222	235	16	186	457
		100.0	3.9	24.3	33.7	35.7	2.4	28.2	69.4
	2. ヘイトスピーチ解消法	659	20	163	249	208	19	183	457
		100.0	3.0	24.7	37.8	31.6	2.9	27.7	69.4
	3. 部落差別解消推進法	659	37	216	242	142	22	253	384
		100.0	5.6	32.8	36.7	21.5	3.3	38.4	58.2
	4. 世界人権宣言	659	57	225	297	65	15	282	362
		100.0	8.6	34.1	45.1	9.9	2.3	42.7	55.0
5. 子どもの権利条約	659	50	200	238	155	16	250	393	
	100.0	7.6	30.3	36.1	23.5	2.4	37.9	59.6	
6. 児童虐待の防止に関する法律(子ども虐待防止法)	659	64	277	238	63	17	341	301	
	100.0	9.7	42.0	36.1	9.6	2.6	51.7	45.7	
7. 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例	659	18	95	222	307	17	113	529	
	100.0	2.7	14.4	33.7	46.6	2.6	17.1	80.3	
8. 春日市人権を尊ぶまちづくり条例	659	8	63	193	380	15	71	573	
	100.0	1.2	9.6	29.3	57.7	2.3	10.8	87.0	

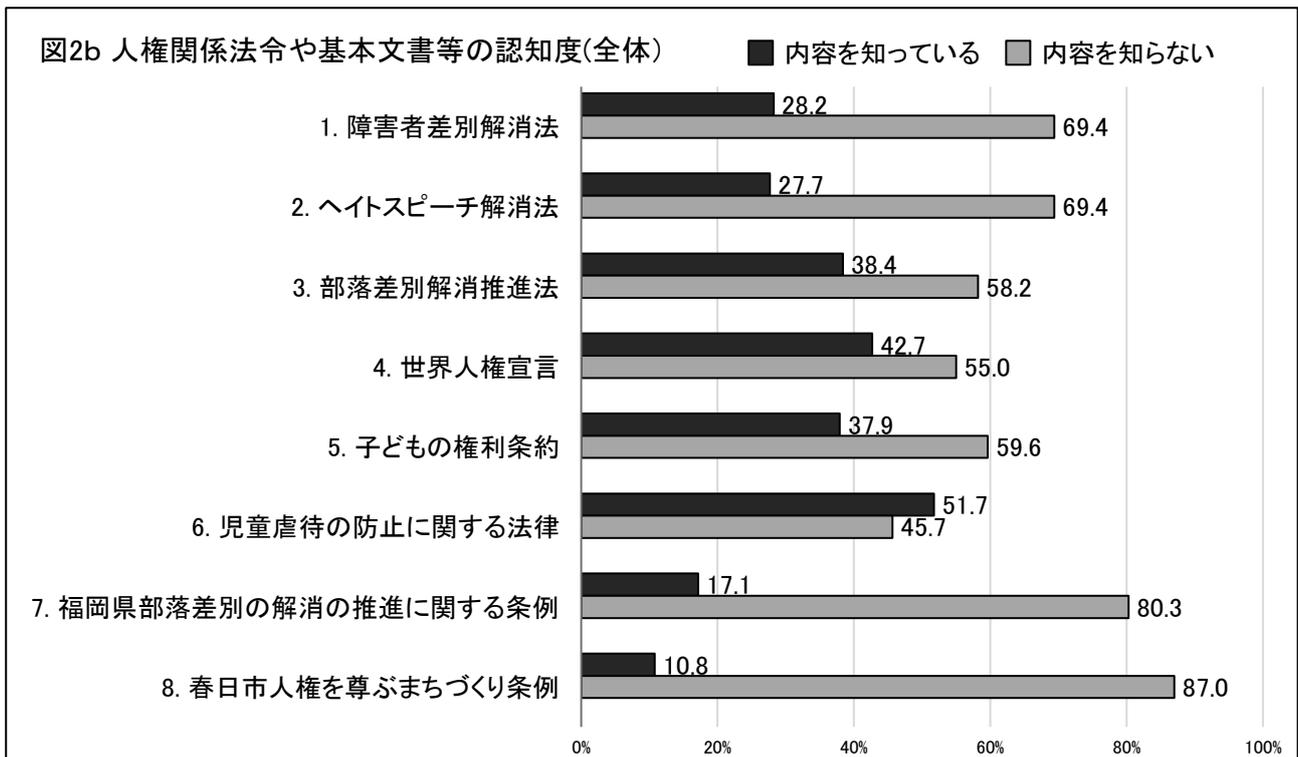
*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計

*「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2a 人権関係法令や基本文書等の認知度(全体)

- 内容を良く知っている
- 内容を少しは知っている
- 言葉だけは知っているが、内容は知らない
- まったく知らない
- 不明・無回答





「内容を知っている（全体）」と認知度が高いのは、「児童虐待の防止に関する法律」で 51.7%、次いで「世界人権宣言」の 42.7%、「部落差別解消推進法」の 38.4%と続く。今日的な関心事への認知度が高くなっている。

また、「内容を知らない(全体)」と認知度が低いのは「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」の 87.0%、次いで「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の 80.3%となっている。

問2-1 障害者差別解消法

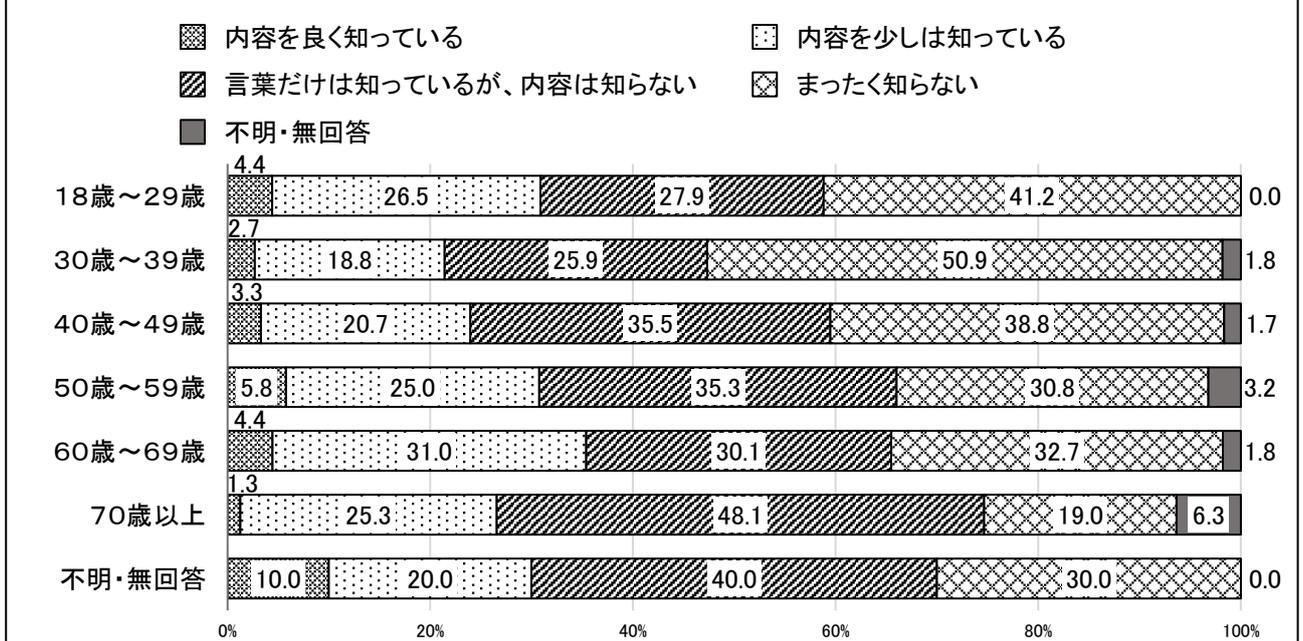
1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	1. 障害者差別解消法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知 ら ない	不 明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	26 3.9	160 24.3	222 33.7	235 35.7	16 2.4	186 28.2	457 69.4	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	3 4.4	18 26.5	19 27.9	28 41.2	0 0.0	21 30.9	47 69.1
	30歳～39歳	112 100.0	3 2.7	21 18.8	29 25.9	57 50.9	2 1.8	24 21.5	86 76.8
	40歳～49歳	121 100.0	4 3.3	25 20.7	43 35.5	47 38.8	2 1.7	29 24.0	90 74.3
	50歳～59歳	156 100.0	9 5.8	39 25.0	55 35.3	48 30.8	5 3.2	48 30.8	103 66.1
	60歳～69歳	113 100.0	5 4.4	35 31.0	34 30.1	37 32.7	2 1.8	40 35.4	71 62.8
	70歳以上	79 100.0	1 1.3	20 25.3	38 48.1	15 19.0	5 6.3	21 26.6	53 67.1
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	2 20.0	4 40.0	3 30.0	0 0.0	3 30.0	7 70.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計
*「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-1-1 障害者差別解消法(年齢層別)



「障害者差別解消法」について「内容を知っている(全体)」と回答した市民は、28.2%である。年齢層別で「内容を知っている(全体)」は、60歳～69歳の年齢層が35.4%で最も高く、次いで50歳～59歳の30.8%である。

逆に、「全く知らない(全体)」と回答したのは、30歳～39歳の50.9%が最も高い。

2) 通算居住年数別特徴

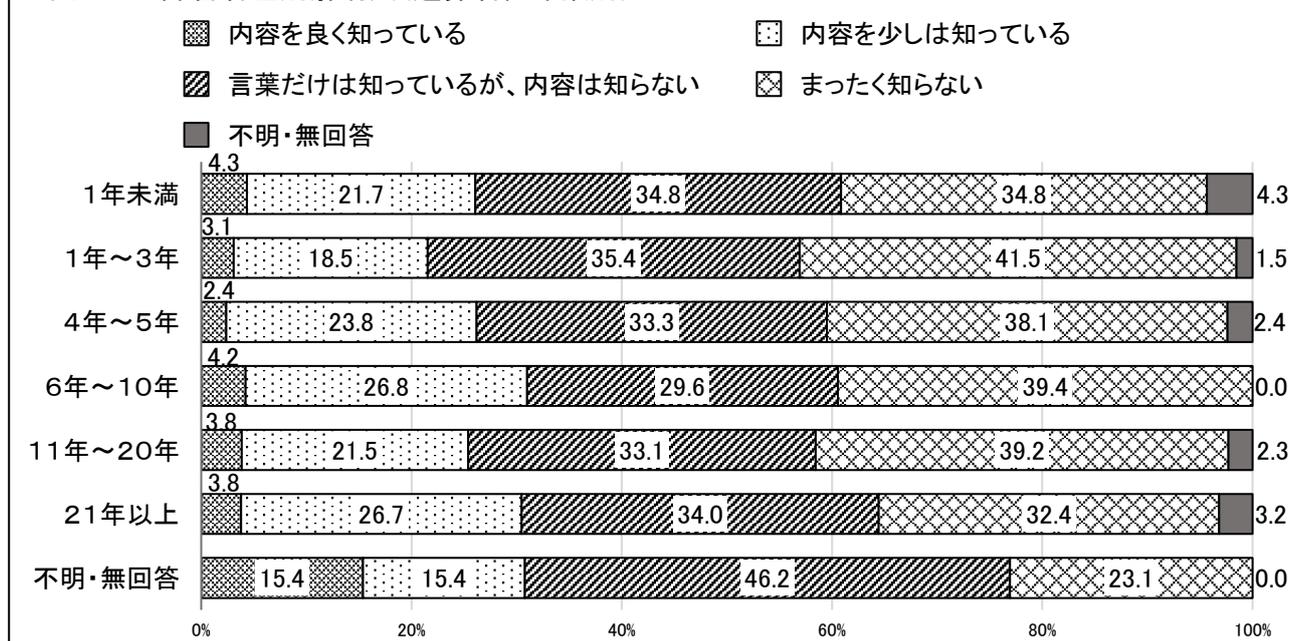
上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	1. 障害者差別解消法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少し知 っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知 ら ない	不 明・ 無 回 答			
全 体	659	26	160	222	235	16	186	457	
	100.0	3.9	24.3	33.7	35.7	2.4	28.2	69.4	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	1	5	8	8	1	6	16
		100.0	4.3	21.7	34.8	34.8	4.3	26.0	69.6
	1年～3年	65	2	12	23	27	1	14	50
		100.0	3.1	18.5	35.4	41.5	1.5	21.6	76.9
	4年～5年	42	1	10	14	16	1	11	30
		100.0	2.4	23.8	33.3	38.1	2.4	26.2	71.4
	6年～10年	71	3	19	21	28	0	22	49
		100.0	4.2	26.8	29.6	39.4	0.0	31.0	69.0
11年～20年	130	5	28	43	51	3	33	94	
	100.0	3.8	21.5	33.1	39.2	2.3	25.3	72.3	
21年以上	315	12	84	107	102	10	96	209	
	100.0	3.8	26.7	34.0	32.4	3.2	30.5	66.4	
不明・無回答	13	2	2	6	3	0	4	9	
	100.0	15.4	15.4	46.2	23.1	0.0	30.8	69.3	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計

*「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-1-2 障害者差別解消法(通算居住年数別)



通算居住年数による認知度に差異は見られない。

3) 職業別特徴

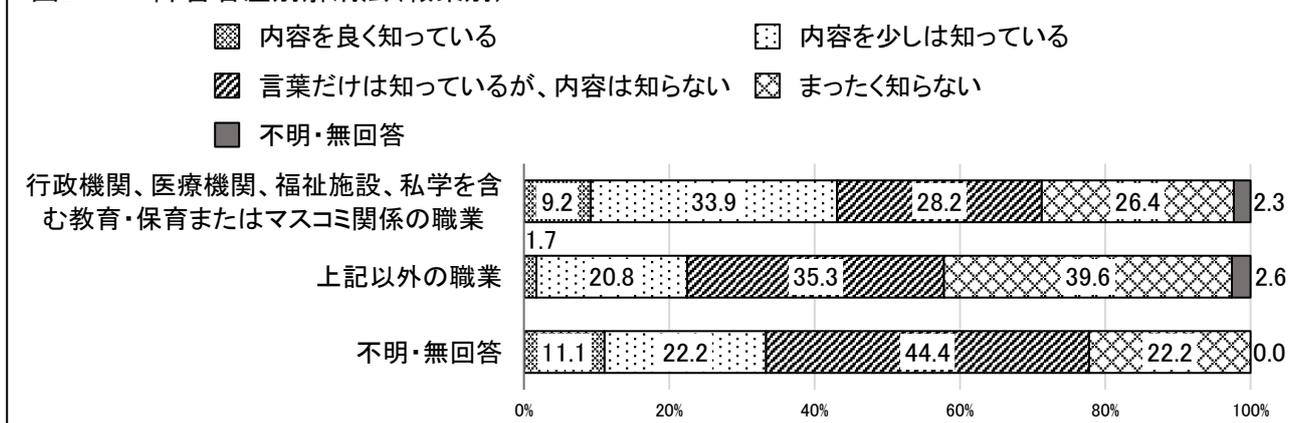
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度	1. 障害者差別解消法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っているが、 内容は 知らない	ま ったく 知らない	不 明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	26 3.9	160 24.3	222 33.7	235 35.7	16 2.4	186 28.2	457 69.4	
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	16 9.2	59 33.9	49 28.2	46 26.4	4 2.3	75 43.1	95 54.6
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	8 1.7	97 20.8	165 35.3	185 39.6	12 2.6	105 22.5	350 74.9
	不明・無回答	18 100.0	2 11.1	4 22.2	8 44.4	4 22.2	0 0.0	6 33.3	12 66.6

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計

*「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-1-3 障害者差別解消法(職業別)



特定職業従事者では、「内容を知っている(全体)」が43.1%で、上記以外の職業の22.5%と比べると、特定職業従事者の「障害者差別解消法」への認知度が高い。

問2-2 ヘイトスピーチ解消法

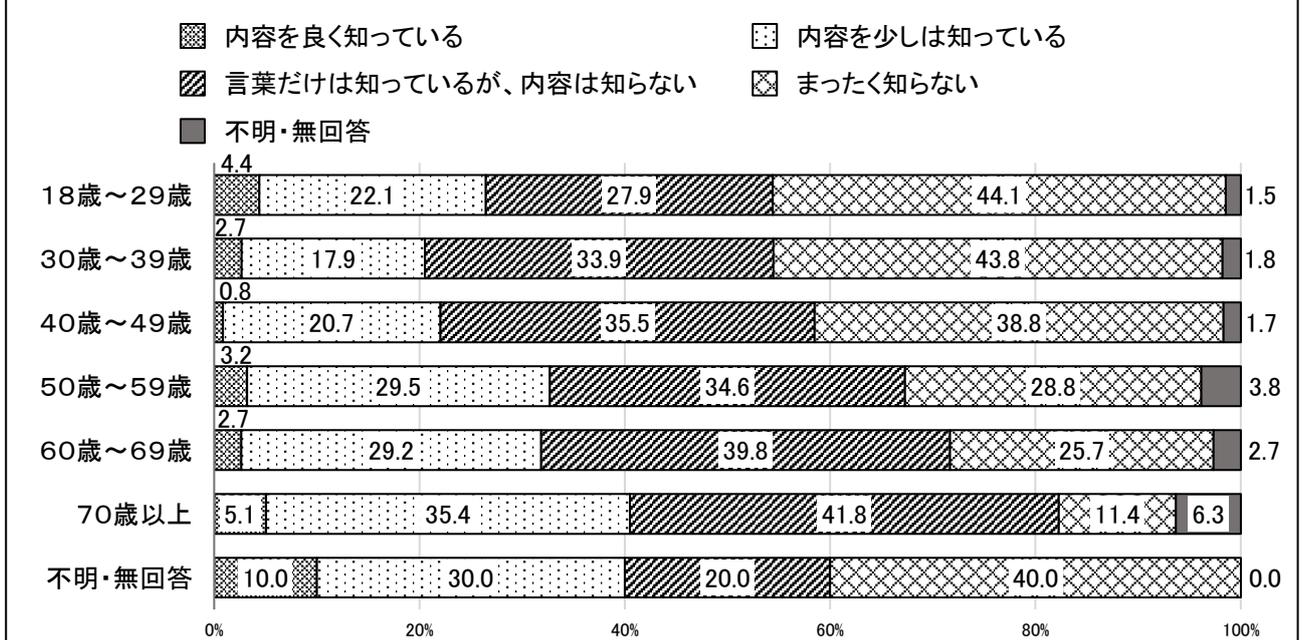
1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	2. ヘイトスピーチ解消法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知 ら ない	不 明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	20 3.0	163 24.7	249 37.8	208 31.6	19 2.9	183 27.7	457 69.4	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	3 4.4	15 22.1	19 27.9	30 44.1	1 1.5	18 26.5	49 72.0
	30歳～39歳	112 100.0	3 2.7	20 17.9	38 33.9	49 43.8	2 1.8	23 20.6	87 77.7
	40歳～49歳	121 100.0	1 0.8	25 20.7	43 35.5	47 38.8	2 1.7	26 21.5	90 74.3
	50歳～59歳	156 100.0	5 3.2	46 29.5	54 34.6	45 28.8	6 3.8	51 32.7	99 63.4
	60歳～69歳	113 100.0	3 2.7	33 29.2	45 39.8	29 25.7	3 2.7	36 31.9	74 65.5
	70歳以上	79 100.0	4 5.1	28 35.4	33 41.8	9 11.4	5 6.3	32 40.5	42 53.2
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	3 30.0	2 20.0	4 40.0	0 0.0	4 40.0	6 60.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-2-1 ヘイトスピーチ解消法(年齢層別)



「内容を知っている(全体)」で見れば、18歳～29歳では26.5%あるが、30歳～39歳(20.6%)から40歳～49歳(21.5%)で少し減少し、50歳～59歳(32.7%)、60歳～69歳(31.9%)、70歳以上(40.5%)で、また上昇していくというU字傾向がある。

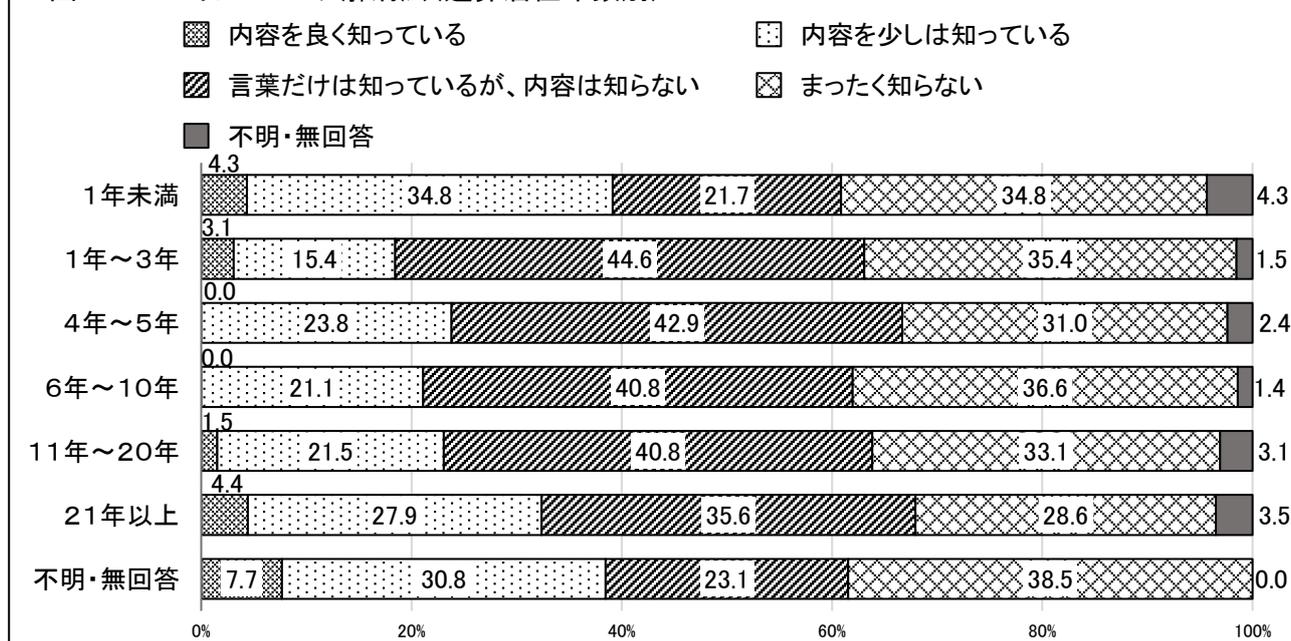
2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	2. ヘイトスピーチ解消法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている	ま ったく 知らない			不明・ 無回答
全 体	659	20	163	249	208	19	183	457	
	100.0	3.0	24.7	37.8	31.6	2.9	27.7	69.4	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	1	8	5	8	1	9	13
		100.0	4.3	34.8	21.7	34.8	4.3	39.1	56.5
	1年～3年	65	2	10	29	23	1	12	52
		100.0	3.1	15.4	44.6	35.4	1.5	18.5	80.0
	4年～5年	42	0	10	18	13	1	10	31
		100.0	0.0	23.8	42.9	31.0	2.4	23.8	73.9
	6年～10年	71	0	15	29	26	1	15	55
		100.0	0.0	21.1	40.8	36.6	1.4	21.1	77.4
11年～20年	130	2	28	53	43	4	30	96	
	100.0	1.5	21.5	40.8	33.1	3.1	23.0	73.9	
21年以上	315	14	88	112	90	11	102	202	
	100.0	4.4	27.9	35.6	28.6	3.5	32.3	64.2	
不明・無回答	13	1	4	3	5	0	5	8	
	100.0	7.7	30.8	23.1	38.5	0.0	38.5	61.6	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-2-2 ヘイトスピーチ解消法(通算居住年数別)



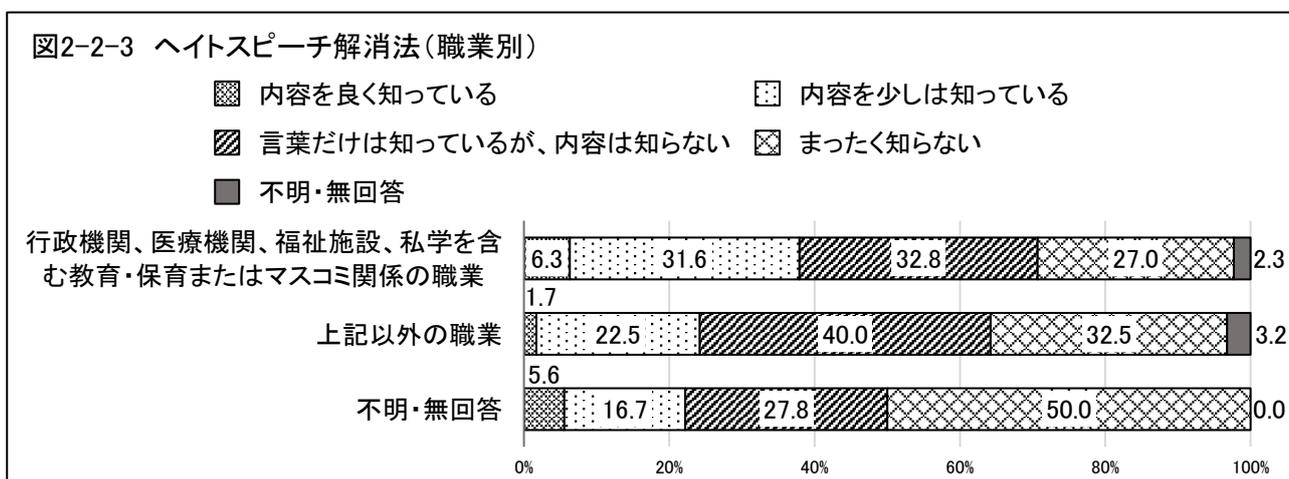
通算居住年数が短いから年齢が低いとは言えないが、年齢層別特徴でみられた認知度のU字傾向がうかがえる。「言葉はだけは知っているが、内容は知らない」「全く知らない」と回答した人の割合が全体で69.4%と高い。「ヘイトスピーチ解消推進法」の認知度が低い。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		2. ヘイトスピーチ解消法					内容を 知っている	内容を 知らない	
		回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を は知ら ない	言葉 だけ知 るが、 内容は 知らな い			ま ったく 知ら ない
全 体		659	20	163	249	208	19	183	457
		100.0	3.0	24.7	37.8	31.6	2.9	27.7	69.4
職業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	11	55	57	47	4	66	104
		100.0	6.3	31.6	32.8	27.0	2.3	37.9	59.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	8	105	187	152	15	113	339
		100.0	1.7	22.5	40.0	32.5	3.2	24.2	72.5
不明・無回答		18	1	3	5	9	0	4	14
		100.0	5.6	16.7	27.8	50.0	0.0	22.3	77.8

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「ヘイトスピーチ解消法」の認知度は、「内容を知っている(全体)」が37.9%で、上記以外の職業の24.2%と比べると13.7ポイント高い。

問2-3 部落差別解消推進法

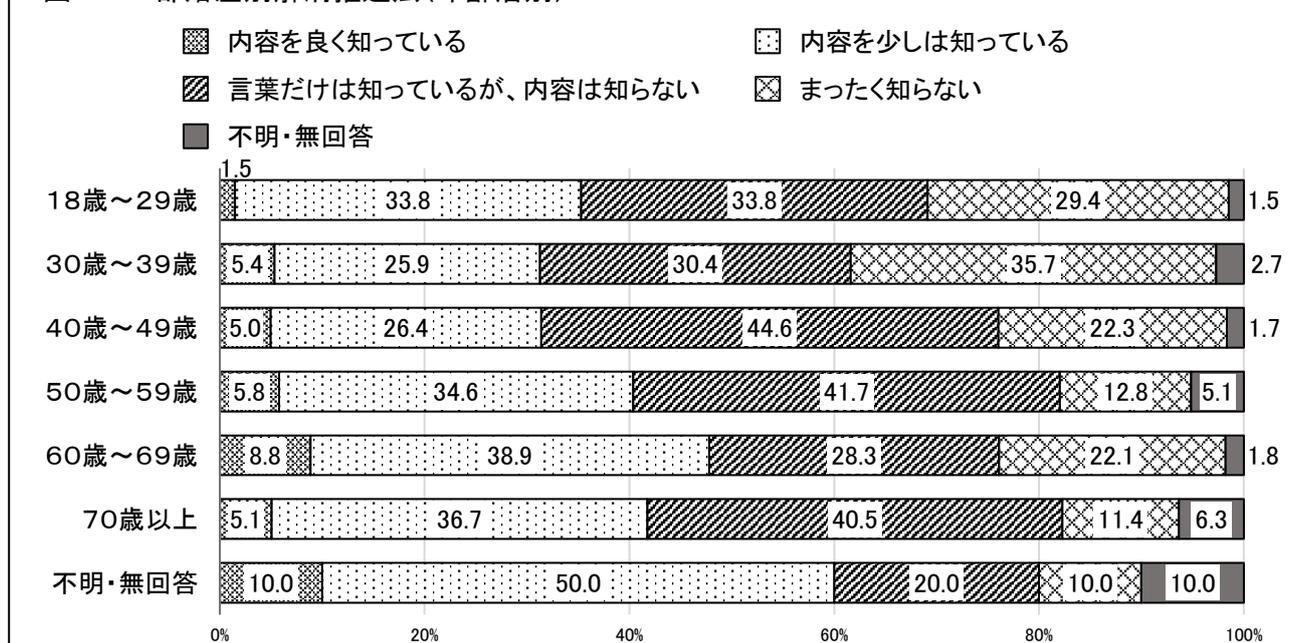
1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	3. 部落差別解消推進法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉だけ は知っている が、内容は 知らない	ま ったく 知らない	不明・ 無回答			
全 体	659 100.0	37 5.6	216 32.8	242 36.7	142 21.5	22 3.3	253 38.4	384 58.2	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	1 1.5	23 33.8	23 33.8	20 29.4	1 1.5	24 35.3	43 63.2
	30歳～39歳	112 100.0	6 5.4	29 25.9	34 30.4	40 35.7	3 2.7	35 31.3	74 66.1
	40歳～49歳	121 100.0	6 5.0	32 26.4	54 44.6	27 22.3	2 1.7	38 31.4	81 66.9
	50歳～59歳	156 100.0	9 5.8	54 34.6	65 41.7	20 12.8	8 5.1	63 40.4	85 54.5
	60歳～69歳	113 100.0	10 8.8	44 38.9	32 28.3	25 22.1	2 1.8	54 47.7	57 50.4
	70歳以上	79 100.0	4 5.1	29 36.7	32 40.5	9 11.4	5 6.3	33 41.8	41 51.9
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	5 50.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	6 60.0	3 30.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-3-1 部落差別解消推進法(年齢層別)



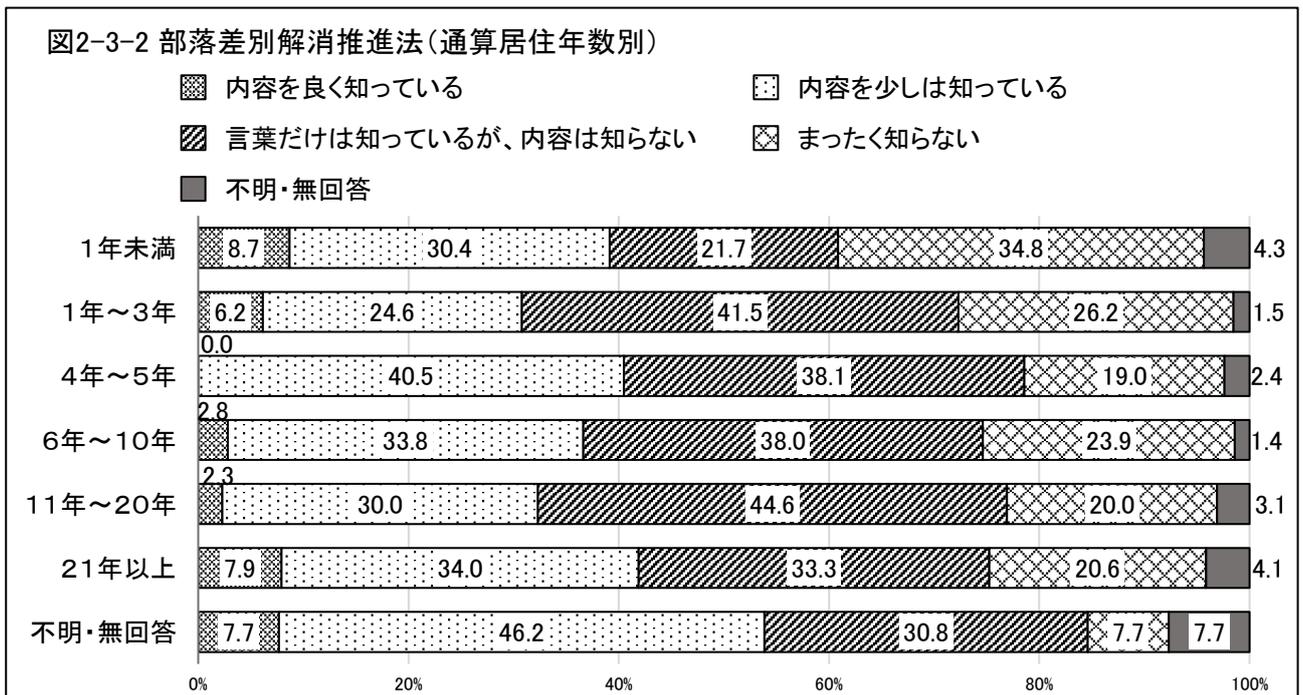
「部落差別解消推進法」の認知度は、「内容を知っている(全体)」では、18歳～29歳が35.3%、30歳～49歳で少し低くなり、50歳～59歳40.4%でまた上昇している(U字傾向)。70歳以上で41.8%と少し下がるが、49歳以下の人たちと比べれば、認知度は高い。

2) 通算居住年数別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	3. 部落差別解消推進法						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている	ま ったく 知らない			不明・ 無回答
全 体	659 100.0	37 5.6	216 32.8	242 36.7	142 21.5	22 3.3	253 38.4	384 58.2	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23 100.0	2 8.7	7 30.4	5 21.7	8 34.8	1 4.3	9 39.1	13 56.5
	1年～3年	65 100.0	4 6.2	16 24.6	27 41.5	17 26.2	1 1.5	20 30.8	44 67.7
	4年～5年	42 100.0	0 0.0	17 40.5	16 38.1	8 19.0	1 2.4	17 40.5	24 57.1
	6年～10年	71 100.0	2 2.8	24 33.8	27 38.0	17 23.9	1 1.4	26 36.6	44 61.9
	11年～20年	130 100.0	3 2.3	39 30.0	58 44.6	26 20.0	4 3.1	42 32.3	84 64.6
	21年以上	315 100.0	25 7.9	107 34.0	105 33.3	65 20.6	13 4.1	132 41.9	170 53.9
	不明・無回答	13 100.0	1 7.7	6 46.2	4 30.8	1 7.7	1 7.7	7 53.9	5 38.5

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



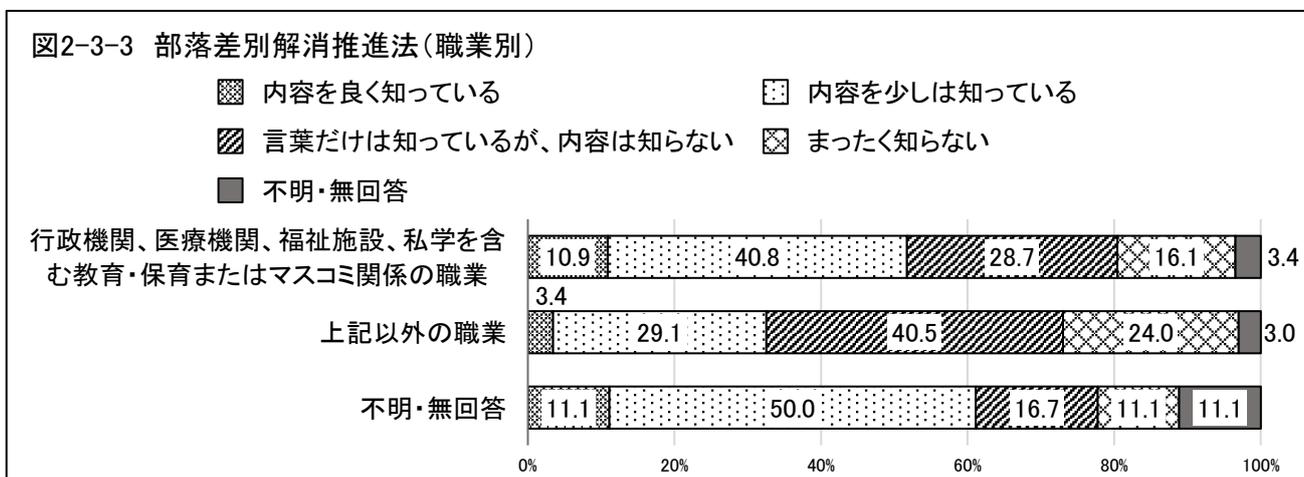
通算居住年数の認知度では、「内容を知っている(全体)」との回答は、4年～5年、21年以上で40%を少し超えている。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		3. 部落差別解消推進法						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知 ら ない		
全 体		659 100.0	37 5.6	216 32.8	242 36.7	142 21.5	22 3.3	253 38.4	384 58.2
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	19 10.9	71 40.8	50 28.7	28 16.1	6 3.4	90 51.7	78 44.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	16 3.4	136 29.1	189 40.5	112 24.0	14 3.0	152 32.5	301 64.5
	不明・無回答	18 100.0	2 11.1	9 50.0	3 16.7	2 11.1	2 11.1	11 61.1	5 27.8

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は51.7%、上記以外の職業では32.5%になっている。特定職業従事者の認知度が高い。

問2-4 世界人権宣言

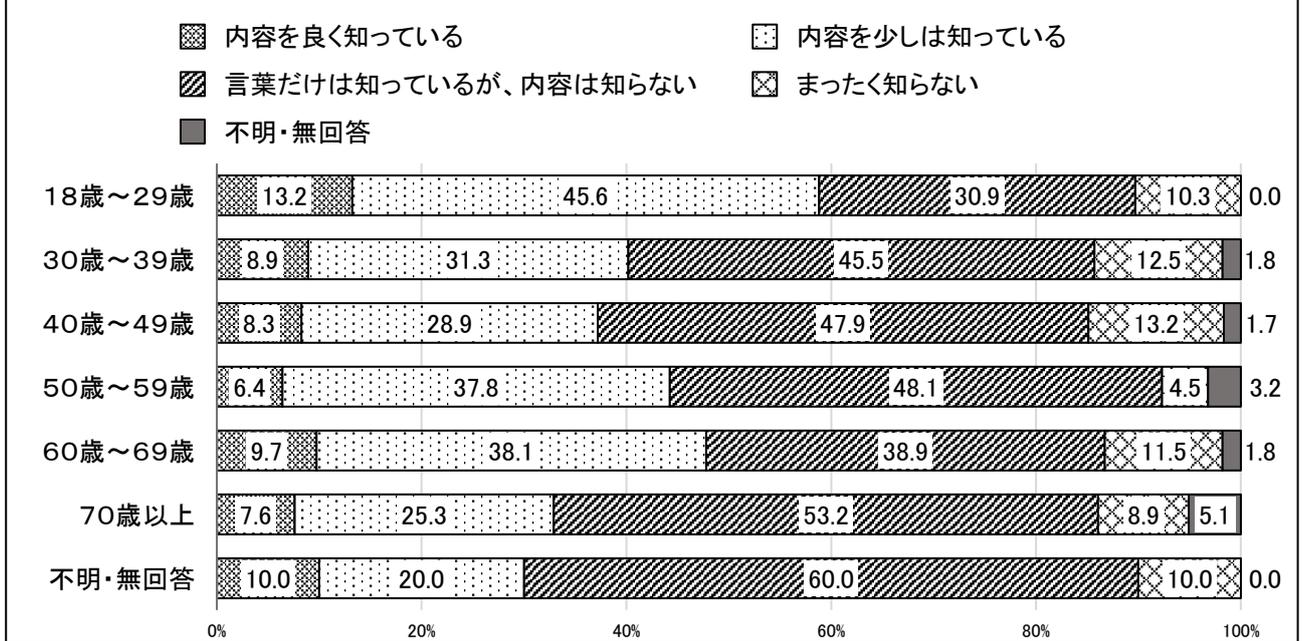
1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	4. 世界人権宣言						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知ら ない	不 明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	57 8.6	225 34.1	297 45.1	65 9.9	15 2.3	282 42.7	362 55.0	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	9 13.2	31 45.6	21 30.9	7 10.3	0 0.0	40 58.8	28 41.2
	30歳～39歳	112 100.0	10 8.9	35 31.3	51 45.5	14 12.5	2 1.8	45 40.2	65 58.0
	40歳～49歳	121 100.0	10 8.3	35 28.9	58 47.9	16 13.2	2 1.7	45 37.2	74 61.1
	50歳～59歳	156 100.0	10 6.4	59 37.8	75 48.1	7 4.5	5 3.2	69 44.2	82 52.6
	60歳～69歳	113 100.0	11 9.7	43 38.1	44 38.9	13 11.5	2 1.8	54 47.8	57 50.4
	70歳以上	79 100.0	6 7.6	20 25.3	42 53.2	7 8.9	4 5.1	26 32.9	49 62.1
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	2 20.0	6 60.0	1 10.0	0 0.0	3 30.0	7 70.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-4-1 世界人権宣言(年齢層別)



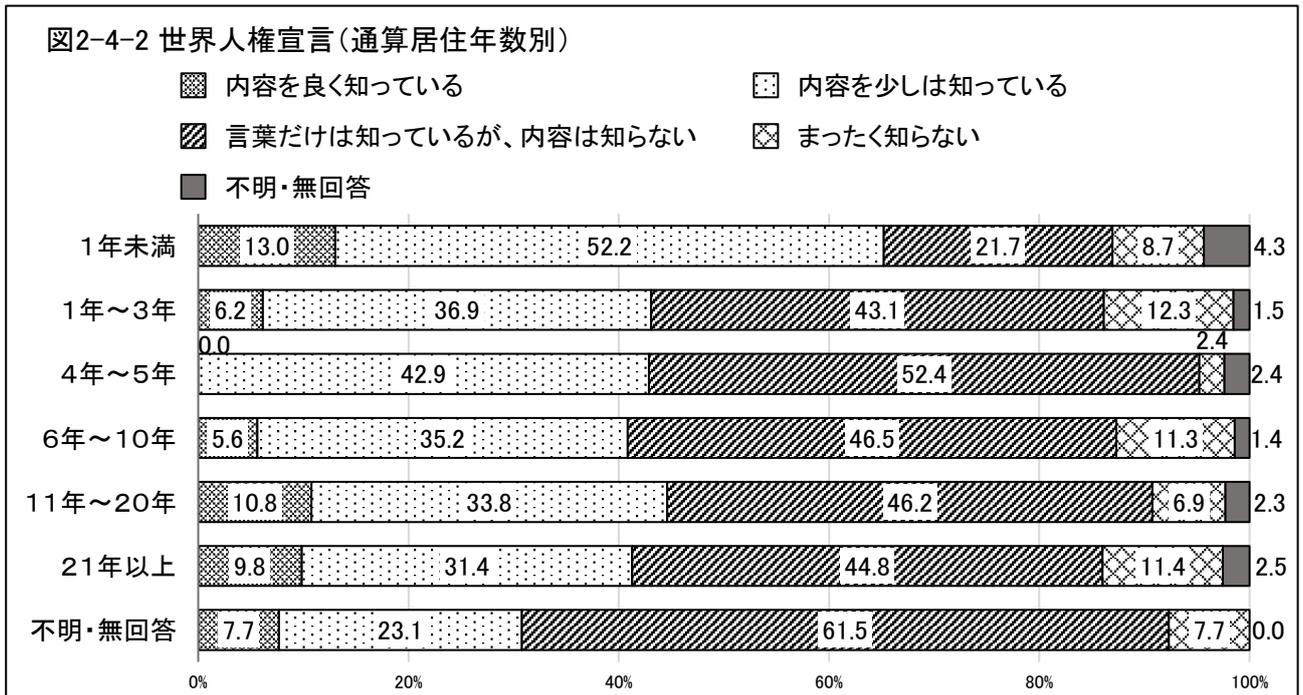
世界人権宣言の「内容を知っている(全体)」は、18歳～29歳が58.8%と最も高く、次いで60歳～69歳の47.8%で、ここでもU字カーブの傾向が見られる。一方で、50歳～59歳の「全く知らない」と回答した人の割合が4.5%と他の年齢層と比べて低い。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	4. 世界人権宣言						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知ら ない	不 明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	57 8.6	225 34.1	297 45.1	65 9.9	15 2.3	282 42.7	362 55.0	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23 100.0	3 13.0	12 52.2	5 21.7	2 8.7	1 4.3	15 65.2	7 30.4
	1年～3年	65 100.0	4 6.2	24 36.9	28 43.1	8 12.3	1 1.5	28 43.1	36 55.4
	4年～5年	42 100.0	0 0.0	18 42.9	22 52.4	1 2.4	1 2.4	18 42.9	23 54.8
	6年～10年	71 100.0	4 5.6	25 35.2	33 46.5	8 11.3	1 1.4	29 40.8	41 57.8
	11年～20年	130 100.0	14 10.8	44 33.8	60 46.2	9 6.9	3 2.3	58 44.6	69 53.1
	21年以上	315 100.0	31 9.8	99 31.4	141 44.8	36 11.4	8 2.5	130 41.2	177 56.2
	不明・無回答	13 100.0	1 7.7	3 23.1	8 61.5	1 7.7	0 0.0	4 30.8	9 69.2

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



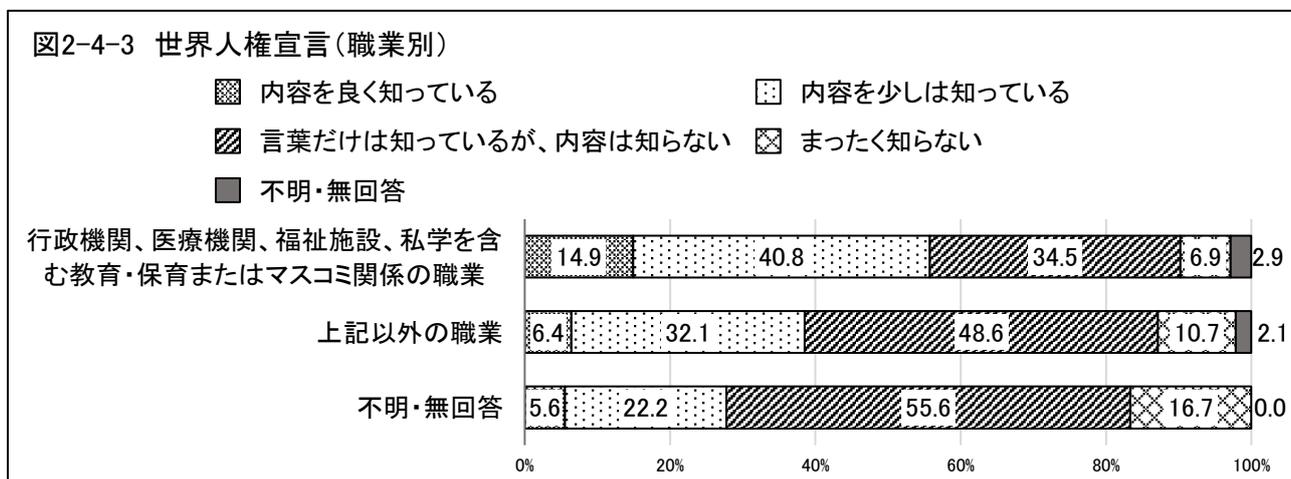
通算居住年数1年未満の人たちの「内容を知っている(全体)」は65.2%で、他の居住年数の約40%と比べて高い。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度	4. 世界人権宣言						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている	ま ったく 知 ら ない			不 明・ 無 回 答
全 体	659 100.0	57 8.6	225 34.1	297 45.1	65 9.9	15 2.3	282 42.7	362 55.0	
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	26 14.9	71 40.8	60 34.5	12 6.9	5 2.9	97 55.7	72 41.4
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	30 6.4	150 32.1	227 48.6	50 10.7	10 2.1	180 38.5	277 59.3
	不明・無回答	18 100.0	1 5.6	4 22.2	10 55.6	3 16.7	0 0.0	5 27.8	13 72.3

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は55.7%あり、半数以上が内容について認知している。一方、上記以外の職業の人たちは、38.5%にとどまっている。

問2-5 子どもの権利条約

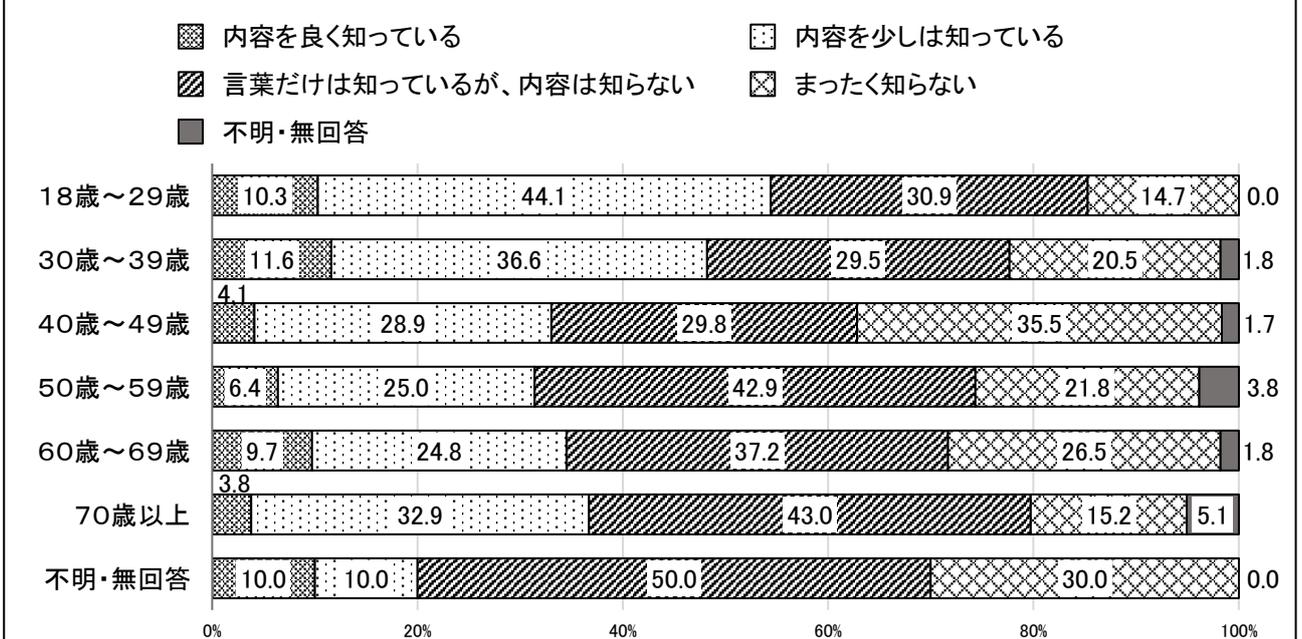
1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	5. 子どもの権利条約						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知 っている	言葉 だけ は知 っている が、 内容 は知 らない	ま った く知 ら ない	不 明・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	50 7.6	200 30.3	238 36.1	155 23.5	16 2.4	250 37.9	393 59.6	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	7 10.3	30 44.1	21 30.9	10 14.7	0 0.0	37 54.4	31 45.6
	30歳～39歳	112 100.0	13 11.6	41 36.6	33 29.5	23 20.5	2 1.8	54 48.2	56 50.0
	40歳～49歳	121 100.0	5 4.1	35 28.9	36 29.8	43 35.5	2 1.7	40 33.0	79 65.3
	50歳～59歳	156 100.0	10 6.4	39 25.0	67 42.9	34 21.8	6 3.8	49 31.4	101 64.7
	60歳～69歳	113 100.0	11 9.7	28 24.8	42 37.2	30 26.5	2 1.8	39 34.5	72 63.7
	70歳以上	79 100.0	3 3.8	26 32.9	34 43.0	12 15.2	4 5.1	29 36.7	46 58.2
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	1 10.0	5 50.0	3 30.0	0 0.0	2 20.0	8 80.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-5-1 子どもの権利条約(年齢層別)



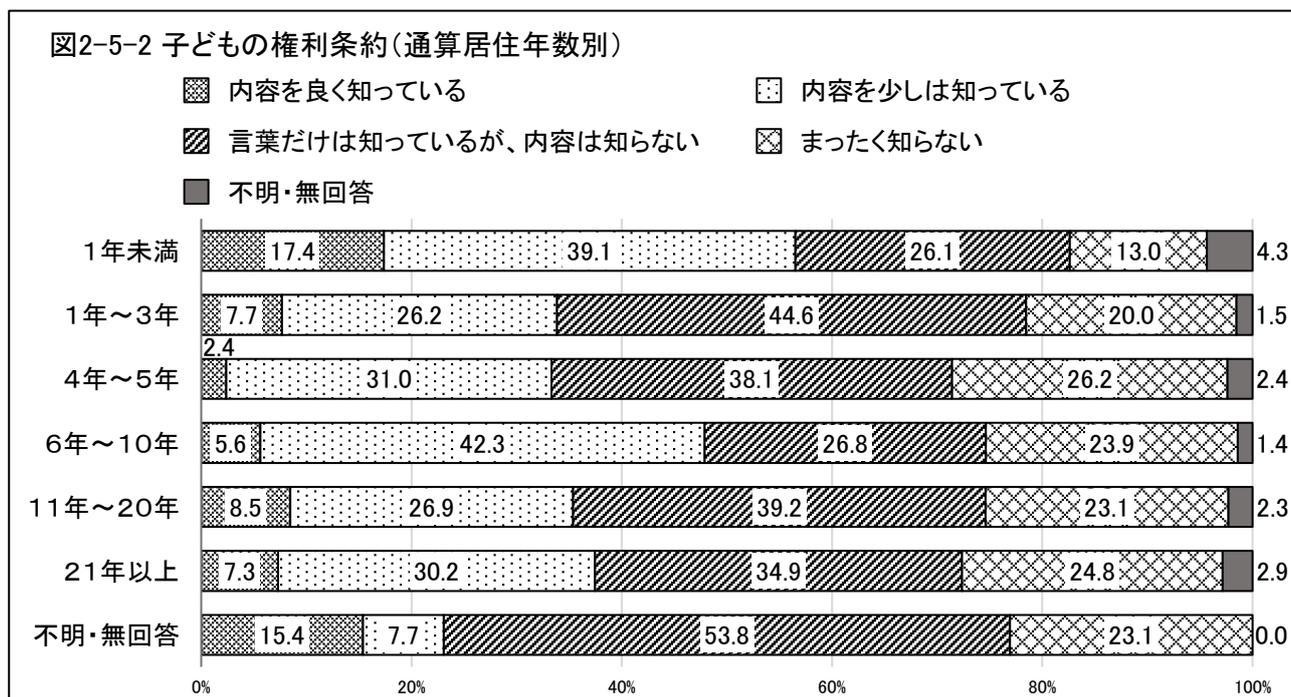
年齢層別の「内容を知っている(全体)」は18歳～29歳(54.4%)の若い年齢層が高く、50歳～59歳(31.4%)に最低のピークがあり、それ以降の年齢層で上昇していくU字型を形成している。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	5. 子どもの権利条約						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 っている	内容を 少しは 知っている	言葉 だけ知 っている が、内 容は知 らない	ま ったく 知ら ない	不 明・ 無回 答			
全 体	659	50	200	238	155	16	250	393	
	100.0	7.6	30.3	36.1	23.5	2.4	37.9	59.6	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	4	9	6	3	1	13	9
		100.0	17.4	39.1	26.1	13.0	4.3	56.5	39.1
	1年～3年	65	5	17	29	13	1	22	42
		100.0	7.7	26.2	44.6	20.0	1.5	33.9	64.6
	4年～5年	42	1	13	16	11	1	14	27
		100.0	2.4	31.0	38.1	26.2	2.4	33.4	64.3
	6年～10年	71	4	30	19	17	1	34	36
		100.0	5.6	42.3	26.8	23.9	1.4	47.9	50.7
11年～20年	130	11	35	51	30	3	46	81	
	100.0	8.5	26.9	39.2	23.1	2.3	35.4	62.3	
21年以上	315	23	95	110	78	9	118	188	
	100.0	7.3	30.2	34.9	24.8	2.9	37.5	59.7	
不明・無回答	13	2	1	7	3	0	3	10	
	100.0	15.4	7.7	53.8	23.1	0.0	23.1	76.9	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



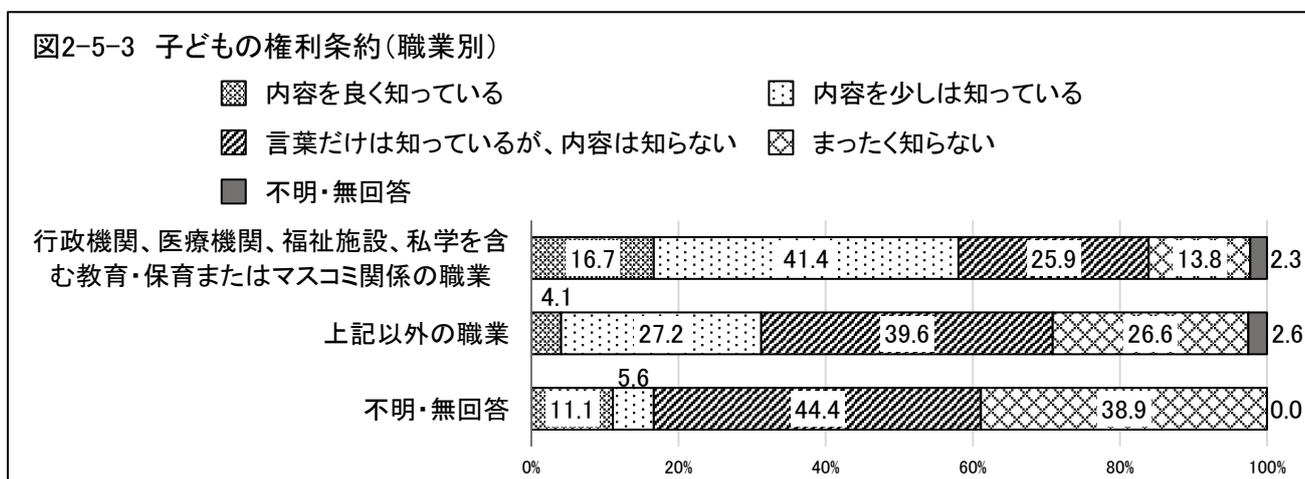
通算居住年数による「内容を知っている(全体)」は、1年未満で56.5%と最も高く、次いで6年～10年の47.9%となっている。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		5. 子どもの権利条約					内容を 知っている	内容を 知らない	
		回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている			ま ったく 知ら ない
全 体		659	50	200	238	155	16	250	393
		100.0	7.6	30.3	36.1	23.5	2.4	37.9	59.6
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	29	72	45	24	4	101	69
		100.0	16.7	41.4	25.9	13.8	2.3	58.1	39.7
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	19	127	185	124	12	146	309
		100.0	4.1	27.2	39.6	26.6	2.6	31.3	66.2
不明・無回答		18	2	1	8	7	0	3	15
		100.0	11.1	5.6	44.4	38.9	0.0	16.7	83.3

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は58.1%で、上記以外の職業の人たちの31.3%に比べて27.8ポイント高い数値を示している。

問2-6 児童虐待の防止に関する法律（子ども虐待防止法）

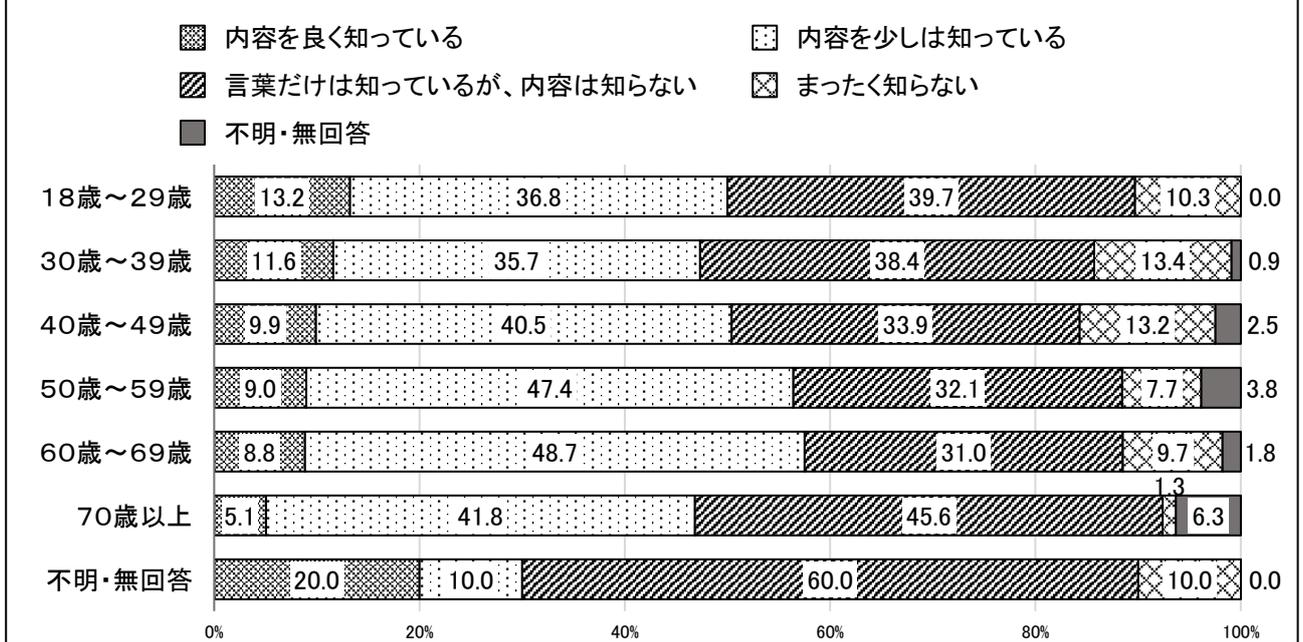
1) 年齢層別特徴

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	6. 児童虐待の防止に関する法律(子ども虐待防止法)						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 らな い	不明・ 無回 答			
全 体	659	64	277	238	63	17	341	301	
	100.0	9.7	42.0	36.1	9.6	2.6	51.7	45.7	
年 齢	18歳～29歳	68	9	25	27	7	0	34	34
		100.0	13.2	36.8	39.7	10.3	0.0	50.0	50.0
	30歳～39歳	112	13	40	43	15	1	53	58
		100.0	11.6	35.7	38.4	13.4	0.9	47.3	51.8
	40歳～49歳	121	12	49	41	16	3	61	57
		100.0	9.9	40.5	33.9	13.2	2.5	50.4	47.1
	50歳～59歳	156	14	74	50	12	6	88	62
		100.0	9.0	47.4	32.1	7.7	3.8	56.4	39.8
60歳～69歳	113	10	55	35	11	2	65	46	
	100.0	8.8	48.7	31.0	9.7	1.8	57.5	40.7	
70歳以上	79	4	33	36	1	5	37	37	
	100.0	5.1	41.8	45.6	1.3	6.3	46.9	46.9	
不明・無回答	10	2	1	6	1	0	3	7	
	100.0	20.0	10.0	60.0	10.0	0.0	30.0	70.0	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-6-1 児童虐待の防止に関する法律(子ども虐待防止法)(年齢層別)



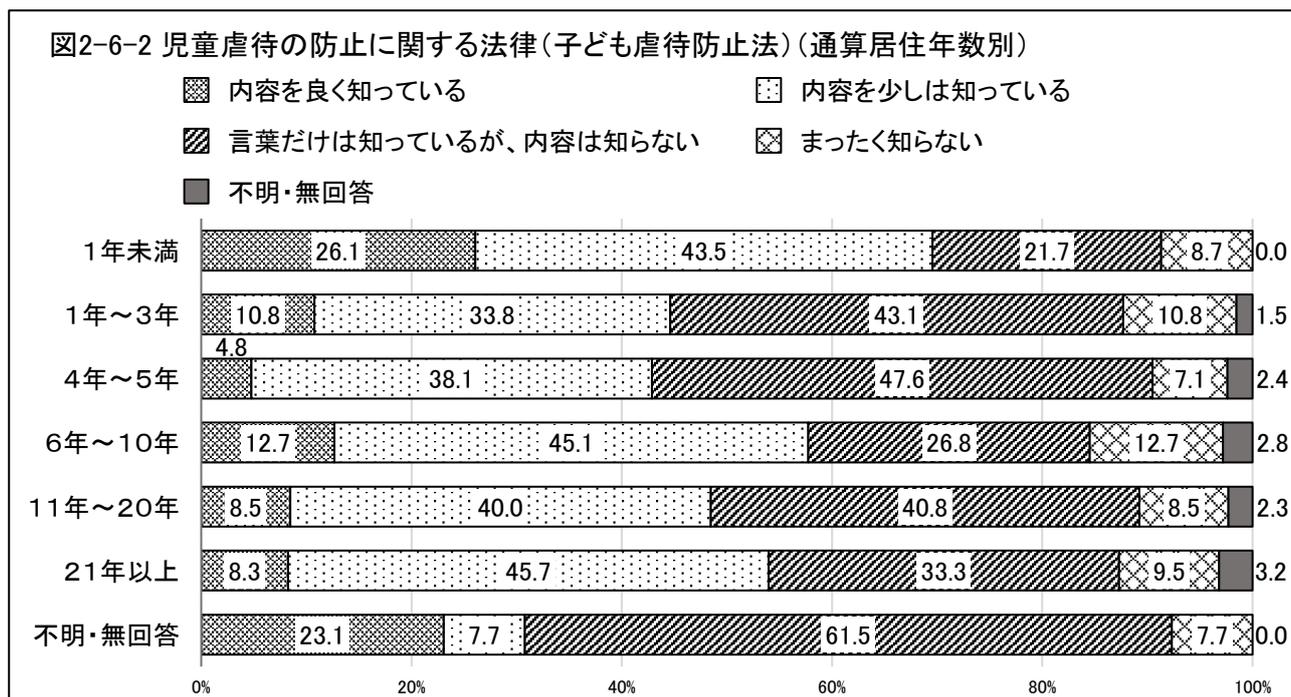
「内容をよく知っている」で見れば、18歳～29歳の13.2%が最も高く、30歳～39歳11.6%、40歳～49歳9.9%、50歳～59歳9.0%、60歳～69歳8.8%、70歳以上5.1%と年齢が高くなるにつれて認知度は低くなっている。しかし、「内容を知っている(全体)」で見れば、年齢別層による認知度に大きな差はない。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	6. 児童虐待の防止に関する法律(子ども虐待防止法)						内容を 知っ ている	内容を 知ら ない	
	回 答 者 数	て 内 容 を 良 く 知 っ て い る	知 内 容 を 少 し は 知 っ て い る	内 容 は 知 ら な い が 、 言 葉 だ け は 知 っ て い る	ま た く 知 ら な い	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659	64	277	238	63	17	341	301	
	100.0	9.7	42.0	36.1	9.6	2.6	51.7	45.7	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	6	10	5	2	0	16	7
		100.0	26.1	43.5	21.7	8.7	0.0	69.6	30.4
	1年～3年	65	7	22	28	7	1	29	35
		100.0	10.8	33.8	43.1	10.8	1.5	44.6	53.9
	4年～5年	42	2	16	20	3	1	18	23
		100.0	4.8	38.1	47.6	7.1	2.4	42.9	54.7
	6年～10年	71	9	32	19	9	2	41	28
		100.0	12.7	45.1	26.8	12.7	2.8	57.8	39.5
11年～20年	130	11	52	53	11	3	63	64	
	100.0	8.5	40.0	40.8	8.5	2.3	48.5	49.3	
21年以上	315	26	144	105	30	10	170	135	
	100.0	8.3	45.7	33.3	9.5	3.2	54.0	42.8	
不明・無回答	13	3	1	8	1	0	4	9	
	100.0	23.1	7.7	61.5	7.7	0.0	30.8	69.2	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



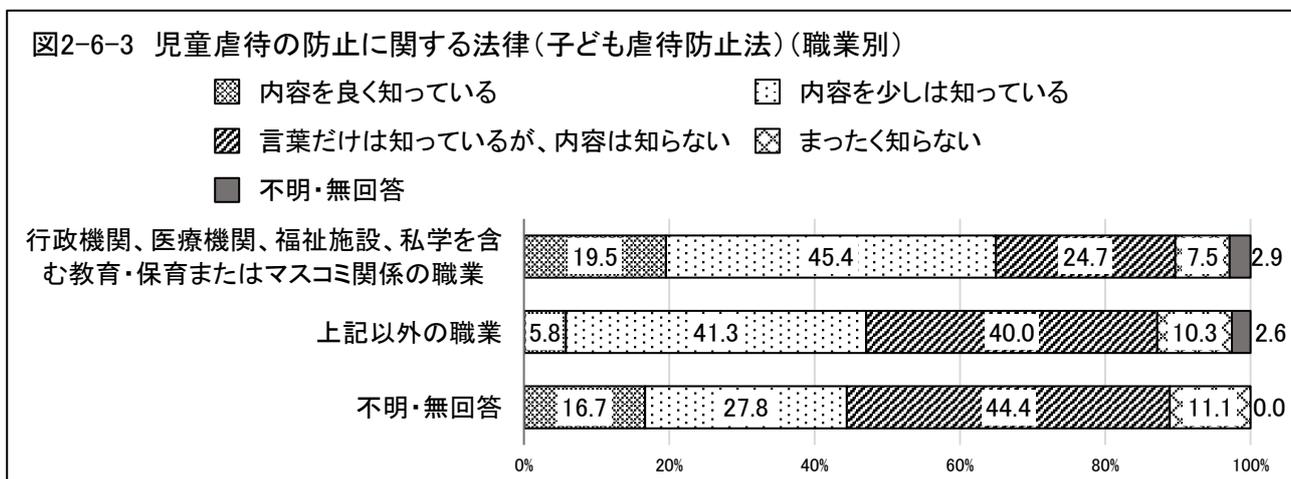
通算居住年数による「内容を知っている(全体)」とする認知度は、1年未満が69.6%と最も高く、次いで6年～7年の57.8%になっている。法令名の認知ということでは、「内容を良く知っている」「内容を少しは知っている」「言葉だけは知っているが内容は知らない」を合わせると、どの居住年数においても85%～90%程度ある。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		6. 児童虐待の防止に関する法律(子ども虐待防止法)						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答 者数	て内 容を 良く 知っ た	知内 容を 少し は	内 容は 知ら ない	言 葉 だけ は知 るが 、内 容は 知ら ない	ま った く 知 ら ない		
全 体		659 100.0	64 9.7	277 42.0	238 36.1	63 9.6	17 2.6	341 51.7	301 45.7
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む 教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	34 19.5	79 45.4	43 24.7	13 7.5	5 2.9	113 64.9	56 32.2
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	27 5.8	193 41.3	187 40.0	48 10.3	12 2.6	220 47.1	235 50.3
	不明・無回答	18 100.0	3 16.7	5 27.8	8 44.4	2 11.1	0 0.0	8 44.5	10 55.5

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は64.9%で、上記以外の職業の人たちの47.1%に比べて17.8ポイント高い数値を示している。

問2-7 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

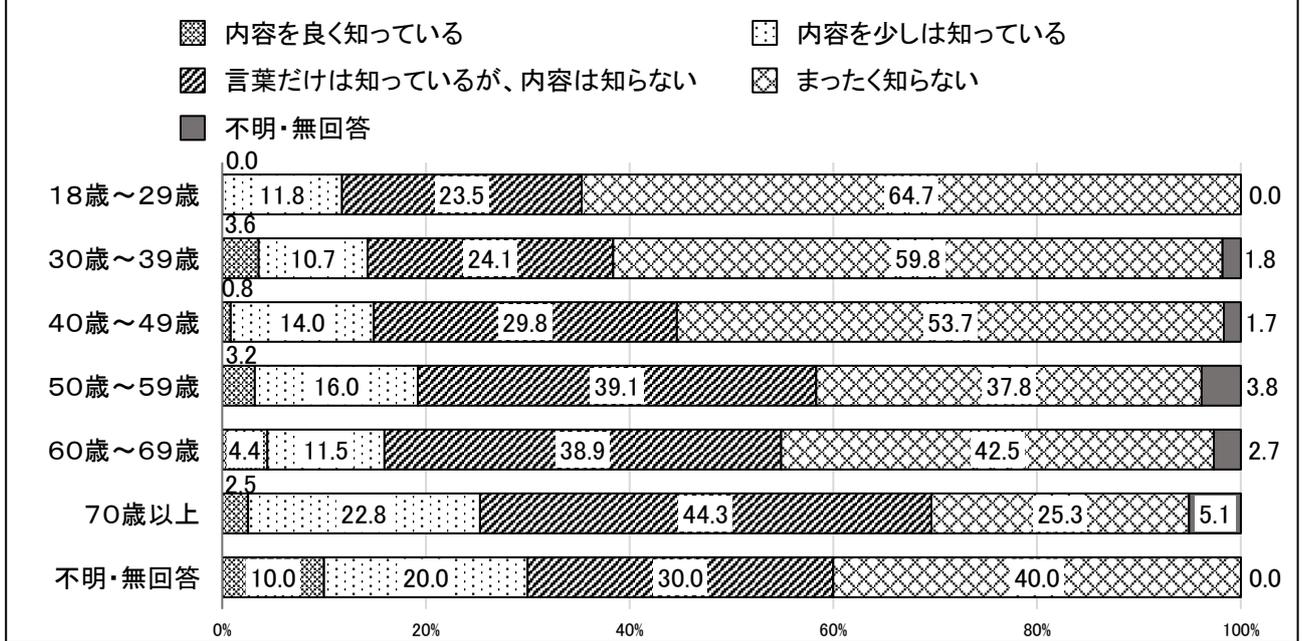
1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	7. 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 らな い	不明・ 無回 答			
全 体	659 100.0	18 2.7	95 14.4	222 33.7	307 46.6	17 2.6	113 17.1	529 80.3	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	0 0.0	8 11.8	16 23.5	44 64.7	0 0.0	8 11.8	60 88.2
	30歳～39歳	112 100.0	4 3.6	12 10.7	27 24.1	67 59.8	2 1.8	16 14.3	94 83.9
	40歳～49歳	121 100.0	1 0.8	17 14.0	36 29.8	65 53.7	2 1.7	18 14.8	101 83.5
	50歳～59歳	156 100.0	5 3.2	25 16.0	61 39.1	59 37.8	6 3.8	30 19.2	120 76.9
	60歳～69歳	113 100.0	5 4.4	13 11.5	44 38.9	48 42.5	3 2.7	18 15.9	92 81.4
	70歳以上	79 100.0	2 2.5	18 22.8	35 44.3	20 25.3	4 5.1	20 25.3	55 69.6
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	2 20.0	3 30.0	4 40.0	0 0.0	3 30.0	7 70.0

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-7-1 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例(年齢層別)



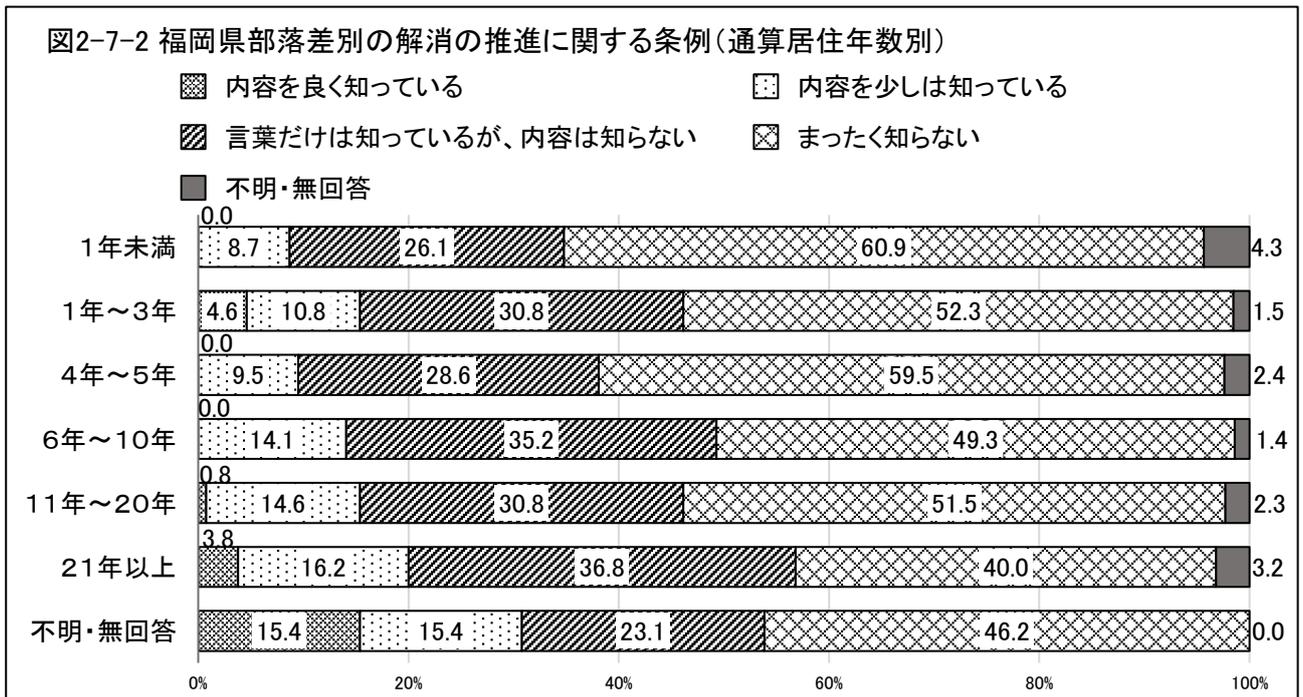
「内容を知っている(全体)」では、18歳～29歳で11.8%、30歳～39歳で14.3%、40歳～49歳で14.8%と、若い年齢層ほど条例の認知度は低い。どの年齢層においても「内容を知らない(全体)」とする回答が多い。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	7. 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答 者数	て内 容を 良く 知っ た	知内 つ容 てを い少 るし は	内て 容い 葉は るだ けは ら、 は知 っ	なま いっ たく 知ら ら	不明 ・無 回答			
全 体	659	18	95	222	307	17	113	529	
	100.0	2.7	14.4	33.7	46.6	2.6	17.1	80.3	
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	0	2	6	14	1	2	20
		100.0	0.0	8.7	26.1	60.9	4.3	8.7	87.0
	1年～3年	65	3	7	20	34	1	10	54
		100.0	4.6	10.8	30.8	52.3	1.5	15.4	83.1
	4年～5年	42	0	4	12	25	1	4	37
		100.0	0.0	9.5	28.6	59.5	2.4	9.5	88.1
	6年～10年	71	0	10	25	35	1	10	60
		100.0	0.0	14.1	35.2	49.3	1.4	14.1	84.5
11年～20年	130	1	19	40	67	3	20	107	
	100.0	0.8	14.6	30.8	51.5	2.3	15.4	82.3	
21年以上	315	12	51	116	126	10	63	242	
	100.0	3.8	16.2	36.8	40.0	3.2	20.0	76.8	
不明・無回答	13	2	2	3	6	0	4	9	
	100.0	15.4	15.4	23.1	46.2	0.0	30.8	69.3	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



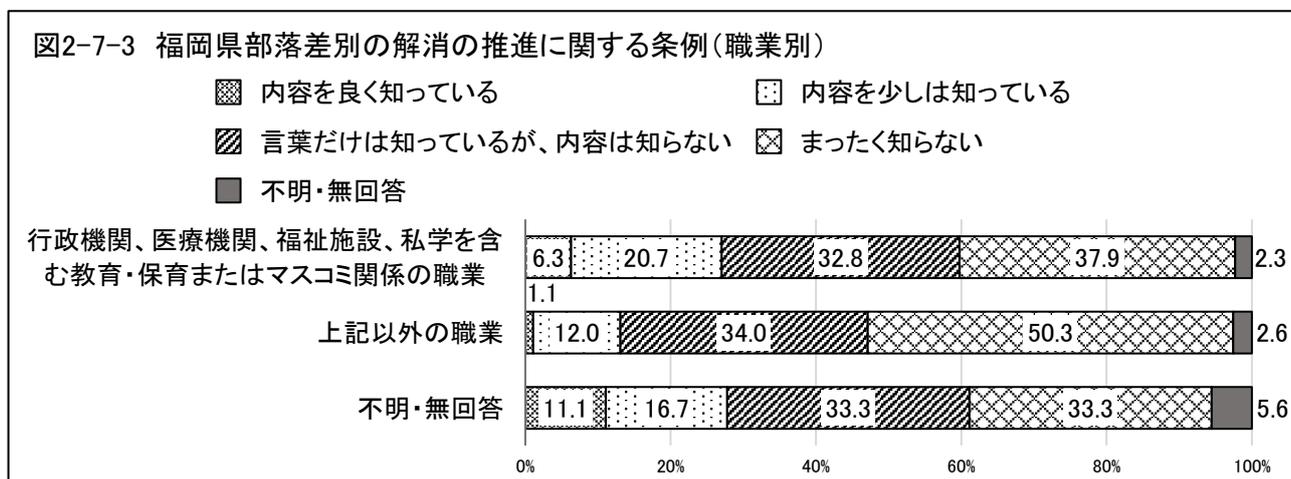
「内容を知っている(全体)」とする回答は、21年以上の20.0%が最も高く、80%以上が「内容を知らない」と回答している。条例の認知度が低い。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		7. 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答 者数	て 内容 を 良 く 知 っ て い る	知 内 容 を 少 し は 知 っ て い る	内 容 は 知 ら な い	言 葉 だ け は 知 っ て い る が 、 内 容 は 知 ら な い	ま っ た く 知 ら な い		
全 体		659	18	95	222	307	17	113	529
		100.0	2.7	14.4	33.7	46.6	2.6	17.1	80.3
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	11	36	57	66	4	47	123
		100.0	6.3	20.7	32.8	37.9	2.3	27.0	70.7
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	5	56	159	235	12	61	394
		100.0	1.1	12.0	34.0	50.3	2.6	13.1	84.3
不明・無回答		18	2	3	6	6	1	5	12
		100.0	11.1	16.7	33.3	33.3	5.6	27.8	66.6

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は27.0%で、上記以外の職業の人たちの13.1%に比べて13.9ポイント高いが、その認知度はともに低い。

問2-8 春日市人権を尊ぶまちづくり条例

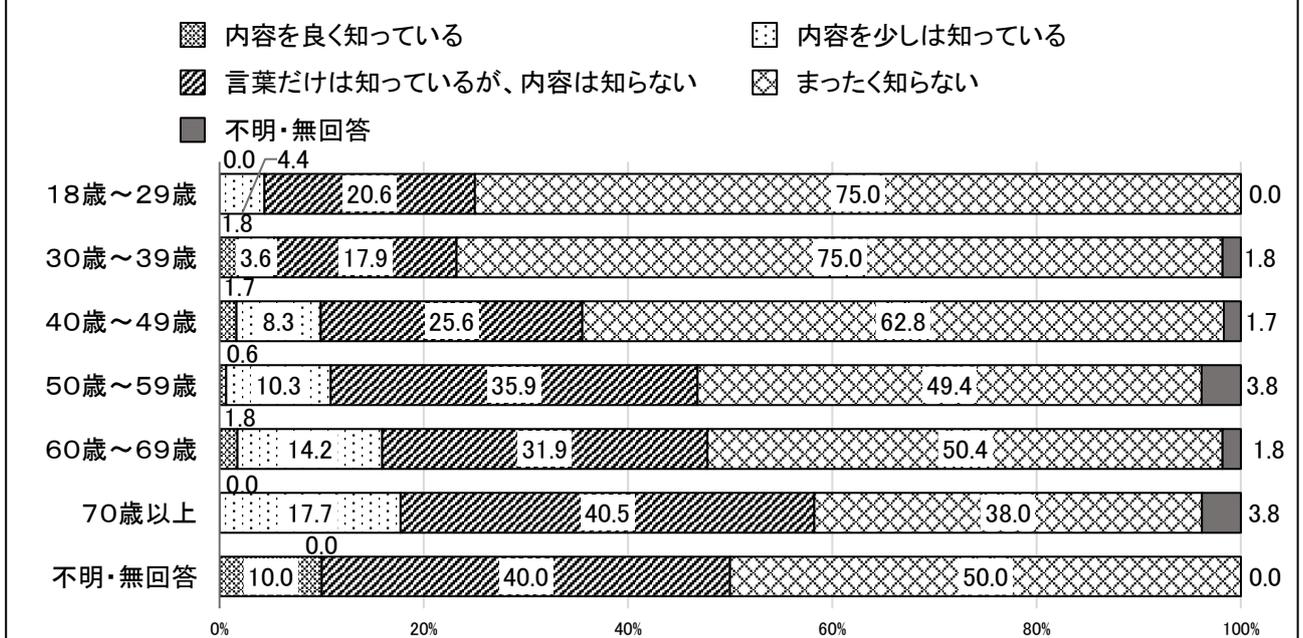
1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	8. 春日市人権を尊ぶまちづくり条例						内容を 知っている	内容を 知らない	
	回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	言葉 だけ知 らな い	ま った く 知 ら な い	不 明・ 無 回 答			
全 体	659	8	63	193	380	15	71	573	
	100.0	1.2	9.6	29.3	57.7	2.3	10.8	87.0	
年 齢	18歳～29歳	68	0	3	14	51	0	3	65
		100.0	0.0	4.4	20.6	75.0	0.0	4.4	95.6
	30歳～39歳	112	2	4	20	84	2	6	104
		100.0	1.8	3.6	17.9	75.0	1.8	5.4	92.9
	40歳～49歳	121	2	10	31	76	2	12	107
		100.0	1.7	8.3	25.6	62.8	1.7	10.0	88.4
	50歳～59歳	156	1	16	56	77	6	17	133
		100.0	0.6	10.3	35.9	49.4	3.8	10.9	85.3
60歳～69歳	113	2	16	36	57	2	18	93	
	100.0	1.8	14.2	31.9	50.4	1.8	16.0	82.3	
70歳以上	79	0	14	32	30	3	14	62	
	100.0	0.0	17.7	40.5	38.0	3.8	17.7	78.5	
不明・無回答	10	1	0	4	5	0	1	9	
	100.0	10.0	0.0	40.0	50.0	0.0	10.0	90.0	

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図2-8-1 春日市人権を尊ぶまちづくり条例(年齢層別)



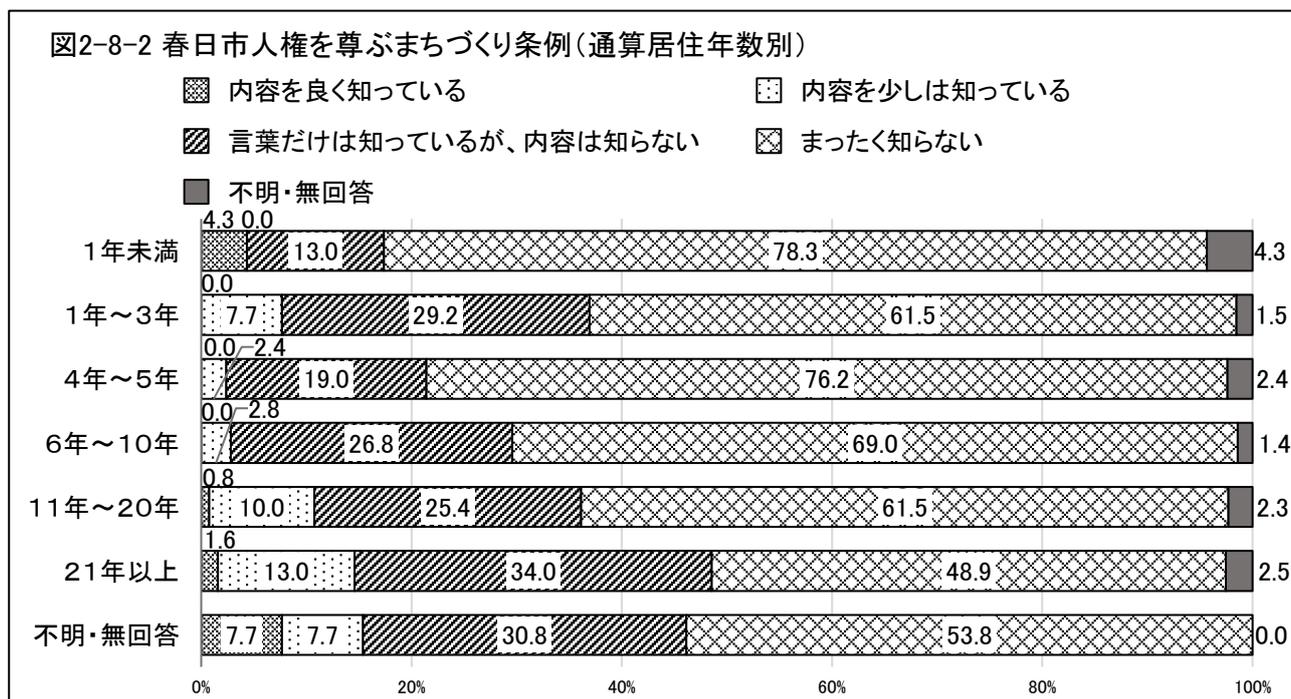
18歳～39歳までは、75%、50歳～69歳では約50%が「まったく知らない」。条例の認知度を「言葉だけは知っているが、内容は知らない」まで含めると、年齢層が上がるにつれて高くなり70歳以上の58.2%が最も高い。しかし、その認知は「内容は知らない」が、50歳以上で3割から4割あり内容が伝わっていない様子が見えてくる。

2) 通算居住年数別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本 本文書等の認知度	8. 春日市人権を尊ぶまちづくり条例						内容を 知っている	内容を 知らない
	回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	言葉 だけ知 らな い	ま った く 知 ら な い	不 明・ 無 回 答		
全 体	659	8	63	193	380	15	71	573
	100.0	1.2	9.6	29.3	57.7	2.3	10.8	87.0
通 算 居 住 年 数	1年未満	23	1	0	3	18	1	21
		100.0	4.3	0.0	13.0	78.3	4.3	91.3
	1年～3年	65	0	5	19	40	1	59
		100.0	0.0	7.7	29.2	61.5	1.5	90.7
	4年～5年	42	0	1	8	32	1	40
		100.0	0.0	2.4	19.0	76.2	2.4	95.2
	6年～10年	71	0	2	19	49	1	68
		100.0	0.0	2.8	26.8	69.0	1.4	95.8
11年～20年	130	1	13	33	80	3	14	113
	100.0	0.8	10.0	25.4	61.5	2.3	10.8	86.9
21年以上	315	5	41	107	154	8	46	261
	100.0	1.6	13.0	34.0	48.9	2.5	14.6	82.9
不明・無回答	13	1	1	4	7	0	2	11
	100.0	7.7	7.7	30.8	53.8	0.0	15.4	84.6

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 *「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



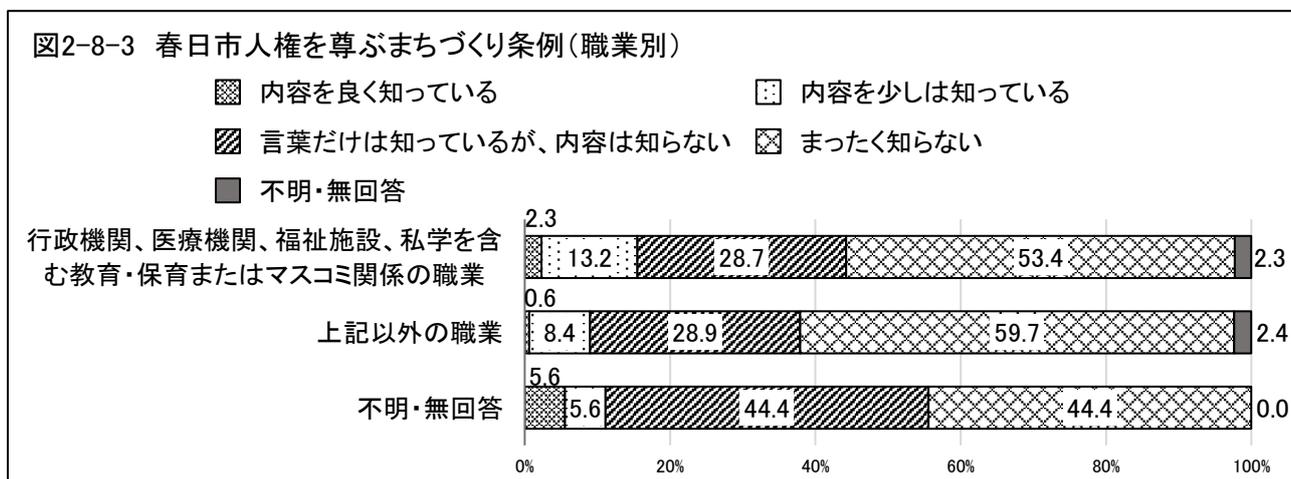
「内容を知っている(全体)」の回答は、11年～20年10.8%、21年以上が14.6%で、他は、10%以下で条例への認知度が低い。

3) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問2 人権関係法令や基本文書等の認知度		8. 春日市人権を尊ぶまちづくり条例						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答者 数	内容を 良く知 つ	内容を 少しは 知	内容を 知らない	言葉 だけ知 っている	ま ったく 知ら ない		
全 体		659	8	63	193	380	15	71	573
		100.0	1.2	9.6	29.3	57.7	2.3	10.8	87.0
職業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	4	23	50	93	4	27	143
		100.0	2.3	13.2	28.7	53.4	2.3	15.5	82.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	3	39	135	279	11	42	414
		100.0	0.6	8.4	28.9	59.7	2.4	9.0	88.6
不明・無回答		18	1	1	8	8	0	2	16
		100.0	5.6	5.6	44.4	44.4	0.0	11.2	88.8

*「内容を知っている」・「内容を良く知っている」と「内容を少しは知っている」の合計 * 「内容を知らない」・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計



特定職業従事者の「内容を知っている(全体)」は15.5%、上記以外の職業では9.0%で6.5ポイントの差があるが、「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」の認知度はともに低い。

問3 関心がある人権問題

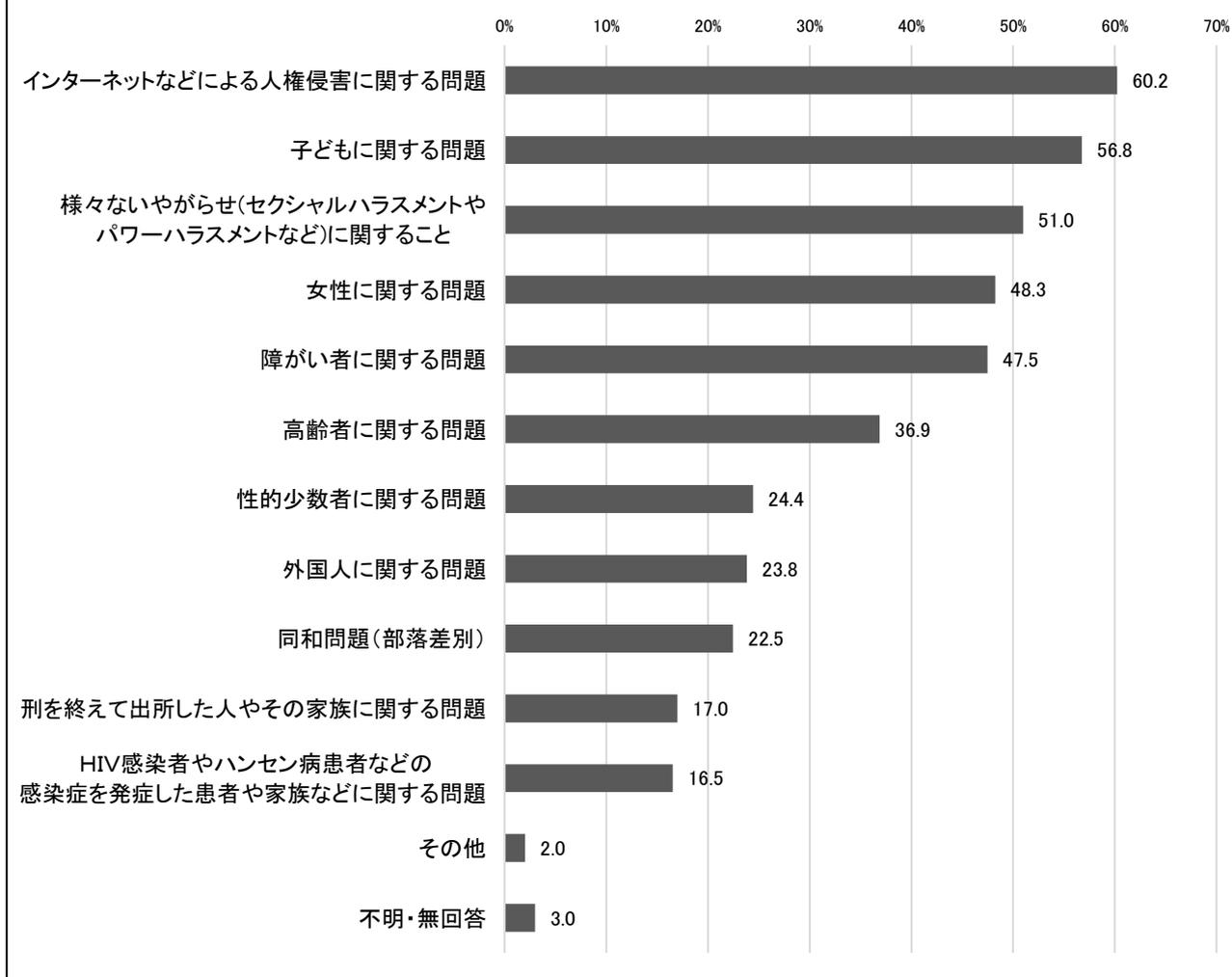
問3 現在の日本社会には、様々な人権問題があります。あなたは、どのような人権問題に関心がありますか。関心があるものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問3 関心がある「人権問題」		回答者数	(部落差別) 同和問題	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	外国人に関する問題
全体		659	148	318	374	243	313	157
		100.0	22.5	48.3	56.8	36.9	47.5	23.8
年齢	18歳～29歳	68	13	35	33	17	36	18
		100.0	19.1	51.5	48.5	25.0	52.9	26.5
	30歳～39歳	112	26	71	82	24	51	31
		100.0	23.2	63.4	73.2	21.4	45.5	27.7
	40歳～49歳	121	28	61	79	33	54	29
		100.0	23.1	50.4	65.3	27.3	44.6	24.0
	50歳～59歳	156	31	61	76	64	73	28
		100.0	19.9	39.1	48.7	41.0	46.8	17.9
年齢	60歳～69歳	113	30	56	58	58	55	27
		100.0	26.5	49.6	51.3	51.3	48.7	23.9
	70歳以上	79	18	28	39	41	37	22
		100.0	22.8	35.4	49.4	51.9	46.8	27.8
年齢	不明・無回答	10	2	6	7	6	7	2
		100.0	20.0	60.0	70.0	60.0	70.0	20.0
問3 関心がある「人権問題」		問や染セH 題家症ンI 族を病V な発患感 など症者染 関したどや す患のハ る者感	すにイン るよるター る問題人 権侵害に 関	る人刑 問題やを その終え の家て 族に出 に所 関し た	問性的 題的少数 者者 に 関 する	な(セク トやバ ワール ハラス メント など)に 関する こと	その他	不明・無 回答
全体		109	397	112	161	336	13	20
		16.5	60.2	17.0	24.4	51.0	2.0	3.0
年齢	18歳～29歳	10	42	9	25	28	1	0
		14.7	61.8	13.2	36.8	41.2	1.5	0.0
	30歳～39歳	21	71	21	32	56	3	2
		18.8	63.4	18.8	28.6	50.0	2.7	1.8
	40歳～49歳	14	67	19	31	56	2	4
		11.6	55.4	15.7	25.6	46.3	1.7	3.3
	50歳～59歳	25	95	25	33	76	3	5
		16.0	60.9	16.0	21.2	48.7	1.9	3.2
年齢	60歳～69歳	23	73	22	23	68	1	5
		20.4	64.6	19.5	20.4	60.2	0.9	4.4
	70歳以上	13	41	15	13	44	2	4
		16.5	51.9	19.0	16.5	55.7	2.5	5.1
年齢	不明・無回答	3	8	1	4	8	1	0
		30.0	80.0	10.0	40.0	80.0	10.0	0.0

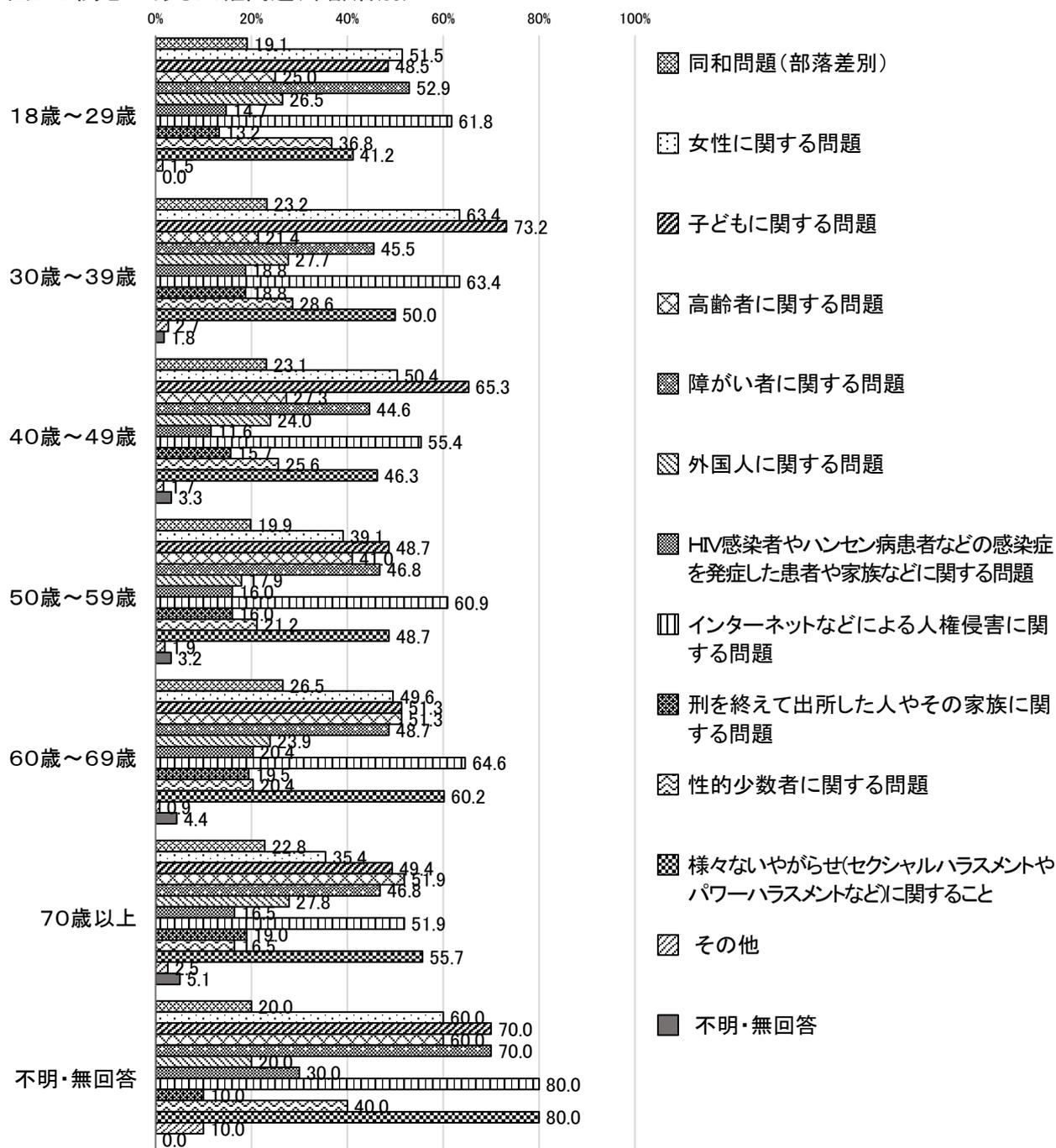
図3-1 関心がある人権問題(全体)



今日的な人権課題である「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」への関心が60.2%と最も高い。次いで「子どもに関する問題」が56.8%、3番目が「様々ないやがらせ(セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど)に関する問題」で51.0%と、半数以上の人がこれらの人権課題に関心を寄せている。

一方、結婚や就職において不利な扱いが問題とされている「性的少数者に関する問題」24.4%、「外国人に関する問題」23.8%、「同和問題(部落差別)」22.5%で、関心度としては他と比べてやや低い。

図3-2 関心がある人権問題(年齢層別)



関心が高かった人権課題のうち、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」が最も高いのは、18歳～29歳（61.8%）で、次いで60歳～69歳（64.6%）、50歳～59歳（60.9%）となっている。

「子どもの問題」への関心が最も高い年齢層は、30歳～39歳（73.2%）で、次いで40歳～49歳（65.3%）となっている。

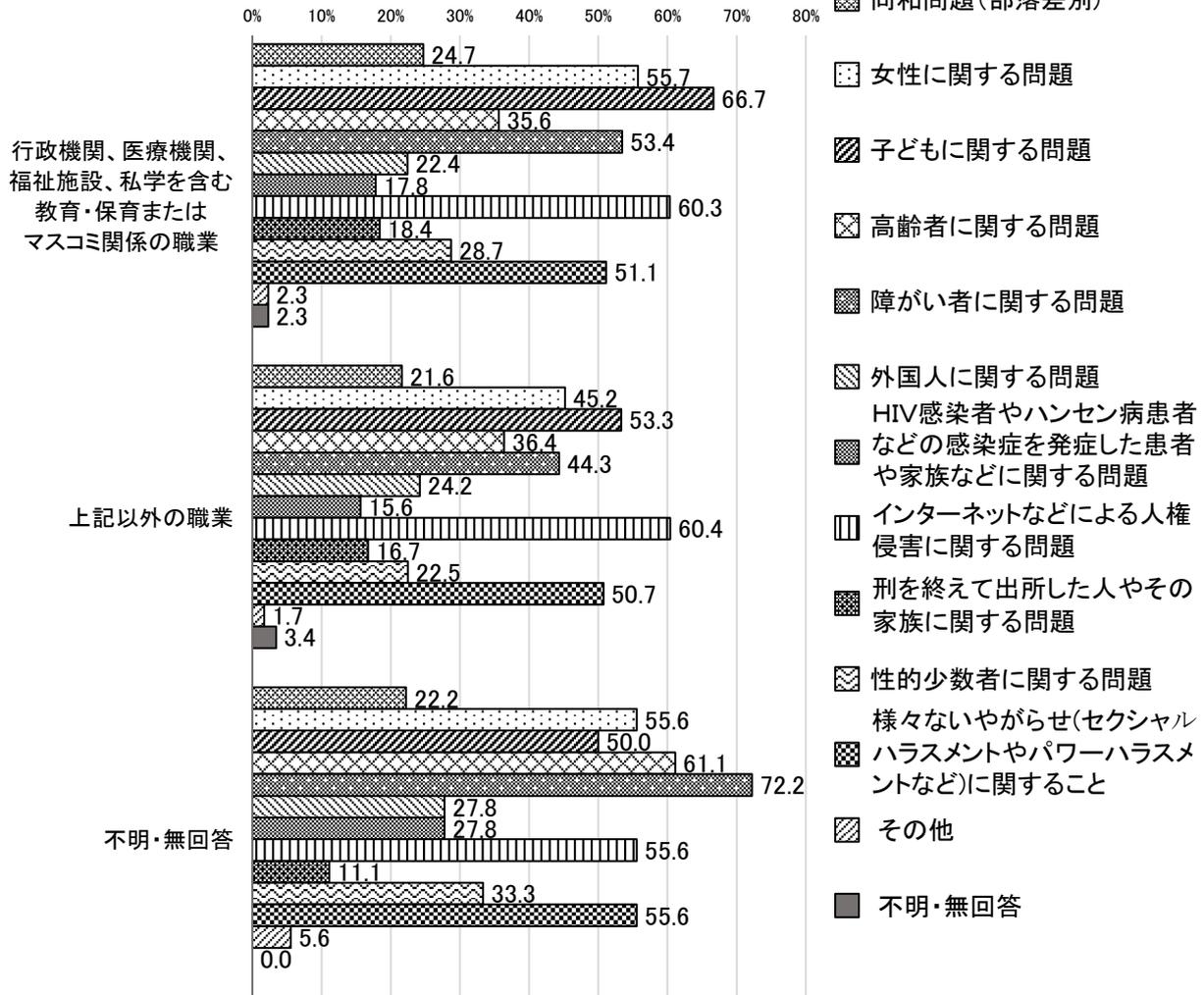
「様々ないやがらせ(セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど)に関すること」については、60歳～69歳が60.2%と最も関心が高く、30歳～39歳（50.0%）、40歳～49歳（46.3%）、50歳～59歳（48.7%）では約50%の関心度である。一方、18歳～29歳が41.2%と最も低い。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問3 関心がある「人権問題」		回答者数	(同和問題 部落差別)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がい者に関する問題	外国人に関する問題
全 体		659	148	318	374	243	313	157
		100.0	22.5	48.3	56.8	36.9	47.5	23.8
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	43	97	116	62	93	39
		100.0	24.7	55.7	66.7	35.6	53.4	22.4
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	101	211	249	170	207	113
		100.0	21.6	45.2	53.3	36.4	44.3	24.2
不明・無回答		18	4	10	9	11	13	5
		100.0	22.2	55.6	50.0	61.1	72.2	27.8
問3 関心がある「人権問題」		患者H 者なI やどV 家の感 族染者 など症 にをハ 関発ン す症セ るしン 問た病 題患	人イン 権ンタ 侵害ー 害にネ 関ツト するな どのに よる	家刑を 族を終 にえて 関する 出所し た人や その	性的少 数者に 関する 問題	スル様 メハ々 ンラな トスい なメや ンがら 〜トラ にやせ 関パ(セ すワセ るク コハシ とラヤ	その他	不明・ 無回答
全 体		109	397	112	161	336	13	20
		16.5	60.2	17.0	24.4	51.0	2.0	3.0
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	31	105	32	50	89	4	4
		17.8	60.3	18.4	28.7	51.1	2.3	2.3
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	73	282	78	105	237	8	16
		15.6	60.4	16.7	22.5	50.7	1.7	3.4
不明・無回答		5	10	2	6	10	1	0
		27.8	55.6	11.1	33.3	55.6	5.6	0.0

図3-3 関心がある人権問題(職業別)



特定職業従事者の半数(50%)があげている人権課題への関心は、「女性に関する問題」(55.7%)、「子どもに関する問題」(66.7%)、「障がい者に関する問題」(53.4%)、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」(60.3%)、「様々ないやがらせ(セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど)に関すること」(51.1%)の5項目である。

上記以外の職業については、「子どもに関する問題」(53.3%)、「インターネットなどによる人権侵害に関する問題」(60.4%)、「様々ないやがらせ(セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど)に関すること」(50.7%)の、3項目である。

問4 この5年間に受けた差別や人権侵害の事由

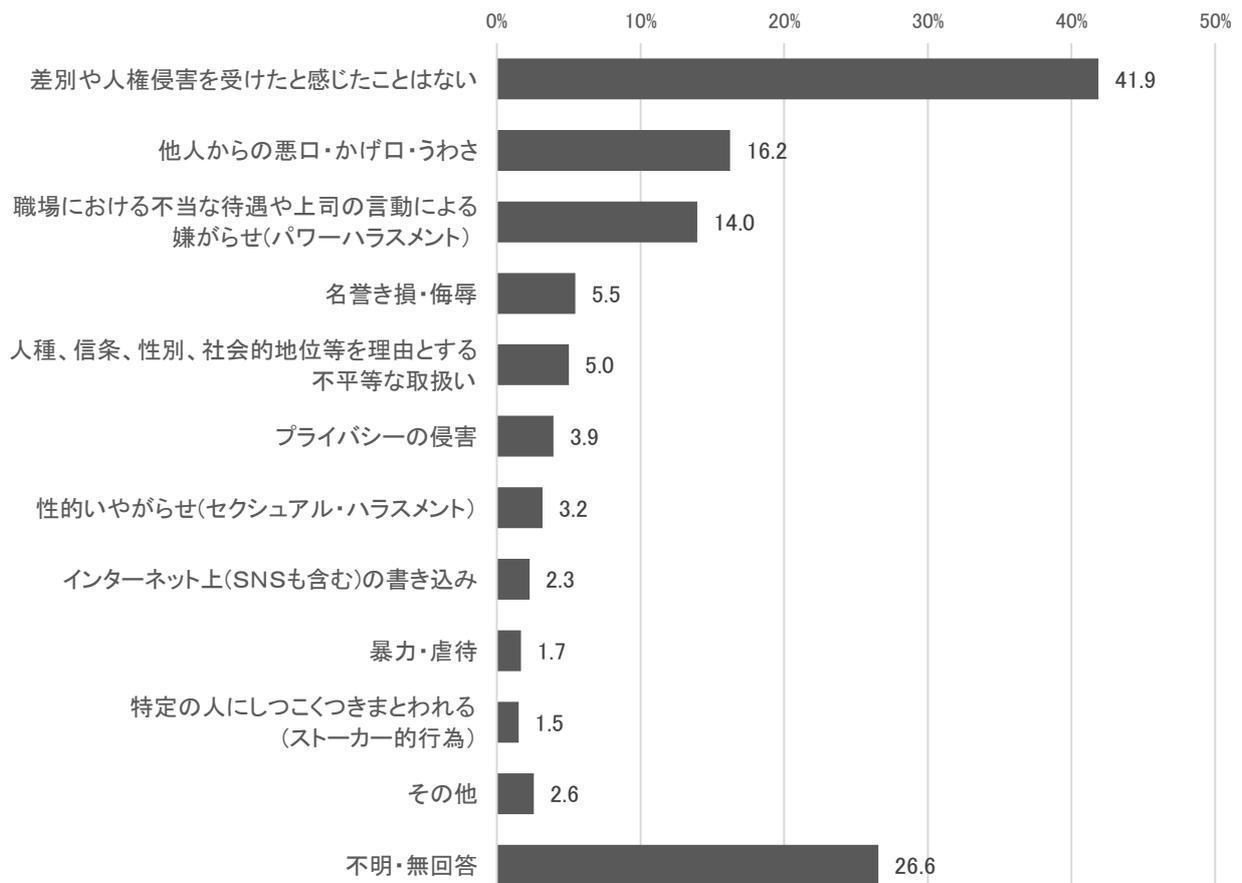
問4 あなたはこの5年間で、差別や人権侵害を受けたことがありますか。あったとしたら、それはどんなことでしたか。当てはまるものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問4 これまで受けた 差別や人権侵害の 事由	回答者 数	なけ いた と感 じた こと を受 け	か他 げ人 口か らの 悪口 ・	名 誉 き 損 ・ 侮 辱	い と社 会的 不 平 等 な 取 扱 	人種 、 信 条 、 性 別 、 を 理 由 と し て の 差 別 取 扱 	(パ ワー ハ ラ ス メ ン ト) よ る 嫌 が ら せ 	職 場 に お け る 不 当 な 言 動 に よ る 嫌 が ら せ 	プ ラ イ バ シ ー の 侵 害
全 体	659	276	107	36	33	92	26		
	100.0	41.9	16.2	5.5	5.0	14.0	3.9		
年 齢	18歳～29歳	68	24	16	5	3	10	3	
		100.0	35.3	23.5	7.4	4.4	14.7	4.4	
	30歳～39歳	112	46	18	9	8	23	4	
		100.0	41.1	16.1	8.0	7.1	20.5	3.6	
	40歳～49歳	121	51	19	6	7	14	6	
		100.0	42.1	15.7	5.0	5.8	11.6	5.0	
	50歳～59歳	156	58	32	8	10	32	5	
		100.0	37.2	20.5	5.1	6.4	20.5	3.2	
年 齢	60歳～69歳	113	46	13	5	4	10	5	
		100.0	40.7	11.5	4.4	3.5	8.8	4.4	
	70歳以上	79	46	7	2	0	2	2	
	100.0	58.2	8.9	2.5	0.0	2.5	2.5		
不明・無回答	10	5	2	1	1	1	1	1	
	100.0	50.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
問4 これまで受けた 差別や人権侵害の 事由	(性的いやがらせ ハラスメント) ・ (セクシュアル・ ハラスメント)	暴力・虐待	(ストーカー的 行為)	特定の個人に しつこくつきま とわれる (ストーカー的 行為)	インターネット 上の書き込み (SNSも含む)	その他	不明・無回答		
全 体	21	11	10	15	17	175			
	3.2	1.7	1.5	2.3	2.6	26.6			
年 齢	18歳～29歳	5	3	4	3	2	15		
		7.4	4.4	5.9	4.4	2.9	22.1		
	30歳～39歳	6	2	1	3	2	30		
		5.4	1.8	0.9	2.7	1.8	26.8		
	40歳～49歳	3	3	1	3	6	27		
		2.5	2.5	0.8	2.5	5.0	22.3		
	50歳～59歳	5	2	2	5	4	41		
		3.2	1.3	1.3	3.2	2.6	26.3		
年 齢	60歳～69歳	1	0	1	0	1	37		
		0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	32.7		
	70歳以上	0	0	0	0	2	22		
	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	27.8			
不明・無回答	1	1	1	1	0	3			
	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	30.0			

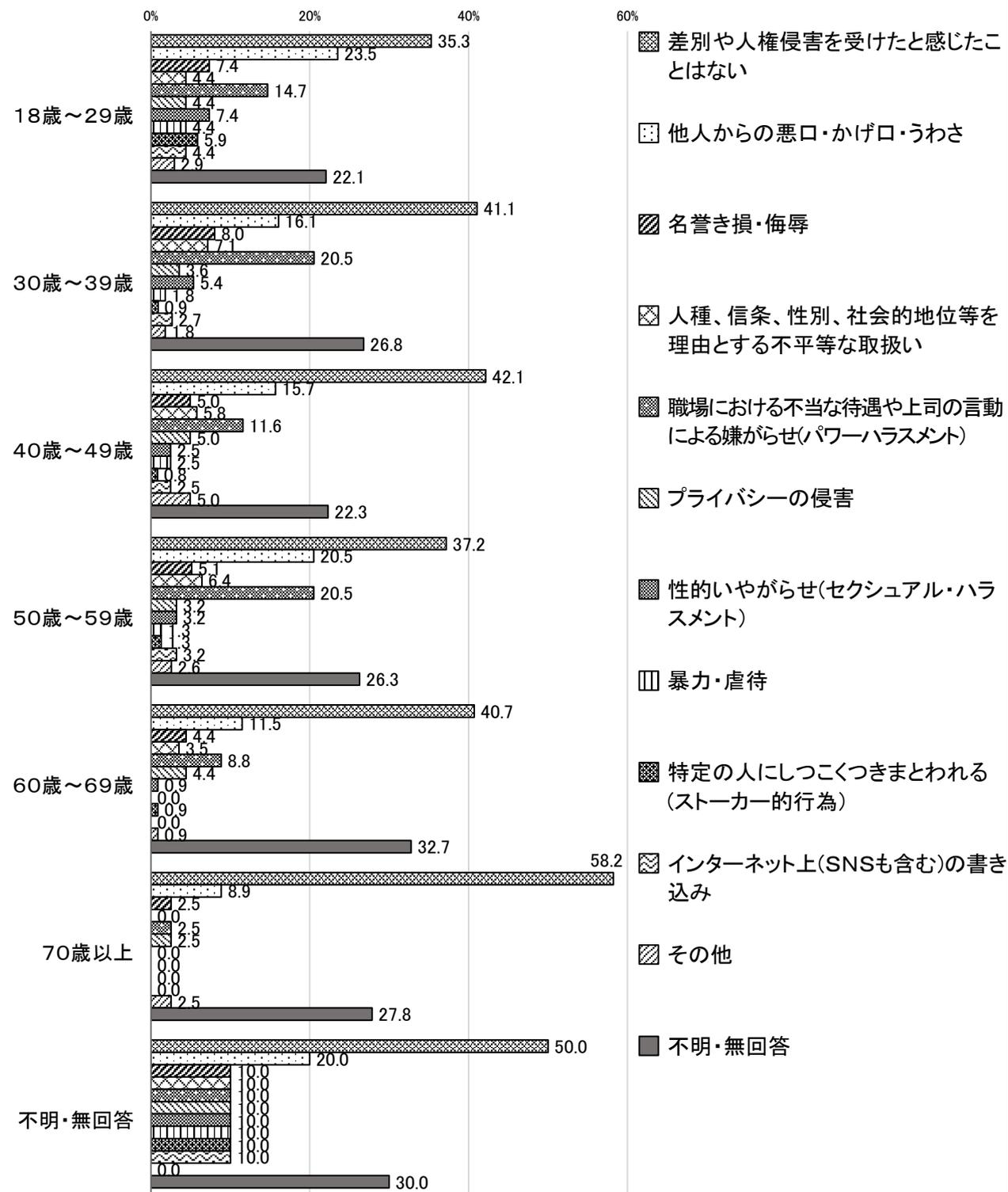
図4-1 これまで受けた差別や人権侵害の事由(全体)



「差別や人権侵害を受けたと感じたことはない」と回答した市民は41.9%である。一方、何らかの人権侵害を受けたとする回答を総合すると市民の55.9%、約半数が人権侵害を経験している。

「差別や人権侵害を受けた事由」では、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」が最も多く16.2%、次いで、「職場における不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」が14.0%となっている。数値は低いですが、どの項目においても人権侵害の実態があることを示している。

図4-2 これまで受けた差別や人権侵害の事由(年齢層別)



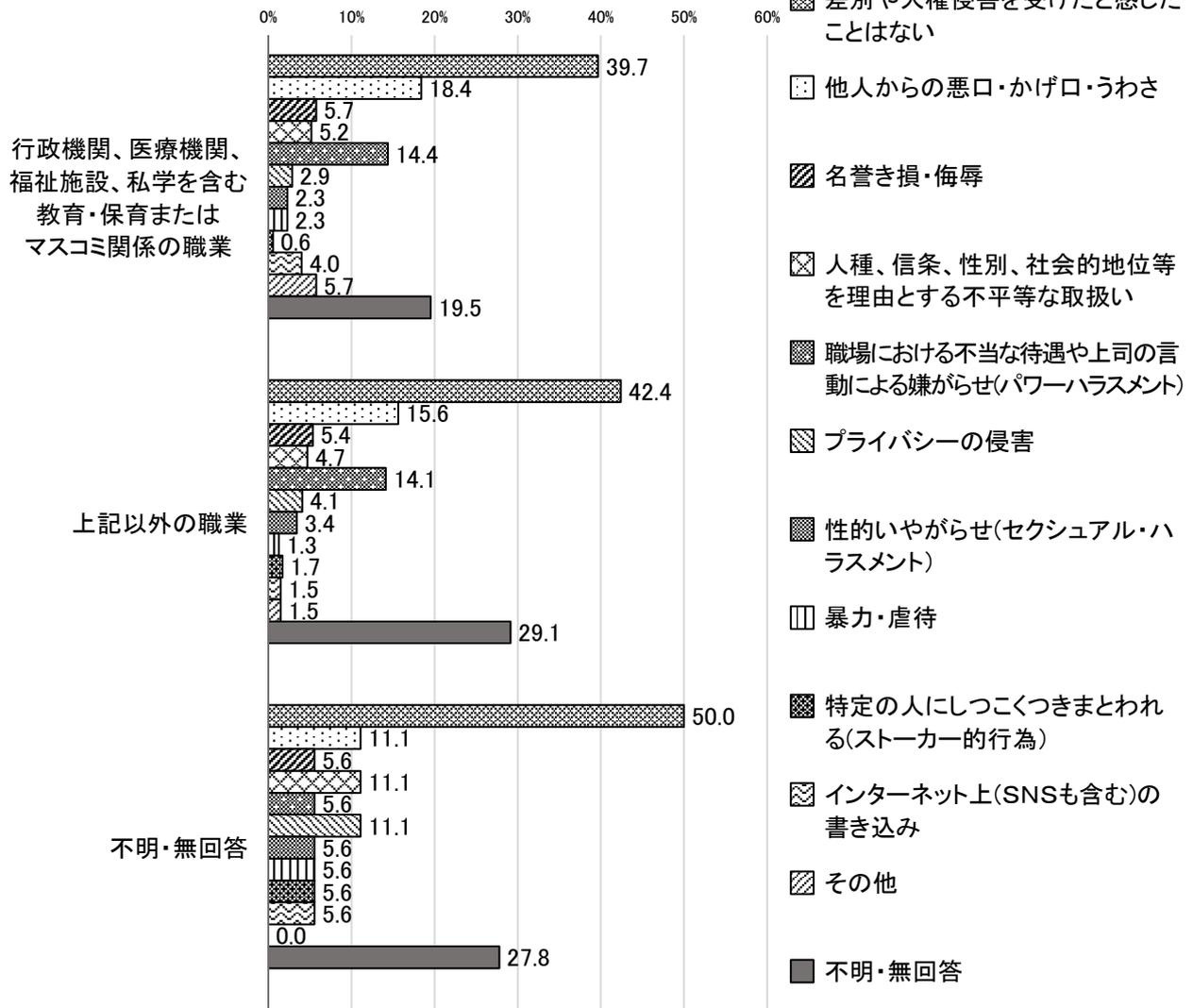
18歳～29歳で最も多い人権侵害は、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」で23.5%、30歳～39歳では「職場における不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」で20.5%、40歳～49歳では「他人からの悪口・かげ口・うわさ」で15.7%、50歳～59歳では、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」「職場における不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」でともに20.5%、60歳～69歳では、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」で11.5%、70歳以上では、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」で8.9%となっている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問4 これまで受けた差別や人権侵害の事由		回答者数	差別や人権侵害を感じたことはない	他人からの悪口・うわさ	名誉き損・侮辱	人的地位を理由とする不平等な取り扱い	職種、信条、性別、社会的地位を理由とする不平等な取り扱い(パワハラ・ハラスメント)	職場における不当な待遇	プライバシーの侵害
全 体		659	276	107	36	33	92	26	
		100.0	41.9	16.2	5.5	5.0	14.0	3.9	
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	69	32	10	9	25	5	
		100.0	39.7	18.4	5.7	5.2	14.4	2.9	
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	198	73	25	22	66	19	
		100.0	42.4	15.6	5.4	4.7	14.1	4.1	
不明・無回答		18	9	2	1	2	1	2	
		100.0	50.0	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	
			(性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント))	暴力・虐待	特定の人にしつこくつきまとわれる(ストーカー的行為)	インターネット上(SNSも含む)の書き込み	その他	不明・無回答	
全 体		21	11	10	15	17	175		
		3.2	1.7	1.5	2.3	2.6	26.6		
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	4	4	1	7	10	34		
		2.3	2.3	0.6	4.0	5.7	19.5		
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	16	6	8	7	7	136		
		3.4	1.3	1.7	1.5	1.5	29.1		
不明・無回答		1	1	1	1	0	5		
		5.6	5.6	5.6	5.6	0.0	27.8		

図4-3 これまで受けた差別や人権侵害の事由(職業別)



特定職業従事者、上記以外の職業ともに人権侵害の数値が高いのは、「他人からの悪口・かげ口・うわさ」(18.4%、15.6%)と「職場における不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワーハラスメント)」(14.4%、14.1%)の2項目で、職業による差異はない。

問5 人権侵害をうけたときの相談や救済に関する制度で必要だと思うもの

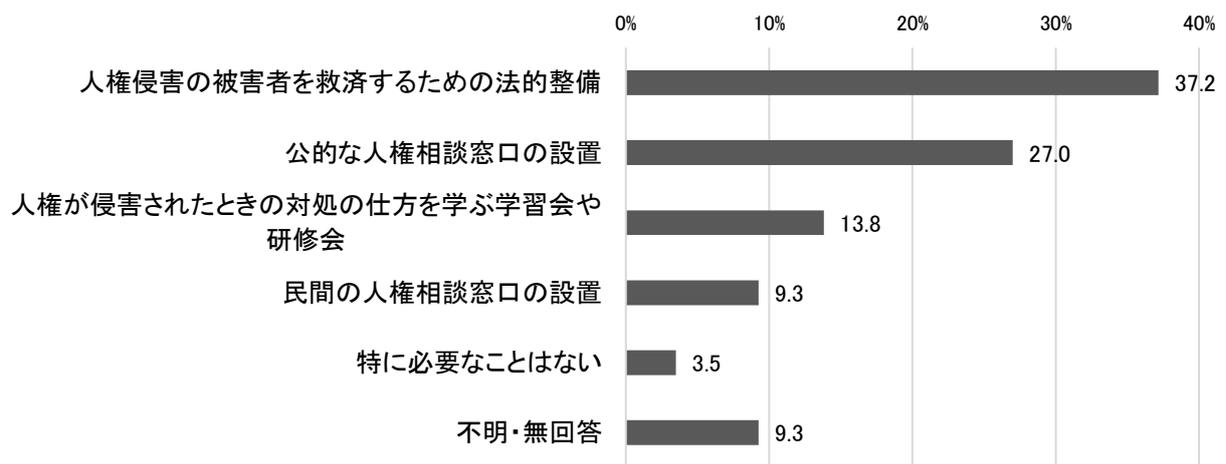
問5 人権侵害を受けたときの相談や救済に関する制度について、あなたが特に必要と考えるものは何ですか。考えに近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

上段:回答者数(人) 下段:割合(%)

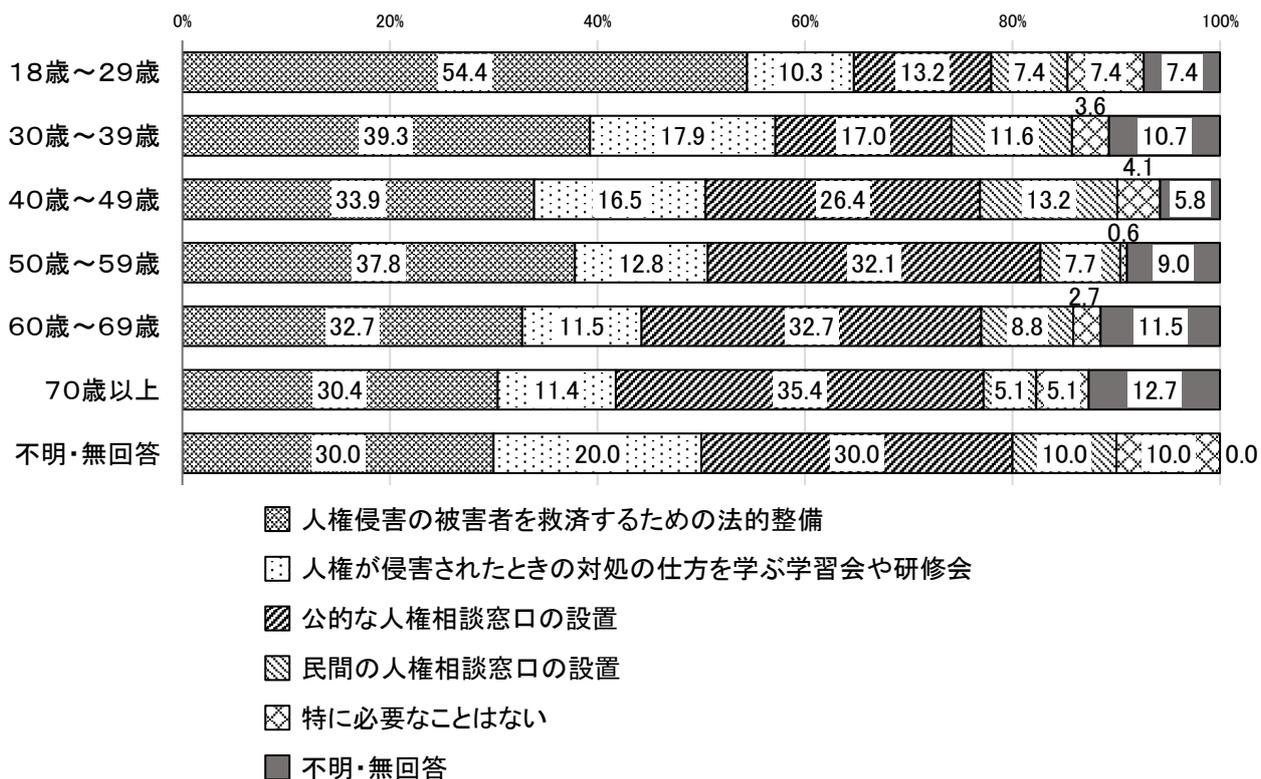
問5 人権侵害の相談や 救済に関する制度で 必要と考えるもの	回 答 者 数	め者人 のを権 法救侵 的済害 整すの 備る被 た害	会仕た人 や方と権 研をき 修学の侵 会ぶ対害 学処さ 習のれ	窓公 口の な 設人 置権 相 談	窓民 間の の 設人 置権 相 談	は特 に必 要な こと	不 明・ 無回 答	
全 体	659	245	91	178	61	23	61	
	100.0	37.2	13.8	27.0	9.3	3.5	9.3	
年 齢	18歳～29歳	68	37	7	9	5	5	
		100.0	54.4	10.3	13.2	7.4	7.4	
	30歳～39歳	112	44	20	19	13	4	12
		100.0	39.3	17.9	17.0	11.6	3.6	10.7
	40歳～49歳	121	41	20	32	16	5	7
		100.0	33.9	16.5	26.4	13.2	4.1	5.8
	50歳～59歳	156	59	20	50	12	1	14
		100.0	37.8	12.8	32.1	7.7	0.6	9.0
60歳～69歳	113	37	13	37	10	3	13	
	100.0	32.7	11.5	32.7	8.8	2.7	11.5	
70歳以上	79	24	9	28	4	4	10	
	100.0	30.4	11.4	35.4	5.1	5.1	12.7	
不明・無回答	10	3	2	3	1	1	0	
	100.0	30.0	20.0	30.0	10.0	10.0	0.0	

図5-1 人権侵害の相談や救済に関する制度で必要と考えるもの(全体)



「人権侵害に対する相談や救済に関する制度で必要と考えるもの」については、「人権侵害の被害者を救済する法的整備」が 37.2%と最も高く、次いで「公的な人権相談窓口の設置」の 27.0%になっている。「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ学習会や研修会」を求めるものは、13.8%となっている。

図5-2 人権侵害の相談や救済に関する制度で必要と考えるもの(年齢層別)



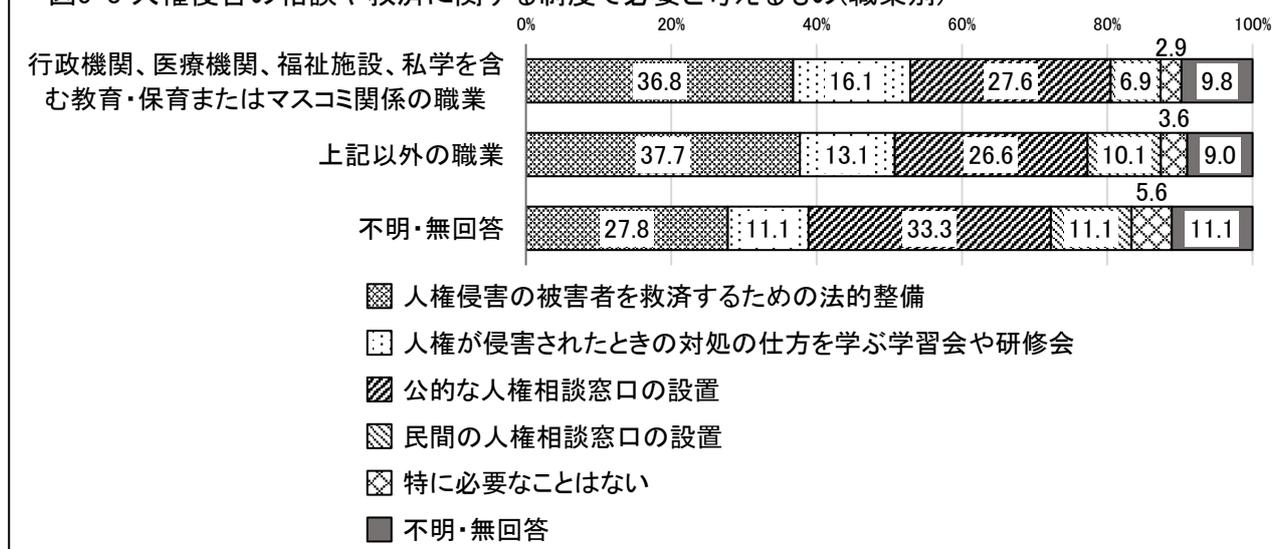
「人権侵害の被害者を救済する法的整備」が18歳～29歳で54.4%と最も高く、次いで30歳～39歳の39.3%となっている。「公的な人権相談窓口の設置」については、年齢が上がるにつれて増加していき最も高いのが70歳以上の35.4%、次いで60歳～69歳の32.7%となっている。若い年齢層は「法的な規制」を、高齢者層は「相談窓口の設置」を望んでいる。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問5 人権侵害の相談や救済に関する制度で必要と考えるもの		回答者数	整備 救済する ための被害者 的	学 習会や 研修会 の 対 処 の 仕 方 を 学 ぶ 時 き	設 置 公 的 な 人 権 相 談 窓 口 の	設 置 民 間 の 人 権 相 談 窓 口 の	特 に 必 要 な こ と は な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	245	91	178	61	23	61
		100.0	37.2	13.8	27.0	9.3	3.5	9.3
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	64	28	48	12	5	17
		100.0	36.8	16.1	27.6	6.9	2.9	9.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	176	61	124	47	17	42
		100.0	37.7	13.1	26.6	10.1	3.6	9.0
不明・無回答		18	5	2	6	2	1	2
		100.0	27.8	11.1	33.3	11.1	5.6	11.1

図5-3 人権侵害の相談や救済に関する制度で必要と考えるもの(職業別)



特定職業従事者と上記以外の職業共に、「法的整備」「対処の仕方を学ぶ学習会や研修会」「公的・民間の窓口の設置」で、職業にかかわる差異は見られない。

問6 結婚や就職に関する身元調査や信用調査について

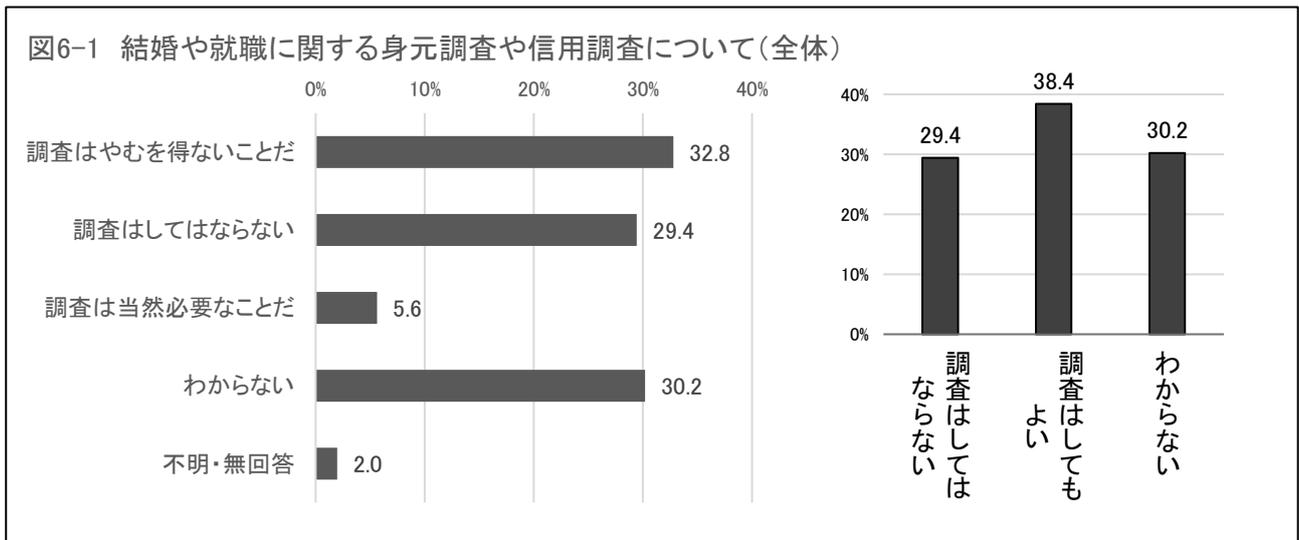
問6 あなたは結婚や就職のときに、その相手方などの身元調査や信用調査をすることについて、どのように考えますか。あなたの考えに近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

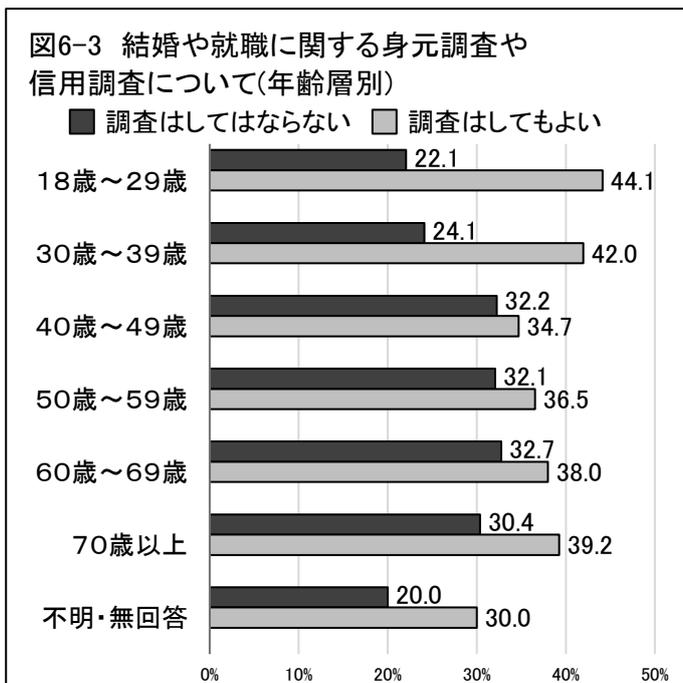
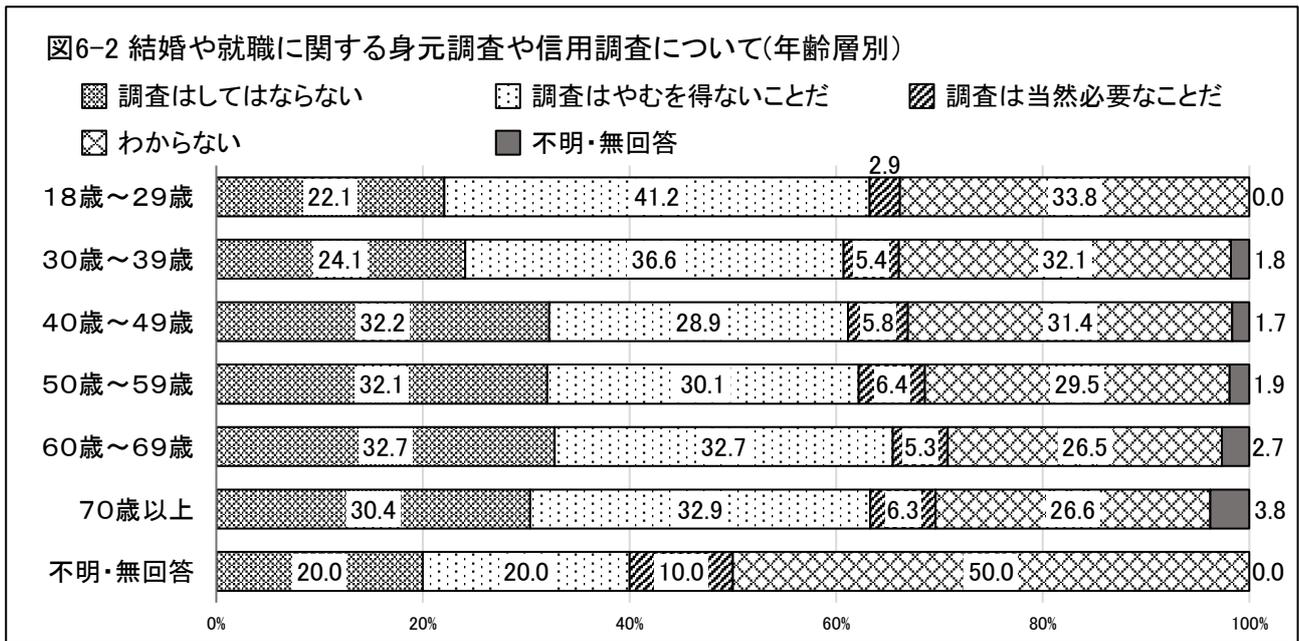
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問6 結婚や就職に関する 身元調査や信用調 査について	回 答 者 数	な 調	得 調	な 調	わ 考	不 明	な 調	よ 調	
		ら 査	な 査	こ 査	か ら	・ 無	ら 査	い 査	
		な	い	は	い	回	は	し	
		は	は	こ	し	答	し	て	
		は	や	や	て	は	て	も	
		は	と	と	は	は	は	も	
		は	む	む	は	は	は	も	
		は	だ	だ	は	は	は	も	
		は	を	を	は	は	は	も	
全 体	659	194	216	37	199	13	194	253	
	100.0	29.4	32.8	5.6	30.2	2.0	29.4	38.4	
年 齢	18歳～29歳	68	15	28	2	23	0	15	30
		100.0	22.1	41.2	2.9	33.8	0.0	22.1	44.1
	30歳～39歳	112	27	41	6	36	2	27	47
		100.0	24.1	36.6	5.4	32.1	1.8	24.1	42.0
	40歳～49歳	121	39	35	7	38	2	39	42
		100.0	32.2	28.9	5.8	31.4	1.7	32.2	34.7
	50歳～59歳	156	50	47	10	46	3	50	57
		100.0	32.1	30.1	6.4	29.5	1.9	32.1	36.5
60歳～69歳	113	37	37	6	30	3	37	43	
	100.0	32.7	32.7	5.3	26.5	2.7	32.7	38.0	
70歳以上	79	24	26	5	21	3	24	31	
	100.0	30.4	32.9	6.3	26.6	3.8	30.4	39.2	
不明・無回答	10	2	2	1	5	0	2	3	
	100.0	20.0	20.0	10.0	50.0	0.0	20.0	30.0	

*「調査はしてもよい」は「調査はやむを得ないことだ」と「調査は当然必要なことだ」の合計



身元調査や信用調査について、「調査はやむを得ないことだ」とする回答が32.8%で、「調査はしてはならない」の29.4%を3.4ポイント上回っている。「当然必要なことだ」を入れると、調査を容認する回答が9ポイント上回る。また、「わからない」とする回答が30.2%あり、どのような情報を得るかでこの人たちの態度は左右されることになる。



全ての年齢層において、「調査はしてもよい」の身元調査を容認する回答が、「調査すべきでない」を上回っている。特に若い年齢層の18歳～29歳でその差が22ポイントで最も大きく、次いで30歳～39歳の17.9ポイント差になっている。70歳以上では、その差は8.8ポイントである。

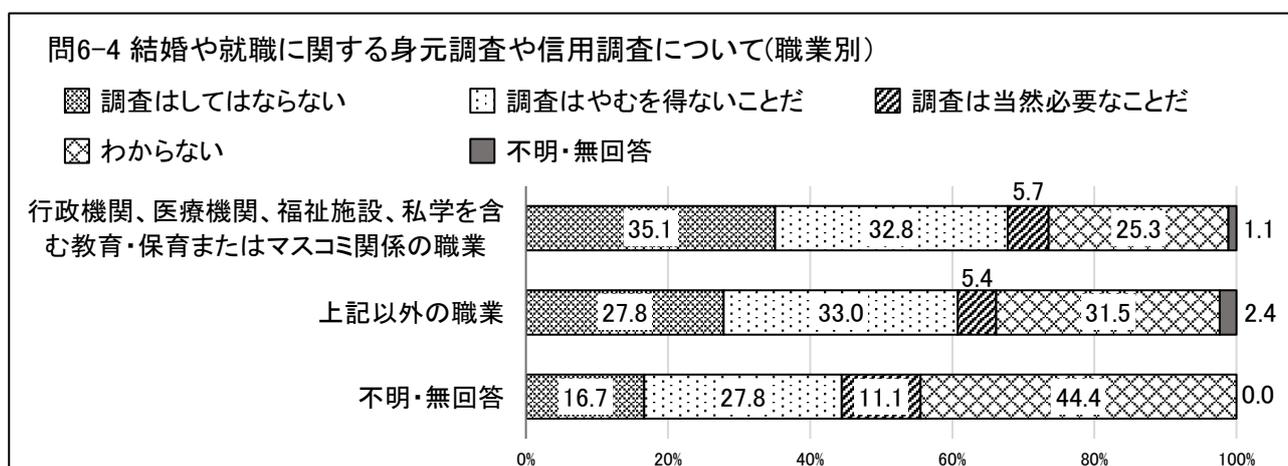
また、どの年齢層においても「わからない」とする回答が3割前後ある。態度を決めかねている状態である。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問6 結婚や就職に関する身元調査や信用調査について		回答者数	調査はしてはならない	調査はやむを得ないことだ	調査は当然必要なことだ	わからない	不明・無回答	調査はしてはならない	調査はしてよい
全体		659	194	216	37	199	13	194	253
		100.0	29.4	32.8	5.6	30.2	2.0	29.4	38.4
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	61	57	10	44	2	61	67
		100.0	35.1	32.8	5.7	25.3	1.1	35.1	38.5
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	130	154	25	147	11	130	179
		100.0	27.8	33.0	5.4	31.5	2.4	27.8	38.4
不明・無回答		18	3	5	2	8	0	3	7
		100.0	16.7	27.8	11.1	44.4	0.0	16.7	38.9

*「調査はしてよい」は「調査はやむを得ないことだ」と「調査は当然必要なことだ」の合計



特定職業従事者の「調査してはならない(全体)」35.1%は、上記以外の職業の27.8%を7.3ポイント上回ってはいるが、「調査はやむを得ないことだ」「調査は当然なことだ」の項目については、ほとんど差がない。

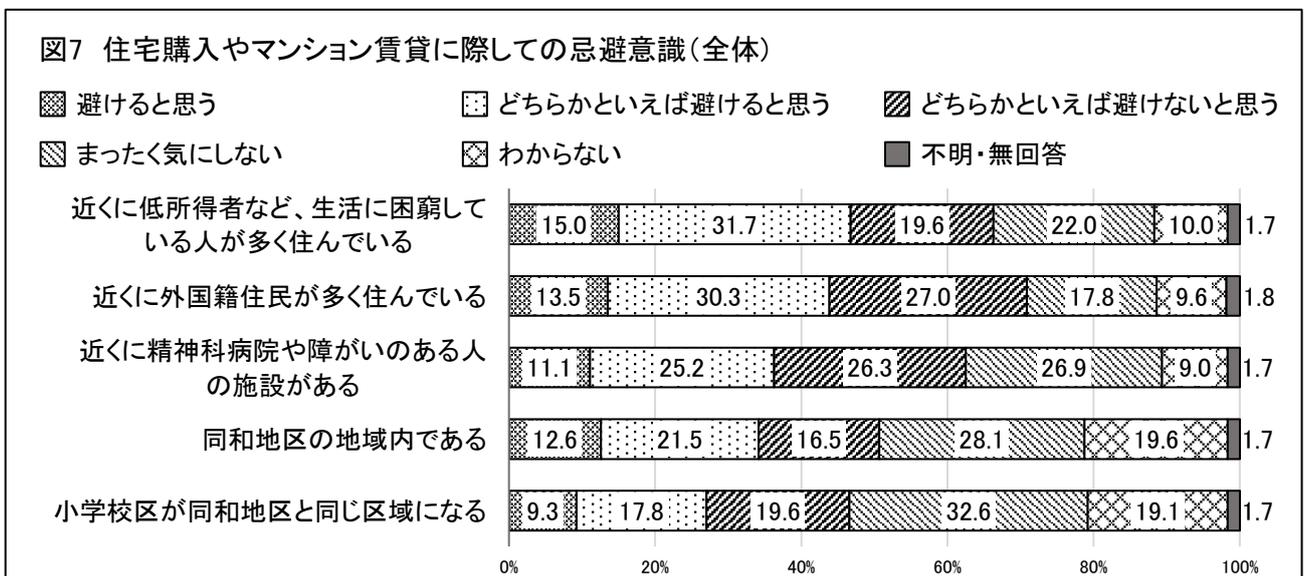
問7 住宅やマンション購入や賃貸に際しての忌避意識

問7 あなたは、住宅やマンションを買ったり借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、周囲の環境が次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。それぞれの項目であなたの考えに近いものをア～オから1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体 (1. 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる～5. 小学校区が同和地区と同じ区域になる) の特徴

上段:回答者数(人) 下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		回答者数	避けると思う	避けちるかと思えば	避けちないかと思えば	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全体	1. 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる	659	99	209	129	145	66	11
		100.0	15.0	31.7	19.6	22.0	10.0	1.7
	2. 近くに外国籍住民が多く住んでいる	659	89	200	178	117	63	12
		100.0	13.5	30.3	27.0	17.8	9.6	1.8
	3. 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	659	73	166	173	177	59	11
		100.0	11.1	25.2	26.3	26.9	9.0	1.7
	4. 同和地区の地域内である	659	83	142	109	185	129	11
		100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
	5. 小学校区が同和地区と同じ区域になる	659	61	117	129	215	126	11
		100.0	9.3	17.8	19.6	32.6	19.1	1.7



「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」の忌避意識が最も強いのは、「近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる」の46.7%で、次いで「近くに外国籍住民が多く住んでいる」の43.8%である。

同和地区関連については、地域内への忌避意識が34.1%ある一方で、「まったく気にしない」「どちらかといえば避けないと思う」とする回答が44.6%ある。ただ、地域内、小学校区内とも「わからない」とする回答が、他と比べて高くどちらも約20%ある。

問7-1 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる

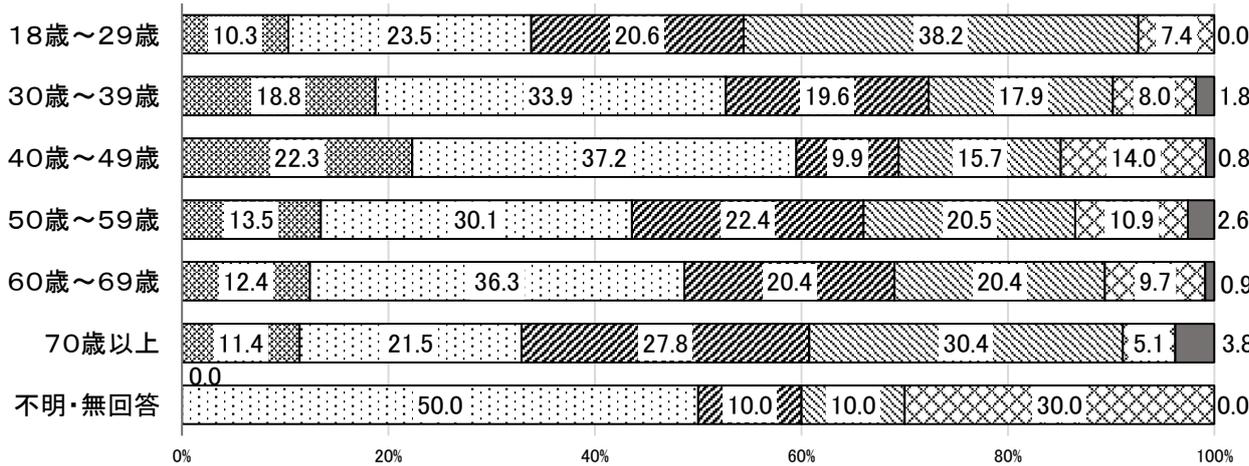
1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		1. 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる						
		回答者数	避けると思う	避けちらかかと思えば	避けちならないかと思えば	まったく気にし	わからない	不明・無回答
全 体		659	99	209	129	145	66	11
		100.0	15.0	31.7	19.6	22.0	10.0	1.7
年 齢	18歳～29歳	68	7	16	14	26	5	0
		100.0	10.3	23.5	20.6	38.2	7.4	0.0
	30歳～39歳	112	21	38	22	20	9	2
		100.0	18.8	33.9	19.6	17.9	8.0	1.8
	40歳～49歳	121	27	45	12	19	17	1
		100.0	22.3	37.2	9.9	15.7	14.0	0.8
	50歳～59歳	156	21	47	35	32	17	4
		100.0	13.5	30.1	22.4	20.5	10.9	2.6
60歳～69歳	113	14	41	23	23	11	1	
	100.0	12.4	36.3	20.4	20.4	9.7	0.9	
70歳以上	79	9	17	22	24	4	3	
	100.0	11.4	21.5	27.8	30.4	5.1	3.8	
不明・無回答	10	0	5	1	1	3	0	
	100.0	0.0	50.0	10.0	10.0	30.0	0.0	

図7-1-1 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる(年齢層別)

避けると思う
 どちらかと思えば避けると思う
 どちらかと思えば避けないと思う
 まったく気にしない
 わからない
 不明・無回答

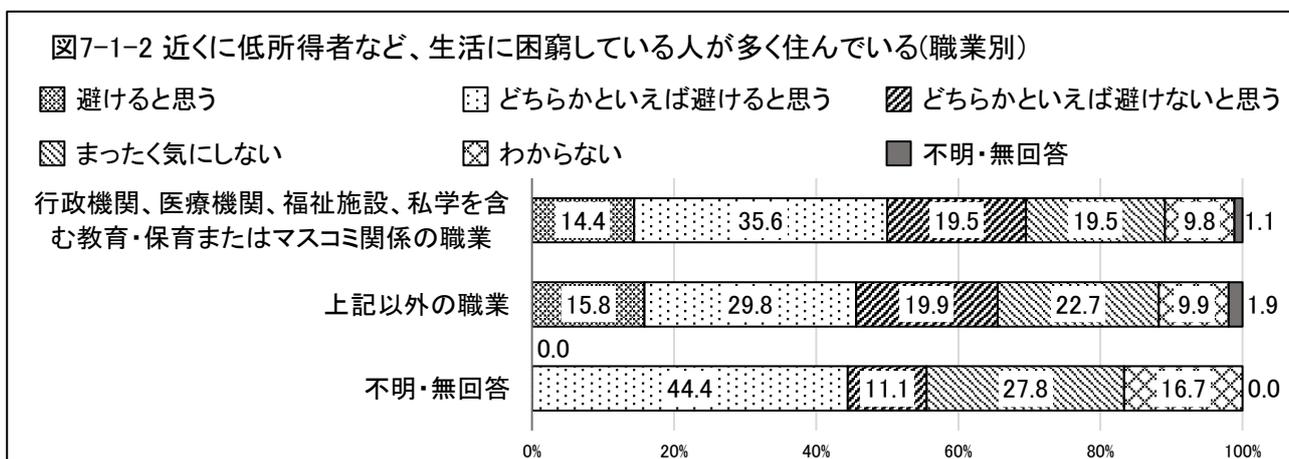


30歳～39歳、40歳～49歳が、他の年齢層と比べて「避けると思う」「どちらかと思えば避けると思う」の回答が52.7%、59.5%と高く、「まったく気にしない」とする回答は17.9%、15.7%で低くなっている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		1. 近くに低所得者など、生活に困窮している人が多く住んでいる						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	99	209	129	145	66	11
		100.0	15.0	31.7	19.6	22.0	10.0	1.7
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	25	62	34	34	17	2
		100.0	14.4	35.6	19.5	19.5	9.8	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	74	139	93	106	46	9
		100.0	15.8	29.8	19.9	22.7	9.9	1.9
不明・無回答		18	0	8	2	5	3	0
		100.0	0.0	44.4	11.1	27.8	16.7	0.0



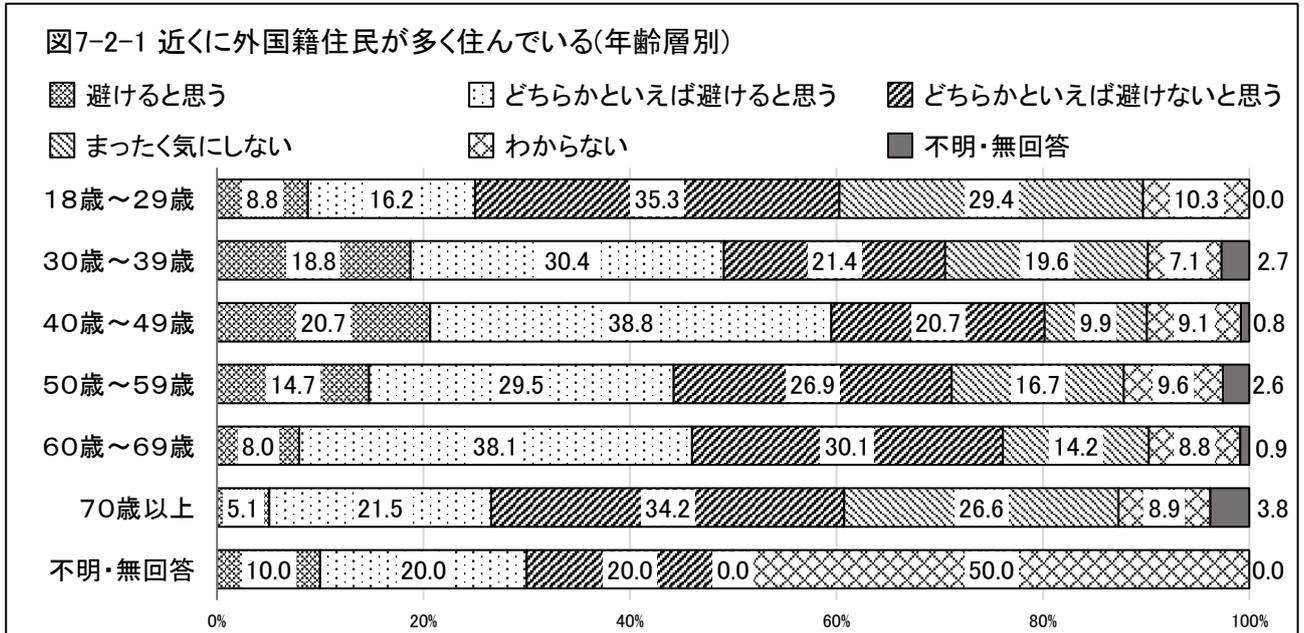
「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」について、特定職業従事者と上記以外の職業では同じ傾向にある

問7-2 近くに外国籍住民が多く住んでいる

1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		2. 近くに外国籍住民が多く住んでいる						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全体		659	89	200	178	117	63	12
		100.0	13.5	30.3	27.0	17.8	9.6	1.8
年齢	18歳～29歳	68	6	11	24	20	7	0
		100.0	8.8	16.2	35.3	29.4	10.3	0.0
	30歳～39歳	112	21	34	24	22	8	3
		100.0	18.8	30.4	21.4	19.6	7.1	2.7
	40歳～49歳	121	25	47	25	12	11	1
		100.0	20.7	38.8	20.7	9.9	9.1	0.8
	50歳～59歳	156	23	46	42	26	15	4
		100.0	14.7	29.5	26.9	16.7	9.6	2.6
年齢	60歳～69歳	113	9	43	34	16	10	1
		100.0	8.0	38.1	30.1	14.2	8.8	0.9
	70歳以上	79	4	17	27	21	7	3
		100.0	5.1	21.5	34.2	26.6	8.9	3.8
不明・無回答		10	1	2	2	0	5	0
		100.0	10.0	20.0	20.0	0.0	50.0	0.0



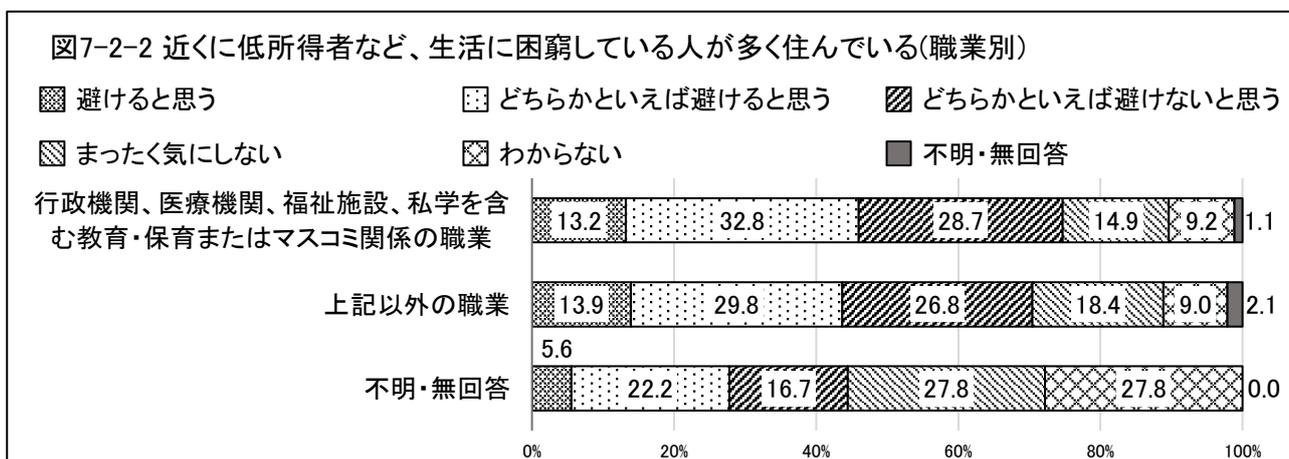
30歳～39歳、40歳～49歳が、他の年齢層と比べて「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」とする忌避意識の比率が49.2%、59.5%と高く、40歳～49歳が「まったく気にしない」の比率が9.9%で最も低い。

全体的に外国人についての忌避意識は、18歳～29歳、70歳以上で「どちらかといえば避けない」「まったく気にしない」が29.4%と26.6%で、忌避意識は他の年齢層と比べて弱い。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		1. 近くに外国籍住民が多く住んでいる						
		回答者数	避けると思う	避けちらかと思う うえば	避けちならかと思いう えば	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	89	200	178	117	63	12
		100.0	13.5	30.3	27.0	17.8	9.6	1.8
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	23	57	50	26	16	2
		100.0	13.2	32.8	28.7	14.9	9.2	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	65	139	125	86	42	10
		100.0	13.9	29.8	26.8	18.4	9.0	2.1
不明・無回答		18	1	4	3	5	5	0
		100.0	5.6	22.2	16.7	27.8	27.8	0.0



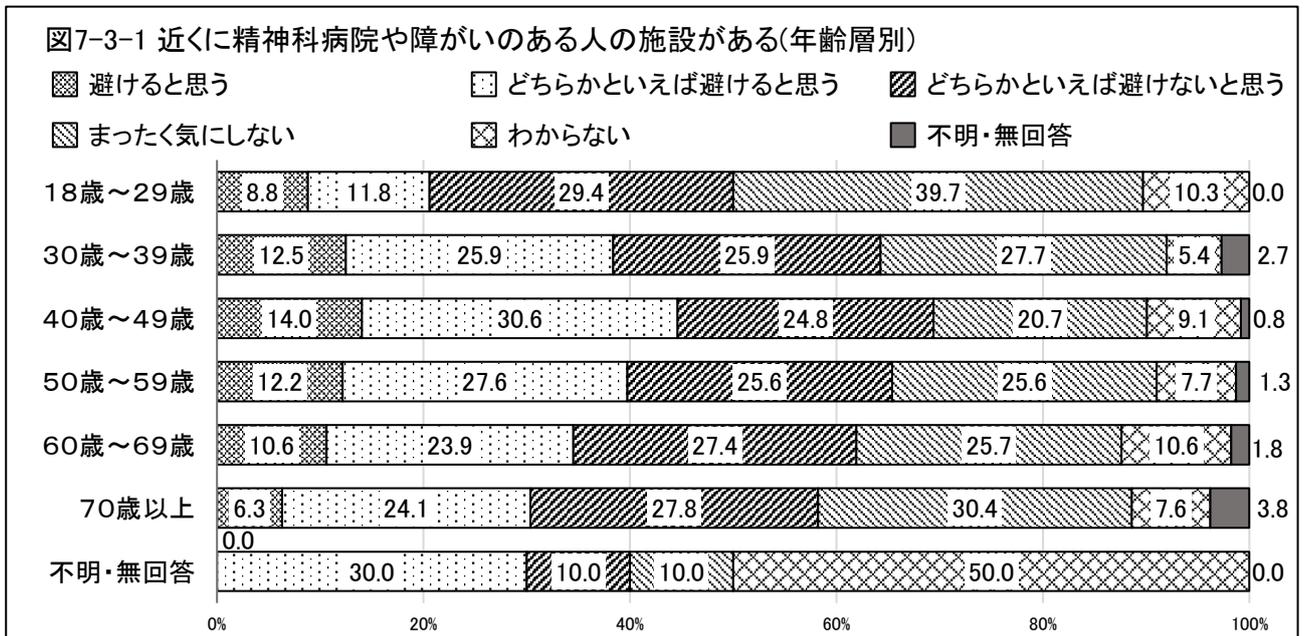
職業別での特徴的な差異は認められないが、忌避意識はともに40%を超えている。

問7-3 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある

1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		3. 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全体		659	73	166	173	177	59	11
		100.0	11.1	25.2	26.3	26.9	9.0	1.7
年齢	18歳～29歳	68	6	8	20	27	7	0
		100.0	8.8	11.8	29.4	39.7	10.3	0.0
	30歳～39歳	112	14	29	29	31	6	3
		100.0	12.5	25.9	25.9	27.7	5.4	2.7
	40歳～49歳	121	17	37	30	25	11	1
		100.0	14.0	30.6	24.8	20.7	9.1	0.8
	50歳～59歳	156	19	43	40	40	12	2
		100.0	12.2	27.6	25.6	25.6	7.7	1.3
60歳～69歳	113	12	27	31	29	12	2	
	100.0	10.6	23.9	27.4	25.7	10.6	1.8	
70歳以上	79	5	19	22	24	6	3	
	100.0	6.3	24.1	27.8	30.4	7.6	3.8	
不明・無回答	10	0	3	1	1	5	0	
	100.0	0.0	30.0	10.0	10.0	50.0	0.0	

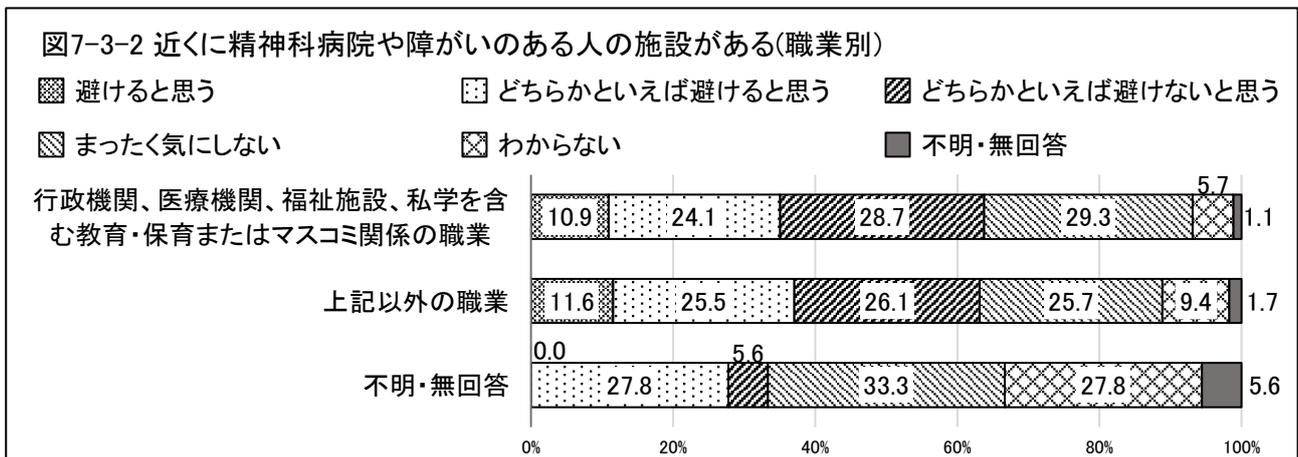


年齢別傾向としては、18歳～29歳で「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」が20.6%と最も低い。「どちらかといえば避けないと思う」「まったく気にしない」では69.1%あり、他の年齢層と比べて忌避意識が弱い。一方、40歳～49歳に「避ける」傾向が44.6%と最も強く表れている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		3. 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある						
		回答者数	避けると思う	避けちらかと思えば	避けちないかと思えば	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	73	166	173	177	59	11
		100.0	11.1	25.2	26.3	26.9	9.0	1.7
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	19	42	50	51	10	2
		100.0	10.9	24.1	28.7	29.3	5.7	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	54	119	122	120	44	8
		100.0	11.6	25.5	26.1	25.7	9.4	1.7
不明・無回答		18	0	5	1	6	5	1
		100.0	0.0	27.8	5.6	33.3	27.8	5.6



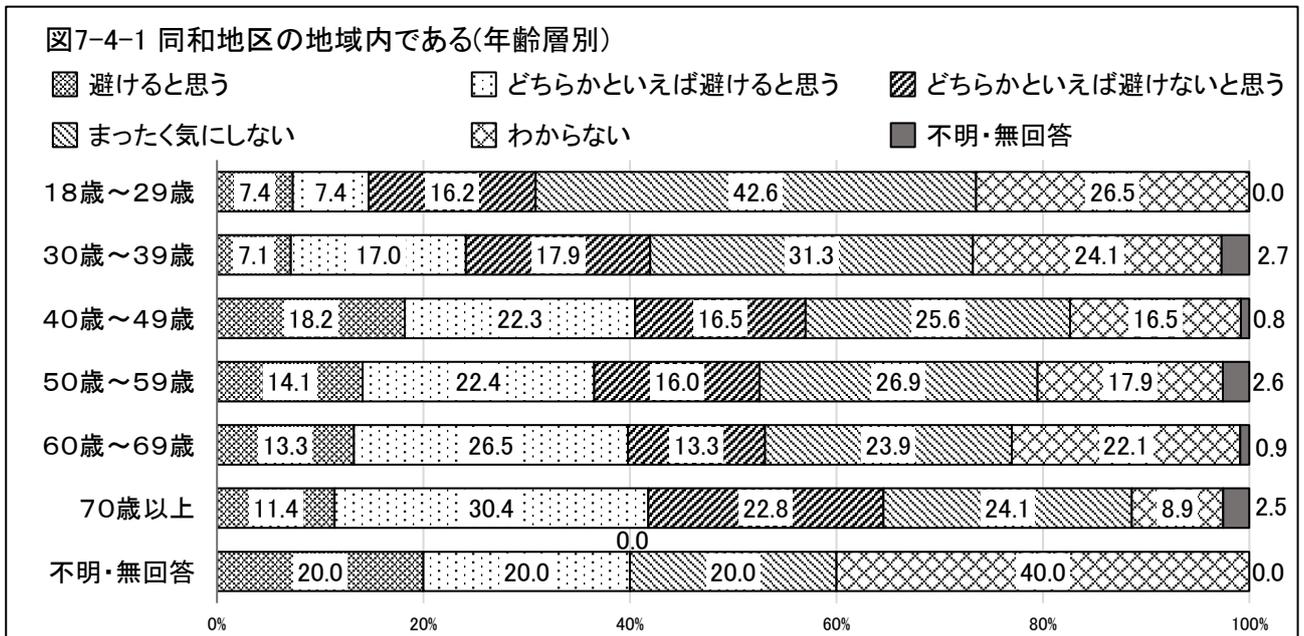
職業別で特徴的な差異は認められないが、ともに35%を超える忌避意識を示している。

問7-4 同和地区の地域内である

1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		4. 同和地区の地域内である						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	83	142	109	185	129	11
		100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
年 齢	18歳～29歳	68	5	5	11	29	18	0
		100.0	7.4	7.4	16.2	42.6	26.5	0.0
	30歳～39歳	112	8	19	20	35	27	3
		100.0	7.1	17.0	17.9	31.3	24.1	2.7
	40歳～49歳	121	22	27	20	31	20	1
		100.0	18.2	22.3	16.5	25.6	16.5	0.8
	50歳～59歳	156	22	35	25	42	28	4
		100.0	14.1	22.4	16.0	26.9	17.9	2.6
60歳～69歳	113	15	30	15	27	25	1	
	100.0	13.3	26.5	13.3	23.9	22.1	0.9	
70歳以上	79	9	24	18	19	7	2	
	100.0	11.4	30.4	22.8	24.1	8.9	2.5	
不明・無回答	10	2	2	0	2	4	0	
	100.0	20.0	20.0	0.0	20.0	40.0	0.0	



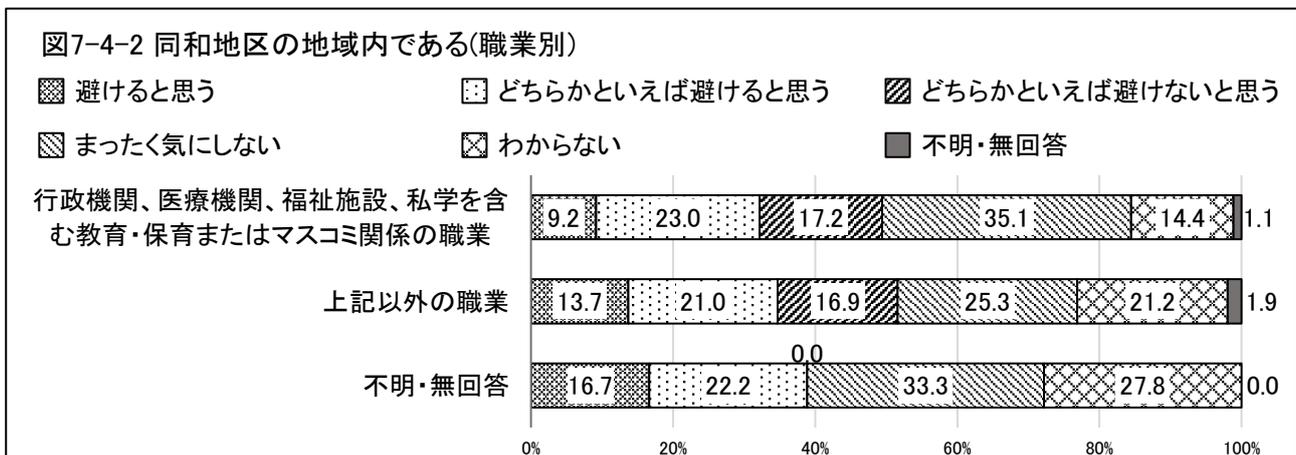
「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」は、18歳～29歳で14.8%、「まったく気にしない」が42.6%で、他と比べて忌避意識は弱い。

「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」とする忌避意識は、40歳以上の年齢層は、18歳～29歳と比べて20～25ポイント強い傾向にある。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		4. 同和地区の地域内である						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全体		659	83	142	109	185	129	11
		100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	16	40	30	61	25	2
		100.0	9.2	23.0	17.2	35.1	14.4	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	64	98	79	118	99	9
		100.0	13.7	21.0	16.9	25.3	21.2	1.9
	不明・無回答	18	3	4	0	6	5	0
		100.0	16.7	22.2	0.0	33.3	27.8	0.0



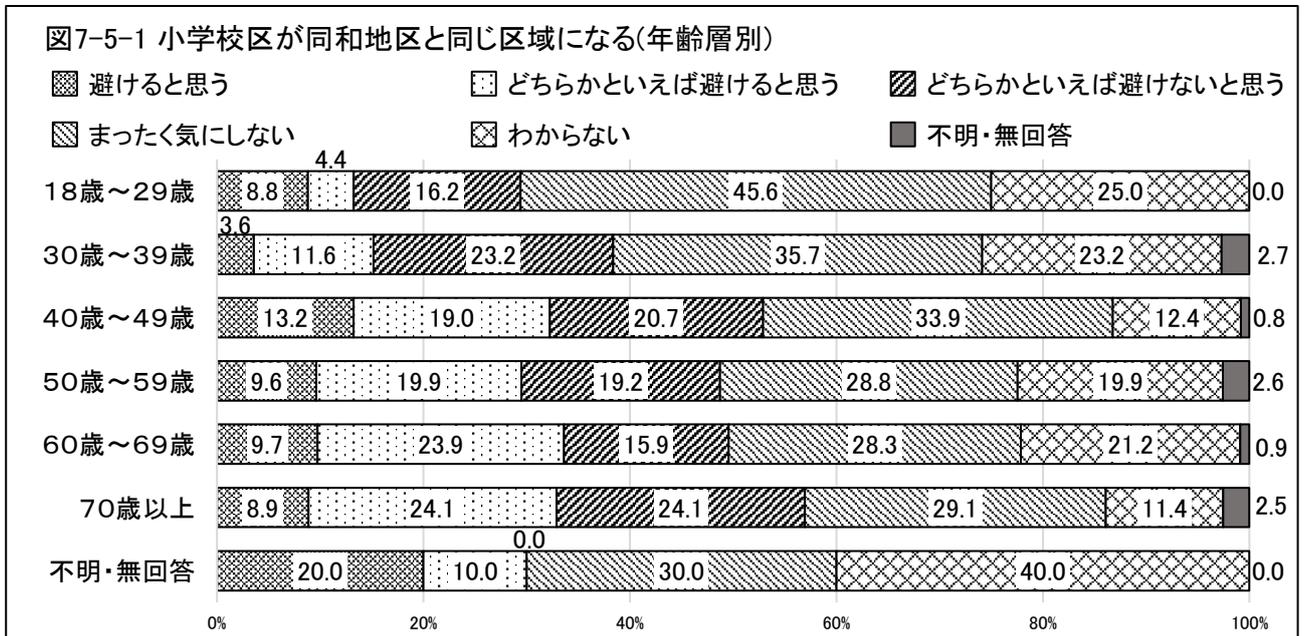
特定職業従事者の「避けると思う」とする忌避意識は、上記以外の職業と比べて4.5ポイント小さく、「まったく気にしない」とする回答では9.8ポイント大きい。

問7-5 小学校区が同和地区と同じ区域になる

1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		5. 小学校区が同和地区と同じ区域になる						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	61	117	129	215	126	11
		100.0	9.3	17.8	19.6	32.6	19.1	1.7
年 齢	18歳～29歳	68	6	3	11	31	17	0
		100.0	8.8	4.4	16.2	45.6	25.0	0.0
	30歳～39歳	112	4	13	26	40	26	3
		100.0	3.6	11.6	23.2	35.7	23.2	2.7
	40歳～49歳	121	16	23	25	41	15	1
		100.0	13.2	19.0	20.7	33.9	12.4	0.8
	50歳～59歳	156	15	31	30	45	31	4
		100.0	9.6	19.9	19.2	28.8	19.9	2.6
60歳～69歳	113	11	27	18	32	24	1	
	100.0	9.7	23.9	15.9	28.3	21.2	0.9	
70歳以上	79	7	19	19	23	9	2	
	100.0	8.9	24.1	24.1	29.1	11.4	2.5	
不明・無回答	10	2	1	0	3	4	0	
	100.0	20.0	10.0	0.0	30.0	40.0	0.0	



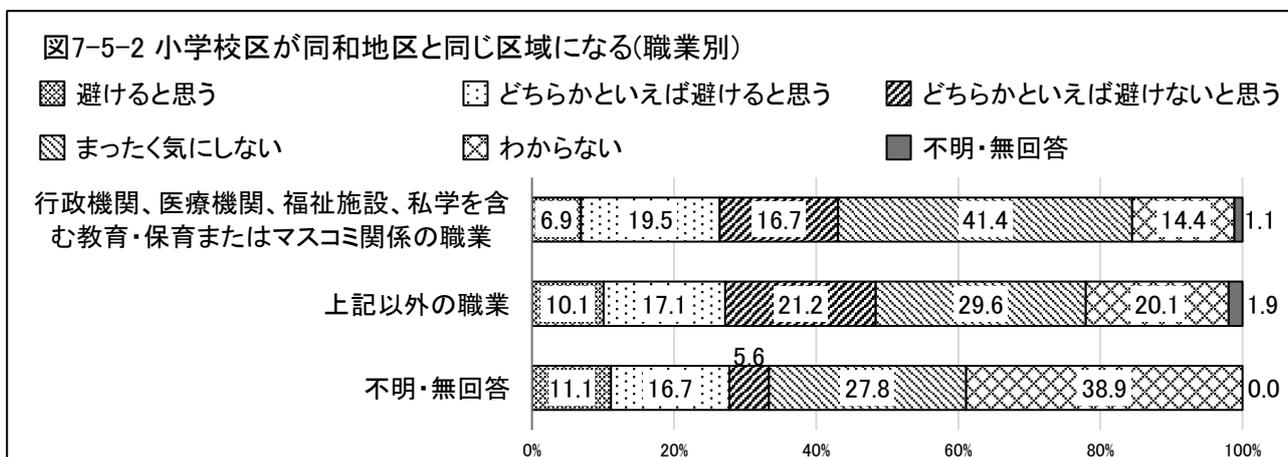
「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」は、18歳～29歳で13.2%、30歳～39歳では15.2%、「まったく気にしない」が45.6%と35.7%で、他と比べて忌避意識が弱い。

「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」とする忌避意識は、「同和地区の地区内である」と同様、40歳以上の年齢層は、18歳～29歳、30歳～39歳と比べて15～20ポイント強い傾向にある。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識		5. 小学校区が同和地区と同じ区域になる						
		回答者数	避けると思う	どちらかといえば避けると思う	どちらかといえば避けないと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
全 体		659	61	117	129	215	126	11
		100.0	9.3	17.8	19.6	32.6	19.1	1.7
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	12	34	29	72	25	2
		100.0	6.9	19.5	16.7	41.4	14.4	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	47	80	99	138	94	9
		100.0	10.1	17.1	21.2	29.6	20.1	1.9
不明・無回答		18	2	3	1	5	7	0
		100.0	11.1	16.7	5.6	27.8	38.9	0.0



「避けると思う」「どちらかと言えば避けると思う」では、両者に差異はない。「まったく気にしない」で見れば、特定職業従事者が11.8ポイント大きい。

第Ⅱ章 様々な人権問題

同和問題

問8 同和地区（被差別部落）の認知時期

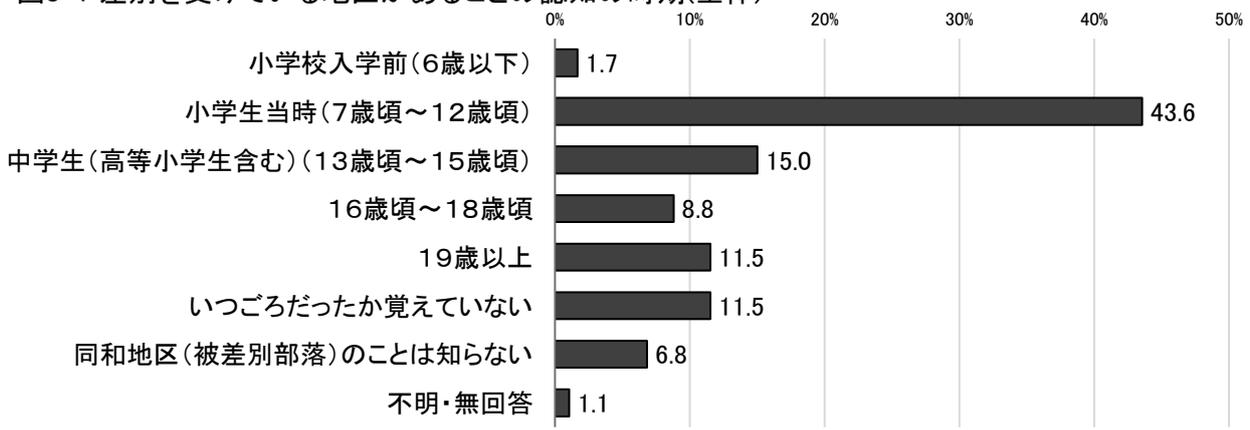
問8 日本の社会に、同和地区（被差別部落）などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることをあなたは知っていますか。また、初めて知ったのは、いつ頃ですか。当てはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

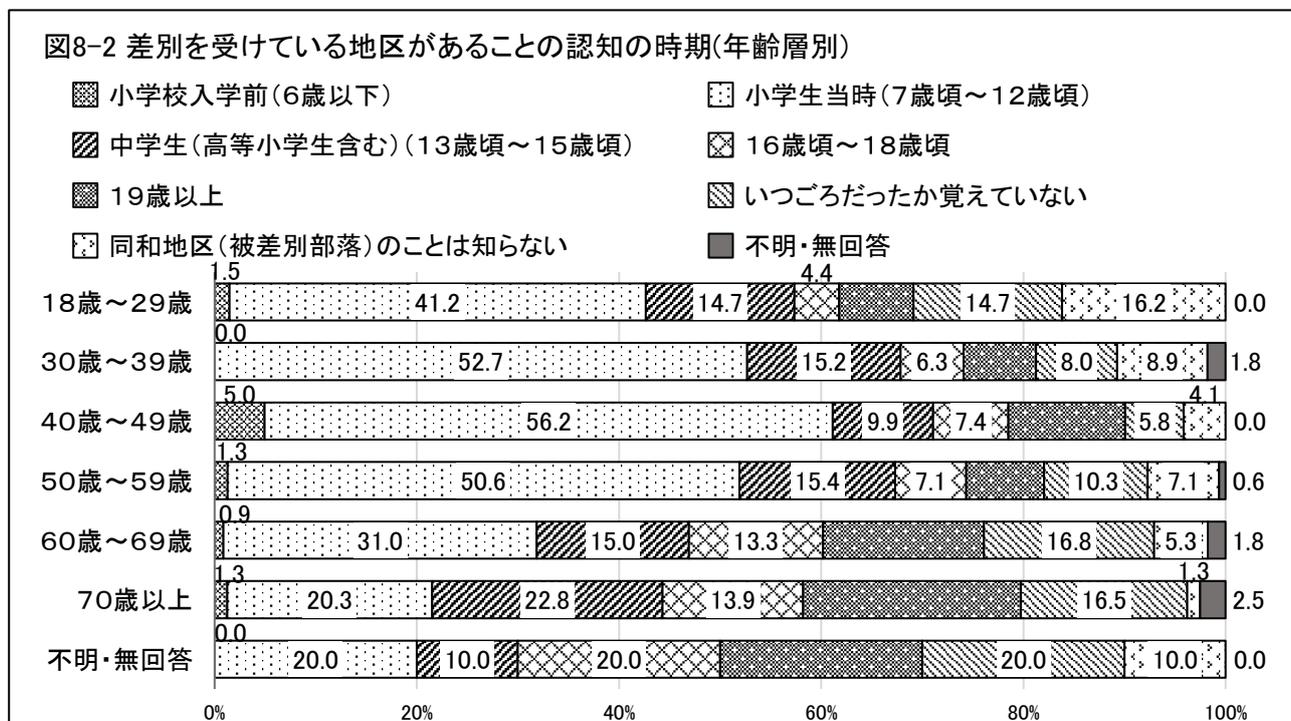
問8 差別を受けている地区があることの認知の時期	回答者数	小学校入学前（6歳以下）	小学生当時（7歳頃～12歳頃）	中学生（高等小学生含む）（13歳頃～15歳頃）	16歳頃～18歳頃	19歳以上	いつごろだったか覚えていない	同和地区（被差別部落）のことは知らない	不明・無回答
全体	659	11	287	99	58	76	76	45	7
	100.0	1.7	43.6	15.0	8.8	11.5	11.5	6.8	1.1
年齢	18歳～29歳	68	1	28	10	3	5	10	0
		100.0	1.5	41.2	14.7	4.4	7.4	14.7	0.0
	30歳～39歳	112	0	59	17	7	8	9	2
		100.0	0.0	52.7	15.2	6.3	7.1	8.0	1.8
	40歳～49歳	121	6	68	12	9	14	7	0
		100.0	5.0	56.2	9.9	7.4	11.6	5.8	0.0
	50歳～59歳	156	2	79	24	11	12	16	1
		100.0	1.3	50.6	15.4	7.1	7.7	10.3	0.6
年齢	60歳～69歳	113	1	35	17	15	18	19	2
		100.0	0.9	31.0	15.0	13.3	15.9	16.8	1.8
	70歳以上	79	1	16	18	11	17	13	2
	100.0	1.3	20.3	22.8	13.9	21.5	16.5	2.5	
不明・無回答	10	0	2	1	2	2	2	1	0
	100.0	0.0	20.0	10.0	20.0	20.0	20.0	10.0	0.0

図8-1 差別を受けている地区があることの認知の時期(全体)



差別を受けている地区（同和地区）があることについて最初に知った時期は、「小学生当時」が43.6%と最も高い。次が「中学生当時」の15.0%で、約半数の人が、義務教育の時期に差別を受けている地区（同和地区）の存在について認知している。

「同和地区（被差別部落）のことは知らない」と回答した人が6.8%いる。



年齢層別の特徴は、「小学生当時」に知ったが40歳～49歳の56.2%をピークに山型を形成しており、次に30歳～39歳が52.7%、50歳～59歳が50.6%となっている。

なお、18歳～29歳の「小学生当時」に知ったとする回答は41.2%で、60歳以上の人たちに次いで低い数値となっている。また、この18歳～29歳の年齢層の「同和地区（被差別部落）のことは知らない」とする回答16.2%は、他の年齢層に比べて高い。

問9 同和地区（被差別部落）の認知経路

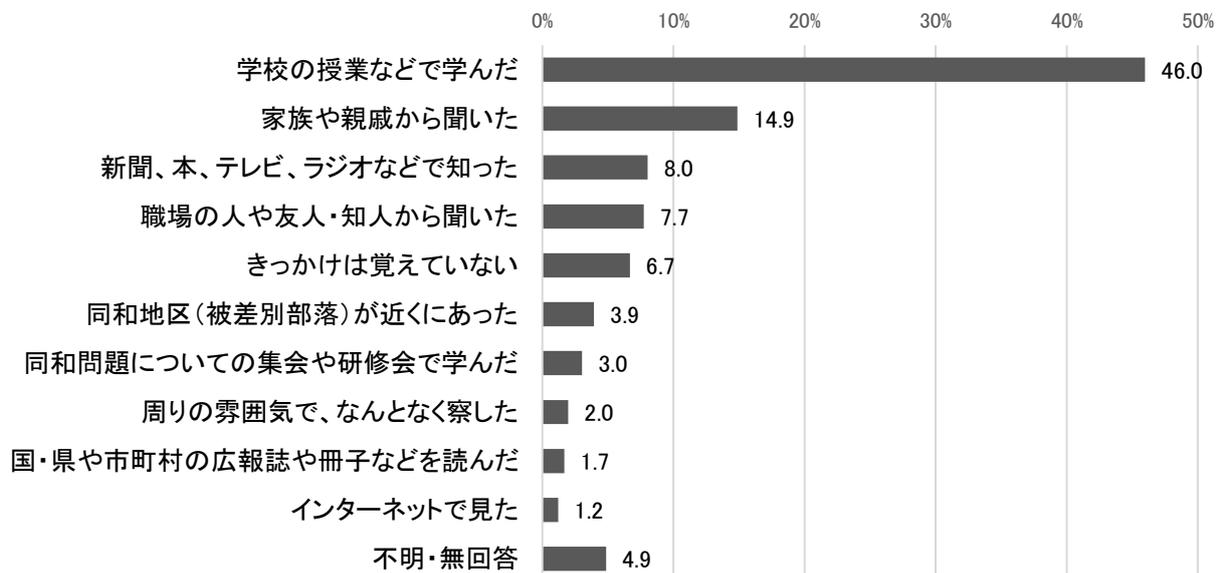
問9 あなたが、同和地区（被差別部落）などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることを知ったきっかけは何ですか。一番最初に知ったきっかけとして当てはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

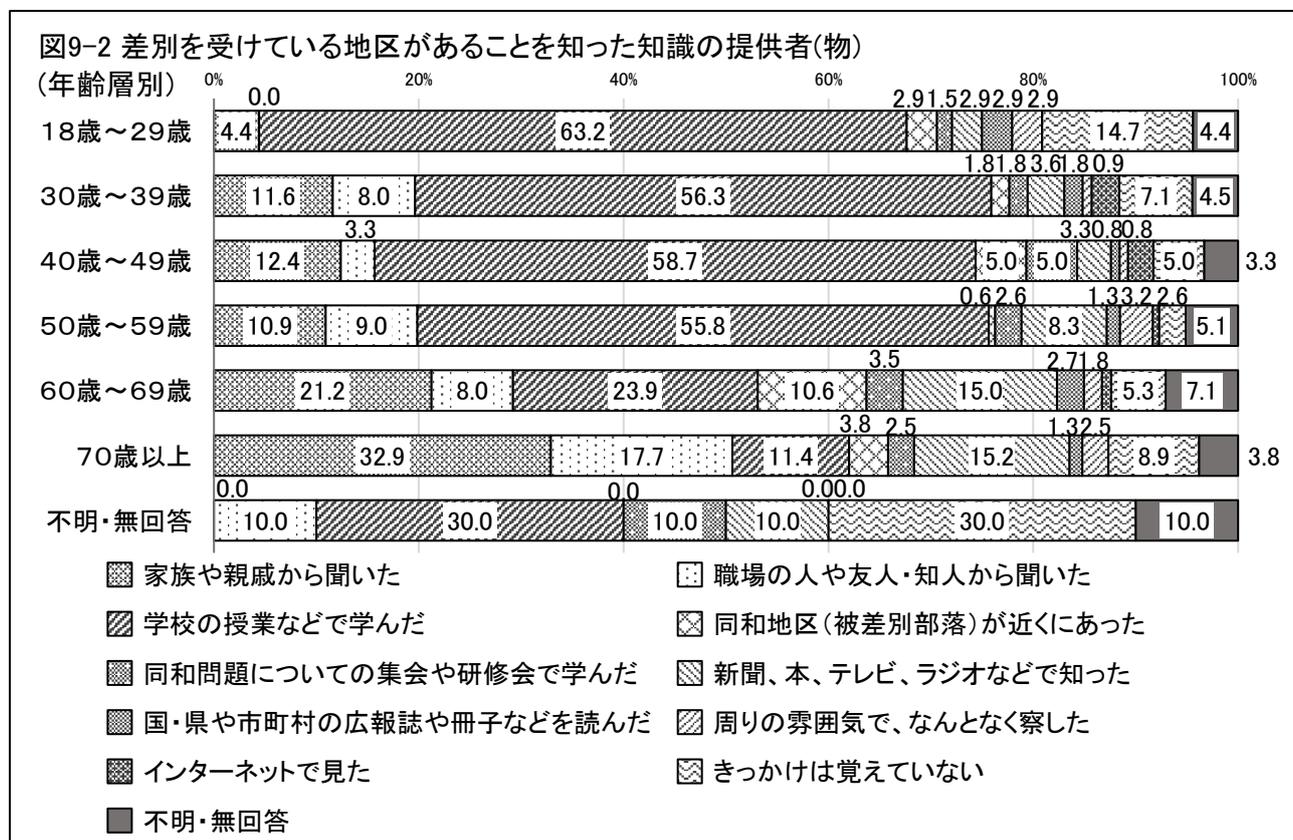
上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

問9 差別を受けている地区があることを知った知識の提供者(物)	回答者数	家族や親戚から聞いた	職場の人や友人・知人から聞いた	学校の授業などで学んだ	同和地区(被差別部落)が近くにあった	同和問題についての集会や研修会で学んだ	新聞、本、テレビ、ラジオなどで知った	国・県や市町村の広報誌や冊子などを読んだ	周りの雰囲気、なんとなく察した	インターネットで見た	きっかけは覚えていない	不明・無回答	
		割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	
全体	659	98	51	303	26	20	53	11	13	8	44	32	
	100.0	14.9	7.7	46.0	3.9	3.0	8.0	1.7	2.0	1.2	6.7	4.9	
年齢	18歳～29歳	68	3	43	2	1	2	2	2	0	10	3	
		100.0	4.4	63.2	2.9	1.5	2.9	2.9	2.9	0.0	14.7	4.4	
	30歳～39歳	112	13	9	63	2	2	4	2	1	3	5	
		100.0	11.6	8.0	56.3	1.8	1.8	3.6	1.8	0.9	2.7	7.1	4.5
	40歳～49歳	121	15	4	71	6	6	4	1	1	3	6	4
		100.0	12.4	3.3	58.7	5.0	5.0	3.3	0.8	0.8	2.5	5.0	3.3
	50歳～59歳	156	17	14	87	1	4	13	2	5	1	4	8
		100.0	10.9	9.0	55.8	0.6	2.6	8.3	1.3	3.2	0.6	2.6	5.1
年齢	60歳～69歳	113	24	9	27	12	4	17	3	2	1	6	8
		100.0	21.2	8.0	23.9	10.6	3.5	15.0	2.7	1.8	0.9	5.3	7.1
	70歳以上	79	26	14	9	3	2	12	1	2	0	7	3
	100.0	32.9	17.7	11.4	3.8	2.5	15.2	1.3	2.5	0.0	8.9	3.8	
不明・無回答	10	0	1	3	0	1	1	0	0	0	3	1	
	100.0	0.0	10.0	30.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	30.0	10.0	

図9-1 差別を受けている地区があることを知った知識の提供者(物)(全体)



同和地区（被差別部落）などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることを最初に知ったきっかけは、「学校の授業などで学んだ」が46.0%と最も多い。次に「家族や親戚から聞いた」が14.9%、3番目が「新聞、本、テレビ、ラジオなどで知った」8.0%で、「職場の人や友人・知人から聞いた」7.7%より多い。



「学校の授業などで学んだ」が18歳～29歳で63.2%、50歳～59歳で55.8%ある。60歳以上になると、「家族や親戚から聞いた」が多くなり、「学校の授業で学んだ」は少なくなる。

今日、インターネットの活用が進み差別的な書き込みが社会問題になっているが、「インターネットで見た」とする回答は30歳～39歳の2.7%が最大で、同和地区（被差別地区）に関するインターネットからの情報は一部にとどまっている。

問10 同和地区（被差別部落）について初めて知った時の気持ち

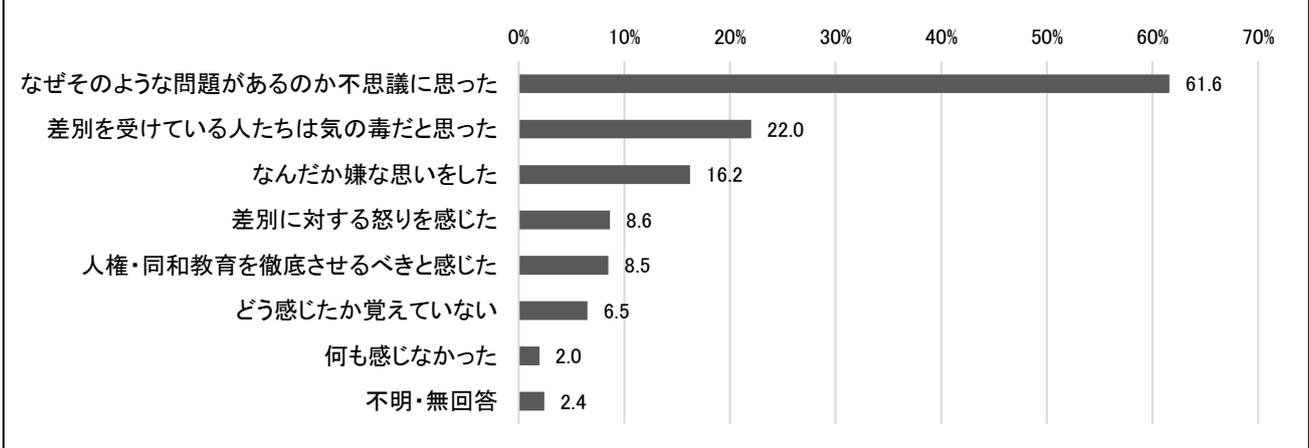
問10 あなたは、同和地区（被差別部落）などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることを初めて知ったとき、どのように感じましたか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。（いくつでも）

1) 全体及び年齢層別特徴

上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

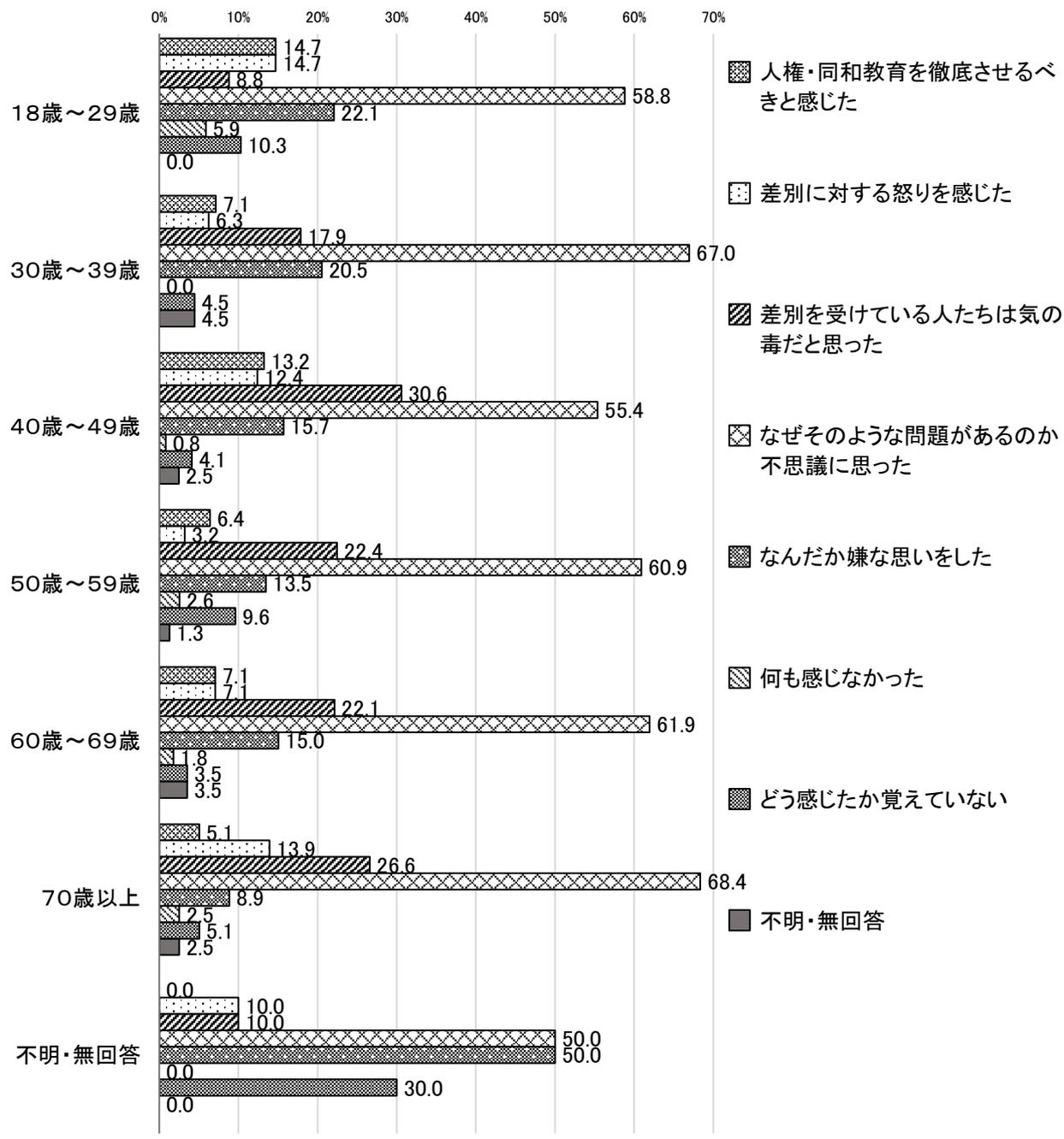
問10 差別を受けている地区があることを初めて知ったときの気持ち	回答者数	感 徹 人	感 差	思 人 差	思 が な	し な	何 も	い ど う	不 明	
		じ 底 権 た さ ・ せ 同 る 和 べ き 教 と 育 と を	じ 別 た に 対 す る 怒 り を	っ た 別 た ち を は 受 け て の 毒 い だ る と	っ た 別 た ち を は 受 け て の 毒 い だ る と	な ぜ あ る の の か よ う な 思 議 に 題	な だ か 嫌 な 思 い を	も 感 じ な か っ た	い ど う 感 じ た か 覚 え て	・ 無 回 答
全 体	659	56	57	145	406	107	13	43	16	
	100.0	8.5	8.6	22.0	61.6	16.2	2.0	6.5	2.4	
年 齢	18歳～29歳	68	10	10	6	40	15	4	7	0
		100.0	14.7	14.7	8.8	58.8	22.1	5.9	10.3	0.0
	30歳～39歳	112	8	7	20	75	23	0	5	5
		100.0	7.1	6.3	17.9	67.0	20.5	0.0	4.5	4.5
	40歳～49歳	121	16	15	37	67	19	1	5	3
		100.0	13.2	12.4	30.6	55.4	15.7	0.8	4.1	2.5
	50歳～59歳	156	10	5	35	95	21	4	15	2
		100.0	6.4	3.2	22.4	60.9	13.5	2.6	9.6	1.3
60歳～69歳	113	8	8	25	70	17	2	4	4	
	100.0	7.1	7.1	22.1	61.9	15.0	1.8	3.5	3.5	
70歳以上	79	4	11	21	54	7	2	4	2	
	100.0	5.1	13.9	26.6	68.4	8.9	2.5	5.1	2.5	
不明・無回答	10	0	1	1	5	5	0	3	0	
	100.0	0.0	10.0	10.0	50.0	50.0	0.0	30.0	0.0	

図10-1 差別を受けている地区があることを初めて知った時の気持ち(全体)



「同和地区（被差別部落）」を最初に知った時に感じた気持ちは、「なぜそのような問題があるのか不思議に思った」が61.6%と最も多い。次に「差別を受けている人たちは気の毒だと思った」22.0%、3番目が「なんだか嫌な思いをした」16.2%と続く。不思議に思った（61.6%）の後に続く、同情（22.0%）、不快（16.2%）、怒り（8.6%）の反応は、部落差別の解消を目指す方向での教育・啓発にとっては大事な感性である。

図10-2 差別を受けている地区があることを初めて知ったときの気持ち(年齢層別)



全ての年齢層で、「なぜそのような問題があるのか不思議に思った」が最も多い。「差別を受けている人たちは気の毒だと思った」は18歳～29歳で8.8%だが、年齢が高くなるにしたがって高くなる傾向にある。「なんだか嫌な思いがした」では18歳～29歳で22.1%、30歳～39歳で20.5%で他の年齢層と比べて高い。

問 11 部落差別についての現状認識

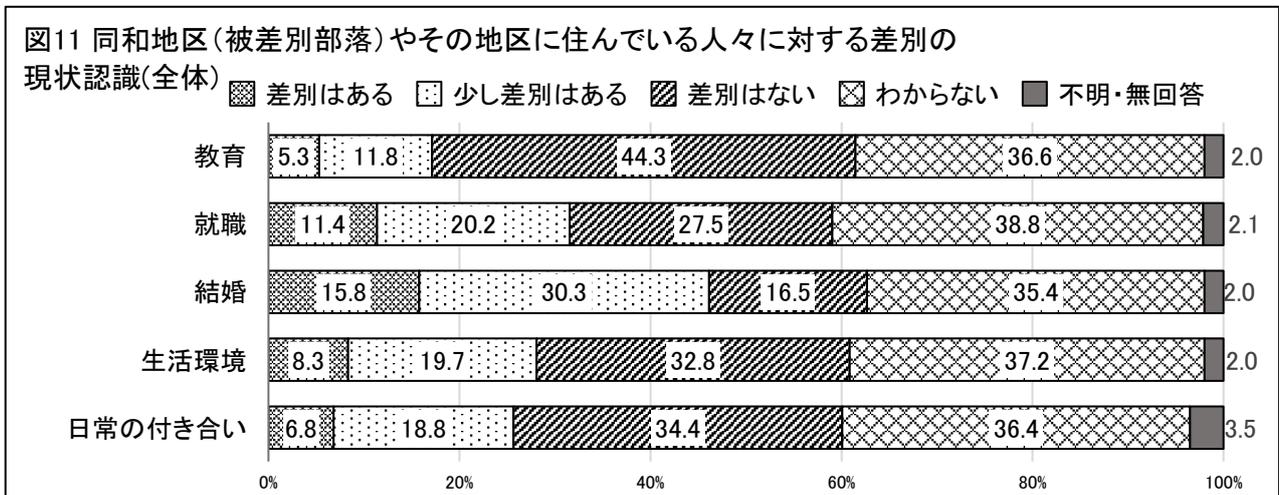
問11 同和地区(被差別部落)などと呼ばれている地区やその地区に住んでいる人々に対する差別について、それぞれの項目であなたの考えに近いものをア～エのうち1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体 (1.教育～6.日常の付き合い) の特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)や その地区に住んでいる人々 に対する差別の現状認識		回答者 数	差別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	差 別 は あ る	差 別 は な い
全 体	1. 教育	659	35	78	292	241	13	113	292
		100.0	5.3	11.8	44.3	36.6	2.0	17.1	44.3
	2. 就職	659	75	133	181	256	14	208	181
		100.0	11.4	20.2	27.5	38.8	2.1	31.6	27.5
	3. 結婚	659	104	200	109	233	13	304	109
	100.0	15.8	30.3	16.5	35.4	2.0	46.1	16.5	
体	4. 生活環境	659	55	130	216	245	13	185	216
		100.0	8.3	19.7	32.8	37.2	2.0	28.0	32.8
体	5. 日常の付き合い	659	45	124	227	240	23	169	227
		100.0	6.8	18.8	34.4	36.4	3.5	25.6	34.4

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



いずれの項目についても、「差別はある、少し差別はある」と認識していることがわかる。特に結婚については、46.1%が「差別はある(全体)」という認識を示している。また、「わからない」とする回答がどの項目においても35%~40%程度ある。

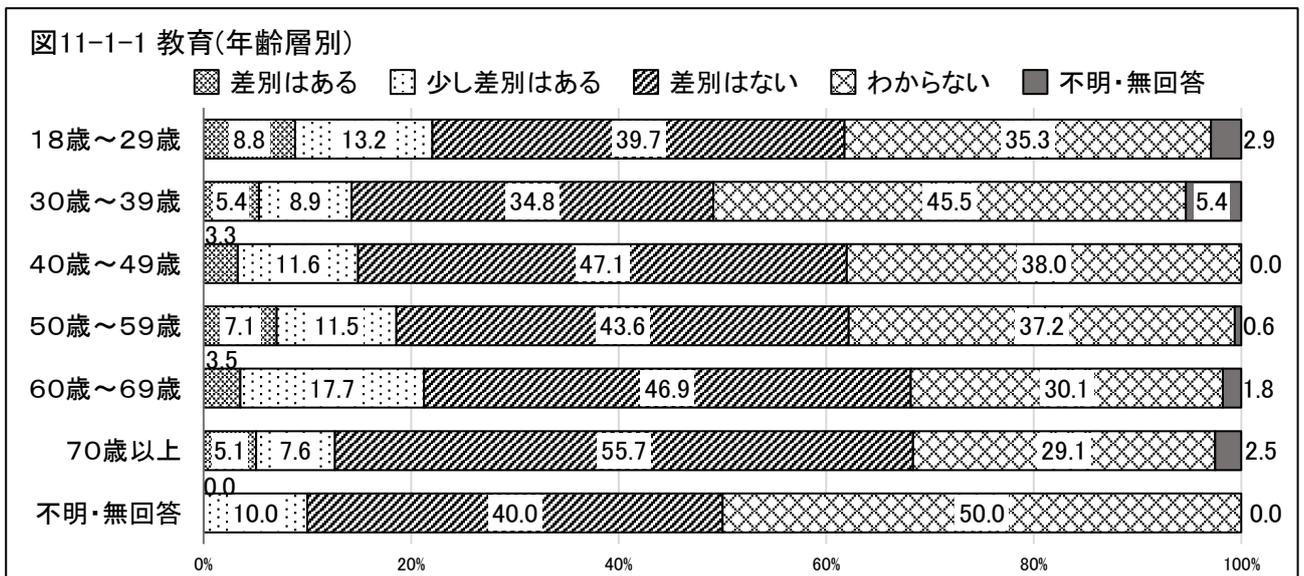
問 11-1 教育

1) 年齢層別

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部 落)やその地区に住 んでいる人々に対す る差別の現状認識	1. 教育						差 別 は あ る	差 別 は な い	
	回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	35 5.3	78 11.8	292 44.3	241 36.6	13 2.0	113 17.1	292 44.3	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	6 8.8	9 13.2	27 39.7	24 35.3	2 2.9	15 22.0	27 39.7
	30歳～39歳	112 100.0	6 5.4	10 8.9	39 34.8	51 45.5	6 5.4	16 14.3	39 34.8
	40歳～49歳	121 100.0	4 3.3	14 11.6	57 47.1	46 38.0	0 0.0	18 14.9	57 47.1
	50歳～59歳	156 100.0	11 7.1	18 11.5	68 43.6	58 37.2	1 0.6	29 18.6	68 43.6
	60歳～69歳	113 100.0	4 3.5	20 17.7	53 46.9	34 30.1	2 1.8	24 21.2	53 46.9
	70歳以上	79 100.0	4 5.1	6 7.6	44 55.7	23 29.1	2 2.5	10 12.7	44 55.7
	不明・無回答	10 100.0	0 0.0	1 10.0	4 40.0	5 50.0	0 0.0	1 10.0	4 40.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



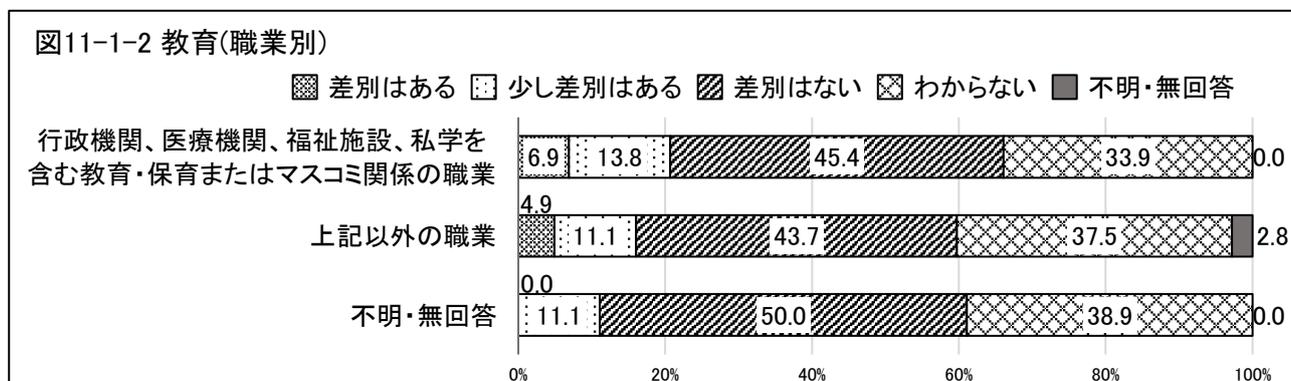
教育の面での差別については、70歳以上で「差別はある(全体)」とする回答は12.7%で最も小さく、「差別はない」については55.7%と最大で、この年齢層には教育面での差別はないという意識が強く表れている。逆に、若い年齢層を見てみると「差別はある」とする回答では、18歳～29歳が22.0%、「差別はない」では、18歳～29歳が39.7%と小さい。若い年齢層は、差別があるという意識が他の年齢層と比べて強い。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる 人々に対する差別の現状認識		1. 教育					差別 はある	差別 はない	
		回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	35	78	292	241	13	113	292
		100.0	5.3	11.8	44.3	36.6	2.0	17.1	44.3
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	12	24	79	59	0	36	79
		100.0	6.9	13.8	45.4	33.9	0.0	20.7	45.4
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	23	52	204	175	13	75	204
		100.0	4.9	11.1	43.7	37.5	2.8	16.0	43.7
不明・無回答		18	0	2	9	7	0	2	9
		100.0	0.0	11.1	50.0	38.9	0.0	11.1	50.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



職業による差異と言えるものは特段にない。

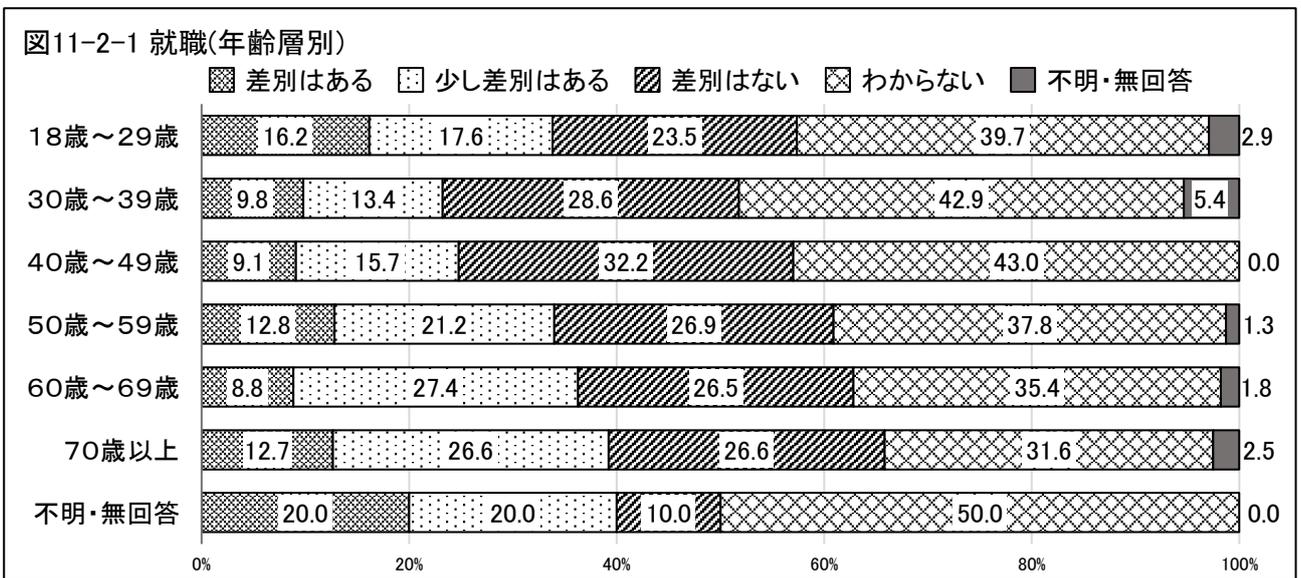
問 11-2 就職

1) 年齢層別

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部 落)やその地区に住 んでいる人々に対す る差別の現状認識	2. 就職						差 別 は あ る	差 別 は な い	
	回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	75 11.4	133 20.2	181 27.5	256 38.8	14 2.1	208 31.6	181 27.5	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	11 16.2	12 17.6	16 23.5	27 39.7	2 2.9	23 33.8	16 23.5
	30歳～39歳	112 100.0	11 9.8	15 13.4	32 28.6	48 42.9	6 5.4	26 23.2	32 28.6
	40歳～49歳	121 100.0	11 9.1	19 15.7	39 32.2	52 43.0	0 0.0	30 24.8	39 32.2
	50歳～59歳	156 100.0	20 12.8	33 21.2	42 26.9	59 37.8	2 1.3	53 34.0	42 26.9
	60歳～69歳	113 100.0	10 8.8	31 27.4	30 26.5	40 35.4	2 1.8	41 36.2	30 26.5
	70歳以上	79 100.0	10 12.7	21 26.6	21 26.6	25 31.6	2 2.5	31 39.3	21 26.6
	不明・無回答	10 100.0	2 20.0	2 20.0	1 10.0	5 50.0	0 0.0	4 40.0	1 10.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



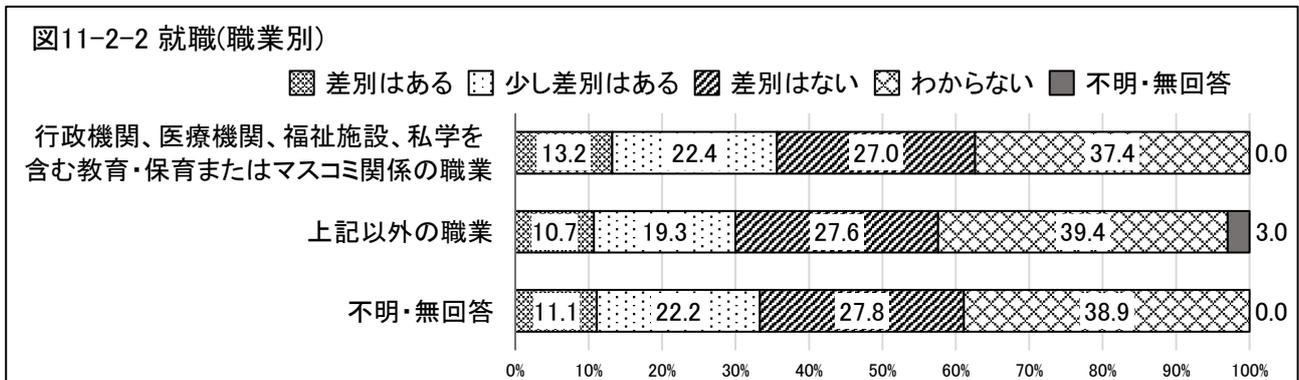
「差別はある(全体)」とする見方は、「就職」については31.6%で、「教育」(17.1%)よりも14.5ポイント高い。また、年齢層別での「差別はある(全体)」とする見方は、18歳～29歳(33.8%)、30歳～39歳(23.2%)、70歳以上(39.3%)となっており、年齢層による認識の差は、30歳～39歳を底辺としたU字型を形成している。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる 人々に対する差別の現状認識		2. 就職						差別 はある	差別 はない
		回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答		
全 体		659 100.0	75 11.4	133 20.2	181 27.5	256 38.8	14 2.1	208 31.6	181 27.5
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	23 13.2	39 22.4	47 27.0	65 37.4	0 0.0	62 35.6	47 27.0
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	50 10.7	90 19.3	129 27.6	184 39.4	14 3.0	140 30.0	129 27.6
	不明・無回答	18 100.0	2 11.1	4 22.2	5 27.8	7 38.9	0 0.0	6 33.3	5 27.8

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



職業による差異と言えるものは特段にない。

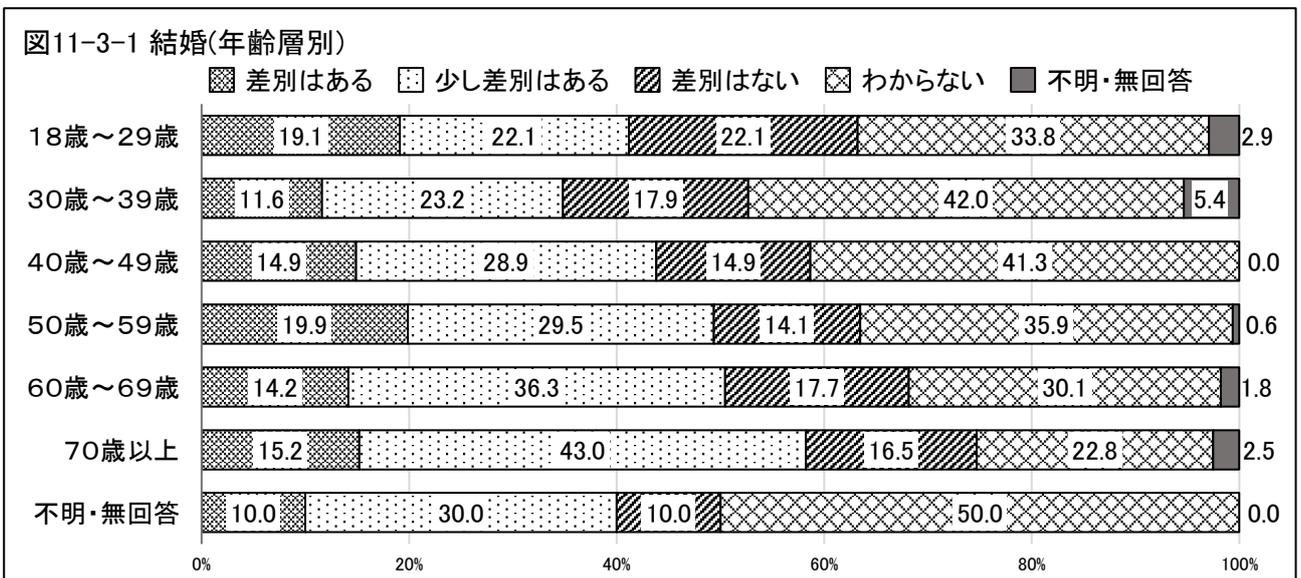
問 11-3 結婚

1) 年齢層別

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部 落)やその地区に住 んでいる人々に対す る差別の現状認識	3. 結婚						差 別 は あ る	差 別 は な い	
	回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	104 15.8	200 30.3	109 16.5	233 35.4	13 2.0	304 46.1	109 16.5	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	13 19.1	15 22.1	15 22.1	23 33.8	2 2.9	28 41.2	15 22.1
	30歳～39歳	112 100.0	13 11.6	26 23.2	20 17.9	47 42.0	6 5.4	39 34.8	20 17.9
	40歳～49歳	121 100.0	18 14.9	35 28.9	18 14.9	50 41.3	0 0.0	53 43.8	18 14.9
	50歳～59歳	156 100.0	31 19.9	46 29.5	22 14.1	56 35.9	1 0.6	77 49.4	22 14.1
	60歳～69歳	113 100.0	16 14.2	41 36.3	20 17.7	34 30.1	2 1.8	57 50.5	20 17.7
	70歳以上	79 100.0	12 15.2	34 43.0	13 16.5	18 22.8	2 2.5	46 58.2	13 16.5
	不明・無回答	10 100.0	1 10.0	3 30.0	1 10.0	5 50.0	0 0.0	4 40.0	1 10.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



結婚については、「差別はある(全体)」とする回答が46.1%ある。就職に関する認識(31.6%)よりもさらに高い。

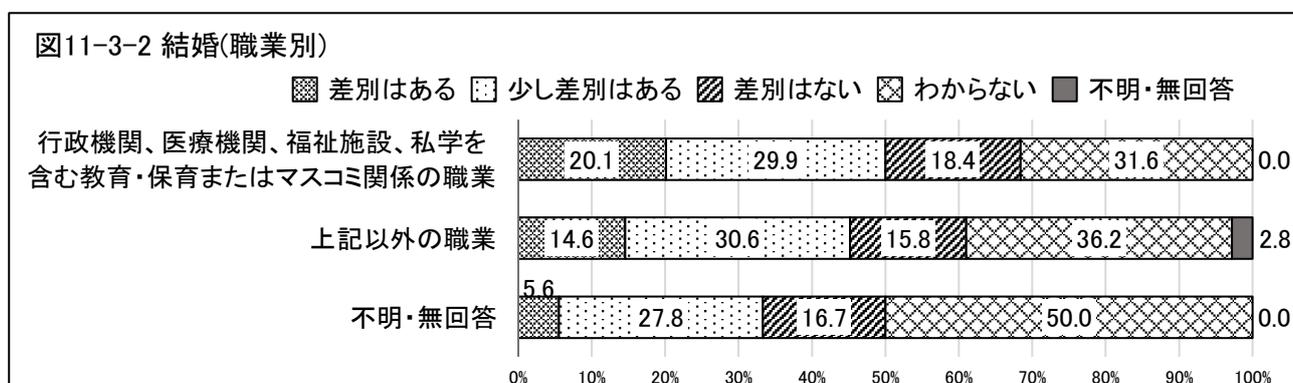
「差別はある(全体)」とする認識は、30歳～39歳の34.8%を底にU字構造をしており、年齢が高くなるにしたがって数値も高くなっている(70歳以上が58.2%で最大)。30歳～39歳で「わからない」が42.0%と最も大きい。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる 人々に対する差別の現状認識		3. 結婚					差別 はある	差別 はない	
		回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659 100.0	104 15.8	200 30.3	109 16.5	233 35.4	13 2.0	304 46.1	109 16.5
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	35 20.1	52 29.9	32 18.4	55 31.6	0 0.0	87 50.0	32 18.4
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	68 14.6	143 30.6	74 15.8	169 36.2	13 2.8	211 45.2	74 15.8
	不明・無回答	18 100.0	1 5.6	5 27.8	3 16.7	9 50.0	0 0.0	6 33.4	3 16.7

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



職業による差異と言えるものは特段にない。

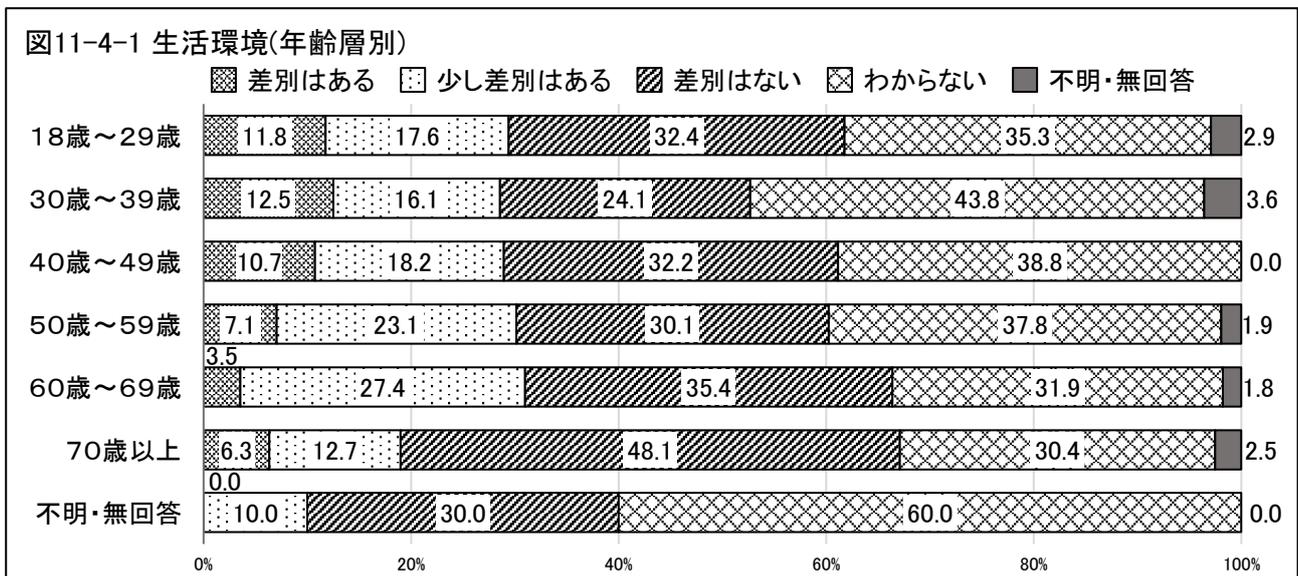
問 11-4 生活環境

1) 年齢層別

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問11 同和地区(被差別部 落)やその地区に住 んでいる人々に対す る差別の現状認識		4. 生活環境					差 別 は あ る	差 別 は な い	
		回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659 100.0	55 8.3	130 19.7	216 32.8	245 37.2	13 2.0	185 28.0	216 32.8
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	8 11.8	12 17.6	22 32.4	24 35.3	2 2.9	20 29.4	22 32.4
	30歳～39歳	112 100.0	14 12.5	18 16.1	27 24.1	49 43.8	4 3.6	32 28.6	27 24.1
	40歳～49歳	121 100.0	13 10.7	22 18.2	39 32.2	47 38.8	0 0.0	35 28.9	39 32.2
	50歳～59歳	156 100.0	11 7.1	36 23.1	47 30.1	59 37.8	3 1.9	47 30.2	47 30.1
	60歳～69歳	113 100.0	4 3.5	31 27.4	40 35.4	36 31.9	2 1.8	35 30.9	40 35.4
	70歳以上	79 100.0	5 6.3	10 12.7	38 48.1	24 30.4	2 2.5	15 19.0	38 48.1
	不明・無回答	10 100.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0	6 60.0	0 0.0	1 10.0	3 30.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



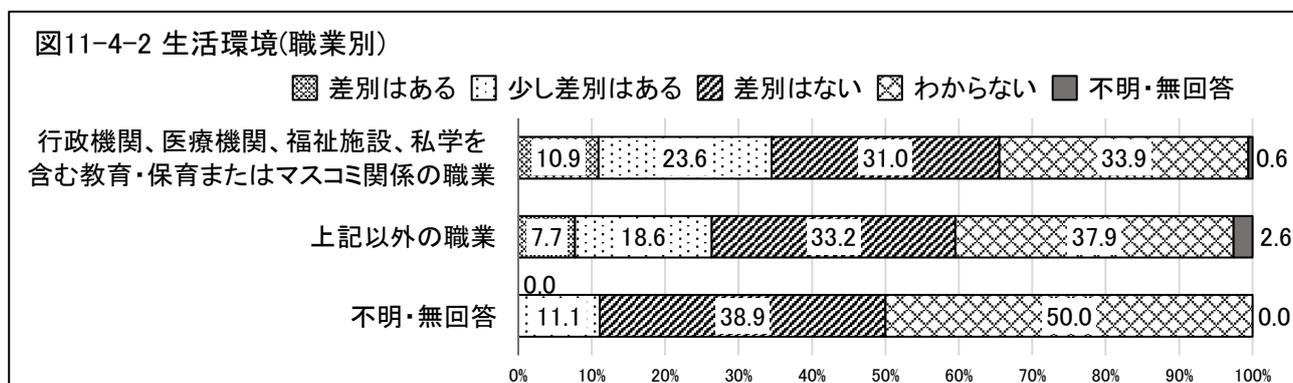
「生活環境」で「差別はある(全体)」と認識している者の割合は、18歳から69歳まで約30%でほとんど差がない。70歳以上が19.0%と最も低い値である。また、70歳以上は、「差別はない(全体)」とする回答では、48.1%と最も高い。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる 人々に対する差別の現状認識		4. 生活環境					差別 はある	差別 はない	
		回答 者数	差別 は ある	少 し 差別 は ある	差別 は ない	わ か ら ない			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	55	130	216	245	13	185	216
		100.0	8.3	19.7	32.8	37.2	2.0	28.0	32.8
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	19	41	54	59	1	60	54
		100.0	10.9	23.6	31.0	33.9	0.6	34.5	31.0
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	36	87	155	177	12	123	155
		100.0	7.7	18.6	33.2	37.9	2.6	26.3	33.2
不明・無回答		18	0	2	7	9	0	2	7
		100.0	0.0	11.1	38.9	50.0	0.0	11.1	38.9

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



特定職業従事者の「差別はある(全体)」とする回答34.5%は、上記以外の職業26.3%よりも8.2ポイント大きい。

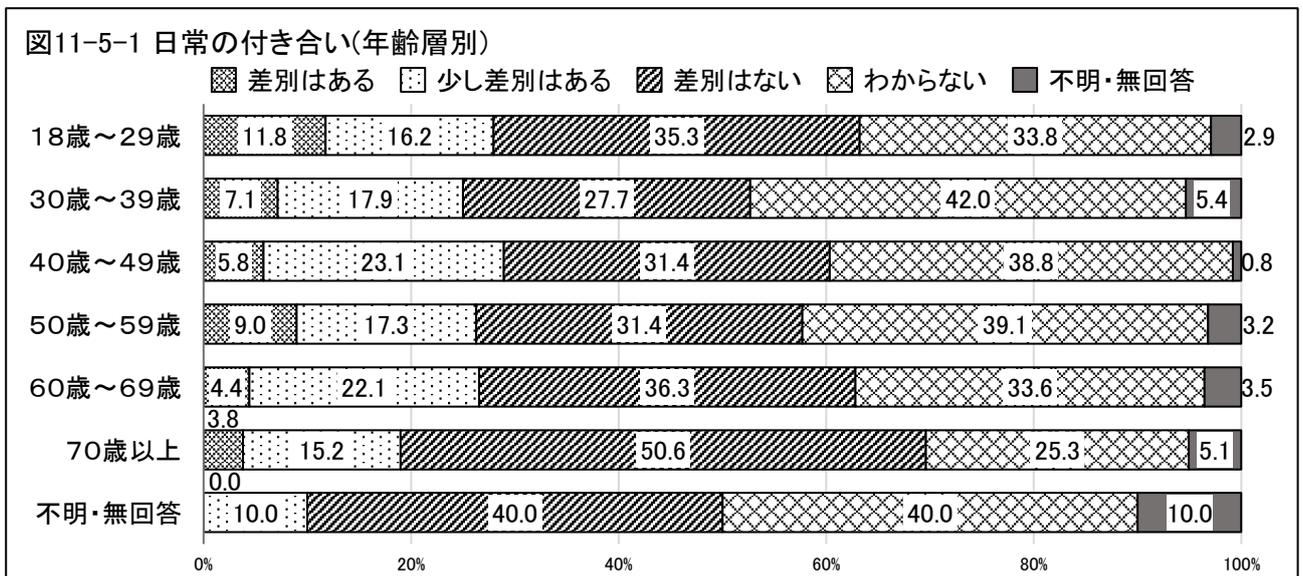
問 11-5 日常の付き合い

1) 年齢層別

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問11 同和地区(被差別部 落)やその地区に住 んでいる人々に対す る差別の現状認識	5. 日常の付き合い						差別 はある	差別 はない	
	回 答 者 数	差 別 は あ る	少 し 差 別 は あ る	差 別 は な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	45 6.8	124 18.8	227 34.4	240 36.4	23 3.5	169 25.6	227 34.4	
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	8 11.8	11 16.2	24 35.3	23 33.8	2 2.9	19 28.0	24 35.3
	30歳～39歳	112 100.0	8 7.1	20 17.9	31 27.7	47 42.0	6 5.4	28 25.0	31 27.7
	40歳～49歳	121 100.0	7 5.8	28 23.1	38 31.4	47 38.8	1 0.8	35 28.9	38 31.4
	50歳～59歳	156 100.0	14 9.0	27 17.3	49 31.4	61 39.1	5 3.2	41 26.3	49 31.4
	60歳～69歳	113 100.0	5 4.4	25 22.1	41 36.3	38 33.6	4 3.5	30 26.5	41 36.3
	70歳以上	79 100.0	3 3.8	12 15.2	40 50.6	20 25.3	4 5.1	15 19.0	40 50.6
	不明・無回答	10 100.0	0 0.0	1 10.0	4 40.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0	4 40.0

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



「日常のつきあい」で「差別はある」と感じている市民は、全体では25.6%ある。

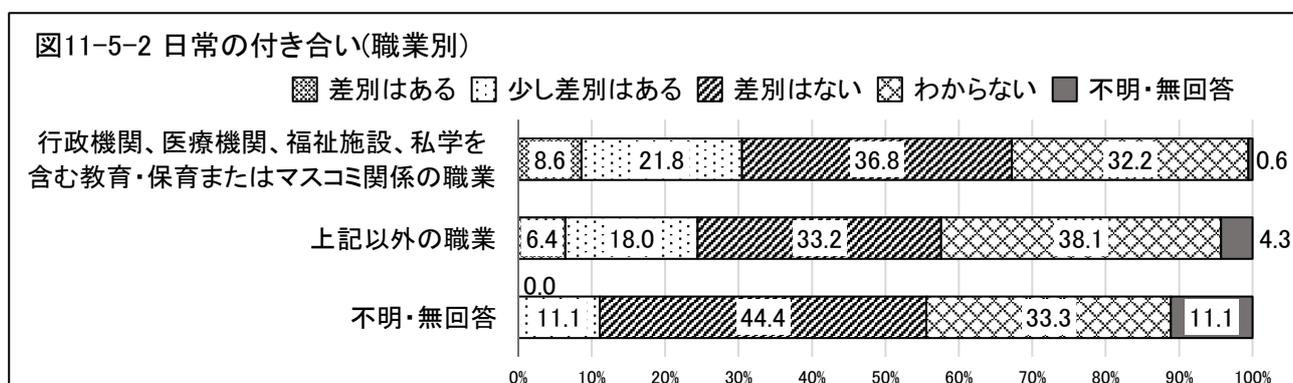
「差別はある(全体)」とする回答の割合は、18歳から69歳まで25.0%から28.9%の間でほとんど差がないが、70歳以上が19.0%と最も低い値である。また、70歳以上は、「差別はない(全体)」とする回答では50.6%で最も高い。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問11 同和地区(被差別部落)やその地区に住んでいる 人々に対する差別の現状認識	5. 日常の付き合い						差別 はある	差別 はない	
	回答 者数	差別 は ある	少 し 差別 は ある	差別 は ない	わ か ら ない	不 明 ・ 無 回 答			
全 体	659 100.0	45 6.8	124 18.8	227 34.4	240 36.4	23 3.5	169 25.6	227 34.4	
職業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	15 8.6	38 21.8	64 36.8	56 32.2	1 0.6	53 30.4	64 36.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	30 6.4	84 18.0	155 33.2	178 38.1	20 4.3	114 24.4	155 33.2
	不明・無回答	18 100.0	0 0.0	2 11.1	8 44.4	6 33.3	2 11.1	2 11.1	8 44.4

*「差別はある」は「差別はある」と「少し差別はある」の合計



特定職業従事者の「差別はある(全体)」30.4%は、上記以外の職業の24.4%よりも6ポイント高い。

問 12 部落差別問題(同和問題)の解決方法

問12 同和問題(部落問題)を解決するためには、あなたはどうしたらよいと思いますか。それぞれの項目で、あなたの考えに近いものをア～オのうち1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体 (1. 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える～6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ) の特徴

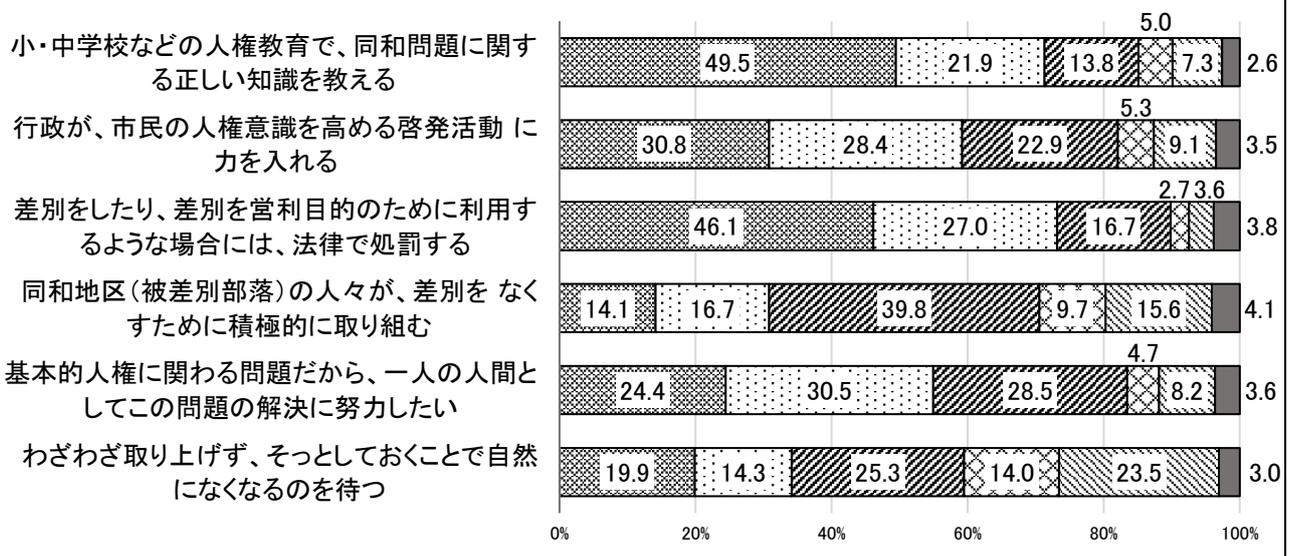
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	回答者数	そう思う	せいど うえち らか と	いど えち なら い も	せいど うえち らか と	そう 思わ ない	不明・無回答	
全 体	1. 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える	659	326	144	91	33	48	17
		100.0	49.5	21.9	13.8	5.0	7.3	2.6
	2. 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる	659	203	187	151	35	60	23
		100.0	30.8	28.4	22.9	5.3	9.1	3.5
	3. 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する	659	304	178	110	18	24	25
		100.0	46.1	27.0	16.7	2.7	3.6	3.8
全 体	4. 同和地区(被差別部落)の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む	659	93	110	262	64	103	27
		100.0	14.1	16.7	39.8	9.7	15.6	4.1
	5. 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい	659	161	201	188	31	54	24
		100.0	24.4	30.5	28.5	4.7	8.2	3.6
	6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ	659	131	94	167	92	155	20
		100.0	19.9	14.3	25.3	14.0	23.5	3.0

図12a 同和問題(部落問題)の解決方法(全体)

そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらともいえない

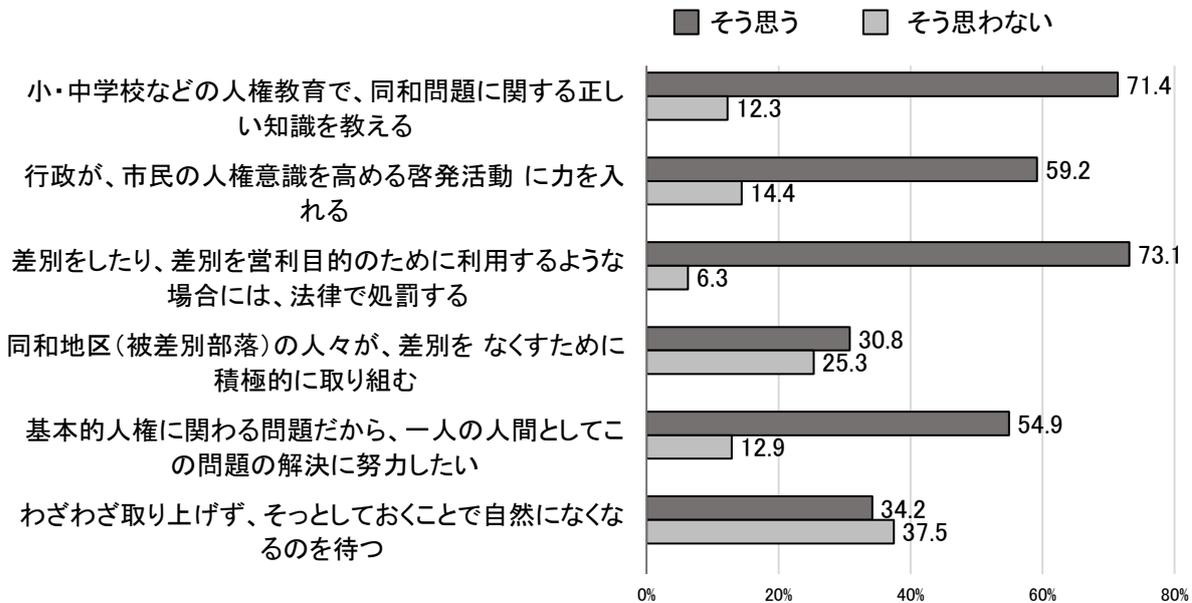
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 不明・無回答



上段：回答者数(人) 下段：割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		そう 思う	そう 思わ ない
全 体	1. 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える	470 71.4	81 12.3
	2. 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる	390 59.2	95 14.4
	3. 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する	482 73.1	42 6.3
	4. 同和地区(被差別部落)の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む	203 30.8	167 25.3
	5. 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい	362 54.9	85 12.9
	6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ	225 34.2	247 37.5

図12b 同和問題(部落問題)の解決方法(全体)



「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」71.4%、「差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する」73.1%と、7割の人たちが教育と法令による解決を望んでいる。

次いで「行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる」が59.2%、「基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」が54.9%となっており、5割以上の人が行政および自分自身の問題と感じている。

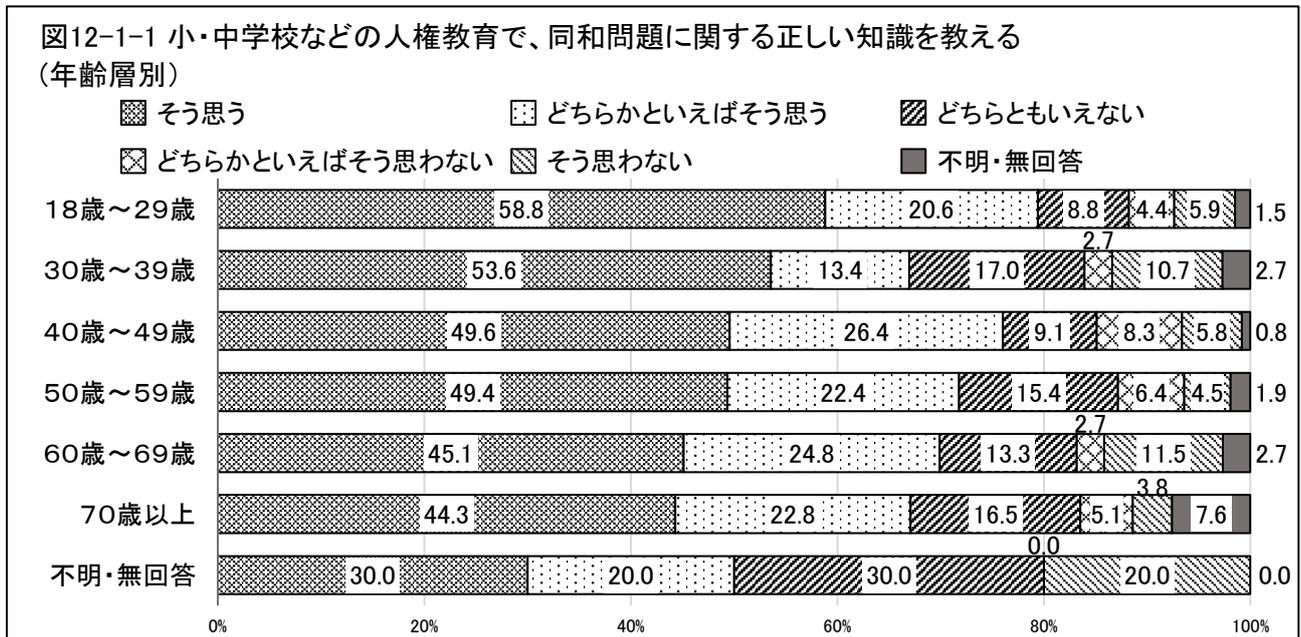
問 12-1 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	1. 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	せいどうえちらうか	いどえちらないも	せいどうえちらわかない	そう思わない	不明・無回答			
全 体	659	326	144	91	33	48	17	470	81	
	100.0	49.5	21.9	13.8	5.0	7.3	2.6	71.4	12.3	
年 齢	18歳～29歳	68	40	14	6	3	4	1	54	7
		100.0	58.8	20.6	8.8	4.4	5.9	1.5	79.4	10.3
	30歳～39歳	112	60	15	19	3	12	3	75	15
		100.0	53.6	13.4	17.0	2.7	10.7	2.7	67.0	13.4
	40歳～49歳	121	60	32	11	10	7	1	92	17
		100.0	49.6	26.4	9.1	8.3	5.8	0.8	76.0	14.1
	50歳～59歳	156	77	35	24	10	7	3	112	17
		100.0	49.4	22.4	15.4	6.4	4.5	1.9	71.8	10.9
60歳～69歳	113	51	28	15	3	13	3	79	16	
	100.0	45.1	24.8	13.3	2.7	11.5	2.7	69.9	14.2	
70歳以上	79	35	18	13	4	3	6	53	7	
	100.0	44.3	22.8	16.5	5.1	3.8	7.6	67.1	8.9	
不明・無回答	10	3	2	3	0	2	0	5	2	
	100.0	30.0	20.0	30.0	0.0	20.0	0.0	50.0	20.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



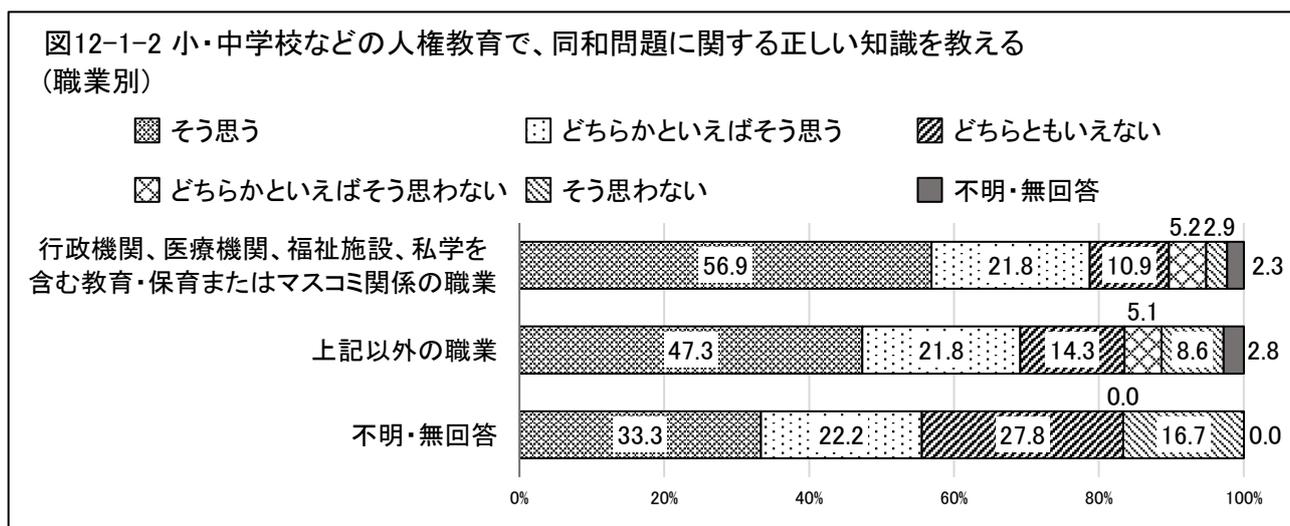
「小・中学校などの人権教育で、同和問題に対する正しい知識を教える」で「そう思う(全体)」と回答した市民は、18歳～29歳の79.4%を最大として、年齢が上がるにつれて減少傾向にはあるが70歳以上でも67.1%あり、義務教育での同和問題(部落問題)学習に対する高い支持・期待を示している。

2) 職業別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		1. 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える						そう思う	そう思わない	
		回答者数	そう思う	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	そう思わない			不明・無回答
全 体		659	326	144	91	33	48	17	470	81
		100.0	49.5	21.9	13.8	5.0	7.3	2.6	71.4	12.3
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	99	38	19	9	5	4	137	14
		100.0	56.9	21.8	10.9	5.2	2.9	2.3	78.7	8.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	221	102	67	24	40	13	323	64
		100.0	47.3	21.8	14.3	5.1	8.6	2.8	69.1	13.7
不明・無回答		18	6	4	5	0	3	0	10	3
		100.0	33.3	22.2	27.8	0.0	16.7	0.0	55.5	16.7

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



特定職業従事者は「小・中学校などの人権教育で、同和問題に対する正しい知識を教える」を78.7%が支持している。上記以外の職業とは、約10ポイントの開きがある。

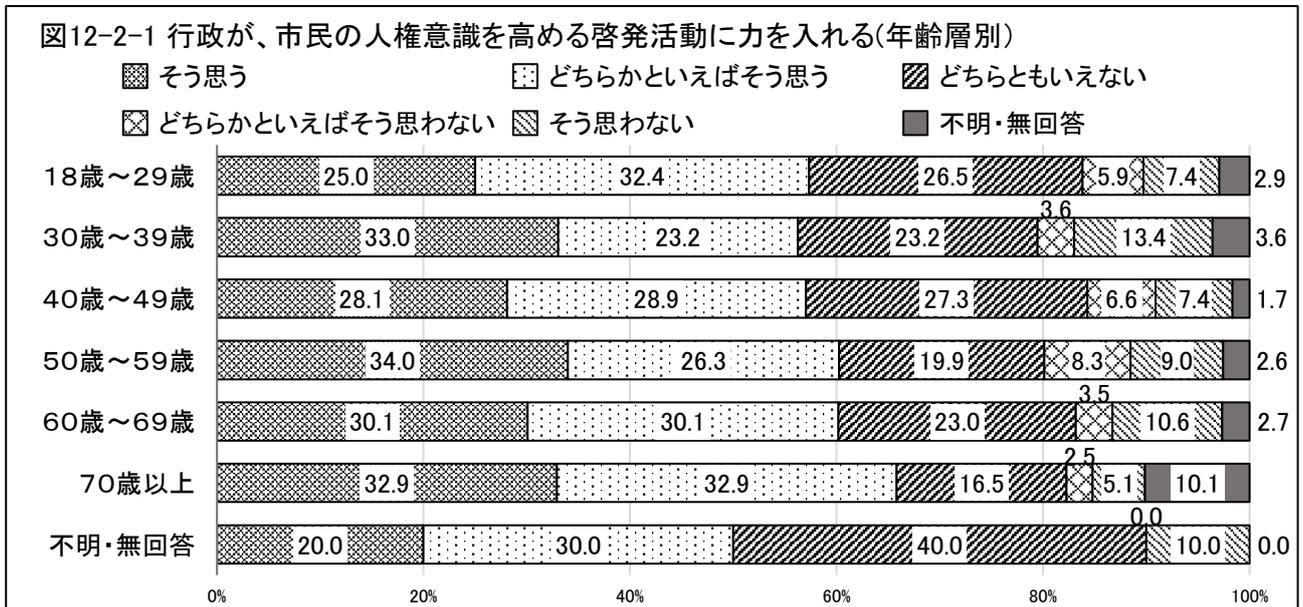
問 12-2 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	2. 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	そい どえち ら思ば らかと	いど えち らな いとも	そい どえち ら思ば らか ない	そう 思わ ない	不明・無回答			
全 体	659	203	187	151	35	60	23	390	95	
	100.0	30.8	28.4	22.9	5.3	9.1	3.5	59.2	14.4	
年 齢	18歳～29歳	68	17	22	18	4	5	2	39	9
		100.0	25.0	32.4	26.5	5.9	7.4	2.9	57.4	13.3
	30歳～39歳	112	37	26	26	4	15	4	63	19
		100.0	33.0	23.2	23.2	3.6	13.4	3.6	56.2	17.0
	40歳～49歳	121	34	35	33	8	9	2	69	17
		100.0	28.1	28.9	27.3	6.6	7.4	1.7	57.0	14.0
	50歳～59歳	156	53	41	31	13	14	4	94	27
		100.0	34.0	26.3	19.9	8.3	9.0	2.6	60.3	17.3
60歳～69歳	113	34	34	26	4	12	3	68	16	
	100.0	30.1	30.1	23.0	3.5	10.6	2.7	60.2	14.1	
70歳以上	79	26	26	13	2	4	8	52	6	
	100.0	32.9	32.9	16.5	2.5	5.1	10.1	65.8	7.6	
不明・無回答	10	2	3	4	0	1	0	5	1	
	100.0	20.0	30.0	40.0	0.0	10.0	0.0	50.0	10.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



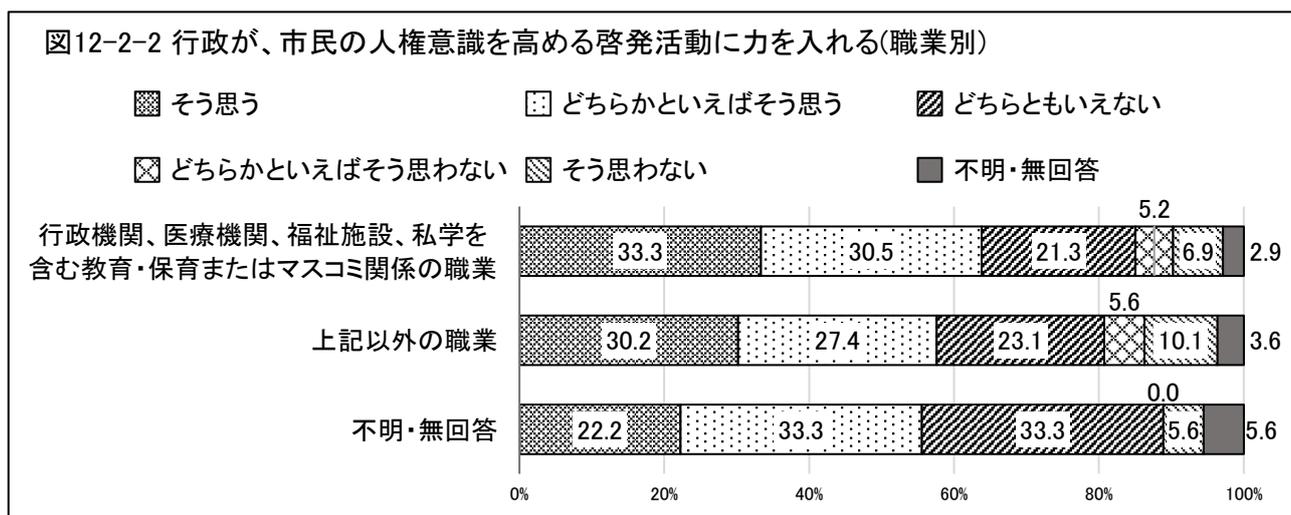
「行政が人権啓発活動に力を入れるべきだ」について「そう思う(全体)」で見ると、30歳～39歳の56.2%を最小として70歳以上が65.8%と最大で、どの年齢層においても大きな差と言えるものではなく、全体では59.2%の人が行政の取り組みへの支持をしている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		2. 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に 力を入れる						そう 思う	そう 思わない	
		回 答 者 数	そ う 思 う	そ ど ち ら か と い え ば	い ど ち ら も い え ない	そ ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ ない			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	203	187	151	35	60	23	390	95
		100.0	30.8	28.4	22.9	5.3	9.1	3.5	59.2	14.4
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	58	53	37	9	12	5	111	21
		100.0	33.3	30.5	21.3	5.2	6.9	2.9	63.8	12.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	141	128	108	26	47	17	269	73
		100.0	30.2	27.4	23.1	5.6	10.1	3.6	57.6	15.7
不明・無回答		18	4	6	6	0	1	1	10	1
		100.0	22.2	33.3	33.3	0.0	5.6	5.6	55.5	5.6

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



特定職業従事者の「そう思う(全体)」の回答は、上記以外の職業と比べて6.2ポイント支持的な回答が上回っている。

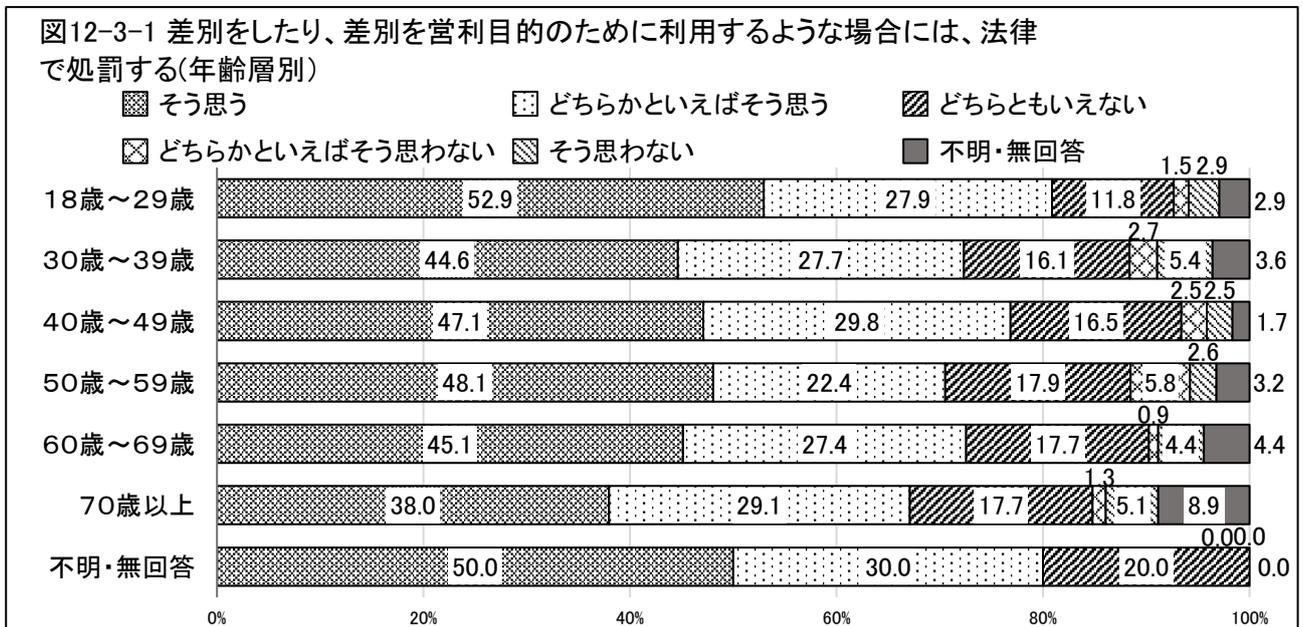
問 12-3 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	3. 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	不明・無回答			
全 体	659	304	178	110	18	24	25	482	42	
	100.0	46.1	27.0	16.7	2.7	3.6	3.8	73.1	6.3	
年 齢	18歳～29歳	68	36	19	8	1	2	2	55	3
		100.0	52.9	27.9	11.8	1.5	2.9	2.9	80.8	4.4
	30歳～39歳	112	50	31	18	3	6	4	81	9
		100.0	44.6	27.7	16.1	2.7	5.4	3.6	72.3	8.1
	40歳～49歳	121	57	36	20	3	3	2	93	6
		100.0	47.1	29.8	16.5	2.5	2.5	1.7	76.9	5.0
	50歳～59歳	156	75	35	28	9	4	5	110	13
		100.0	48.1	22.4	17.9	5.8	2.6	3.2	70.5	8.4
年 齢	60歳～69歳	113	51	31	20	1	5	5	82	6
		100.0	45.1	27.4	17.7	0.9	4.4	4.4	72.5	5.3
	70歳以上	79	30	23	14	1	4	7	53	5
	100.0	38.0	29.1	17.7	1.3	5.1	8.9	67.1	6.4	
不明・無回答	10	5	3	2	0	0	0	8	0	
	100.0	50.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



差別に対する法規制「差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する」については、「そう思う(全体)」と支持的な回答が、18歳～29歳で80.8%と最も高く、それ以外の年齢層でも7割を超えている。

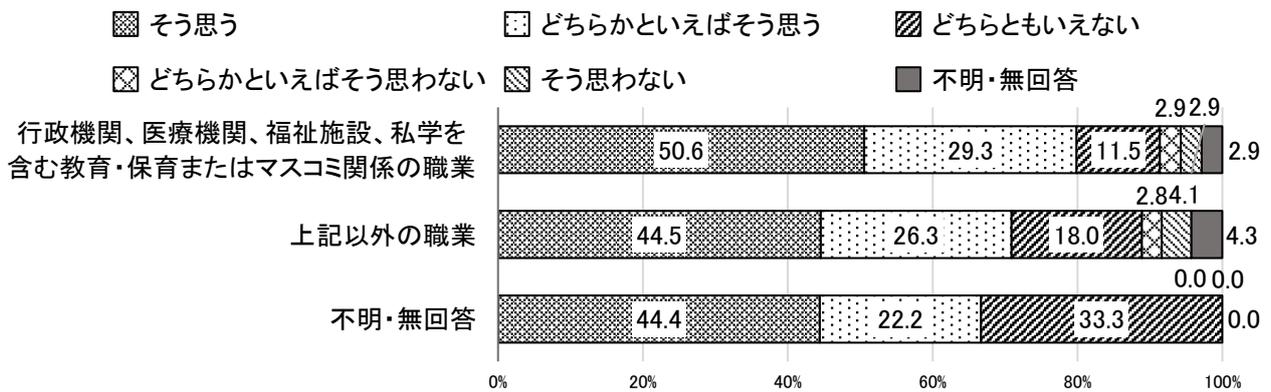
2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		3. 差別をしたり、差別を営利目的のために利用する ような場合には、法律で処罰する						そう 思う	そう 思わ ない	
		回 答 者 数	そ う 思 う	そ ど ち ら か と い え ば	い ど ち ら か と い え ば	そ ど ち ら か と い え ば	そ う 思 わ ない			不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	304	178	110	18	24	25	482	42
		100.0	46.1	27.0	16.7	2.7	3.6	3.8	73.1	6.4
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を 含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	88	51	20	5	5	5	139	10
		100.0	50.6	29.3	11.5	2.9	2.9	2.9	79.9	5.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	208	123	84	13	19	20	331	32
		100.0	44.5	26.3	18.0	2.8	4.1	4.3	70.8	6.9
不明・無回答		18	8	4	6	0	0	0	12	0
		100.0	44.4	22.2	33.3	0.0	0.0	0.0	66.6	0.0

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計

図12-3-2 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律
で処罰する(職業別)



法的な規制について「そう思う(全体)」と支持する回答が、特定職業従事者では79.9%、上記以外の職業でも70.8%と高い。職業による差異といえるものは認められない。

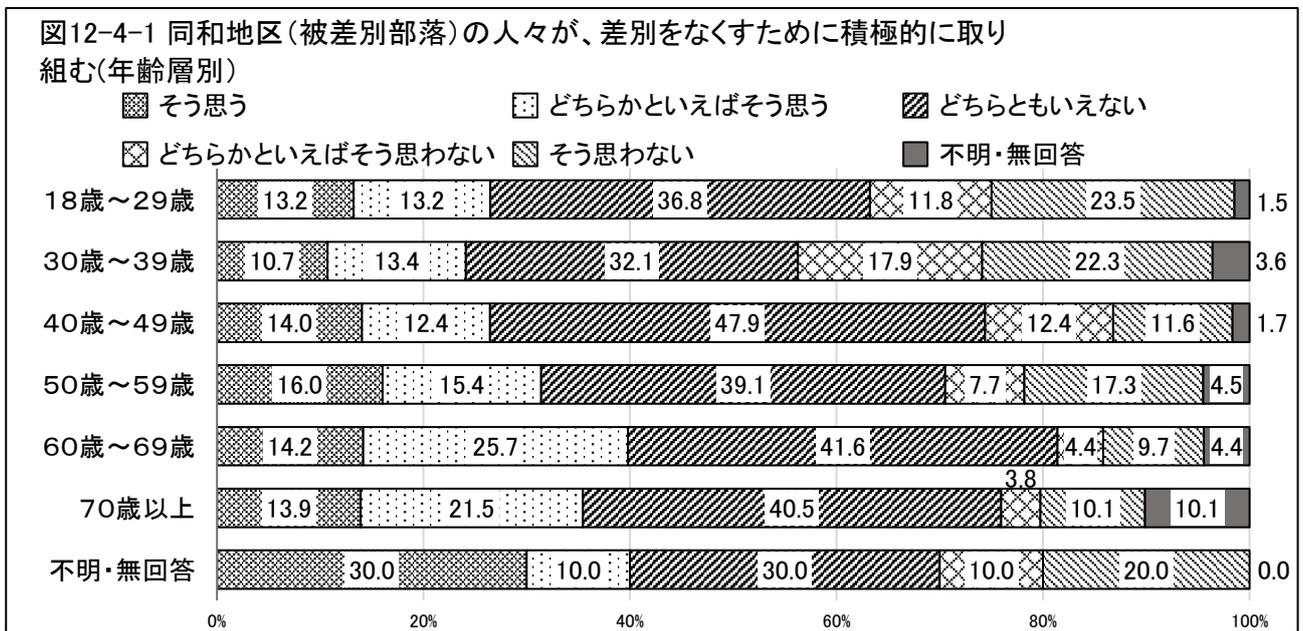
問 12-4 同和地区（被差別部落）の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	4. 同和地区(被差別部落)の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	せいどうえちらかとう	いどえちらないとも	せいどうえちらかたない	そう思わない	不明・無回答			
全 体	659	93	110	262	64	103	27	203	167	
	100.0	14.1	16.7	39.8	9.7	15.6	4.1	30.8	25.3	
年 齢	18歳～29歳	68	9	9	25	8	16	1	18	24
		100.0	13.2	13.2	36.8	11.8	23.5	1.5	26.4	35.3
	30歳～39歳	112	12	15	36	20	25	4	27	45
		100.0	10.7	13.4	32.1	17.9	22.3	3.6	24.1	40.2
	40歳～49歳	121	17	15	58	15	14	2	32	29
		100.0	14.0	12.4	47.9	12.4	11.6	1.7	26.4	24.0
	50歳～59歳	156	25	24	61	12	27	7	49	39
		100.0	16.0	15.4	39.1	7.7	17.3	4.5	31.4	25.0
60歳～69歳	113	16	29	47	5	11	5	45	16	
	100.0	14.2	25.7	41.6	4.4	9.7	4.4	39.9	14.1	
70歳以上	79	11	17	32	3	8	8	28	11	
	100.0	13.9	21.5	40.5	3.8	10.1	10.1	35.4	13.9	
不明・無回答	10	3	1	3	1	2	0	4	3	
	100.0	30.0	10.0	30.0	10.0	20.0	0.0	40.0	30.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



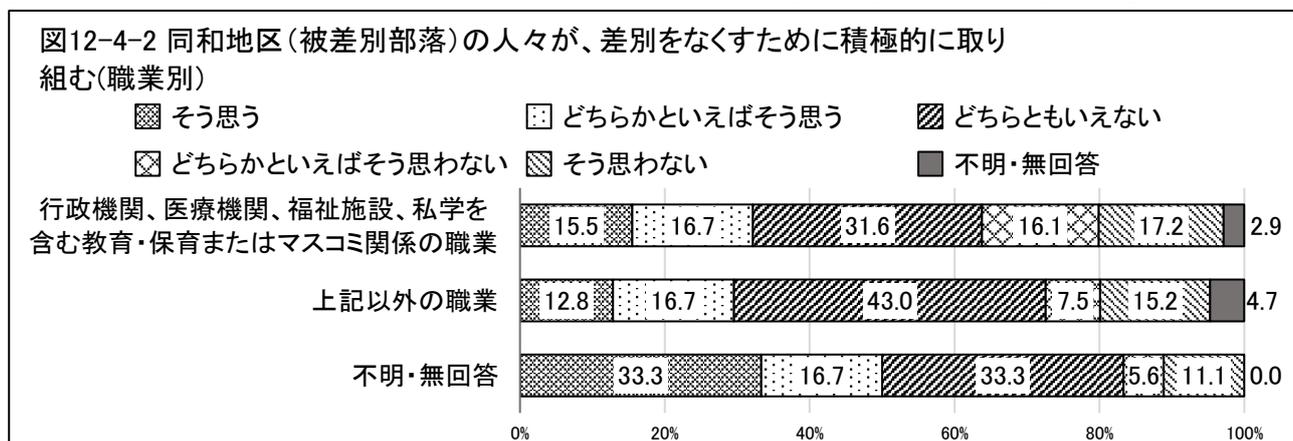
「同和地区（被差別部落）の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む」と、差別を受けている当事者が努力すべきだとする「当事者責任論」について「そう思う（全体）」とする回答は、30歳～39歳が24.1%で最小、60歳～69歳が39.9%で最も高く、次いで70歳以上が35.4%で、年齢が高いほど「当事者責任論」が強い傾向がある。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		4. 同和地区(被差別部落)の人々が、差別をなくすために積極的に取り組む						そう思う	そう思わない	
		回答者数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえませんが	どちらかといえませんが	そう思わない			不明・無回答
全体		659	93	110	262	64	103	27	203	167
		100.0	14.1	16.7	39.8	9.7	15.6	4.1	30.8	25.3
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	27	29	55	28	30	5	56	58
		100.0	15.5	16.7	31.6	16.1	17.2	2.9	32.2	33.3
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	60	78	201	35	71	22	138	106
		100.0	12.8	16.7	43.0	7.5	15.2	4.7	29.5	22.7
不明・無回答		18	6	3	6	1	2	0	9	3
		100.0	33.3	16.7	33.3	5.6	11.1	0.0	50.0	16.7

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



差別解消について「そう思う(全体)」とする当事者責任論の考え方に職業的な差異はない。

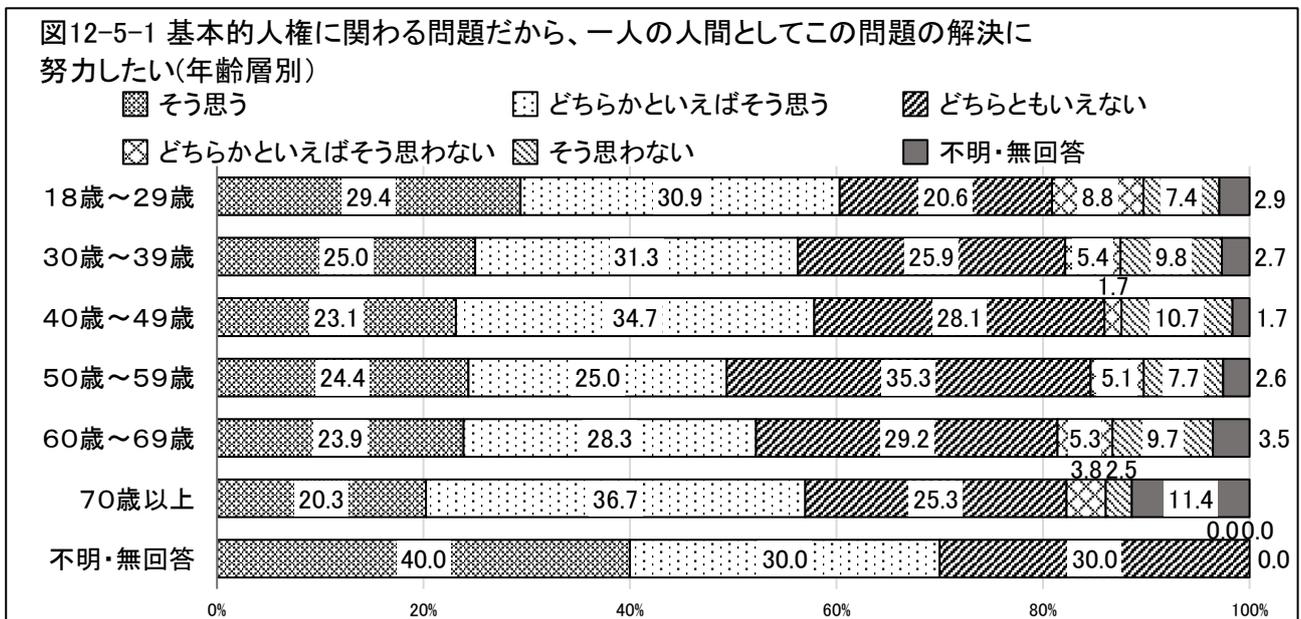
問 12-5 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい

1) 年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	5. 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	どちらかといえば思わない	そう思わない	不明・無回答			
全体	659	161	201	188	31	54	24	362	85	
	100.0	24.4	30.5	28.5	4.7	8.2	3.6	54.9	12.9	
年齢	18歳～29歳	68	20	21	14	6	5	2	41	11
		100.0	29.4	30.9	20.6	8.8	7.4	2.9	60.3	16.2
	30歳～39歳	112	28	35	29	6	11	3	63	17
		100.0	25.0	31.3	25.9	5.4	9.8	2.7	56.3	15.2
	40歳～49歳	121	28	42	34	2	13	2	70	15
		100.0	23.1	34.7	28.1	1.7	10.7	1.7	57.8	12.4
	50歳～59歳	156	38	39	55	8	12	4	77	20
		100.0	24.4	25.0	35.3	5.1	7.7	2.6	49.4	12.8
年齢	60歳～69歳	113	27	32	33	6	11	4	59	17
		100.0	23.9	28.3	29.2	5.3	9.7	3.5	52.2	15.0
	70歳以上	79	16	29	20	3	2	9	45	5
		100.0	20.3	36.7	25.3	3.8	2.5	11.4	57.0	6.3
不明・無回答	10	4	3	3	0	0	0	7	0	
	100.0	40.0	30.0	30.0	0.0	0.0	0.0	70.0	0.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



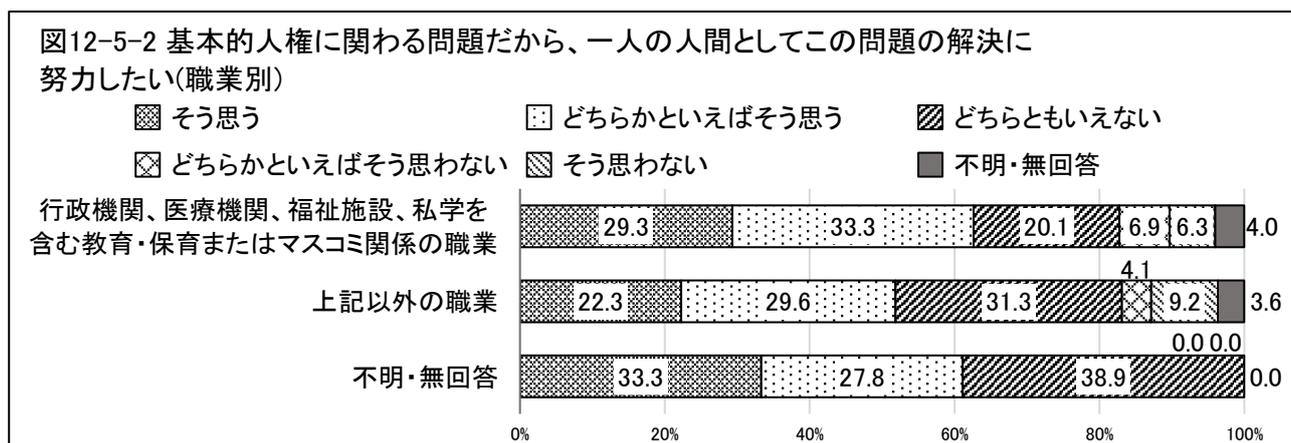
「基本的人権にかかわる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」という自分自身の行動としての解決方法に、54.9%の市民が「そう思う(全体)」と回答している。年齢的な差異は小さい。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		5. 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい						そう思う	そう思わない	
		回答者数	そう思う	どちらかといえば	どちらともいえない	どちらかといえば	そう思わない			不明・無回答
全 体		659	161	201	188	31	54	24	362	85
		100.0	24.4	30.5	28.5	4.7	8.2	3.6	54.9	12.9
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	51	58	35	12	11	7	109	23
		100.0	29.3	33.3	20.1	6.9	6.3	4.0	62.6	13.2
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	104	138	146	19	43	17	242	62
		100.0	22.3	29.6	31.3	4.1	9.2	3.6	51.9	13.3
不明・無回答		18	6	5	7	0	0	0	11	0
		100.0	33.3	27.8	38.9	0.0	0.0	0.0	61.1	0.0

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



特定職業従事者に「そう思う(全体)」が62.6%あり、上記以外の職業と比べると約10ポイント高くなっている。また、「そうは思わない(全体)」については両者に差異はない。

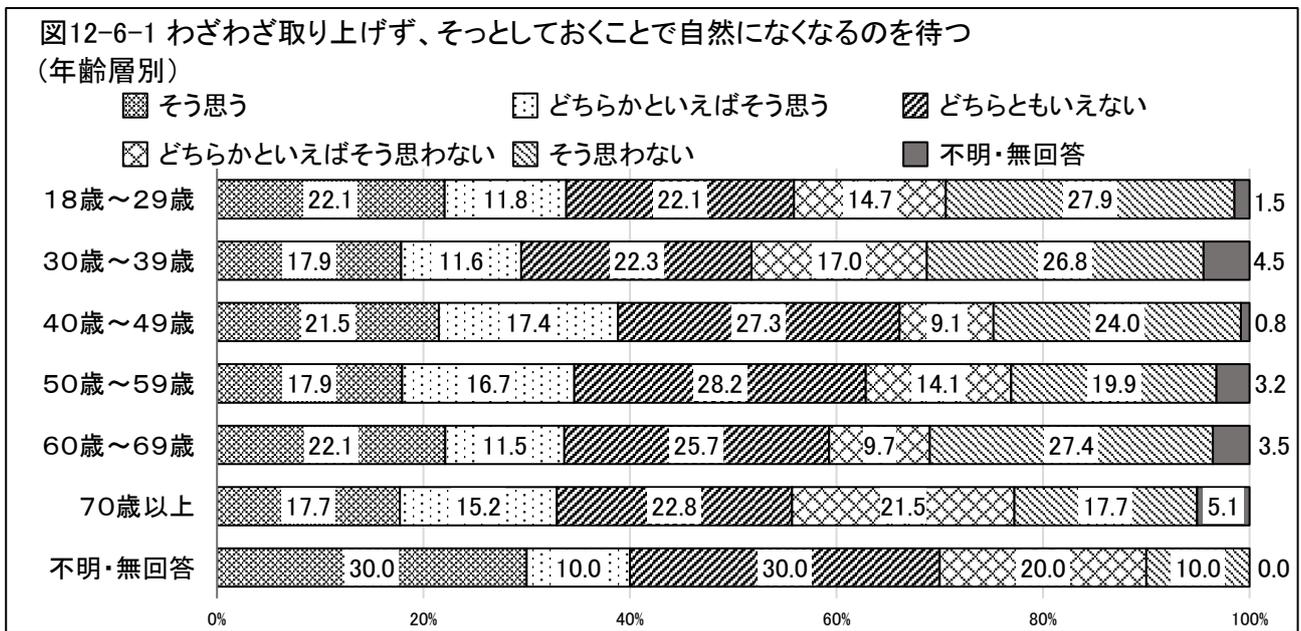
問12-6 わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ

1) 年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法	6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ							そう思う	そう思わない	
	回答者数	そう思う	そいどうえち思ばらか	いどえちないとも	そいどうえち思ばらかない	そう思わない	不明・無回答			
全体	659	131	94	167	92	155	20	225	247	
	100.0	19.9	14.3	25.3	14.0	23.5	3.0	34.2	37.5	
年齢	18歳~29歳	68	15	8	15	10	19	1	23	29
		100.0	22.1	11.8	22.1	14.7	27.9	1.5	33.9	42.6
	30歳~39歳	112	20	13	25	19	30	5	33	49
		100.0	17.9	11.6	22.3	17.0	26.8	4.5	29.5	43.8
	40歳~49歳	121	26	21	33	11	29	1	47	40
		100.0	21.5	17.4	27.3	9.1	24.0	0.8	38.9	33.1
	50歳~59歳	156	28	26	44	22	31	5	54	53
		100.0	17.9	16.7	28.2	14.1	19.9	3.2	34.6	34.0
年齢	60歳~69歳	113	25	13	29	11	31	4	38	42
		100.0	22.1	11.5	25.7	9.7	27.4	3.5	33.6	37.1
年齢	70歳以上	79	14	12	18	17	14	4	26	31
		100.0	17.7	15.2	22.8	21.5	17.7	5.1	32.9	39.2
不明・無回答	10	3	1	3	2	1	0	4	3	
	100.0	30.0	10.0	30.0	20.0	10.0	0.0	40.0	30.0	

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



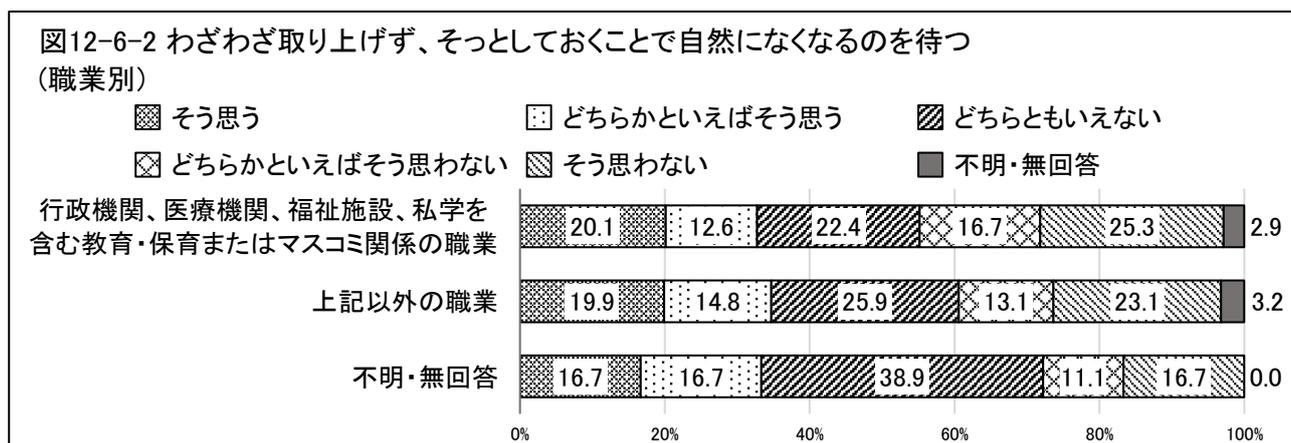
「わざわざ取り上げずに、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」といういわゆる「寝た子を起こすな論」である。「そう思う(全体)」とする回答は、30歳~39歳が29.5%と最も低く、40歳~49歳が38.9%で最も高い。「そうは思わない(全体)」では、30歳~39歳が43.8%で最も高く、40歳~49歳が33.1%で最も低い。30歳~39歳の年齢層に「寝た子を起こすな論」を否定する意識が強く表れている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問12 同和問題(部落問題)の解決方法		6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ						そう思う	そう思わない	
		回答者数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	どちらともいえない	不明・無回答			
全 体		659	131	94	167	92	155	20	225	247
		100.0	19.9	14.3	25.3	14.0	23.5	3.0	34.2	37.5
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	35	22	39	29	44	5	57	73
		100.0	20.1	12.6	22.4	16.7	25.3	2.9	32.7	42.0
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	93	69	121	61	108	15	162	169
		100.0	19.9	14.8	25.9	13.1	23.1	3.2	34.7	36.2
不明・無回答		18	3	3	7	2	3	0	6	5
		100.0	16.7	16.7	38.9	11.1	16.7	0.0	33.4	27.8

*「そう思う」は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 *「そう思わない」は「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計



差別解消について、「寝た子を起こすな論」の考え方に職業的な差異はない。

障がいのある人に関する問題

問13 障がいのある人たちの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

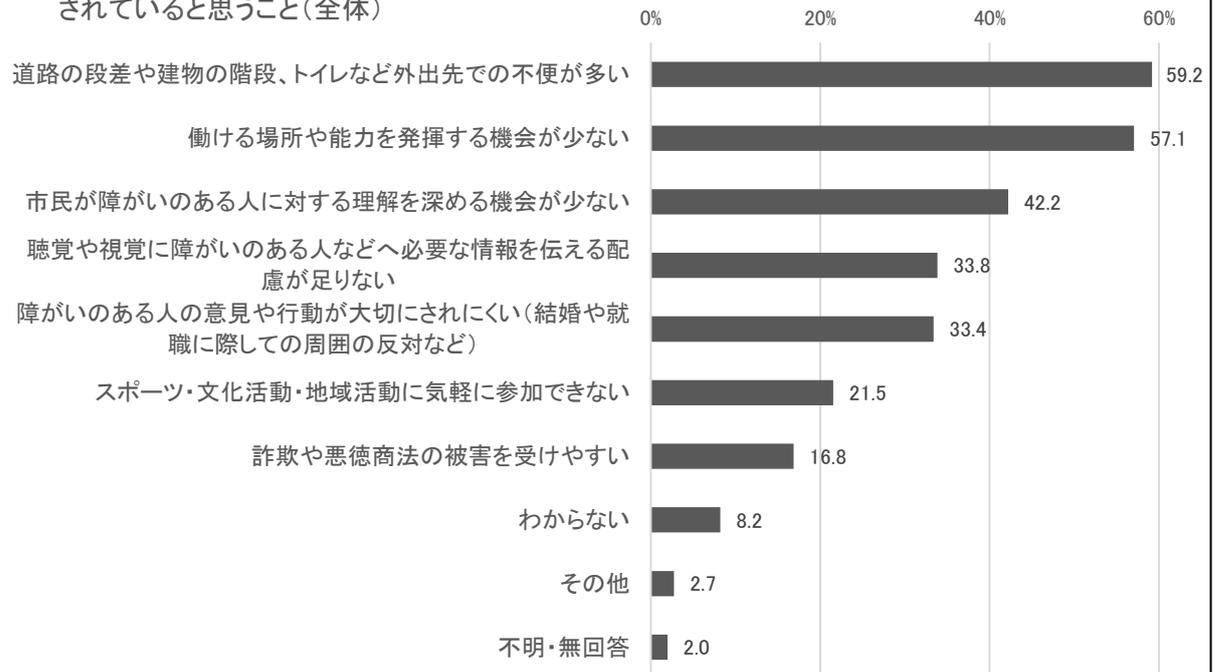
問13 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うことは、どのようなことですか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

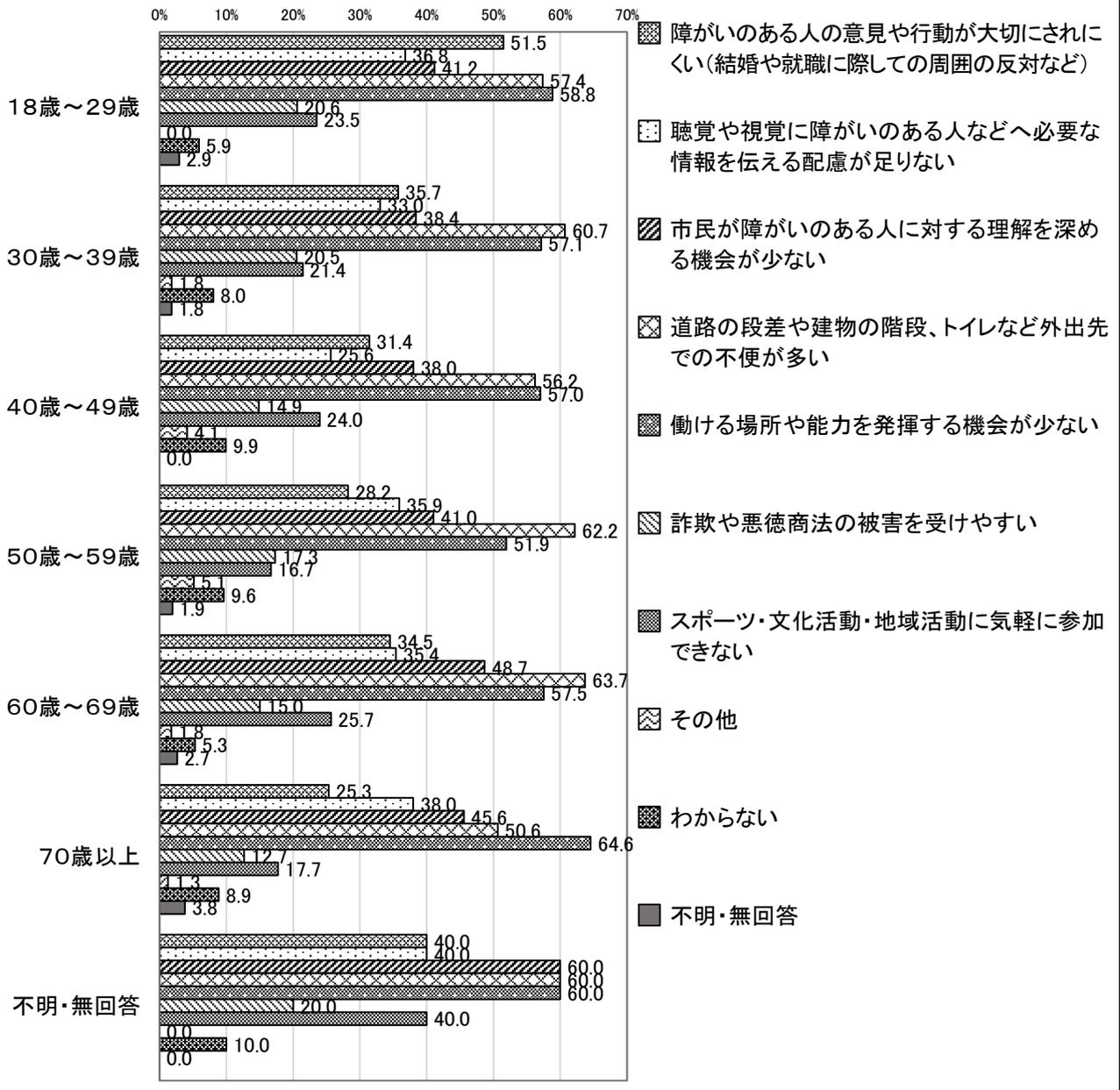
問13 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	回答者数	職が障	配な聴	る市	レ道	機働	や詐	にス	そ	わ	不
		に大が	慮ど覚	理民	道路	会け	す欺	気ポ	他	か	明
		際切い	がへや	解が	などの	が少	いや	にス		から	・無
		しにの	り必視	を障	外段	ない	悪徳	ポ		ない	回
		てさあ	り要覚	が深	出差	い	商法	・			答
		のれる	ななに	めい	先や	い	の被	加			
		周に人	い情障	るの	で建	い	害を	文			
		困くの	報が	機あ	の物	い	を受け	化			
		のい意	をい	会る	のの	い		活			
		反(見	伝の	が人	便の	い		動			
		対結や	えあ	少な	段、	い		・			
		な婚行	るる	いす	多、	い		地			
		動や動	人		いト	い		域			
		～就			イ	い		活			
全 体	659	220	223	278	390	376	111	142	18	54	13
	100.0	33.4	33.8	42.2	59.2	57.1	16.8	21.5	2.7	8.2	2.0
18歳～29歳	68	35	25	28	39	40	14	16	0	4	2
	100.0	51.5	36.8	41.2	57.4	58.8	20.6	23.5	0.0	5.9	2.9
30歳～39歳	112	40	37	43	68	64	23	24	2	9	2
	100.0	35.7	33.0	38.4	60.7	57.1	20.5	21.4	1.8	8.0	1.8
40歳～49歳	121	38	31	46	68	69	18	29	5	12	0
	100.0	31.4	25.6	38.0	56.2	57.0	14.9	24.0	4.1	9.9	0.0
50歳～59歳	156	44	56	64	97	81	27	26	8	15	3
	100.0	28.2	35.9	41.0	62.2	51.9	17.3	16.7	5.1	9.6	1.9
60歳～69歳	113	39	40	55	72	65	17	29	2	6	3
	100.0	34.5	35.4	48.7	63.7	57.5	15.0	25.7	1.8	5.3	2.7
70歳以上	79	20	30	36	40	51	10	14	1	7	3
	100.0	25.3	38.0	45.6	50.6	64.6	12.7	17.7	1.3	8.9	3.8
不明・無回答	10	4	4	6	6	6	2	4	0	1	0
	100.0	40.0	40.0	60.0	60.0	60.0	20.0	40.0	0.0	10.0	0.0

図13-1 障がいのある人に関して、人権が大切にされていない、または侵害されていると思うこと(全体)



「障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと」で最も回答率が高かったのは「道路の段差や建物の階段、トイレなど外出先での不便が多い」の59.2%、次いで「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」の57.1%、三番目が「市民の障がいのある人に対する理解を深める機会が少ない」の42.2%である。

図13-2 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと（年齢層別）



能力が活かされていないとする「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」は、どの年齢層でも高い。特に70歳以上では64.6%と高く、不便さを訴える「道路の段差や建物の階段、トイレなど外出先での不便が多い」(50.6%)と比べても14ポイント高い。

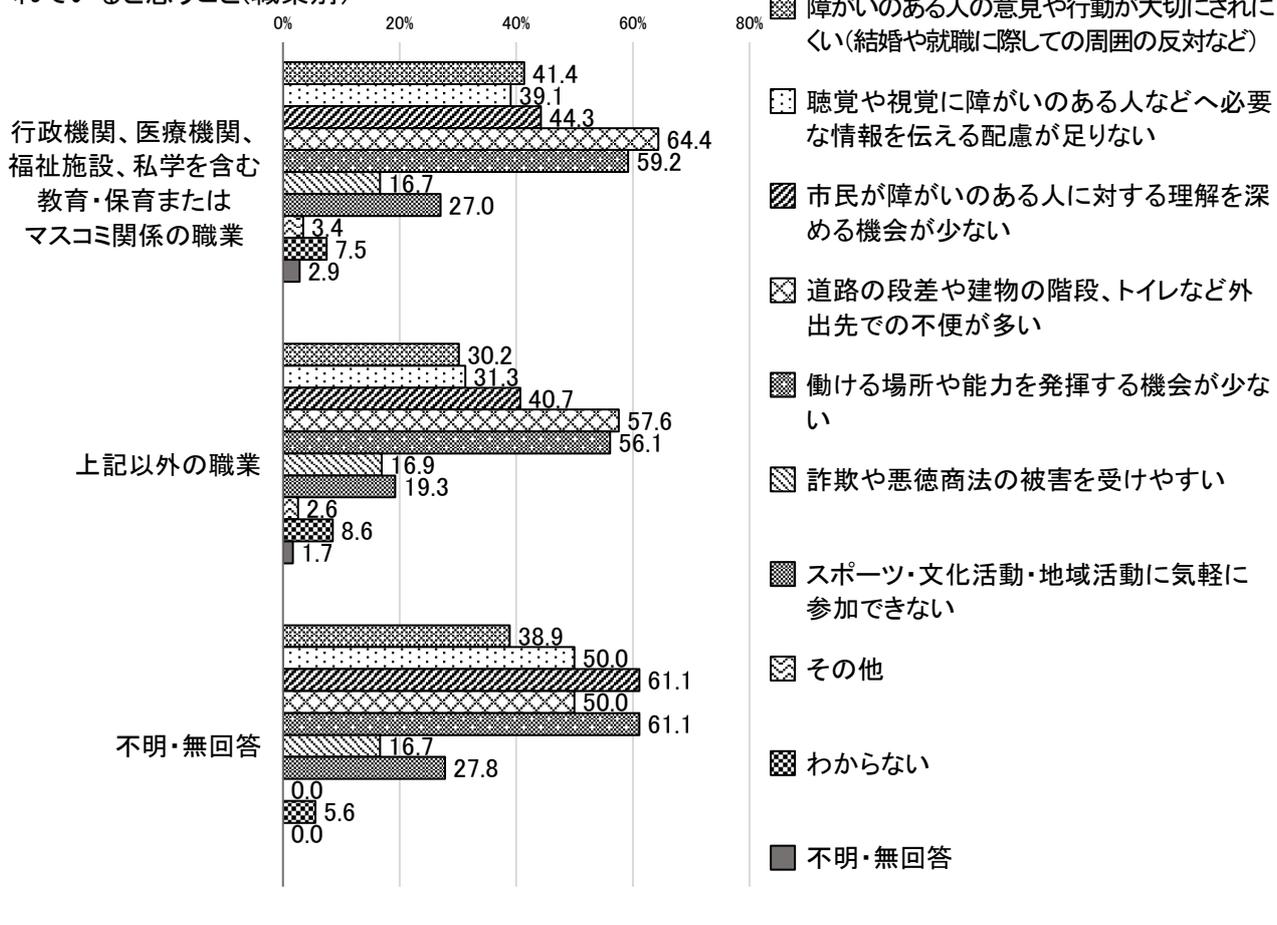
「障がいのある人の意見や行動が大切にされにくい(結婚、就職に際しての周囲の反対など)」については、18歳～29歳が51.5%で他の年齢層と比べて高い。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問13 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		回答者数	障がいのある人の意見や行動が大切にされにくい(結婚や就職に際しての周囲の反対など)	聴覚や視覚に障がいのある人の必要な情報を伝える配慮が足りない	市民が障がいのある人に対する理解を深める機会が少ない	道路の段差や建物の階段、トイレなど外出先での不便が多い	働く場所や能力を發揮する機会が少ない
全 体		659	220	223	278	390	376
		100.0	33.4	33.8	42.2	59.2	57.1
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	72	68	77	112	103
		100.0	41.4	39.1	44.3	64.4	59.2
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	141	146	190	269	262
		100.0	30.2	31.3	40.7	57.6	56.1
不明・無回答		18	7	9	11	9	11
		100.0	38.9	50.0	61.1	50.0	61.1
問13 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		受詐欺や悪徳商法の被害を受けやすい	地域活動・文化活動に参加できない	その他	わからない	不明・無回答	
全 体		111	142	18	54	13	
		16.8	21.5	2.7	8.2	2.0	
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	29	47	6	13	5	
		16.7	27.0	3.4	7.5	2.9	
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	79	90	12	40	8	
		16.9	19.3	2.6	8.6	1.7	
不明・無回答		3	5	0	1	0	
		16.7	27.8	0.0	5.6	0.0	

図13-3 障がいのある人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(職業別)



各項目についての関心の度合いは「特定職業従事者」の方が幾分高いが、特徴といえる程の差異ではない。

在日外国人に関する問題

問14 在日外国人の人たちの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

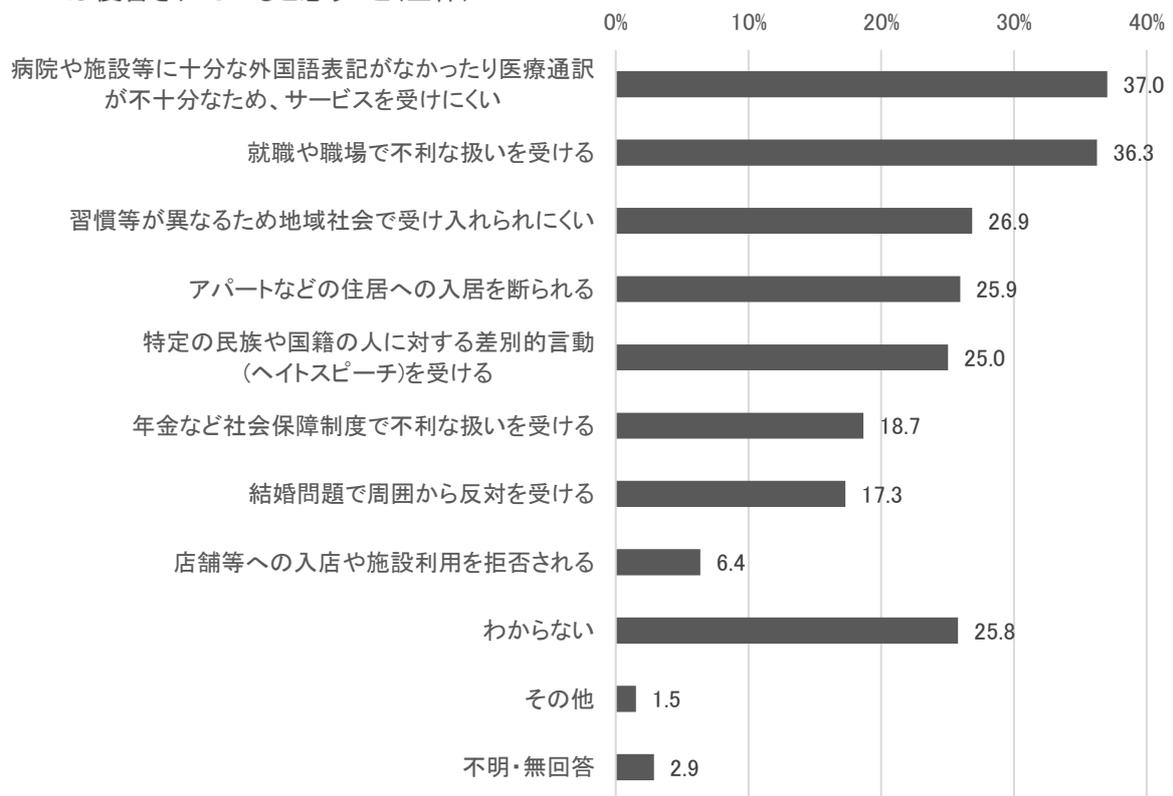
問14 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うことは、どのようなことですか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

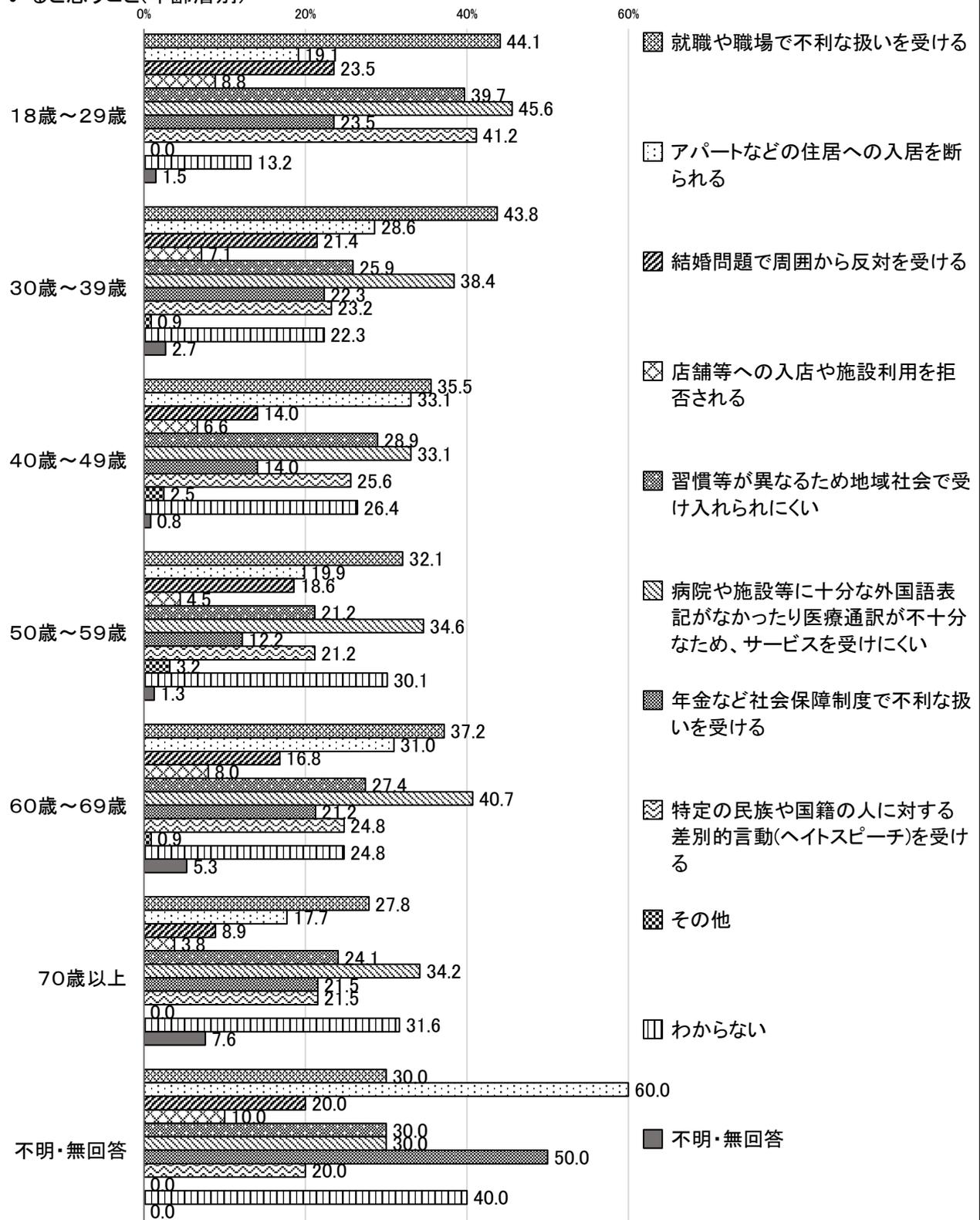
問14 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	回答者数	就職や職場で不利な扱いを受ける	アパートなどの住居への入居を断	結婚問題で周囲から反対を受ける	店舗等への入店や施設利用を拒否	習慣等が異なるため地域社会で受け入れられにくい	が、病院や施設等に十分な外国語表記がない	年金など社会保障制度で不利な扱いを受ける	差別的言動(ヘイトスピーチ)を受ける	特定の民族や国籍の外国人に対する	その他	わからない	不明・無回答
全 体	659	239	171	114	42	177	244	123	165	10	170	19	
	100.0	36.3	25.9	17.3	6.4	26.9	37.0	18.7	25.0	1.5	25.8	2.9	
年 齢	18歳～29歳	68	30	13	16	6	27	31	16	28	0	9	1
		100.0	44.1	19.1	23.5	8.8	39.7	45.6	23.5	41.2	0.0	13.2	1.5
	30歳～39歳	112	49	32	24	8	29	43	25	26	1	25	3
		100.0	43.8	28.6	21.4	7.1	25.9	38.4	22.3	23.2	0.9	22.3	2.7
	40歳～49歳	121	43	40	17	8	35	40	17	31	3	32	1
		100.0	35.5	33.1	14.0	6.6	28.9	33.1	14.0	25.6	2.5	26.4	0.8
	50歳～59歳	156	50	31	29	7	33	54	19	33	5	47	2
100.0		32.1	19.9	18.6	4.5	21.2	34.6	12.2	21.2	3.2	30.1	1.3	
60歳～69歳	113	42	35	19	9	31	46	24	28	1	28	6	
	100.0	37.2	31.0	16.8	8.0	27.4	40.7	21.2	24.8	0.9	24.8	5.3	
70歳以上	79	22	14	7	3	19	27	17	17	0	25	6	
	100.0	27.8	17.7	8.9	3.8	24.1	34.2	21.5	21.5	0.0	31.6	7.6	
不明・無回答	10	3	6	2	1	3	3	5	2	0	4	0	
	100.0	30.0	60.0	20.0	10.0	30.0	30.0	50.0	20.0	0.0	40.0	0.0	

図14-1 在日外国人に関して、人権が大切にされていない、または侵害されていると思うこと(全体)



「在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと」については、「病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり医療通訳が不十分なため、サービスを受けにくい」が37.0%で最も高く、次いで「就職や職場で不利な扱いを受ける」が36.3%となっている。また、互いの理解が進んでいないことをうかがわせる回答として、「習慣等が異なるため地域社会で受け入れにくい」が26.9%、「アパートへの入居を断られる」が25.9%ある。

図14-2 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(年齢層別)



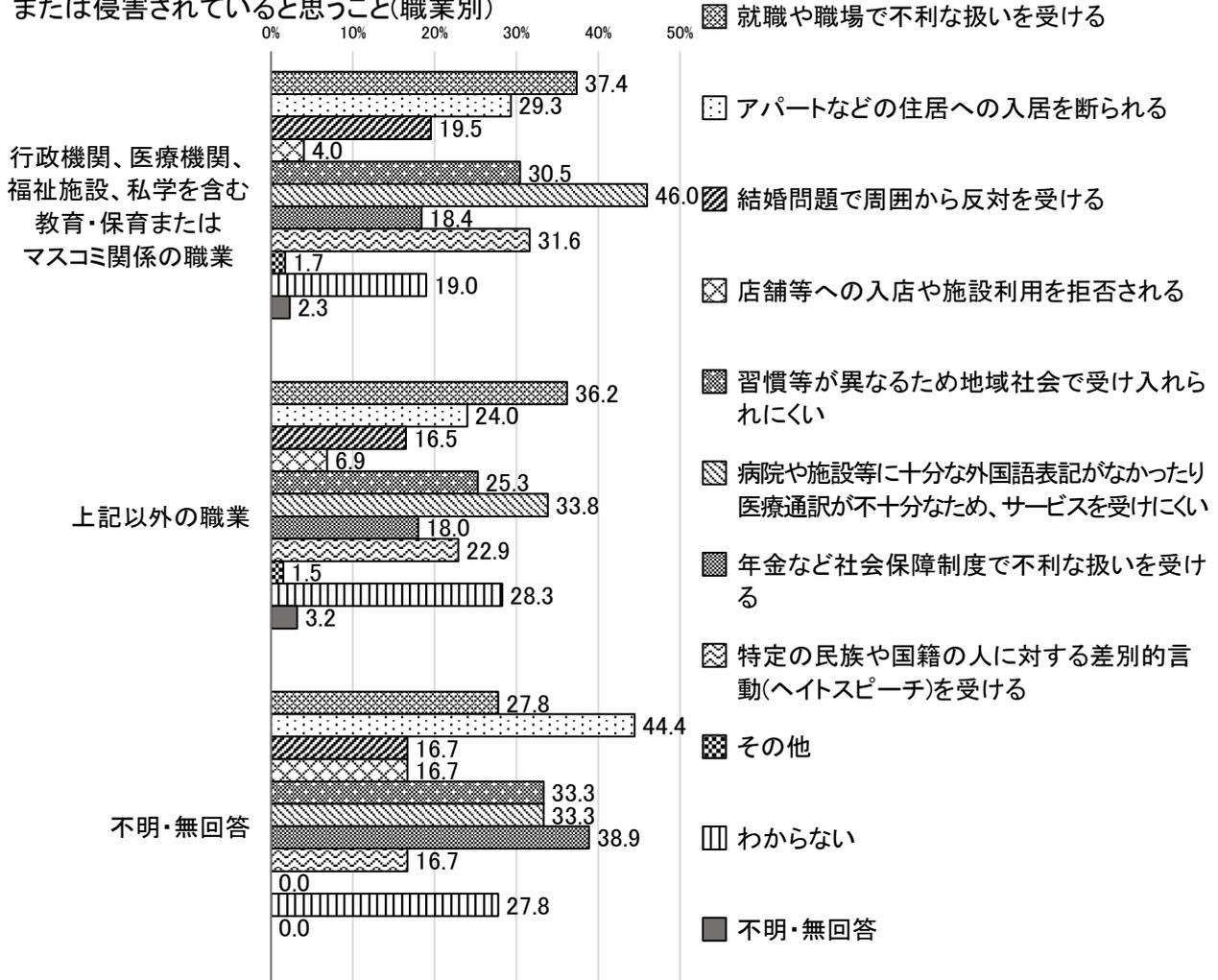
18歳～29歳で、約40%～50%の回答が4項目あり、在日外国人の人権侵害について強い受け止め方をしていることがわかる。今日の問題として「就職や職場で不利な扱いを受ける」が18歳～29歳で44.1%、30歳～39歳で43.8%で、他の年齢層と比べて高い関心を示している。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問14 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		回答者数	を就職や職場で不利な扱いを受ける	入居を断られるなどの住居への	結婚問題で周囲から反対を受ける	店舗等への入店や施設利用を拒否される	い社会で受け入れられにくい慣等が異なるため地域
全 体		659	239	171	114	42	177
		100.0	36.3	25.9	17.3	6.4	26.9
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	65	51	34	7	53
		100.0	37.4	29.3	19.5	4.0	30.5
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	169	112	77	32	118
		100.0	36.2	24.0	16.5	6.9	25.3
不明・無回答		18	5	8	3	3	6
		100.0	27.8	44.4	16.7	16.7	33.3
問14 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		、医外病 サ療国院 ー通語や ビ訳表施 スが記設 を不が等 受十なに け分か十 になつ分 くたたな いめり	不年 利金 など 扱い 社会 を保障 する 制度 で	ト対特 スす定 ー差民 チ別族 を言国 受動籍 のへ人 イに	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		244	123	165	10	170	19
		37.0	18.7	25.0	1.5	25.8	2.9
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	80	32	55	3	33	4
		46.0	18.4	31.6	1.7	19.0	2.3
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	158	84	107	7	132	15
		33.8	18.0	22.9	1.5	28.3	3.2
不明・無回答		6	7	3	0	5	0
		33.3	38.9	16.7	0.0	27.8	0.0

図14-3 在日外国人に関して、人権が特に大切にされていない、
または侵害されていると思うこと(職業別)



特定職業従事者が、上記以外の職業の人たちより多くの項目で関心が高いことがわかる。特に、「病院や施設等に十分な外国語表記がなかったり医療通訳が不十分なため、サービスを受けにくい」(46.0%)については、上記以外の職業の人たちの回答(33.8%)より12.2ポイント高い。

性的少数者に関する問題

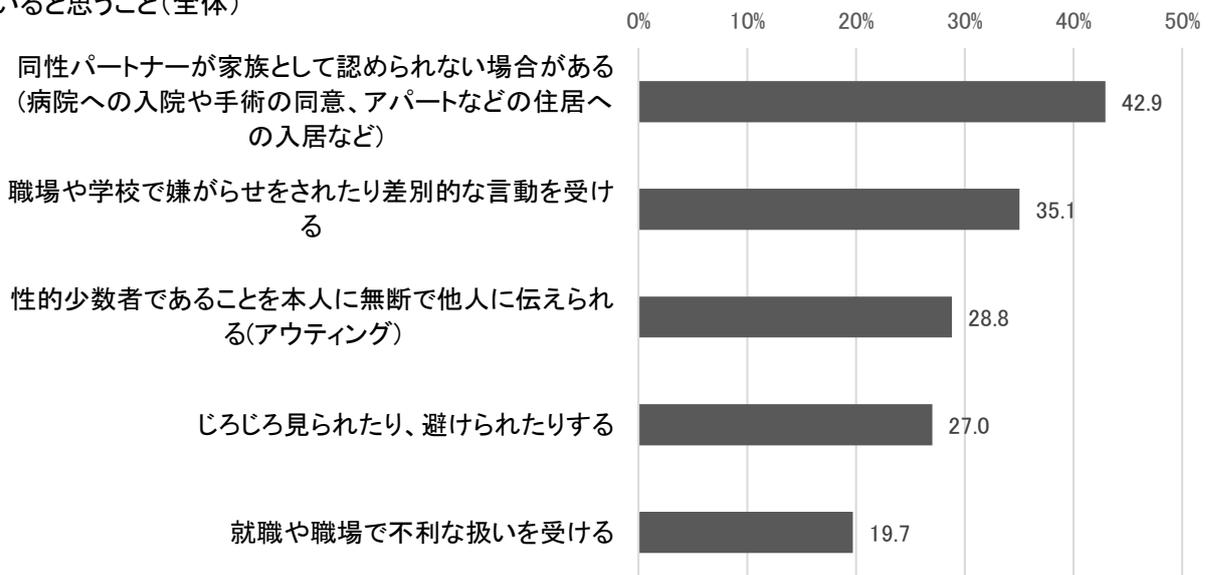
問15 性的少数者の人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

問15 性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うことは、どのようなことですか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(いくつでも)

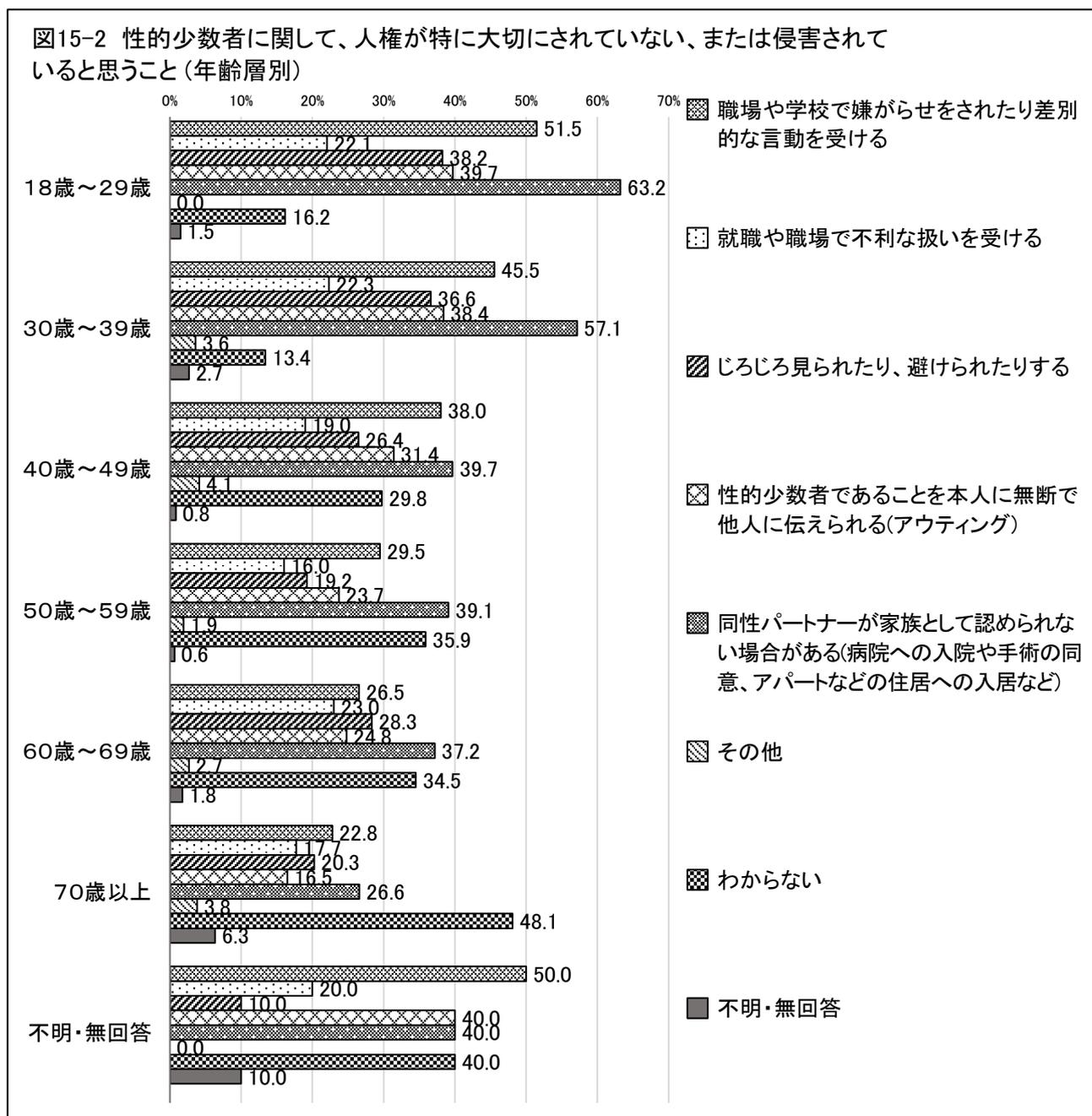
1) 全体及び年齢層別特徴

問15 性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	回答者数	職場や学校で嫌がらせをされたり差別的な言動を受ける	就職や職場で不利な扱いを受ける	じろじろ見られたり、避けられたりする	性的少数者であることを本人に無断で他人に伝えられる(アウトティング)	同性パートナーが家族として認められない場合がある(病院への入院や手術の同意、アパートなどの住居への入居など)	その他	わからない	不明・無回答	
全体	659	231	130	178	190	283	18	199	14	
	100.0	35.1	19.7	27.0	28.8	42.9	2.7	30.2	2.1	
年齢	18歳～29歳	68	35	15	26	27	43	0	11	1
		100.0	51.5	22.1	38.2	39.7	63.2	0.0	16.2	1.5
	30歳～39歳	112	51	25	41	43	64	4	15	3
		100.0	45.5	22.3	36.6	38.4	57.1	3.6	13.4	2.7
	40歳～49歳	121	46	23	32	38	48	5	36	1
		100.0	38.0	19.0	26.4	31.4	39.7	4.1	29.8	0.8
	50歳～59歳	156	46	25	30	37	61	3	56	1
		100.0	29.5	16.0	19.2	23.7	39.1	1.9	35.9	0.6
年齢	60歳～69歳	113	30	26	32	28	42	3	39	2
		100.0	26.5	23.0	28.3	24.8	37.2	2.7	34.5	1.8
	70歳以上	79	18	14	16	13	21	3	38	5
	100.0	22.8	17.7	20.3	16.5	26.6	3.8	48.1	6.3	
不明・無回答	10	5	2	1	4	4	0	4	1	
	100.0	50.0	20.0	10.0	40.0	40.0	0.0	40.0	10.0	

図15-1 性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または人権侵害されていると思うこと(全体)



「職場や学校で嫌がらせをされたり差別的な言動を受ける」35.1%、「性的少数者であることを本人に無断で他人に伝えられる(アウティング)」28.8%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」27.0%などの態度的な面より、「同性パートナーが家族として認められない場合がある(病院への入院や手術の同意、アパートなどの住居への入居など)」42.9%のように、法令的な取り組みが待たれる現実的な不利益についての関心が高い。



「同性パートナーが家族として認められない場合がある(病院への入院や手術の同意、アパートなどの住居への入居など)」についての関心が、18歳～29歳63.2%、30歳～39歳57.1%と若い年齢層において高い。また、この年齢層は「職場や学校で嫌がらせをされたり差別的な言動を受ける」についても他の年齢層と比べて高い。

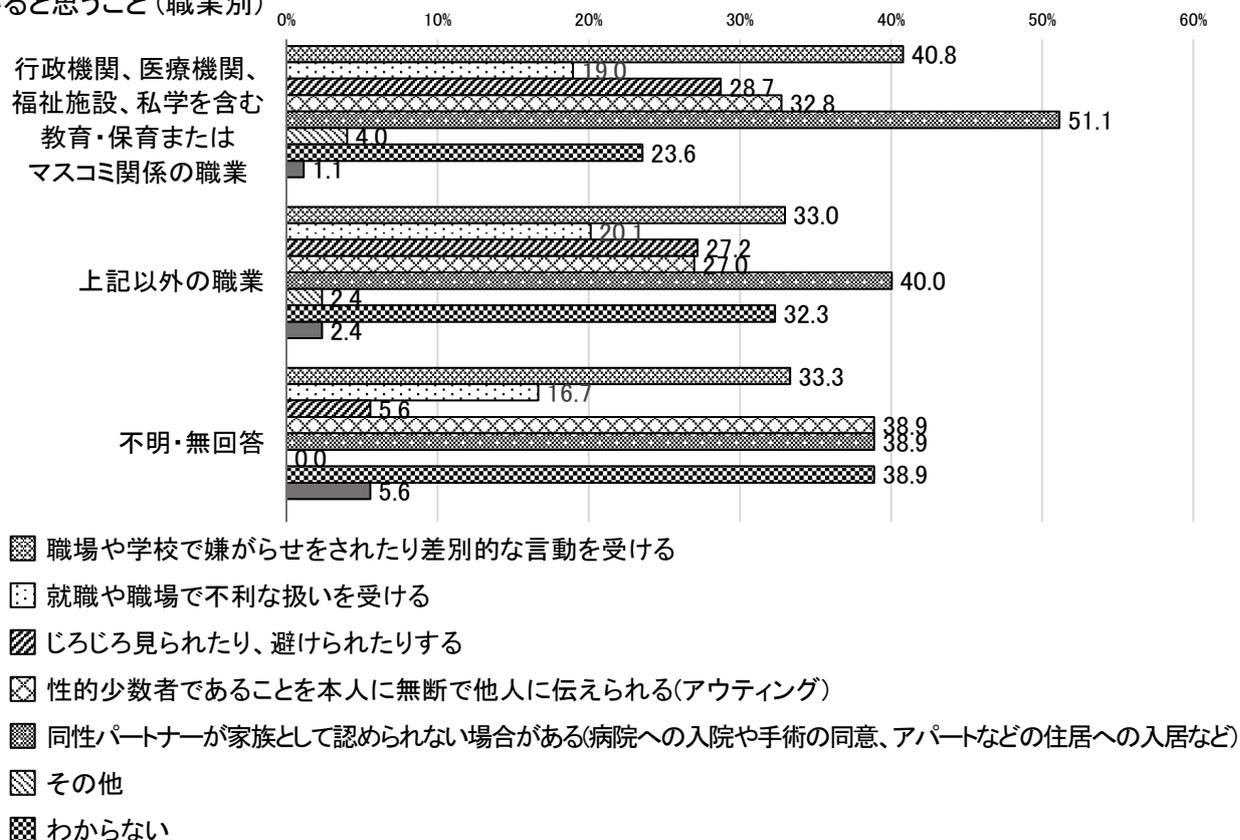
70歳以上の「わからない」48.1%が示しているように、年齢が高くなるにつれて多くの項目で関心の度合いが低くなっている。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問15 性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		回答者数	職場や学校で嫌がらせをされたり差別的な言動を受ける	就職や職場で不利な扱いを受ける	じろじろ見られたり、避けられたりする	性的少数者であることを本人に無断で他人に伝えられる(アウティング)	同性パートナーが家族として認められない場合がある(病院への入院や手術の同意、アパートなどの住居への入居など)	その他	わからない	不明・無回答
全体		659	231	130	178	190	283	18	199	14
		100.0	35.1	19.7	27.0	28.8	42.9	2.7	30.2	2.1
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	71	33	50	57	89	7	41	2
		100.0	40.8	19.0	28.7	32.8	51.1	4.0	23.6	1.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	154	94	127	126	187	11	151	11
		100.0	33.0	20.1	27.2	27.0	40.0	2.4	32.3	2.4
不明・無回答		18	6	3	1	7	7	0	7	1
		100.0	33.3	16.7	5.6	38.9	38.9	0.0	38.9	5.6

図15-3 性的少数者に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(職業別)



特定職業従事者の方が、「同性パートナーが家族として認められない場合がある(病院への入院や手術の同意、アパートなどの住居への入居など)」についての関心が11.1ポイント高い。

感染症に関する問題

問16 感染症患者などの人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

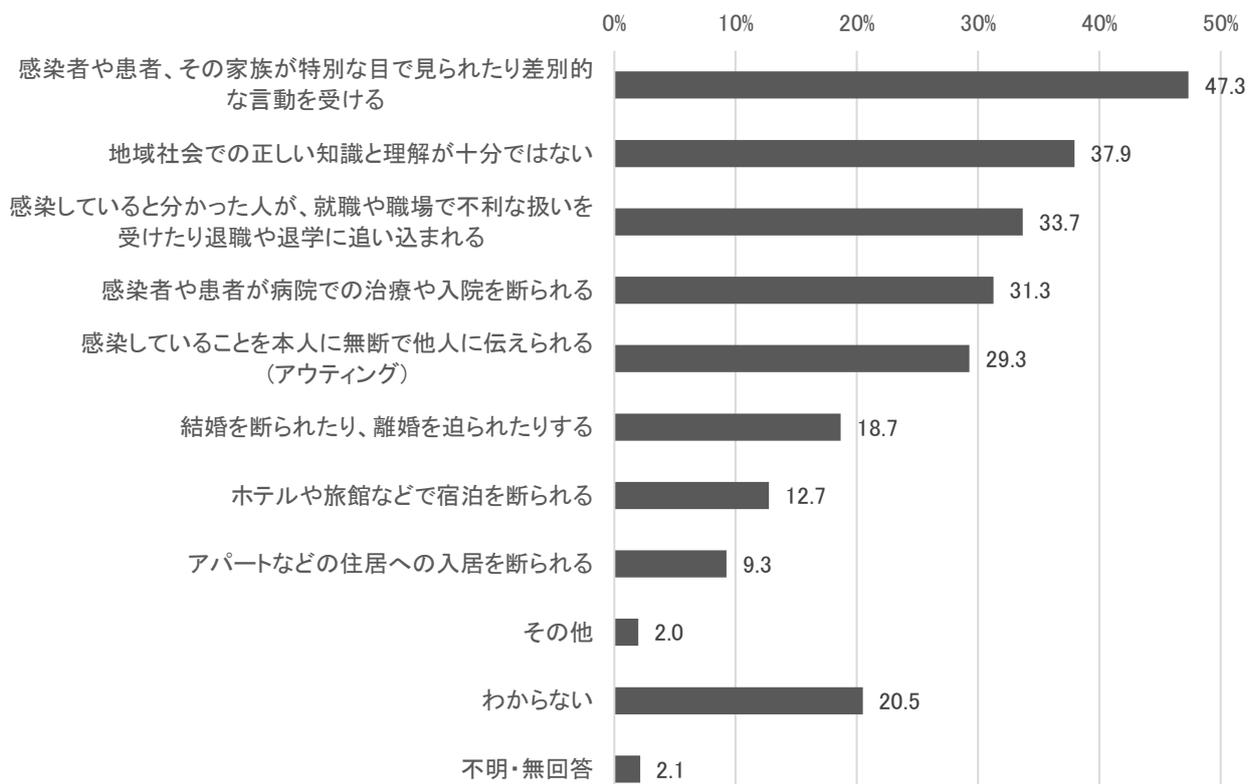
問16 これまで、様々な感染症(HIV感染者(エイズ患者)やハンセン病患者など)に対して、患者及びその家族などに対する差別が行われました。また、令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の流行では、患者及びその家族だけでなく、医療従事者に対しても同様の行動が見られました。このような感染症患者などの人権に関することがらで、人権が特に大切にされていないまたは侵害されていると思うことは、どのようなことですか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

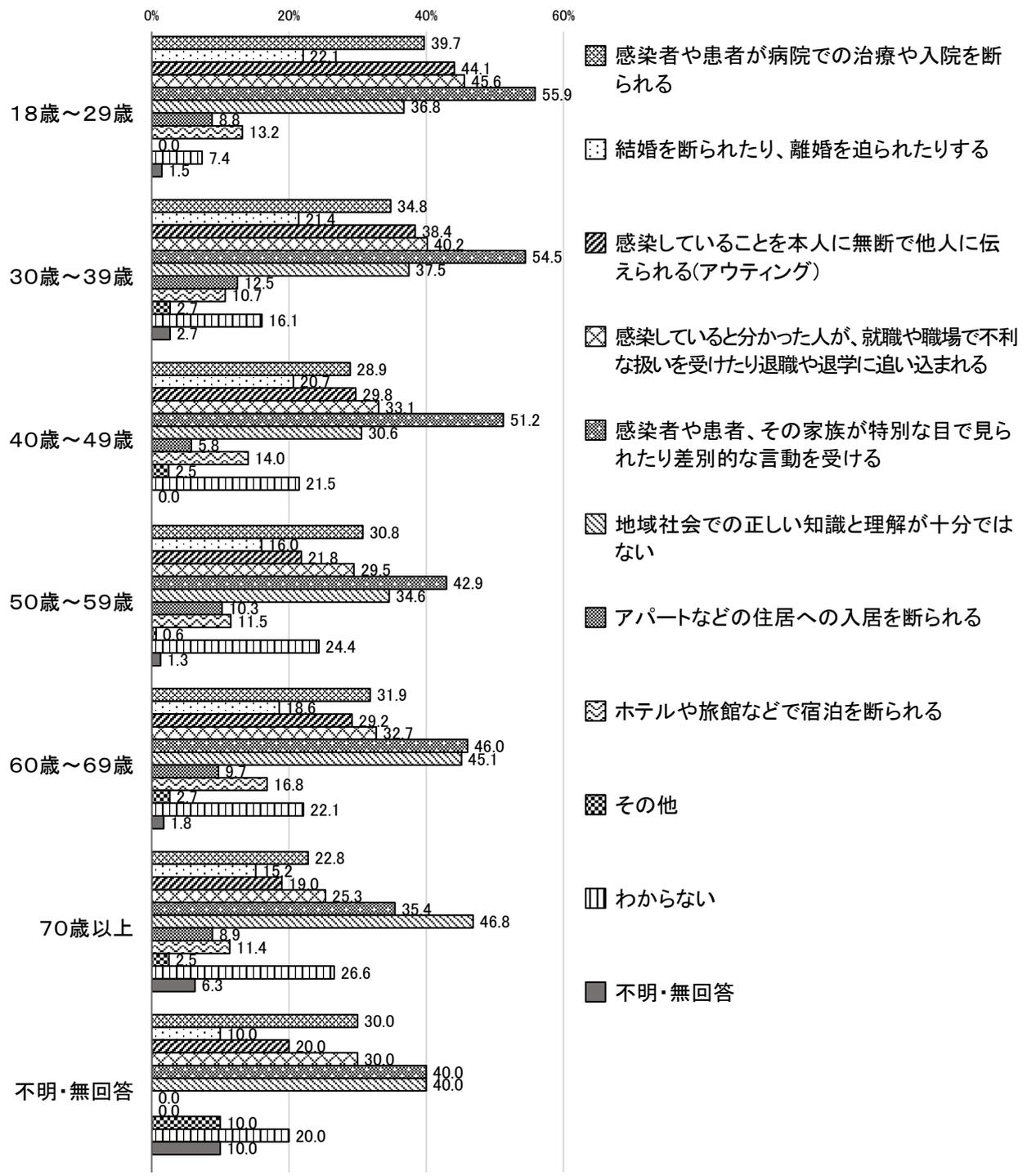
問16 感染症患者など人権に関することがらで、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	回答者数	入院を断られる	感染者や患者が病院での治療や	結婚を断られたり、離婚を迫られたりする	(アウティング)で他人に伝えられる	感染していることを本人に無断	就職や職場で不利扱いを受ける	就職や職場で不利扱いを受ける	感染していることと分けられ	な目で見られたり、その差別的な言動を受け	感染者や患者、その家族が特別	が地域社会ではない正しい知識と理解	断られる	アパートなどの住居への入居を	ホテルや旅館などで宿泊を断ら	その他	わからない	不明・無回答							
																			全体	18歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳以上
全体	659	206	123	193	222	312	250	61	84	13	135	14	100.0	31.3	18.7	29.3	33.7	47.3	37.9	9.3	12.7	2.0	20.5	2.1	
年齢	18歳~29歳	68	27	15	30	31	38	25	6	9	0	5	1	100.0	39.7	22.1	44.1	45.6	55.9	36.8	8.8	13.2	0.0	7.4	1.5
	30歳~39歳	112	39	24	43	45	61	42	14	12	3	18	3	100.0	34.8	21.4	38.4	40.2	54.5	37.5	12.5	10.7	2.7	16.1	2.7
	40歳~49歳	121	35	25	36	40	62	37	7	17	3	26	0	100.0	28.9	20.7	29.8	33.1	51.2	30.6	5.8	14.0	2.5	21.5	0.0
	50歳~59歳	156	48	25	34	46	67	54	16	18	1	38	2	100.0	30.8	16.0	21.8	29.5	42.9	34.6	10.3	11.5	0.6	24.4	1.3
	60歳~69歳	113	36	21	33	37	52	51	11	19	3	25	2	100.0	31.9	18.6	29.2	32.7	46.0	45.1	9.7	16.8	2.7	22.1	1.8
	70歳以上	79	18	12	15	20	28	37	7	9	2	21	5	100.0	22.8	15.2	19.0	25.3	35.4	46.8	8.9	11.4	2.5	26.6	6.3
	不明・無回答	10	3	1	2	3	4	4	0	0	1	2	1	100.0	30.0	10.0	20.0	30.0	40.0	40.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0

図16-1 感染症患者などの人権に関することからで、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(全体)



「感染者や患者、その家族が特別な目で見られたり差別的な言動を受ける」の回答が47.3%で最も多く、次いで「地域社会での正しい知識と理解が十分ではない」が37.9%になっている。知識不足による差別的な言動があるという認識がうかがえる。

図16-2 感染症患者など人権に関することから、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(年齢層別)



「感染者や患者、その家族が特別な目で見られたり差別的な言動を受ける」は、70歳以上の35.4%以外、どの年齢層においても高い数値を示している。

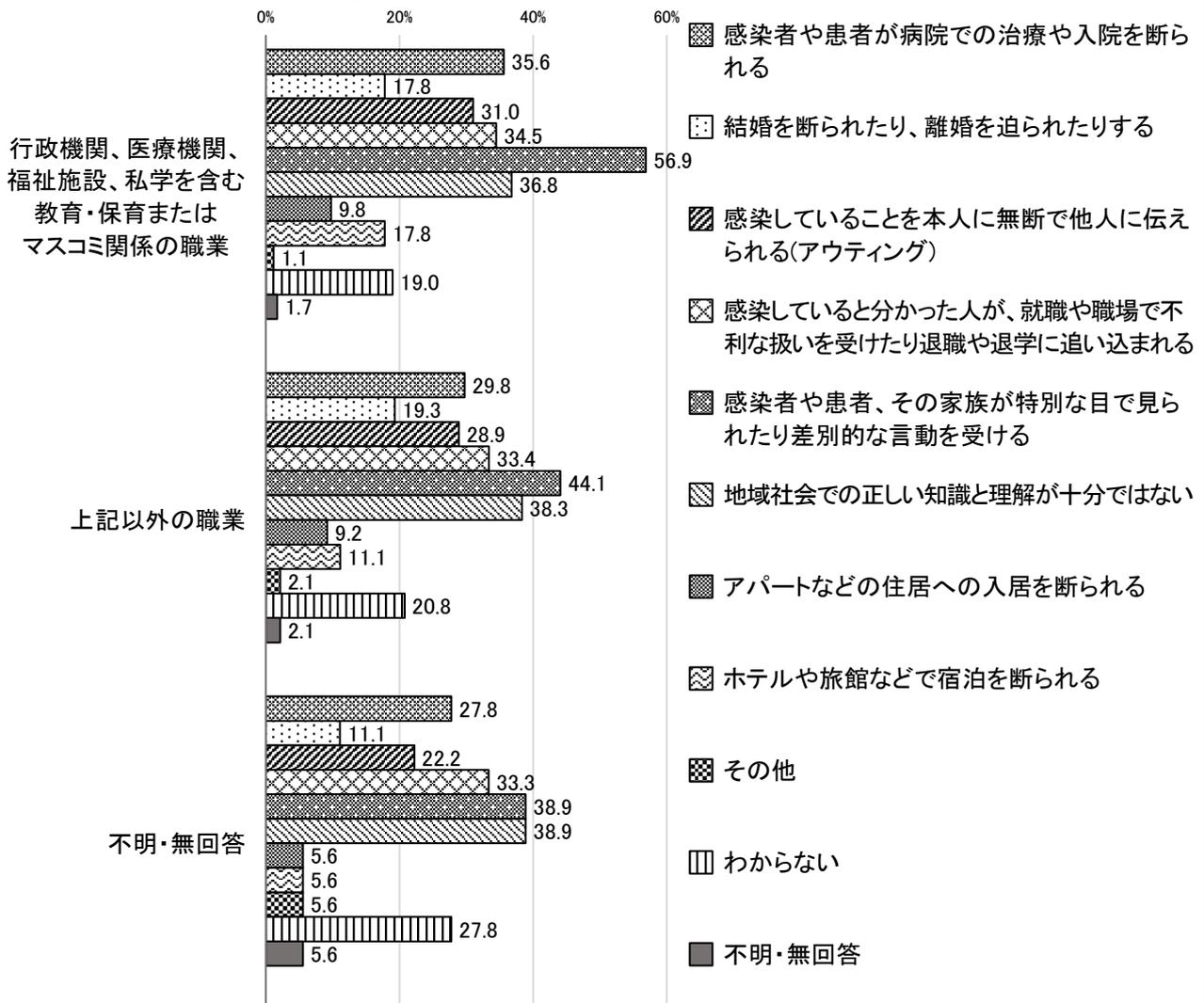
また、18歳～39歳の若い年齢層の年齢層が、どの項目においても関心が高く、「感染者や患者、その家族が特別な目で見られたり差別的な言動を受ける」の回答は最も高く55.9%ある。また、60歳以上で、「地域社会での正しい知識と理解が十分ではない」が他の年齢層に比べて高い。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

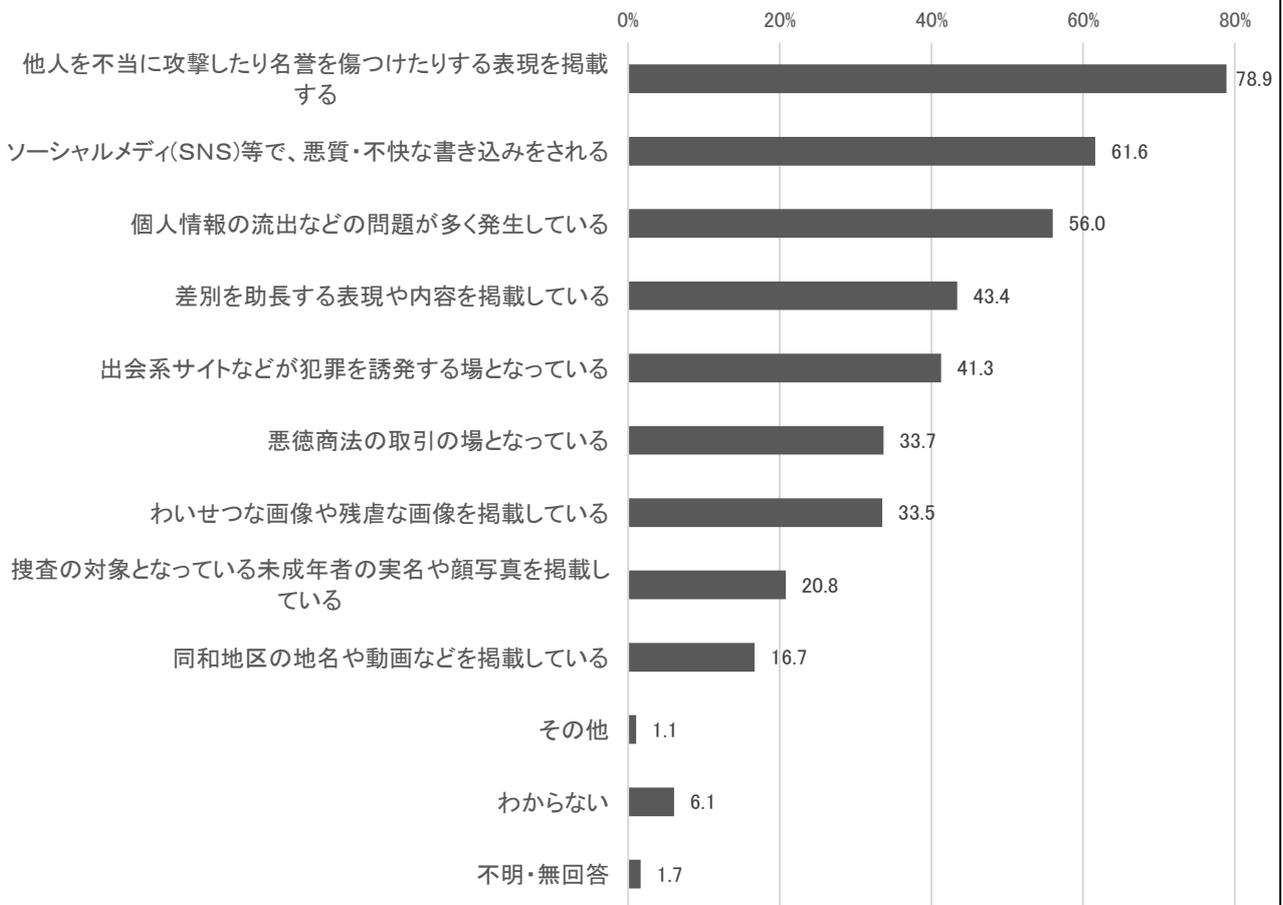
問16 感染症患者など人権に関することからで、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		回答者数	治療や入院を断られる	感染者や患者が病院での	結婚を断られたり、離婚	に感染して他の人に伝える人	退学扱いに追い込まれる	人が就職した場面で	感染して見られる	差別的な言動を受ける	感染者や患者、その家族		
全 体		659	206	123	193	222	312	100.0	31.3	18.7	29.3	33.7	47.3
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	62	31	54	60	99	100.0	35.6	17.8	31.0	34.5	56.9
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	139	90	135	156	206	100.0	29.8	19.3	28.9	33.4	44.1
	不明・無回答	18	5	2	4	6	7	100.0	27.8	11.1	22.2	33.3	38.9
問16 感染症患者など人権に関することからで、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと		と地域解社会で十分ではない知識	入居を断られるなどの住居への	ホテルや旅館などで宿泊	その他	わからない	不明・無回答						
全 体		250	61	84	13	135	14	37.9	9.3	12.7	2.0	20.5	2.1
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	64	17	31	2	33	3	36.8	9.8	17.8	1.1	19.0	1.7
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	179	43	52	10	97	10	38.3	9.2	11.1	2.1	20.8	2.1
	不明・無回答	7	1	1	1	5	1	38.9	5.6	5.6	5.6	27.8	5.6

図16-3 感染症患者など人権に関することから、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(職業別)



特定職業従事者の「感染者や患者、その家族が特別な目で見られたり差別的な言動を受ける」の56.9%は、上記以外の職業の44.1%より12.8ポイント高い。他に大きな差異はない。

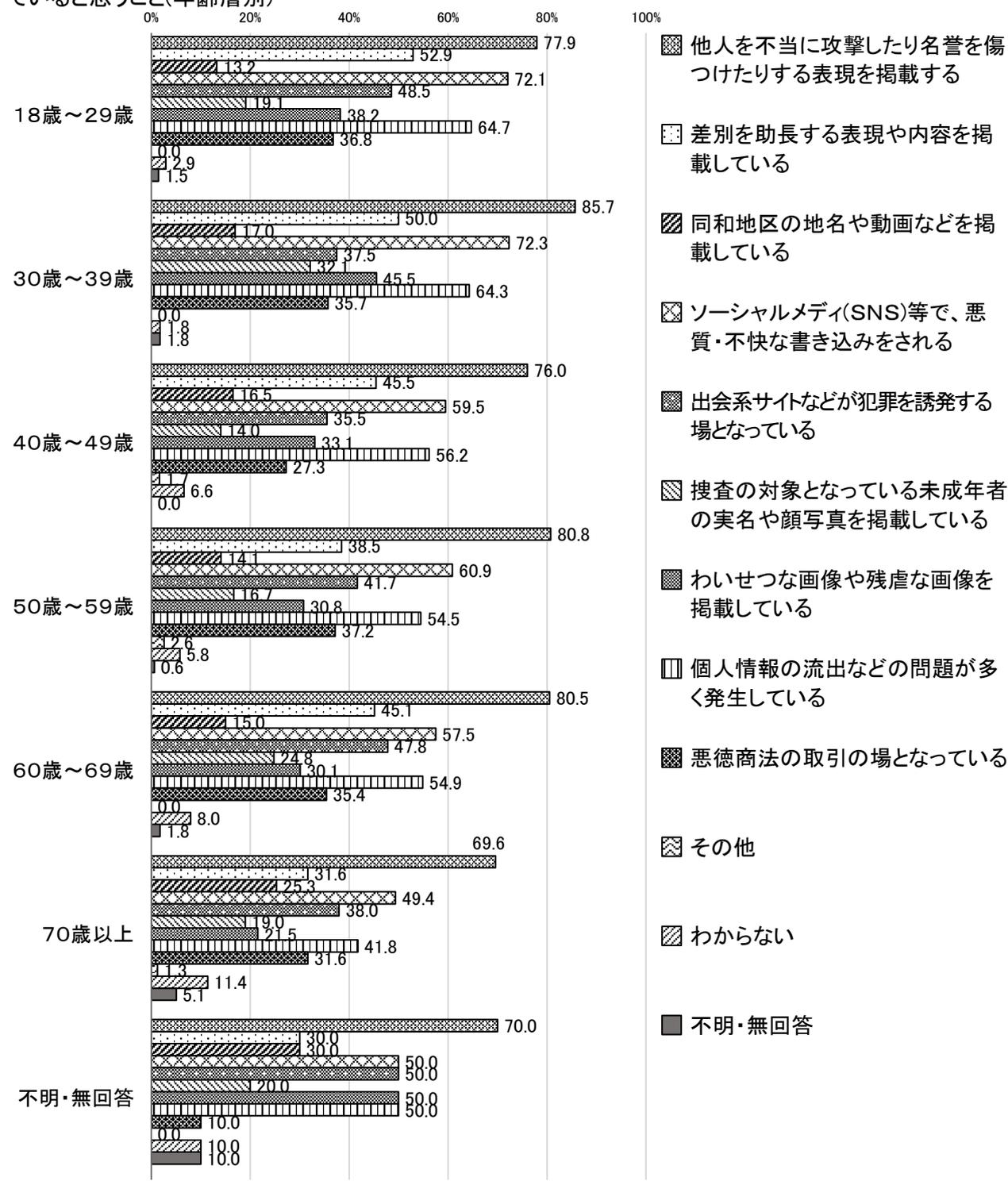
図17-1 インターネットに関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(全体)



「他人を不当に攻撃したり名誉を傷つけたりする表現を掲載する」が最も高く 78.9%ある。次いで「ソーシャルメディア(SNS)等で、悪質・不快な書き込みをされる」が61.6%、3番目が「個人情報の流出などの問題が多く発生している」で56.0%となっている。

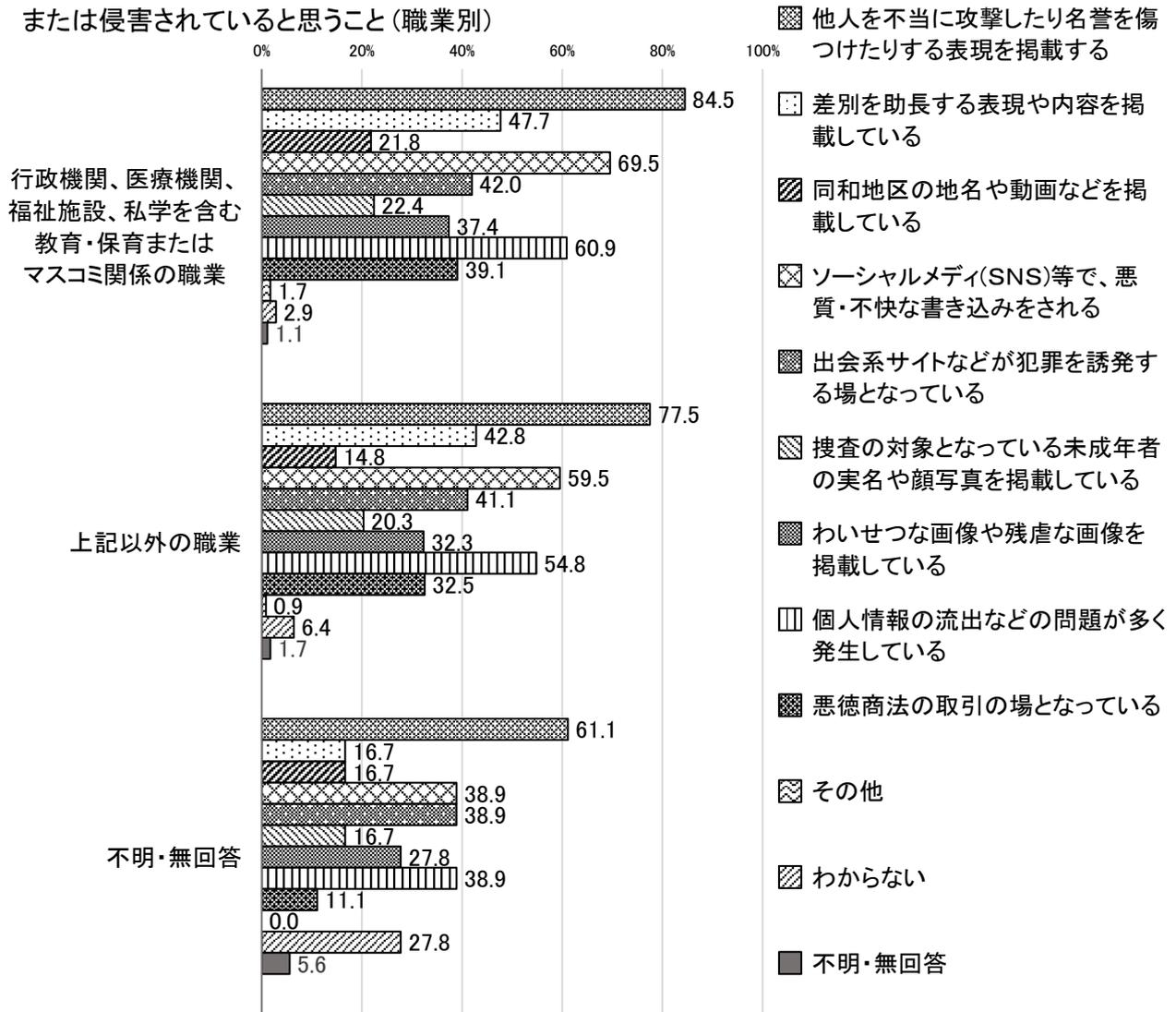
インターネットによる人権侵害についての一般的な認識は高いと言えるが、「捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載している」(20.8%)や「同和地区の地名や動画などを掲載している」(16.7%)についての関心度は低い。

図17-2 インターネットに関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(年齢層別)



どの年齢層においても、年齢による関心の方向と度合いに大きな違いはない。ただ、インターネット環境が限られていると思われる70歳以上は、全体的に数値が小さくなっている。

問17-3 インターネットに関して、人権が特に大切にされていない、
または侵害されていると思うこと（職業別）



特定職業従事者が、「個人情報の流出などの問題が多く発生している」「他人を不当に攻撃したり名誉を傷つけたりする表現を掲載する」「ソーシャルメディア(SNS)等で、悪質・不快な書き込みをされる」の項目で上記以外の職業に比べて6~10ポイント高い。両者とも関心の方向については同様の傾向にある。

刑を終えて出所した人やその家族に関する問題について

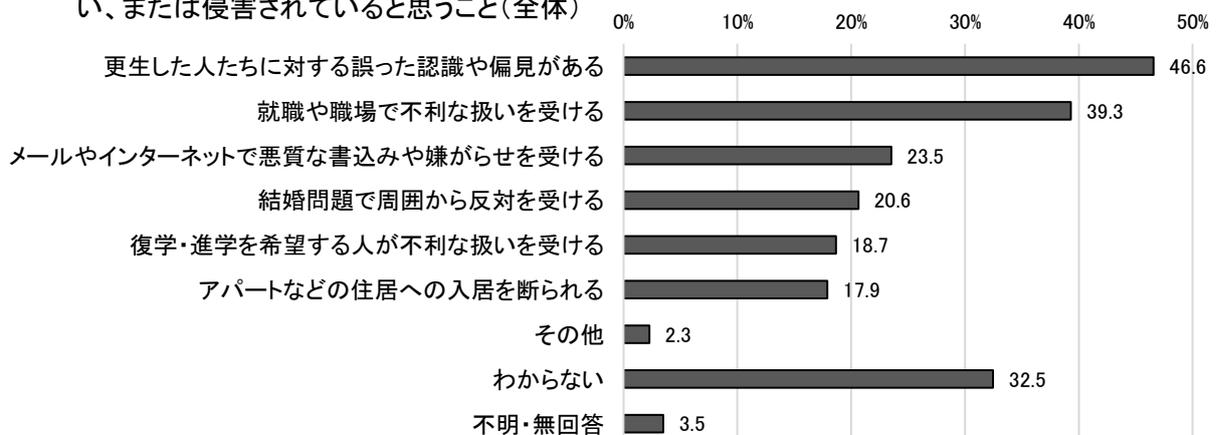
問18 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと

問18 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うことは、どのようなことですか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

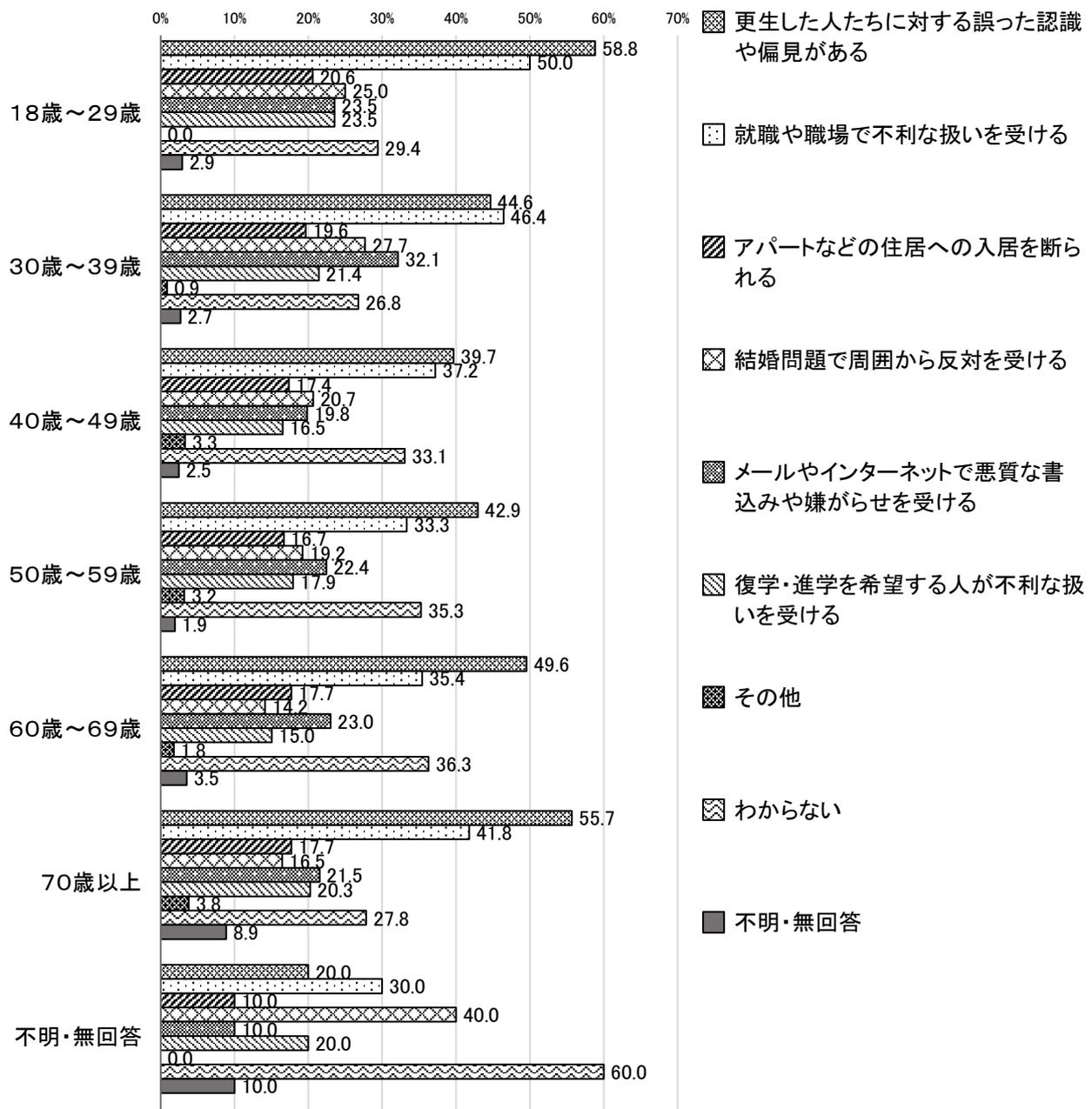
問18 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと	回答者数	更生した人たちが誤った認識や偏見がある	就職や職場で不利な扱いを受ける	メールやインターネットで悪質な書込みや嫌がらせを受ける	結婚問題で周囲から反対を受ける	復学・進学を希望する人が不利な扱いを受ける	アパートなどの住居への入居を断られる	その他	わからない	不明・無回答	
全体	659	307	259	118	136	155	123	15	214	23	
	100.0	46.6	39.3	17.9	20.6	23.5	18.7	2.3	32.5	3.5	
年齢	18歳～29歳	68	40	34	14	17	16	0	20	2	
		100.0	58.8	50.0	20.6	25.0	23.5	23.5	0.0	29.4	2.9
	30歳～39歳	112	50	52	22	31	36	24	1	30	3
		100.0	44.6	46.4	19.6	27.7	32.1	21.4	0.9	26.8	2.7
	40歳～49歳	121	48	45	21	25	24	20	4	40	3
		100.0	39.7	37.2	17.4	20.7	19.8	16.5	3.3	33.1	2.5
	50歳～59歳	156	67	52	26	30	35	28	5	55	3
		100.0	42.9	33.3	16.7	19.2	22.4	17.9	3.2	35.3	1.9
年齢	60歳～69歳	113	56	40	20	16	26	17	2	41	4
		100.0	49.6	35.4	17.7	14.2	23.0	15.0	1.8	36.3	3.5
	70歳以上	79	44	33	14	13	17	16	3	22	7
	100.0	55.7	41.8	17.7	16.5	21.5	20.3	3.8	27.8	8.9	
不明・無回答	10	2	3	1	4	1	2	0	6	1	
	100.0	20.0	30.0	10.0	40.0	10.0	20.0	0.0	60.0	10.0	

図18-1 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(全体)



「更生した人たちに対する誤った認識や偏見がある」が46.6%で最も高く、次いで「就職や職場で不利な扱いを受ける」が39.3%となっている。「わからない」とする回答が32.5%あるが、これは他の個別的な人権侵害問題の「わからない」の回答と比べて高い。

図18-2 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと(通年居住年数別)



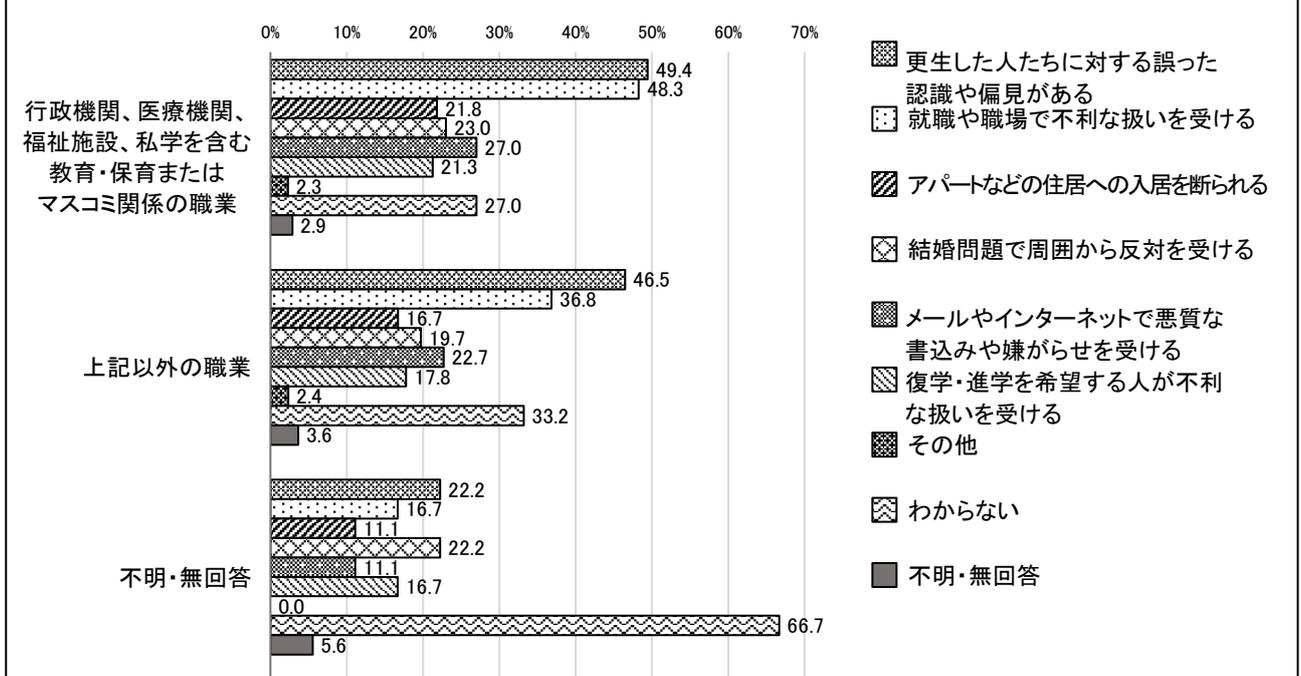
どの年齢層においても「更生した人々に対する誤った認識や偏見がある」と「就職や職場で不利な扱いを受ける」の2項目への回答が高い数値を示している。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問18 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切に されていない、または侵害されていると思うこと		回 答 者 数	る 認 識 対 生 や す し 偏 る た 見 誤 人 が つ た あ ち	る 利 就 な 職 扱 や い 職 場 を 受 け 不	断 住 ア ら 居 パ れ へ の ト 入 居 の を	る か 結 ら 婚 反 問 題 で 受 け 周 圍
全 体		659	307	259	118	136
		100.0	46.6	39.3	17.9	20.6
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含 む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	86	84	38	40
		100.0	49.4	48.3	21.8	23.0
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	217	172	78	92
		100.0	46.5	36.8	16.7	19.7
	不明・無回答	18	4	3	2	4
		100.0	22.2	16.7	11.1	22.2
問18 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切に されていない、または侵害されていると思うこと		ら な し メ セ 書 ネ ー ル を 込 ッ ル 受 み ト や け や で イ る 嫌 悪 ン が 質 タ	な 望 復 扱 す 学 い る ・ を 人 進 受 が 学 け 不 を る 利 希	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		155	123	15	214	23
		23.5	18.7	2.3	32.5	3.5
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含 む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	47	37	4	47	5
		27.0	21.3	2.3	27.0	2.9
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	106	83	11	155	17
		22.7	17.8	2.4	33.2	3.6
	不明・無回答	2	3	0	12	1
		11.1	16.7	0.0	66.7	5.6

図18-3 刑を終えて出所した人に関して、人権が特に大切にされて
いない、または侵害されていると思うこと(職業別)



特定職業従事者の「就職や職場で不利な扱いを受ける」は48.3%あり、上記の職業より11.5ポイント高くなっている。刑期を終えて出所した人の就職の厳しさへの認識がある。

第Ⅲ章 人権問題の啓発について

問19 人権問題の啓発活動についての認知状況

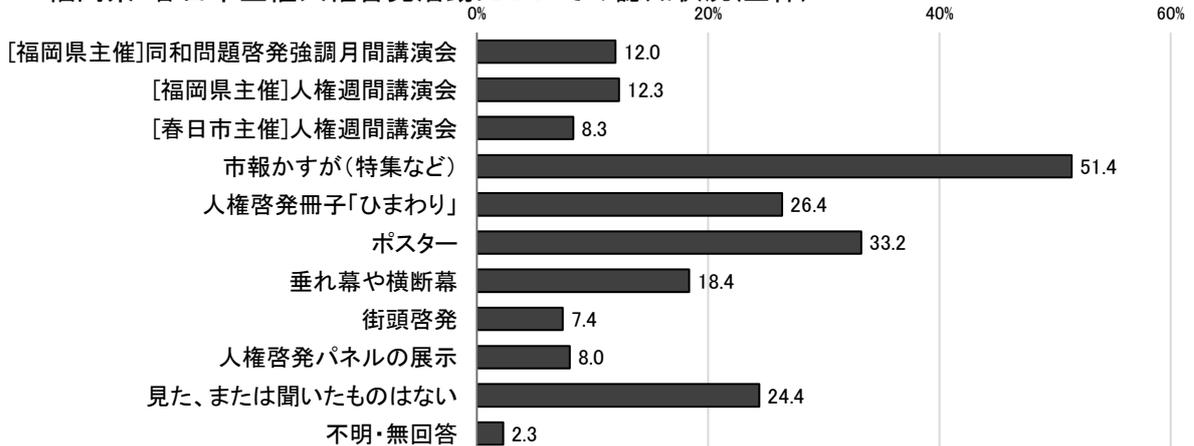
問19 福岡県や春日市では、「同和問題啓発強調月間」(毎年7月1日から7月31日)や「人権週間」(毎年12月4日から12月10日)における行事をはじめ、人権問題の解決への意識啓発を行っています。あなたがこれまでに見た、または聞いたことがあるものを選んで○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

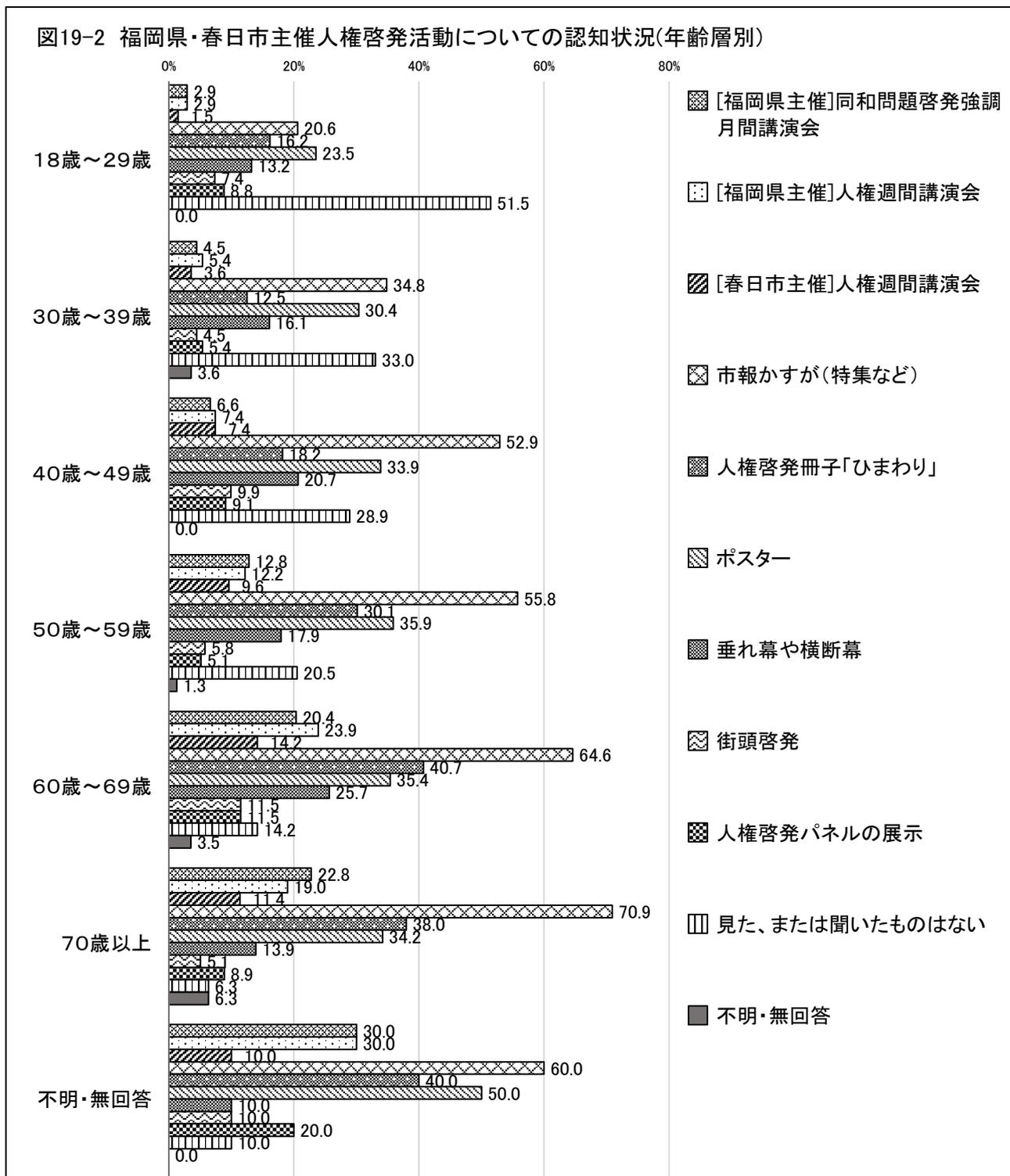
問19 福岡県・春日市主催 人権啓発活動につ いての認知状況	回答者数	[福岡県主催]	[福岡県主催]	[春日市主催]	市報かすが(特集など)	人権啓発冊子「ひまわり」	ポスター	垂れ幕や横断幕	街頭啓発	人権啓発パネルの展示	見た、または聞いたものは	不明・無回答	
		同和問題啓発強調月間講演会 (会場 クローバープラザ)	人権週間講演会 (会場 クローバープラザ)	人権週間講演会 (会場 市役所)									
全 体	659	79	81	55	339	174	219	121	49	53	161	15	
	100.0	12.0	12.3	8.3	51.4	26.4	33.2	18.4	7.4	8.0	24.4	2.3	
年 齢	18歳～29歳	68	2	2	14	11	16	9	5	6	35	0	
		100.0	2.9	2.9	1.5	20.6	16.2	23.5	13.2	7.4	8.8	0.0	
	30歳～39歳	112	5	6	4	39	14	34	18	5	6	37	4
		100.0	4.5	5.4	3.6	34.8	12.5	30.4	16.1	4.5	5.4	33.0	3.6
	40歳～49歳	121	8	9	9	64	22	41	25	12	11	35	0
		100.0	6.6	7.4	7.4	52.9	18.2	33.9	20.7	9.9	9.1	28.9	0.0
	50歳～59歳	156	20	19	15	87	47	56	28	9	8	32	2
		100.0	12.8	12.2	9.6	55.8	30.1	35.9	17.9	5.8	5.1	20.5	1.3
60歳～69歳	113	23	27	16	73	46	40	29	13	13	16	4	
		100.0	20.4	23.9	14.2	64.6	40.7	35.4	25.7	11.5	11.5	14.2	3.5
	70歳以上	79	18	15	9	56	30	27	11	4	7	5	5
	100.0	22.8	19.0	11.4	70.9	38.0	34.2	13.9	5.1	8.9	6.3	6.3	
不明・無回答	10	3	3	1	6	4	5	1	1	2	1	0	
	100.0	30.0	30.0	10.0	60.0	40.0	50.0	10.0	10.0	20.0	10.0	0.0	

図19-1 福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況(全体)



「市報かすが」による認知が最も高く 51.4%と半数の人が見ている。次いでポスターの 33.2%、三番目が人権啓発冊子「ひまわり」26.4%の順となっている。手元に届くもの、大きく目に付くものが認知効果をもたらしていることがわかる。街頭啓発(7.4%)や人権啓発パネルの展示(8.0%)は、対応できる人が限られており認知度は低い。

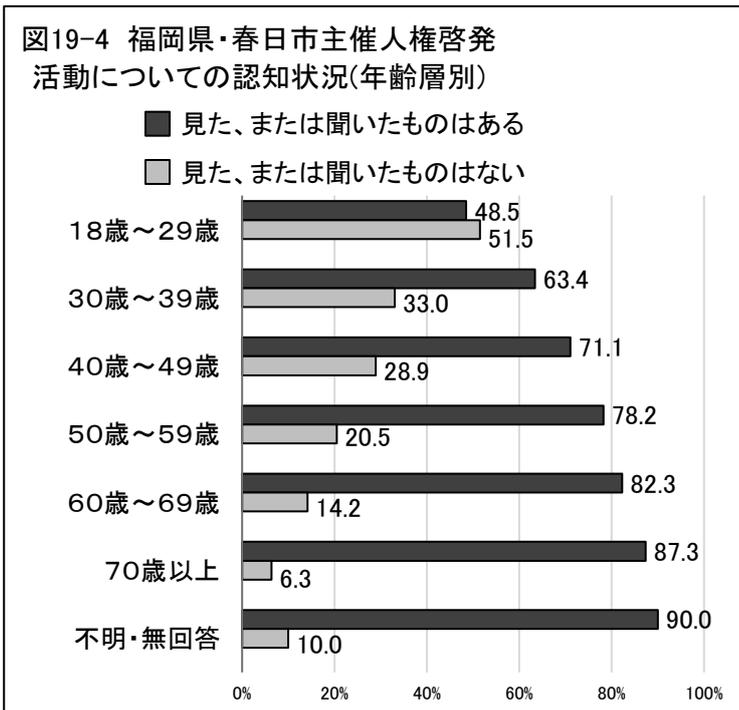
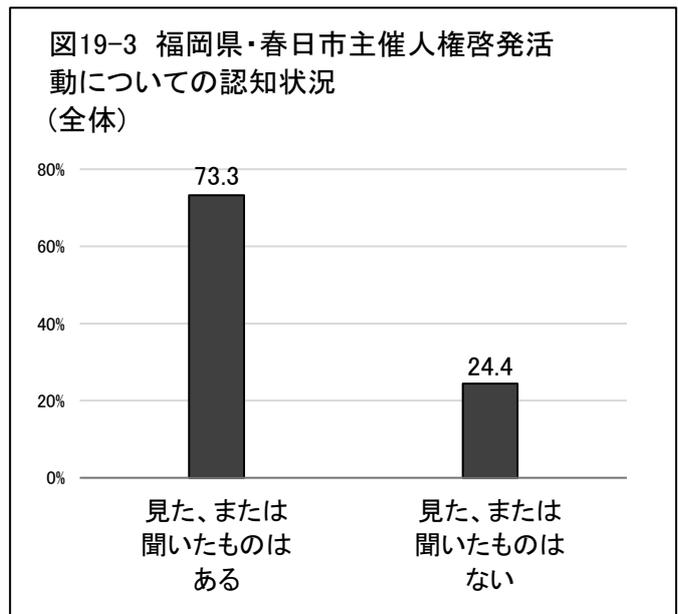
図19-2 福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況(年齢層別)



18歳から49歳までの講演会の認知度が10%以下である。18歳～29歳で「見た、または聞いたものはない」が51.5%と高い。また、40歳から70歳以上で「市報かすが」の認知度は50%～70%あるのに対して、18歳～29歳は20.6%になっている。

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問19 福岡県・春日市主催 人権啓発活動につ いての認知状況		回 答 者 数	聞 見 た た、 も ま の た は あ る	聞 見 た た、 も ま の た は な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		659	483	161	15
		100.0	73.3	24.4	2.3
年 齢	18歳～29歳	68	33	35	0
		100.0	48.5	51.5	0.0
	30歳～39歳	112	71	37	4
		100.0	63.4	33.0	3.6
	40歳～49歳	121	86	35	0
		100.0	71.1	28.9	0.0
	50歳～59歳	156	122	32	2
	100.0	78.2	20.5	1.3	
60歳～69歳	113	93	16	4	
	100.0	82.3	14.2	3.5	
70歳以上	79	69	5	5	
	100.0	87.3	6.3	6.3	
不明・無回答		10	9	1	0
		100.0	90.0	10.0	0.0



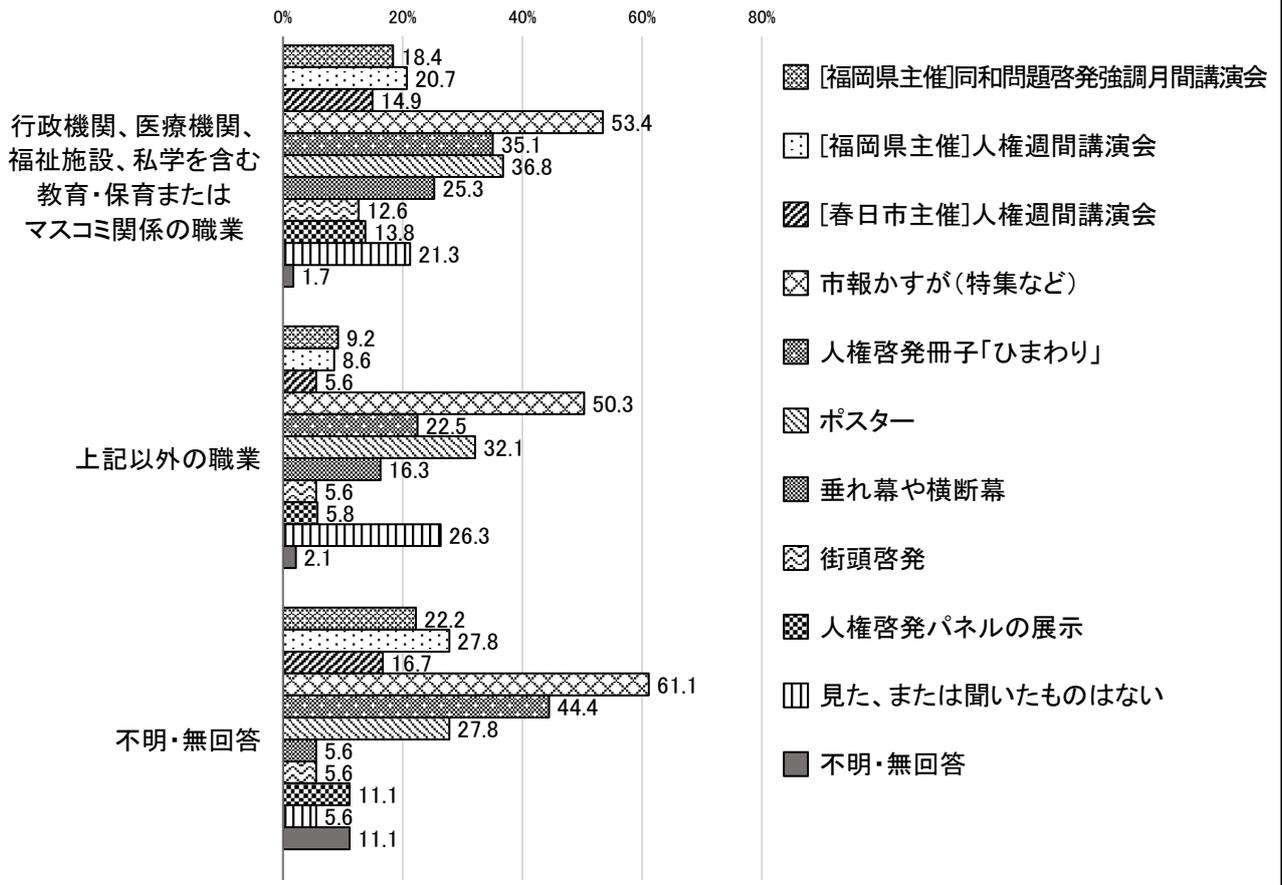
「見た、または聞いたものはある」については、最も低い18歳～29歳で48.5%で、全体でも73.3%の人たちには啓発活動が情報としては届いていることがわかる。しかし、県主催の二つの講演会の認知度は平均で18歳～29歳で2.9%、30歳～39歳で4.9%、春日市の講演会も18歳～29歳で1.5%、30歳～39歳で3.6%と認知度が低い。講演会に関して情報が届いていないといえる。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問19 福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況		回答者数	「福岡県主催」 同和問題啓発強調月間 講演会 (会場 クローバープラザ)	「福岡県主催」 人権週間講演会 (会場 クローバープラザ)	「春日市主催」 人権週間講演会 (会場 市役所)	市報かすが(特集など)	人権啓発冊子 「ひまわり」
全 体		659 100.0	79 12.0	81 12.3	55 8.3	339 51.4	174 26.4
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174 100.0	32 18.4	36 20.7	26 14.9	93 53.4	61 35.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467 100.0	43 9.2	40 8.6	26 5.6	235 50.3	105 22.5
	不明・無回答	18 100.0	4 22.2	5 27.8	3 16.7	11 61.1	8 44.4
問19 福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況		ポスター	垂れ幕や横断幕	街頭啓発	人権啓発パネルの展示	見ない、または聞いたもの	不明・無回答
全 体		219 33.2	121 18.4	49 7.4	53 8.0	161 24.4	15 2.3
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	64 36.8	44 25.3	22 12.6	24 13.8	37 21.3	3 1.7
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	150 32.1	76 16.3	26 5.6	27 5.8	123 26.3	10 2.1
	不明・無回答	5 27.8	1 5.6	1 5.6	2 11.1	1 5.6	2 11.1

図19-5 福岡県・春日市主催人権啓発活動についての認知状況(職業別)



特定職業従事者の認知度は、どの項目においても上記以外の職業の人たちよりも高くなっている。「福岡県主催」同和问题啓発強調月間講演会で9.2ポイント、「福岡県主催」人権週間講演会で12.1ポイント、「春日市主催」人権週間講演会で9.3ポイント高い。しかし、それでも20%程度の認知度である。

問20 人権問題に関する講演会・講座等への参加状況

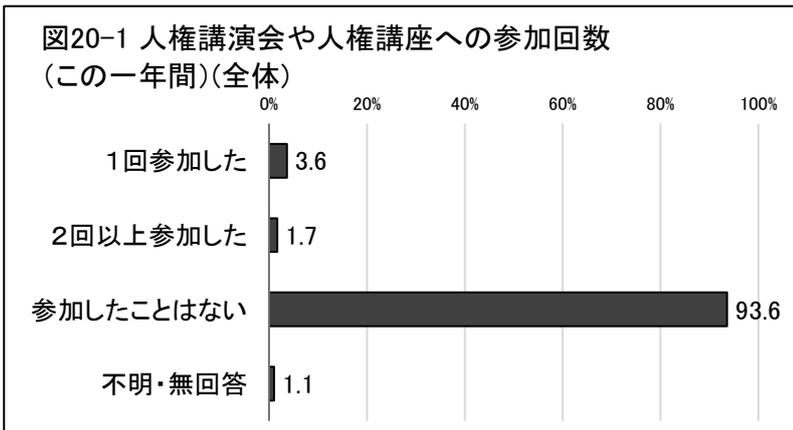
問20 人権問題の解決のために、問 19 に挙げた講演会の他に、ふれあい文化センターや小・中学校、クローバープラザなどでいろいろな講演会や人権講座などが開催されています。この一年間にそれらの講演会や人権講座などに参加したことがありますか。該当するものを1つだけ選んで○をつけてください。

1) 全体及び年齢層別特徴

上段:回答者数(人) 下段:割合(%)

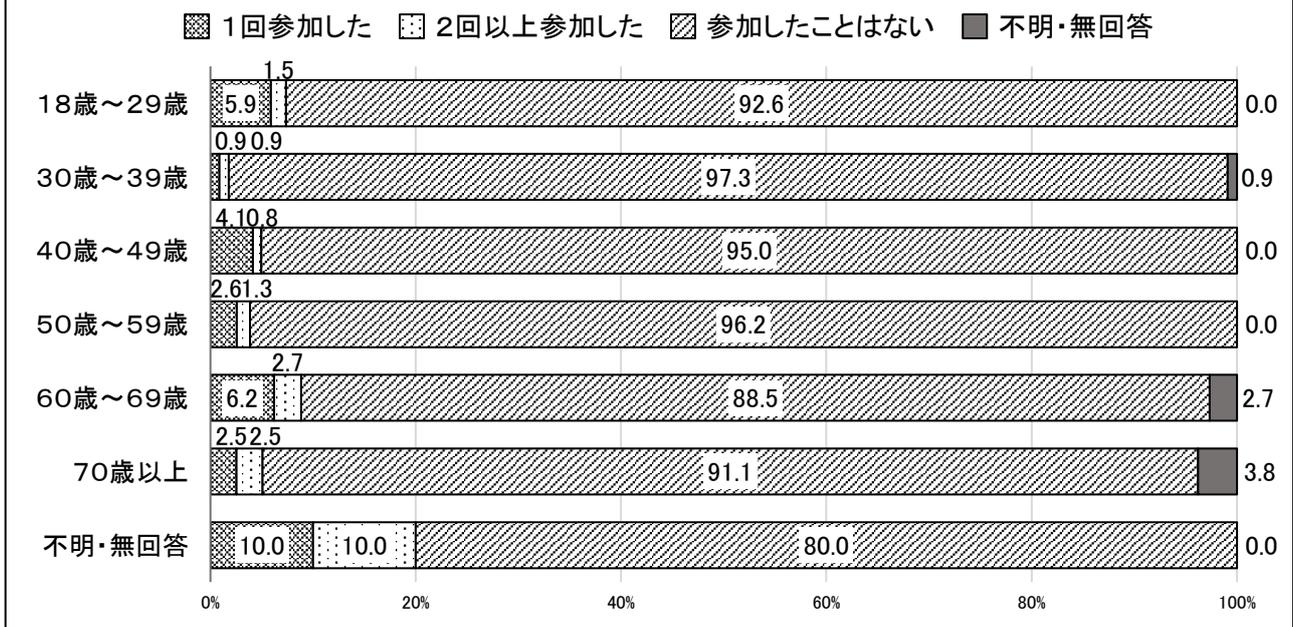
問20 人権講演会や人権 講座への参加回数 (この一年間)	回答者 数	1 回 参 加 し た	し 2 回 以 上 参 加	な 参 加 し た こ と は	不 明 ・ 無 回 答	あ る 参 加 し た こ と は	な 参 加 し た こ と は	
全 体	659	24	11	617	7	35	617	
	100.0	3.6	1.7	93.6	1.1	5.3	93.6	
年 齢	18歳～29歳	68	4	1	63	0	5	63
		100.0	5.9	1.5	92.6	0.0	7.4	92.6
	30歳～39歳	112	1	1	109	1	2	109
		100.0	0.9	0.9	97.3	0.9	1.8	97.3
	40歳～49歳	121	5	1	115	0	6	115
		100.0	4.1	0.8	95.0	0.0	4.9	95.0
	50歳～59歳	156	4	2	150	0	6	150
		100.0	2.6	1.3	96.2	0.0	3.9	96.2
60歳～69歳	113	7	3	100	3	10	100	
	100.0	6.2	2.7	88.5	2.7	8.9	88.5	
70歳以上	79	2	2	72	3	4	72	
	100.0	2.5	2.5	91.1	3.8	5.0	91.1	
不明・無回答	10	1	1	8	0	2	8	
	100.0	10.0	10.0	80.0	0.0	20.0	80.0	

*「参加したことはある」は「1回参加した」と「2回以上参加した」の合計



一回でも人権講演会や人権講座に参加したことがあるとする市民は 5.3%で、93.6%が参加していない。参加については、新型コロナウイルス感染症の予防的措置で参加を控えたり、開催が中止されたりしたものもあり、参加自体が困難だったことが要因と考えられる。

図20-2 人権講演会や人権講座への参加回数(この一年間)(年齢層別)



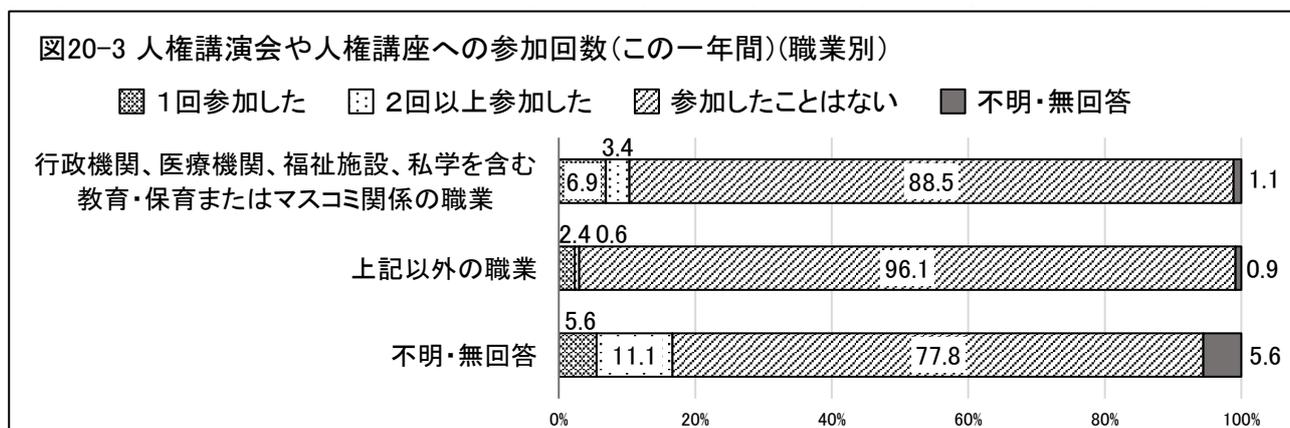
一回でも参加したことがあるとする回答では、高いほうで60歳～69歳の8.9%、次に高いのが18歳～29歳の7.4%となっている。一方、30歳～39歳が最も低く1.8%、40歳～49歳で4.9%、50歳～59歳で3.9%と参加率が低い。ただ、講演会・講座への参加については、新型コロナウイルス感染症の予防的措置で参加を控えたり、開催が中止されたりした講演会・講座もあり、参加自体が困難だったことが要因と考えられる。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問20 人権講演会や人権講座への参加回数 (この一年間)		回答者数	1 回 参加 した	2 回 以 上 参加 した	参加 した こと は ない	不明 ・ 無 回答	参加 した こと は ある	参加 した こと は ない
全 体		659	24	11	617	7	35	617
		100.0	3.6	1.7	93.6	1.1	5.3	93.6
職 業 別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む 教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	12	6	154	2	18	154
		100.0	6.9	3.4	88.5	1.1	10.3	88.5
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	11	3	449	4	14	449
		100.0	2.4	0.6	96.1	0.9	3.0	96.1
	不明・無回答	18	1	2	14	1	3	14
		100.0	5.6	11.1	77.8	5.6	16.7	77.8

*「参加したことはある」は「1回参加した」と「2回以上参加した」の合計



特定職業従事者の参加状況は10.3%と1割程度。上記以外の職業の市民の参加状況についても、今回3.0%と低い。ただ、参加については、新型コロナウイルス感染症の予防的措置で参加を控えたり、開催が中止されたりした講演会・講座もあり、参加自体が困難だったことが要因と考えられる。

問 21 人権講演会や人権講座などに参加しなかった理由

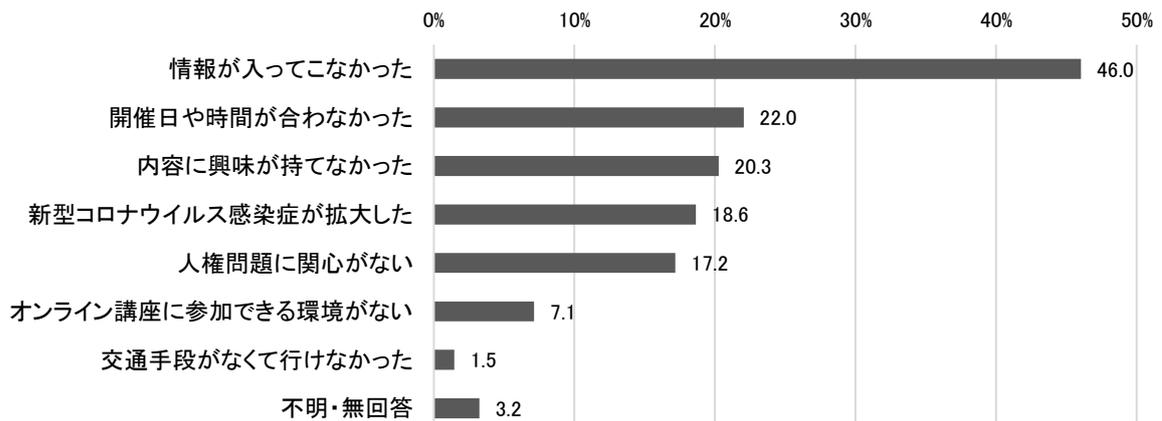
問 21 問 19 や問 20 にあがっている講演会や人権講座などに、この一年間にあなたが参加しなかった理由は何ですか。該当するものを選んで○をつけてください。(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

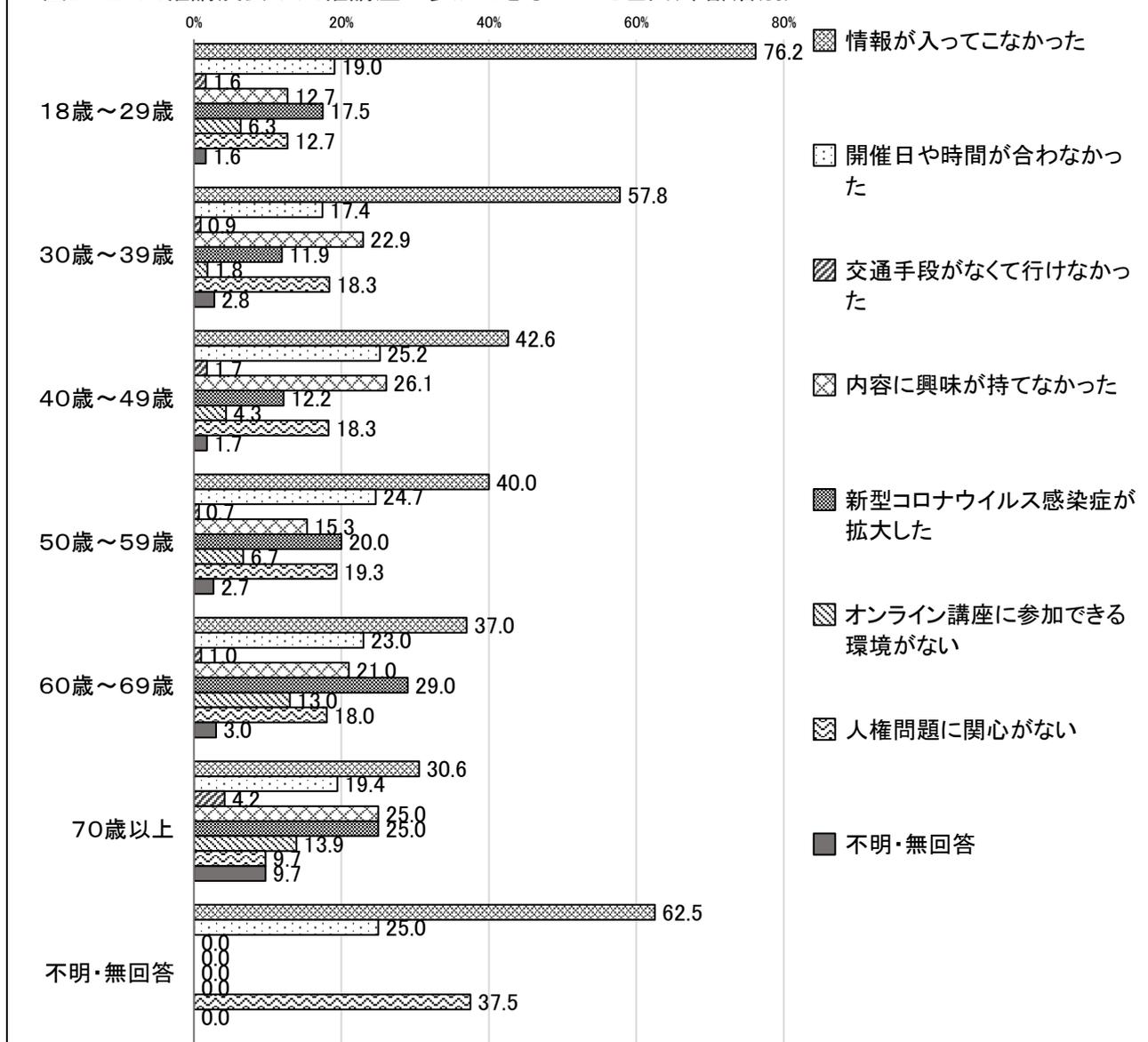
問21 人権講演会や人権 講座に参加できな かった理由	回 答 者 数	情 報 が 入 っ て こ な か つ た	開 催 日 や 時 間 が 合 わ な か つ た	交 通 手 段 が な く て 行 け な か つ た	内 容 に 興 味 が 持 て な か つ た	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 が 拡 大 し た	オ ン ラ イ ン 講 座 に 参 加 で き る 環 境 が な い	人 権 問 題 に 関 心 が な い	不 明 ・ 無 回 答	
全 体	617	284	136	9	125	115	44	106	20	
	100.0	46.0	22.0	1.5	20.3	18.6	7.1	17.2	3.2	
年 齢	18歳～29歳	63	48	12	1	8	11	4	8	1
		100.0	76.2	19.0	1.6	12.7	17.5	6.3	12.7	1.6
	30歳～39歳	109	63	19	1	25	13	2	20	3
		100.0	57.8	17.4	0.9	22.9	11.9	1.8	18.3	2.8
	40歳～49歳	115	49	29	2	30	14	5	21	2
		100.0	42.6	25.2	1.7	26.1	12.2	4.3	18.3	1.7
	50歳～59歳	150	60	37	1	23	30	10	29	4
	100.0	40.0	24.7	0.7	15.3	20.0	6.7	19.3	2.7	
60歳～69歳	100	37	23	1	21	29	13	18	3	
		100.0	37.0	23.0	1.0	21.0	29.0	13.0	18.0	3.0
	70歳以上	72	22	14	3	18	18	10	7	7
	100.0	30.6	19.4	4.2	25.0	25.0	13.9	9.7	9.7	
不明・無回答	8	5	2	0	0	0	0	3	0	
	100.0	62.5	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0	

図21-1 人権講演会や人権講座に参加できなかった理由(全体)



啓発活動に関する情報を「見た、または聞いたものはある」は73.3%(図 19-3)あるが、講演会などの「情報が入ってこなかった」との回答が46.0%ある。啓発情報を見たり聞いたりしているが、研修会への参加を促す情報にはなり得ていないといえる。また、不参加の理由として「新型コロナウイルス感染症が拡大した」との回答は18.6%である。また、「内容に興味を持てなかった」が20.3%、「人権問題に関心がない」が17.2%と、内容を不参加の理由とするものが見られる。

図21-2 人権講演会や人権講座に参加できなかった理由(年齢層別)



人権講演会や人権講座に参加できなかった理由として、「情報が入ってこなかったから」が全体では46.0%になる。18歳～29歳が76.2%と最も多い、次いで30歳～39歳の57.8%で、若い年齢層ほど情報が入って行っていない。また、不参加についての理由で「新型コロナ感染症が拡大した」をあげたのは60歳～69歳の29.0%で最も多い。

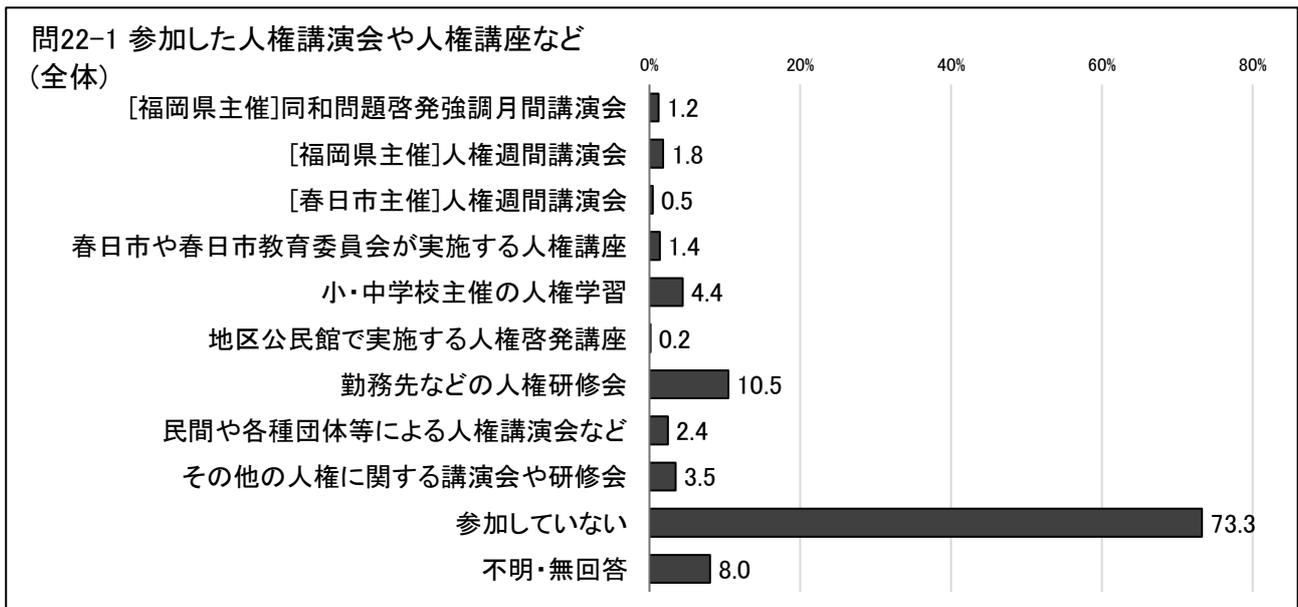
問 22 参加した人権講演会や人権講座など

問22 あなたが参加したのは、次のうちどれですか。該当するものを選んで○をつけてください。
(いくつでも)

1) 全体及び年齢層別特徴

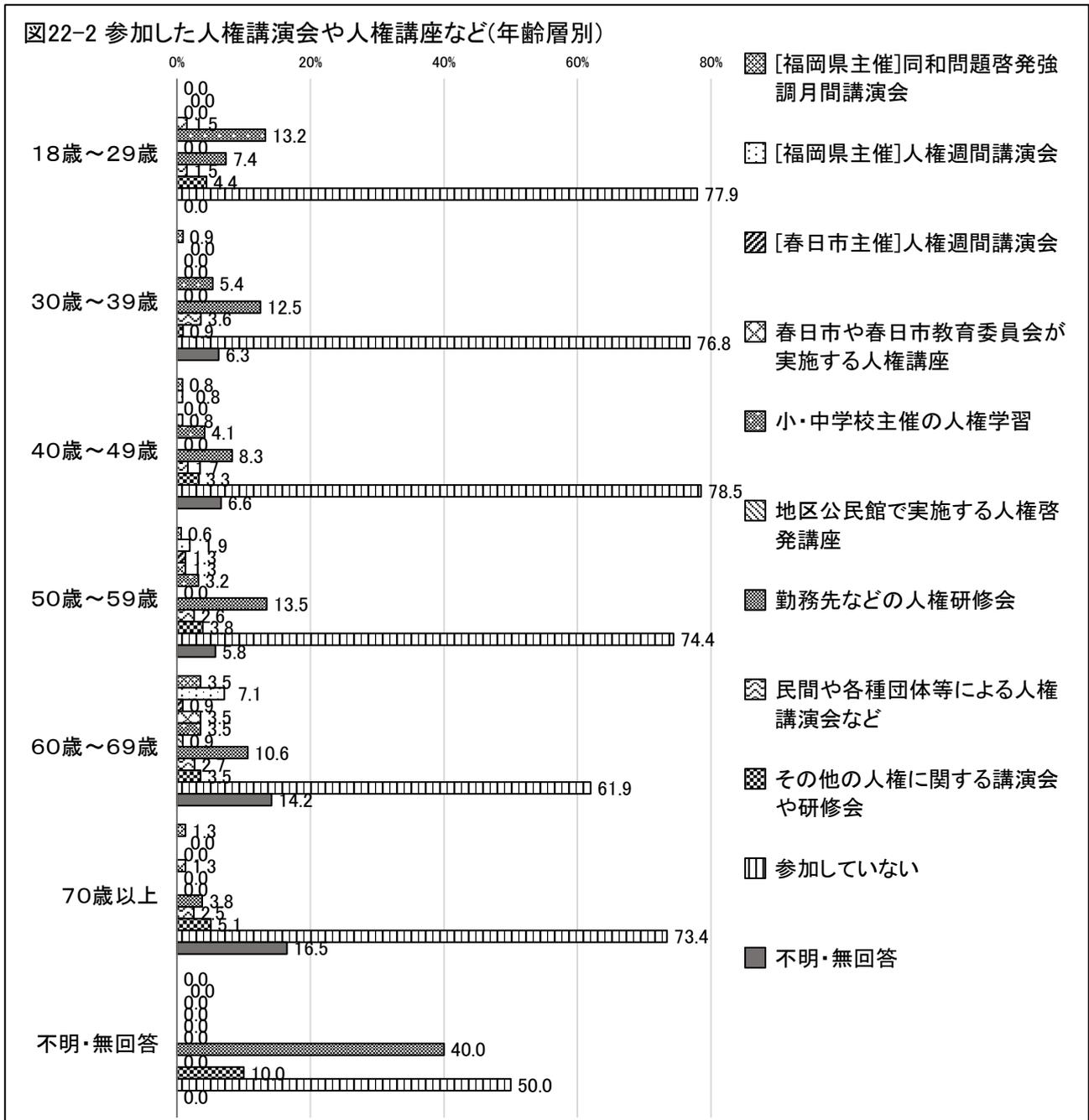
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問22 参加した人権講演会 や人権講座など	回答者数	「福岡県主催」 同和問題啓発強調月間 講演会 (会場 クローバー プラザ)	「福岡県主催」 人権週間講演会 (会場 クローバー プラザ)	「春日市主催」 人権週間講演会 (会場 市役所)	春日市や春日市教育委員会 が実施する人権講座	小・中学校主催の人権学習	地区公民館で実施する 人権啓発講座	勤務先などの人権研修会	民間や各種団体等による 人権講演会など	その他の人権に関する 講演会や研修会	参加していない	不明・無回答	
		全 体	659 100.0	8 1.2	12 1.8	3 0.5	9 1.4	29 4.4	1 0.2	69 10.5	16 2.4	23 3.5	483 73.3
年 齢	18歳～29歳	68 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.5	9 13.2	0 0.0	5 7.4	1 1.5	3 4.4	53 77.9	0 0.0
	30歳～39歳	112 100.0	1 0.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 5.4	0 0.0	14 12.5	4 3.6	1 0.9	86 76.8	7 6.3
	40歳～49歳	121 100.0	1 0.8	1 0.8	0 0.0	1 0.8	5 4.1	0 0.0	10 8.3	2 1.7	4 3.3	95 78.5	8 6.6
	50歳～59歳	156 100.0	1 0.6	3 1.9	2 1.3	2 1.3	5 3.2	0 0.0	21 13.5	4 2.6	6 3.8	116 74.4	9 5.8
	60歳～69歳	113 100.0	4 3.5	8 7.1	1 0.9	4 3.5	4 3.5	1 0.9	12 10.6	3 2.7	4 3.5	70 61.9	16 14.2
	70歳以上	79 100.0	1 1.3	0 0.0	0 0.0	1 1.3	0 0.0	0 0.0	3 3.8	2 2.5	4 5.1	58 73.4	13 16.5
	不明・無回答	10 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 40.0	0 0.0	1 10.0	5 50.0	0 0.0



「勤務先などの人権研修会」が10.5%で最も高く、参加しやすいことを示している。

図22-2 参加した人権講演会や人権講座など(年齢層別)



49歳までの年齢層で「参加していない」が約8割ある。

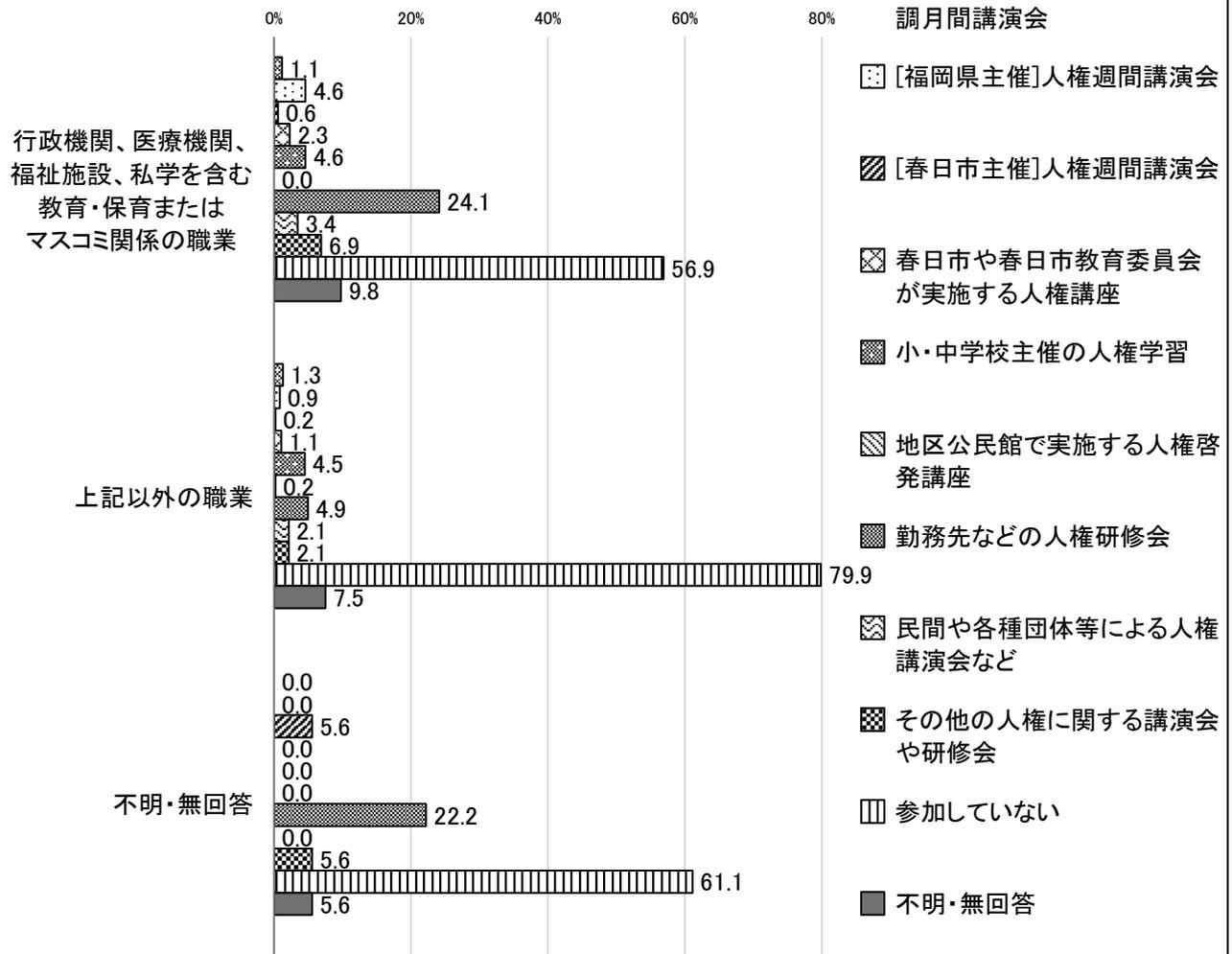
「参加した」とする回答では、18歳～29歳が、「小・中学校主催の人権学習」への参加が他の年齢層に比べて高く13.2%ある。30歳以上では、「勤務先などでの人権研修」が最も高く50歳～59歳で13.5%、次いで30歳～39歳の12.5%になっている。職場や勤務先での研修が参加しやすいことがわかる。

2) 職業別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問22 参加した人権講演会や人権講座など		回答者数	「福岡県主催」 同和問題啓発強調月間 講演会 (会場クローバープラザ)	「福岡県主催」 人権週間講演会 (会場クローバープラザ)	「春日市主催」 人権週間講演会 (会場市役所)	春日市や春日市教育委員 会が実施する人権講座	小・中学校主催の人権 学習
全 体		659	8	12	3	9	29
		100.0	1.2	1.8	0.5	1.4	4.4
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	2	8	1	4	8
		100.0	1.1	4.6	0.6	2.3	4.6
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	6	4	1	5	21
		100.0	1.3	0.9	0.2	1.1	4.5
不明・無回答		18	0	0	1	0	0
		100.0	0.0	0.0	5.6	0.0	0.0
問22 参加した人権講演会や人権講座など		人地区 権区 啓公 発民 講館 座で 実施 する	研勤 修務 会先 などの 人権	よ民間 る人や 人権各 講演種 会団 体等 に	講その 演他の 会や人 研権 修に 会関 する	参 加 し て い な い	不 明 ・ 無 回 答
全 体		1	69	16	23	483	53
		0.2	10.5	2.4	3.5	73.3	8.0
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	0	42	6	12	99	17
		0.0	24.1	3.4	6.9	56.9	9.8
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	1	23	10	10	373	35
		0.2	4.9	2.1	2.1	79.9	7.5
不明・無回答		0	4	0	1	11	1
		0.0	22.2	0.0	5.6	61.1	5.6

図22-3 参加した人権講演会や人権講座など(職業別)



特定職業従事者においては、「勤務先などの人権研修会」に参加した人が24.1%ある。上記以外の職業の人については4.9%で、勤務先での人権研修会の開催自体が少ないことがうかがわれる。

問 23 日本の社会は人権が尊重されていると思うか

問23 今の日本は、人権が大切にされている社会だと思いますか。あなたの考えに近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

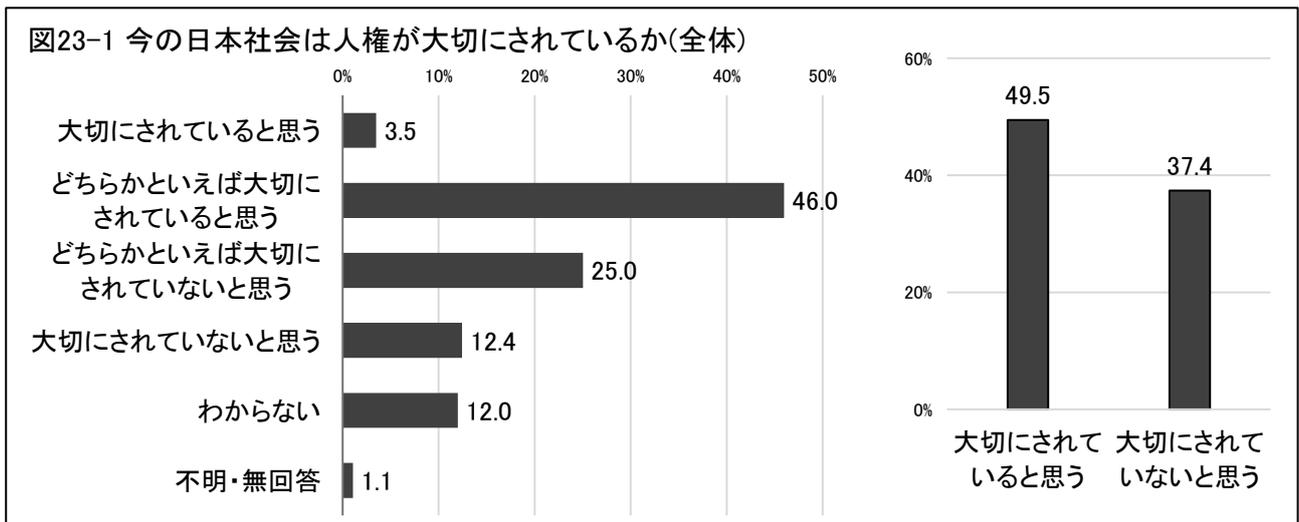
1) 全体及び年齢層別特徴

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問23 今の日本社会は人権が大切にされているか	回答者数	と大切にされている	と大切にされていない	どちらかといえば大切にされている	どちらかといえば大切にされていない	わからない	不明・無回答	と大切にされている	と大切にされていない	
		割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	
全 体	659	23	303	165	82	79	7	326	247	
	100.0	3.5	46.0	25.0	12.4	12.0	1.1	49.5	37.4	
年 齢	18歳～29歳	68	2	32	20	10	4	0	34	30
		100.0	2.9	47.1	29.4	14.7	5.9	0.0	50.0	44.1
	30歳～39歳	112	4	49	30	19	9	1	53	49
		100.0	3.6	43.8	26.8	17.0	8.0	0.9	47.4	43.8
	40歳～49歳	121	7	61	25	12	16	0	68	37
		100.0	5.8	50.4	20.7	9.9	13.2	0.0	56.2	30.6
	50歳～59歳	156	5	69	43	17	22	0	74	60
		100.0	3.2	44.2	27.6	10.9	14.1	0.0	47.4	38.5
年 齢	60歳～69歳	113	2	52	31	12	13	3	54	43
		100.0	1.8	46.0	27.4	10.6	11.5	2.7	47.8	38.0
	70歳以上	79	3	34	14	11	14	3	37	25
	100.0	3.8	43.0	17.7	13.9	17.7	3.8	46.8	31.6	
不明・無回答	10	0	6	2	1	1	0	6	3	
	100.0	0.0	60.0	20.0	10.0	10.0	0.0	60.0	30.0	

*「大切にされていると思う」は「大切にされていると思う」と「どちらかといえば大切にされていると思う」の合計

*「大切にされていないと思う」は「大切にされていないと思う」と「どちらかといえば大切にされていないと思う」の合計



人権尊重については、「大切にされていると思う（全体）」が49.5%、「大切にされていないと思う（全体）」が37.4%で、12ポイントの開きがある。ただ、人権問題は「侵害」されていることが問題なので、37.4%の人たちの「思い」の理解と対応が求められる。

図23-2 今の日本社会は人権が大切にされているか(年齢層別)

大切にされていると思う
 どちらかといえば大切にされていると思う
 どちらかといえば大切にされていないと思う
 大切にされていないと思う
 わからない
 不明・無回答

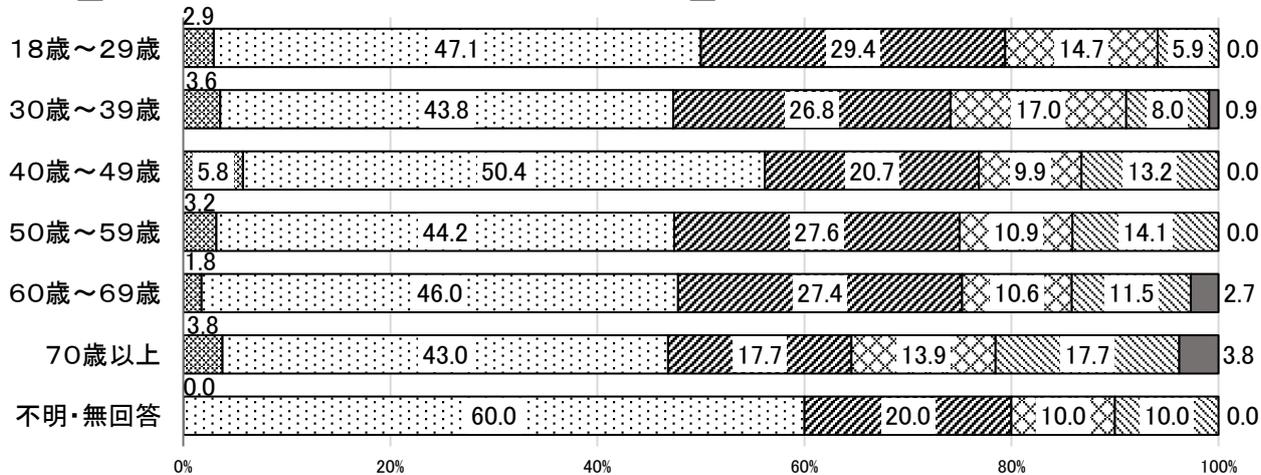
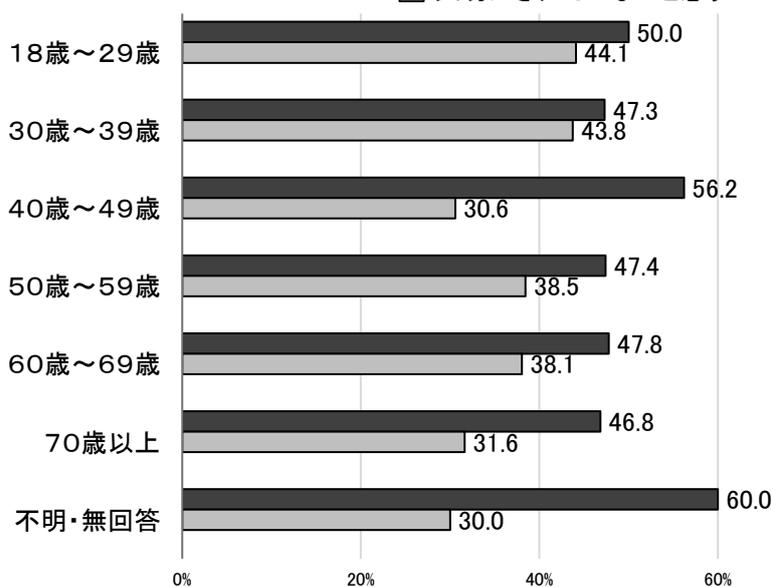


図23-3 今の日本社会は人権が大切にされているか(年齢層別)

大切にされていると思う
 大切にされていないと思う



「今の日本は、人権が尊重されている社会だと思いますか」の問いに対して、40歳～49歳では、肯定する回答が56.2%と最も高く、否定的な回答は30.6%で最も低くなっている。しかし、「大切にされていない」という回答の存在自体が課題であり、どの年齢層にも人権問題は切実な問題として認識されていることがうかがえる。

2) 職業別特徴

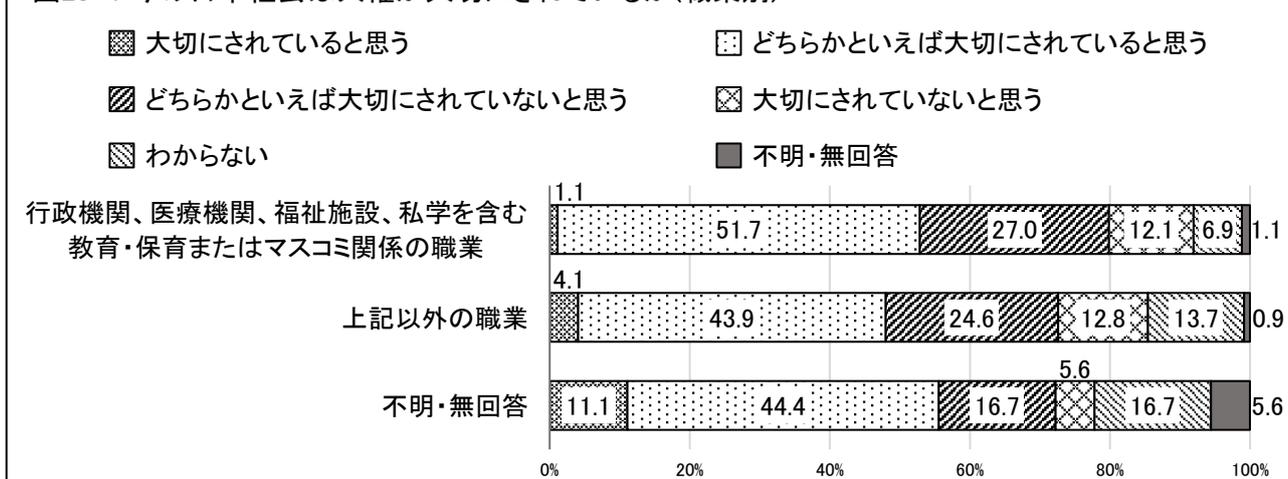
上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問23 今の日本社会は人権が大切にされているか		回答者数	と大切にされていると思う	どちらかといえば大切にすると思う	どちらかといえば大切にすると思う	大切にされていないと思う	わからない	不明・無回答	と大切にされていると思う	大切にされていないと思う
全 体		659	23	303	165	82	79	7	326	247
		100.0	3.5	46.0	25.0	12.4	12.0	1.1	49.5	37.4
職業別	行政機関、医療機関、福祉施設、私学を含む教育・保育またはマスコミ関係の職業 (過去に従事していた方を含む)	174	2	90	47	21	12	2	92	68
		100.0	1.1	51.7	27.0	12.1	6.9	1.1	52.8	39.1
	上記以外の職業(就労していない方を含む)	467	19	205	115	60	64	4	224	175
		100.0	4.1	43.9	24.6	12.8	13.7	0.9	48.0	37.4
不明・無回答		18	2	8	3	1	3	1	10	4
		100.0	11.1	44.4	16.7	5.6	16.7	5.6	55.5	22.3

*「大切にされていると思う」は「大切にされていると思う」と「どちらかといえば大切にされていると思う」の合計

*「大切にされていないと思う」は「大切にされていないと思う」と「どちらかといえば大切にされていないと思う」の合計

図23-4 今の日本社会は人権が大切にされているか(職業別)



特定職業従事者も上記以外の職業も、職業による差異は認められない。

第IV章 人権問題への関心度、解決方法に係るクロス分析

様々な人権課題があるなかで、調査項目の内容の関連性と理解の補完性を考慮して、クロス可能な項目に関して分析を試みた。クロス分析が可能な項目としては、人権問題への関心度と人権尊重意識についてと、同和問題の解決への態度と身元調査や忌避意識があり、回答者が示した人権認識についての理解構造を探るためにクロス分析を行った。

問1の「人権問題についての関心度」と問23の「今の日本の社会は人権が尊重されていると思いますか」をクロスさせて、関心度と人権尊重の受け止めかたの違いによる差異を考察する。

また、問12の同和問題（部落問題）の解決方法について「① 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」「② 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える。」「③ わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」の項目で「そう思うと答えた人たちが、問6の結婚や就職に関する身元調査や信用調査、問7の住宅購入に関わっての忌避意識についてどのように考えているかをクロスして分析する。

1 問1の「人権問題についての関心度」と

問23の「今の日本の社会は人権が尊重されていると思いますか」についてのクロス分析

「人権問題についての関心度」と「今の日本の社会は人権が尊重されていると思いますか」をクロスさせて、関心度と人権尊重の受け止めかたの違いによる差異を考察する。

問23 今の日本 社会は人権が 大切にされて いるか	回 答 者 数	と大 思切 うに され て い る	い大 と切 思に うに され て い な	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
問1 人権問題に ついての関心度					
全 体	659 100.0	326 49.5	247 37.5	79 12.0	7 1.1
関心がある	458 100.0	232 50.7	189 41.3	35 7.6	2 0.4
関心がない	180 100.0	81 45.0	52 28.9	43 23.9	4 2.2
不明・無回答	21 100.0	13 61.9	6 28.6	1 4.8	1 4.8

*「関心がある」は「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計

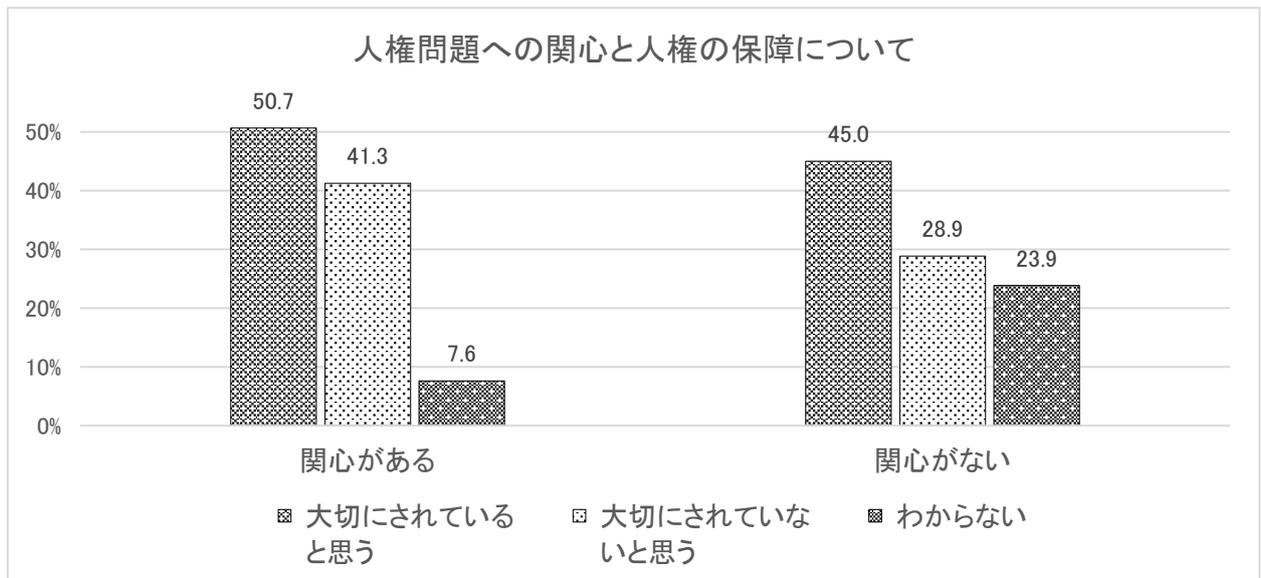
*「関心がない」は「全く関心がない」と「あまり関心がない」の合計

*「大切にされていると思う」は「大切にされていると思う」と

「どちらかといえば大切にされていると思う」の合計

*「大切にされていないと思う」は「大切にされていないと思う」と

「どちらかといえば大切にされていないと思う」の合計



「人権問題に関心がある」人は、「今の日本社会は人権が大切にされているか」をたずねたとき「大切にされている」が50.7%、「大切にされていない」も41.3%あり、肯定、否定、双方ともに高い数値を示している。

「人権問題に関心がない」人では、「大切にされている」が45.0%、「大切にされていない」はさらに低く28.9%である。また、「人権問題に関心がない」と回答した人では、「わからない」と回答した人が23.9%で、「人権問題に関心がある」人の7.6%と比べて、16.3ポイントも高い。

2 問6「結婚や就職に関する身元調査や信用調査について」と
問12「同和問題（部落問題）の解決方法」とのクロス分析

「① 基本的な人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」は、「自ら行動しようとする態度」、「② 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」は、「教育・啓発への積極性を支持する態度」、「③ わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」は、「行動も教育・啓発も必要ないという態度」として、結婚や就職に関する身元調査や信用調査(問6)にどのように影響しているかを見ることで、今後の啓発に資するものにする。

1) 問6×問12-1「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問6 結婚や就職に関する身元調査 や信用調査について 問12 同和問題(部落問題) の解決方法 1. 小・中学校などの人権教育で、 同和問題に関する正しい知識を教える	回 答 者 数	な 調 査 は し て は な ら	い 調 査 と は だ や む を 得 な	こ 調 査 だ は 当 然 必 要 な	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
回答者数	659	194	216	37	199	13
	100.0	29.4	32.8	5.6	30.2	2.0
そう思う	326	112	102	22	85	5
	100.0	34.4	31.3	6.7	26.1	1.5
どちらかといえばそう思う	144	37	54	4	47	2
	100.0	25.7	37.5	2.8	32.6	1.4
どちらともいえない	91	22	31	4	32	2
	100.0	24.2	34.1	4.4	35.2	2.2
どちらかといえばそう思わない	33	6	13	1	13	0
	100.0	18.2	39.4	3.0	39.4	0.0
そう思わない	48	11	14	5	17	1
	100.0	22.9	29.2	10.4	35.4	2.1
不明・無回答	17	6	2	1	5	3
	100.0	35.3	11.8	5.9	29.4	17.6

2) 問6×問1 2-5 「基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問6 結婚や就職に関する身元調査 や信用調査について	回答者数	な調査はしてはなら	こ調査はやむを得ない	こ調査は当然必要な	わからない	不明・無回答
問12 同和問題(部落問題) の解決方法 5. 基本的人権に関わる問題 だから、一人の人間としてこの 問題の解決に努力したい	659	194	216	37	199	13
	100.0	29.4	32.8	5.6	30.2	2.0
そう思う	161	68	42	12	38	1
	100.0	42.2	26.1	7.5	23.6	0.6
どちらかといえばそう思う	201	58	78	7	57	1
	100.0	28.9	38.8	3.5	28.4	0.5
どちらともいえない	188	44	59	10	68	7
	100.0	23.4	31.4	5.3	36.2	3.7
どちらかといえばそう思わない	31	4	13	1	13	0
	100.0	12.9	41.9	3.2	41.9	0.0
そう思わない	54	13	21	5	14	1
	100.0	24.1	38.9	9.3	25.9	1.9
不明・無回答	24	7	3	2	9	3
	100.0	29.2	12.5	8.3	37.5	12.5

2) 問6×問1 2-6 「わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ。」

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問6 結婚や就職に関する身元調査 や信用調査について	回答者数	な調査はしてはなら	こ調査はやむを得ない	こ調査は当然必要な	わからない	不明・無回答
問12 同和問題(部落問題) の解決方法 6. わざわざ取り上げず、 そっとしておくことで自然に なくなるのを待つ	659	194	216	37	199	13
	100.0	29.4	32.8	5.6	30.2	2.0
そう思う	131	34	41	10	45	1
	100.0	26.0	31.3	7.6	34.4	0.8
どちらかといえばそう思う	94	19	43	3	29	0
	100.0	20.2	45.7	3.2	30.9	0.0
どちらともいえない	167	48	55	8	51	5
	100.0	28.7	32.9	4.8	30.5	3.0
どちらかといえばそう思わない	92	30	35	5	22	0
	100.0	32.6	38.0	5.4	23.9	0.0
そう思わない	155	57	38	11	45	4
	100.0	36.8	24.5	7.1	29.0	2.6
不明・無回答	20	6	4	0	7	3
	100.0	30.0	20.0	0.0	35.0	15.0

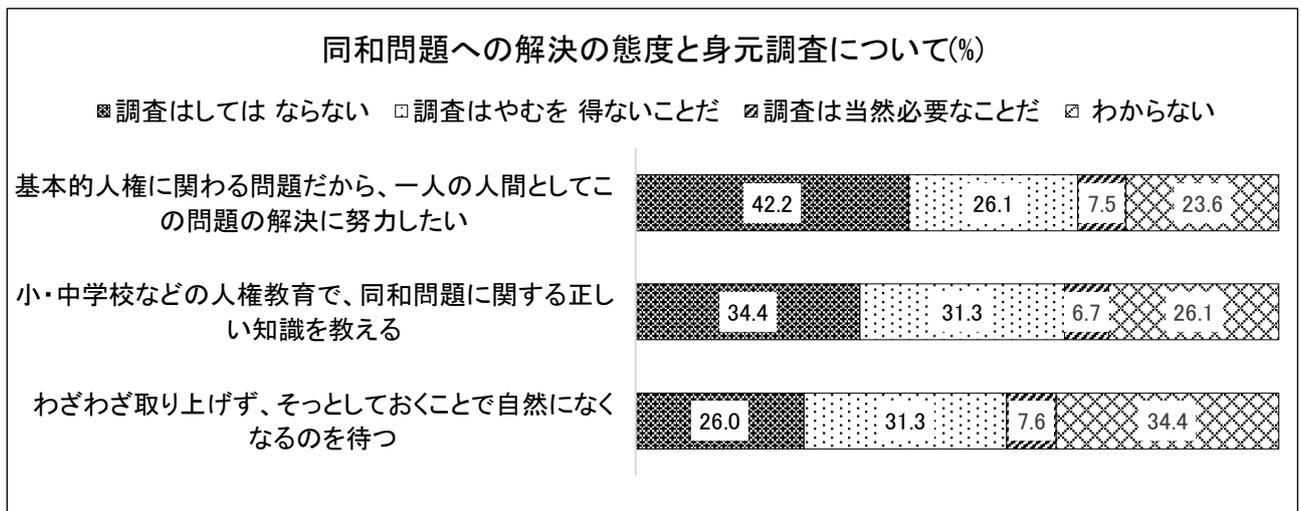
問 6 結婚や就職に関する身元調査や信用調査について

- ア. 調査はしては ならない。
- イ. 調査はやむを得ないことだ。
- ウ. 調査は当然必要なことだ。
- エ. わからない

問12 同和問題(部落問題)の下記の 3 項目の解決方法で「そう思う」と回答した人

- ① 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい。
- ② 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える。
- ③ わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ。

クロス項目	回答者数	調査はしては ならない	調査はやむを 得ないことだ	調査は当然必要 なことだ	わからない
問6 結婚や就職に関する身元調査や信用調査について					
問12 同和問題(部落問題)の解決方法					
基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい	161	68	42	12	38
	100	42.2	26.1	7.5	23.6
小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える	326	112	102	22	85
	100	34.4	31.3	6.7	26.1
わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ	131	34	41	10	45
	100	26.0	31.3	7.6	34.4



「調査はしてはならない」の回答では、人間として解決に努力したいと「自ら行動しようとする態度」の人が 42.2%と他と比べて高い。その一方で、「調査は当然必要なことだ」とする回答が 7.5%あり、他の態度による回答(6.7%、7.6%)との差異はほとんどない。「自ら行動しようとする態度」の持ち主であっても、結婚や就職に際して、身元調査容認の強固な差別意識を持つ人が少なからず存在することがわかる。

3 問7「住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識」と

問12「同和問題（部落問題）の解決方法」とのクロス分析

「① 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」は、「自ら行動しようとする態度」、「② 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」は、「教育・啓発への積極性を支持する態度」、「③ わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」は、「行動も教育・啓発も必要ないという態度」として、住宅の購入に関わっての忌避意識（問7）にどのように影響しているかを見てみて、今後の啓発に資するものとする。

1) 問7-4「同和地区の地域内である」×問12-1「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」

上段:回答者数(人)下段:割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識 4. 同和地区の地域内である 問12 同和問題(部落問題) の解決方法 1. 小・中学校などの人権教育で、 同和問題に関する正しい知識を教える	回答者数	避けると思う	避けちらかと思う えば	避けちならないか と思う えば	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
回答者数	659	83	142	109	185	129	11
	100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
そう思う	326	32	68	55	104	62	5
	100.0	9.8	20.9	16.9	31.9	19.0	1.5
どちらかといえばそう思う	144	25	35	29	32	22	1
	100.0	17.4	24.3	20.1	22.2	15.3	0.7
どちらともいえない	91	13	21	13	20	24	0
	100.0	14.3	23.1	14.3	22.0	26.4	0.0
どちらかといえばそう思わない	33	3	7	7	9	7	0
	100.0	9.1	21.2	21.2	27.3	21.2	0.0
そう思わない	48	10	9	1	17	11	0
	100.0	20.8	18.8	2.1	35.4	22.9	0.0
不明・無回答	17	0	2	4	3	3	5
	100.0	0.0	11.8	23.5	17.6	17.6	29.4

2) 問7-4「同和地区の地域内である」×問12-5「基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識 4. 同和地区の地域内である 問12 同和問題(部落問題)の解決方法 5. 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい	回答者数	避けると思う	避けどちらかと思う	避けどちらないかと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
回答者数	659	83	142	109	185	129	11
	100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
そう思う	161	12	30	26	64	26	3
	100.0	7.5	18.6	16.1	39.8	16.1	1.9
どちらかといえばそう思う	201	21	51	45	54	29	1
	100.0	10.4	25.4	22.4	26.9	14.4	0.5
どちらともいえない	188	32	41	26	41	45	3
	100.0	17.0	21.8	13.8	21.8	23.9	1.6
どちらかといえばそう思わない	31	7	8	4	5	7	0
	100.0	22.6	25.8	12.9	16.1	22.6	0.0
そう思わない	54	11	8	4	15	16	0
	100.0	20.4	14.8	7.4	27.8	29.6	0.0
不明・無回答	24	0	4	4	6	6	4
	100.0	0.0	16.7	16.7	25.0	25.0	16.7

3) 問7-4「同和地区の地域内である」×問12-6「わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」

上段: 回答者数(人) 下段: 割合(%)

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識 4. 同和地区の地域内である 問12 同和問題(部落問題)の解決方法 6. わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ	回答者数	避けると思う	避けどちらかと思う	避けどちらないかと思う	まったく気にしない	わからない	不明・無回答
回答者数	659	83	142	109	185	129	11
	100.0	12.6	21.5	16.5	28.1	19.6	1.7
そう思う	131	22	28	9	42	30	0
	100.0	16.8	21.4	6.9	32.1	22.9	0.0
どちらかといえばそう思う	94	18	21	18	26	11	0
	100.0	19.1	22.3	19.1	27.7	11.7	0.0
どちらともいえない	167	20	40	31	36	38	2
	100.0	12.0	24.0	18.6	21.6	22.8	1.2
どちらかといえばそう思わない	92	5	19	33	21	14	0
	100.0	5.4	20.7	35.9	22.8	15.2	0.0
そう思わない	155	18	31	15	58	30	3
	100.0	11.6	20.0	9.7	37.4	19.4	1.9
不明・無回答	20	0	3	3	2	6	6
	100.0	0.0	15.0	15.0	10.0	30.0	30.0

問 7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識（4. 同和地区の地域内である）

- ア. 避けると思う。
- イ. どちらかと言えば避けると思う。
- ウ. どちらかと言えば避けないと思う。
- エ. まったく気にしない。
- オ. わからない

問12 同和问题(部落問題)の解決方法(「そう思う」と答えた人)

- ① 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい。
- ② 小・中学校などの人権教育で、同和问题に関する正しい知識を教える。
- ③ わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ。

問7 住宅購入やマンション賃貸に際しての忌避意識 4. 同和地区の地域内である	問12 同和问题(部落問題) の解決方法	回答者数	避けると思う	避け どちらか かと思 うとい え ば	避け どちら ないか と思 う え ば	まったく気にしない	わからない
基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい		161	12	30	26	64	26
		100.0	7.5	18.6	16.1	39.8	16.1
小・中学校などの人権教育で、同和问题に関する正しい知識を教える		326	32	68	55	104	62
		100.0	9.8	20.9	16.9	31.9	19.0
わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ		131	22	28	9	42	30
		100.0	16.8	21.4	6.9	32.1	22.9

同和问题への解決の態度と同和地区への忌避意識

- 避けると思う
 どちらかといえば避けると思う
 どちらかといえば避けないと思う
 まったく気にしない
 わからない

基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい



小・中学校などの人権教育で、同和问题に関する正しい知識を教える



わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ



「行動も教育・啓発も必要ないという態度」の人は、「わざわざ取り上げずそっとしておくことで自然になくなるのを待つ」と言いながらも、「同和地区」に対して忌避意識(38.2%)は、他と比べて強い。「そっとしておく」けど「避ける」では、なくなることを自ら示していることになる。

第Ⅴ章 人権教育・啓発の課題を明らかにする

2016(平成28)年に人権に関して3つ法律が施行された。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(4月)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(6月)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(12月)」(部落差別解消推進法という)である。いずれも、「放っておけない、今、そこにある人権侵害」への対応で、互いが認め合いながら、共に生きる社会を目指して制定されたものである。

「部落差別解消推進法」は、1965(昭和40)年の「同和对策審議会答申」から52年経過した中で制定された。「同和对策審議会答申」以来、「同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題」であるという理解の下、その解決は行政の責務であり国民の課題として取り組まれてきた。しかし、今日の情報化社会の中でインターネットによる部落差別事案が「放っておけない」状態で顕現化してきた。そういう中で施行された「部落差別解消推進法」は、差別の実態を把握したうえで、部落差別解消のための教育・啓発、相談事業の充実を求めたものになった。

そのため、本調査は、人権施策全般及び同和問題(部落問題)の解決に必要な行政資料を得るために行うこととし、同和問題(部落問題)についての設問及び分析項目が相対的に多くなっている。

※ 割合を示す数値は、読みやすくするため小数点以下一位を四捨五入している。

1 人権問題全般に関すること(第Ⅰ章)

(1) 【人権問題についての関心度】(問1)

ア 「関心がある」は、全体で70%(県70%)と概ね高い。

イ 問1と問23【今の日本社会は人権が大切にされているか】をクロスしてみると、問23で「わからない」とした割合は問1で「関心がある」とした人で8%、「関心がない」人で24%。また「大切にされていないと思う」とした割合は「関心がある」とした人で41%、「関心がない」とした人で29%と、有意な差があることがわかる。人権問題についての関心度が高いことによって、人権侵害に気づいたり、「大切にされる」ことについての判断基準が明確になったりして判断を保留する割合が減る可能性があることが推察できる。

(2) 【人権関係法令や基本文書等の認知度】(問2)

【関心のある人権問題】(問3)

ア 一方で、「関心がある」ことが必ずしも「人権問題解決のための態度や行動」に結びついているわけではない実態に留意する必要がある。

例えば、問2の【人権関係法令や基本文書等の認知度】では、「内容を知っている」の割合が最も高い「児童虐待防止法」で52%(以下「世界人権宣言」で43%、「部落差別解消推進法」で38%)にとどまっている。身近なはずの「福岡県部落差別解消推進条例」、「春日市人権を尊ぶまちづくり条例」の認知度は前者で17%、後者で11%である。法・条例は、現にある問題の解決に向けた行政の姿

勢を示すものであり、行政は人権関係法・条例や基本文書等に基づいて施策を推進していることなど、民主主義の仕組みに遡って市民の理解を促進する必要がある。

また、人権は「すべての人が人間らしく幸せに生きる権利」(生存と尊厳の権利)であり、本来「関係がない」「関心がない」市民はいないはずである。言葉の意味を含め、人権や差別についての基本的な内容についての理解が促進されるような教育・啓発が求められる。

イ また、【関心のある人権問題(複数回答可)】(問3)については、「関心がある」の割合が最も高い人権問題が「インターネットなどによる人権侵害」(60%)で、以下「子どもに関する問題」(57%)、「様々な嫌がらせ(ハラスメント)」(51%)。一方、関心の低い個人人権問題として、「感染症患者等に関する問題」(17%)、「刑を終えて出所した人や家族に関する問題」(17%)、「同和問題(部落差別)」(23%)という結果が示されている。

「関心を寄せない」ことによってその問題はないことにされてしまう(不可視化)というのが人権問題・社会問題の特色である。また問1で「関心がある」とした人が個人人権課題の一つ一つに関心を寄せているわけではないことも事実である。したがって行政は教育・啓発にあたって、①人権課題当事者にとってはその問題は「関心がない」では済まされない切実な人権問題であること、②市民一人一人にとって切実な問題があるように他者にとっても切実な問題があり、それらは互いに共通していたり、異なっていたり、関連しあったりしていることに気付くことができるような環境づくりが大切であることなど、個人人権問題への関心・理解が促進されるよう配慮する必要がある。

(3) 【この5年間に受けた差別や人権侵害】(問4)

【人権侵害についての相談や救済】(問5)

【同和問題(部落差別)の解決方法】(問12)

ア 【この5年間に受けた差別や人権侵害】(問4)で「差別や人権侵害を受けたと感じたことはない」という回答は42%。留意したいのは「不明・無回答」が27%ある点である。この“被害感情をいだかなかったことはない、しかし、示された具体的な差別や人権侵害の選択肢に当てはまるわけではない”という不確かな被害感覚が、この「不明・無回答」に含まれるのではないかと考えることもできる。現在、人権教育・啓発で問題化されている「アンコンシャスバイアス」(無意識の思い込み、偏見)や「マイクロアグレッション」などについて知識がないために自分の被害感情を意味付けられないでいるかもしれないという問題意識をもって相談活動や実態把握をする必要がある。

※ マイクロアグレッション：自分と異なる属性を持つ人に対して、無意識の偏見や差別心が言葉や態度に現れて、悪意なく相手を傷つけること。(マイクロ=身近な)

イ 【人権侵害についての相談や救済】(問5)で留意したいのは、「人権侵害の被害者救済のための法的整備」が必要だとする回答が37%で、年齢層別では18~29歳が54%(前回40%)、50歳代は38%(前回23%)で、大きく増加している点である。

関連して、【同和問題(部落差別)の解決方法】(問12)で、「3 差別したり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する」について「そう思う」とする回答が73%(前回53%)で前回比20ポイント増加している点に留意したい。

ウ 同和対策審議会答申(1965年)をはじめとして、以後の様々な人権問題解決のための法・条例、指針等が示していることは、人権問題の解決(人権尊重のシステムづくり)は国や地方自治体行政の責務であると同時に国民一人一人の課題であるという視点である。行政の責務と国民の努力の両輪がかみ合って人権問題の解決は可能となるという考え方に沿うと、「人権救済のための法整備」は、問12の選択肢「1 小・中学校の人権教育で同和問題に関する正しい知識を教える」、「2 行政が、市民の人権意識を高める啓発に力を入れる」とともに、前者(行政の責務)にあたる内容である。

今回調査では、選択肢「1 小・中学校の人権教育で同和問題に関する正しい知識を教える」は71%(前回比5ポイント増)、「2 行政が、市民の人権意識を高める啓発に力を入れる」は59%(前回比5ポイント増)で、行政の責務の遂行を求める適切な市民意識が反映されていると考えられる。

また、「国民一人一人の課題」、「国民の努力」については、問12の選択肢「5 一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」について「そう思う」とする回答は55%(前回比4ポイント増)で、これも適切な市民意識が反映されていると考えられる。

(4) 【身元調査、信用調査】(問6)

【同和問題(部落差別)の解決方法】(問12)

ア しかし、【身元調査、信用調査】(問6)の「身元調査」についての回答はどうか。

これまでの人権教育・啓発で結婚差別や就職差別を助長する「身元調査」の差別性、探偵業法や各地条例などの規制からして、「調査をしてはならない」の回答が求められる問いである。

結果は、「してはならない」が全体で29%(前回11%)にとどまっている。前回調査では「しない方がよい」というあいまいな選択肢があり、それを選択した人が43%いたが今回の設問にはその選択肢がない。「調査はやむを得ないことだ」33%(前回25%)、「調査はしてもよい」が38%(前回28%)、「わからない」が30%(前回14%)で、前回調査の「身元調査はしない方がよい」という曖昧な人権感覚はほぼネガティブな回答に分散吸収されたことがわかる。

行政は、自分の知らないところで自分のプライバシーが調査されているかもしれない、しかも多くの人がそれを許容しているという社会になりかねないことへの危機感をもって、人権啓発に臨む必要がある。

「わからない」というあいまいな態度は、状況次第で「やむを得ない」「調査は必要」という態度に変わる可能性があること、差別につながる身元調査は違法であることを踏まえて啓発を工夫することが大切である。

(5) 【住宅購入や賃貸についての忌避意識】(問7)

ア 「1 低所得層、生活困窮者」「2 外国籍住民」「3 精神科病院、障害者施設」「4 同和地区内」「5 同和地区がある小学校区」をそれぞれ忌避する意識の有無を問う質問である。「避ける」とする割合は、「1 低所得層、生活困窮者」が47%、「2 外国籍住民」が44%、「3 精神科病院、障害者施設」が36%、「4 同和地区内」が34%、「5 同和地区がある小学校区」が27%と、前回調査と比べて「1 低所得層、生活困窮者」が微増、それ以外が微減傾向を示しているが、対象の指標とされた当事者にとっては引き続き大きな割合であり重大な人権問題であることに留意したい。

県民意識調査では各指標とも「どちらともいえない」が30%台だが、本市の調査では「わからない」は10%弱~20%弱と10~20ポイント少ない。それを吸収しているのが、1~3では「どちらといえば避ける」、4では「まったく気にしない」である。

なお、「4 同和地区内」・「5 同和地区がある小学校区」については「わからない」が約 20%残っている。「同和地区」についての忌避意識は大きく改善されている面と、「よく知らない」ために、得られる情報の内容によっては否定的・差別的な方向に変化する危険性があるため、丁寧な実態把握に基づいた施策が求められる。

2 様々な人権問題(第Ⅱ章)

【同和問題】

(1) 「認知時期」(問8)について

ア 同和問題についての認知時期を「小学生当時」とする割合が、50 歳代 51%、40 歳代 56%、30 歳代 53%と早くなる傾向があった。しかし、今回調査では 18~29 歳で小・中学生期が約3~9ポイント減少し、16 歳以降が微増するとともに「いつ頃だったか覚えていない」が 15%(前回 5%)と増加している点に留意したい。なお「知らない」が 16%(前回同様)。「覚えていない」の割合は 60 歳以上(約 16%)に近い。

(2) 「認知経路」(問9)について

「学校の授業」が 46%(前回 38%)と高く、18~29 歳では 63%になっている。学校における人権・同和教育の計画的な推進を反映したものと考えられる。それに伴い、「家族・親族」15%(前回 18%)、「友人・知人」という私的経路は減少している。

一方で問8が示すように、18~29 歳で認知の時期や学びの記憶が曖昧になっている面があることに留意したい。国をはじめ県・市が同和問題解決の手法としての特別対策を終了し、「同和教育の成果と課題を踏まえて人権教育として再構築する」としてから 20 年以上が経過した。その間に学校における人権・同和教育や部落問題学習がどのように変化したのかしなかったのか、その成果と課題をどのように評価するのか等について、本市の実態を踏まえた検証・考察が求められる。

(3) 「初めて知った時の気持ち」(問 10)について

最初にその問題と出会った時の印象は、その後の学びに影響を与えるという視点からの設問である。「なぜそのような問題があるのか不思議であった」が 61%と高い割合を示している。これには①「なぜ差別するのだろうか」「なぜ差別されるのだろうか」という疑問、②「どうして差別がなくなるのだろうか」「どうしたら差別がなくなるのだろうか」という疑問、③「どこが部落だろう」「どんな人がいるのだろうか」という疑問などが想定されるが、初めての同和問題(部落差別)との出会いで「不思議に思った」場合、その印象はその後どう変化したのか、しなかったのか、そのきっかけは何かなど、クロス分析をするなどして、人権・同和問題学習の改善の課題を明らかにする必要がある。(「福岡県教職員人権意識調査」2016 参照)

「気の毒だと思った」(同情)、「いやな思いをした」(嫌悪)も同様で、そのままでは「問題を解決するために私に何ができるか」という問題意識にはつながりにくく、人権・同和問題学習に対する否定的な印象が形成される可能性がある。

(4) 「部落差別についての現状認識」(問 11)について

留意する点は、1教育、2就職、3結婚、4生活環境、5日常の付き合いで「差別はない」とする割合が約4～9ポイント減少する一方で、「わからない」とする割合が5～9ポイント増加して35%前後になっているという点である。啓発との接触を通して「差別はあるらしいがそれを身近に、リアルに知る機会はない。あるかどうかは私にはわからない」という市民意識の実態に届く啓発の在り方を工夫する必要がある。

(5) 同和問題(部落差別)の解決方法(問 12)について

選択肢「1 小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」「2 行政が、市民の人権意識を高める啓発活動に力を入れる」に示された行政の責務の遂行を支持する(約 60～70%)という市民意識、「3 差別をしたり、差別を営利目的のために利用するような場合には、法律で処罰する」に示された差別に対する法規制を求める市民意識(約 70%)、「5 基本的人権に関わる問題だから、一人の人間としてこの問題の解決に努力したい」に示された「国民一人一人の課題」、「国民の努力」を引き受ける(約 55%)という市民意識は、いずれも同和問題(部落差別)解決ための大切な要素である。人権尊重社会は、これらが相互に関連・補強し合って、築かれていく。

一方、選択肢「4 同和地区(被差別部落)の人々が差別をなくすために積極的に取り組む」(30%)という「被差別当事者の自己責任論」(差別される人には差別される理由がある、差別されるのは本人の責任だ)につながりかねない考え方や、選択肢「6 わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」(34%)という考え方(「寝た子を起こすな」論)は、同和对策審議会答申(1965年)やその後の行政施策、歴史研究や同和教育・啓発研究等によって部落差別の解消を阻害するとされた考え方である。依然として根深く存在しているこのような考え方が被差別当事者をはじめ、人権問題の解決を目指す人々に対するマイクロアグレッションとして機能する可能性があることを踏まえて、引き続き効果的な啓発を工夫する必要がある。

【障がいのある人に関する問題】(問 13)

「障がいのある人に関して人権が特に大切にされていない、または侵害されていると思うこと」(複数回答)に対する回答で留意したいのは、「障がいのある人の意見や行動が大切にされにくい(結婚や就職に関しての周囲の反対など)」が全体では33%だが、18歳～29歳は他の年齢層を離して約52%であるという点である。

【在日外国人に関する問題】(問 14)

【性的少数者に関する問題】(問 15)

「ヘイトスピーチ」が全体では25%だが、18歳～29歳は他の年齢層を離して約41%である。

さらに、性的少数者に関する問題で、「同性パートナーが家族として認められない場合があるが全体では43%だが、18歳～29歳は約63%。その他の項目でも概ね他の年齢層を離して現実認識の高さを示している。

【感染症に関する問題】(問 16)

【インターネットに関する問題】(問 17)

【刑を終えて出所した人やその家族に関する問題】(問 18)

18歳～29歳は他の年齢層を離して(または30歳～39歳とともに)人権侵害についての高い現実認識を示している。

これらの人権問題との出会いの時期や出会い方、人権課題当事者との接触度などについての設問がないため、ここに示された若年層の人権意識の高さの要因・背景は明らかではない。国際的な人権確立のための潮流が示す「私たちのことを私たち抜きで決めないで」という「当事者主権」の原則、「誰一人取り残さない」というSDGsのインクルーシブで持続可能な社会づくりの原則など、学校教育の効果やインターネットをととした人権関係情報との接触などが関連していることが推測できる。

3 人権問題の啓発について(第Ⅲ章)

(1) 【人権問題に関する講演会・講座等への参加状況】(問20)は「参加したことはない」が94%で前回調査からさらに約7ポイント増加している。

【人権講演会や人権講座などに参加しなかった理由(複数回答)】(問21)では最も多いのが「情報が入ってこなかった」の46%(前回約40%)である。前回調査で次に多かったのは「内容に興味がもてなかった」(39%)だったが、今回はそれが20%と、大きく改善している。

人権問題に関する状況は変化している。その解決に向けた理論や実践も多様化している。市民の実態やニーズを踏まえ、人権問題への問題意識や解決への意欲を喚起するような内容づくりを引き続き工夫することが大切である。

また、【人権問題の啓発活動についての認知状況】(問19)で、「市報かすが」との接触度が高い(51%)ことや、先述のように18歳～29歳及び30歳～39歳の人権状況についての現実認識が高い面があることを踏まえて、学校(就学前～大学)、PTA、地域自治会等を介して情報を周知する方法等も検討する必要があると思われる。

(2) 【「特定職業従事者」】について

今回調査では、回答者の属性の一つとして人権問題解決の責務がある「特定職業従事者」か否かの項を設けた。「特定職業従事者」であることによって職場における研修の機会や研修内容のアップデートが保障されていることなどが、どのように人権意識に反映されているかを把握するためである。

問1の「人権問題についての関心度」や問2の「人権関係法令や基本文書等の認知度」については「上記以外の職業従事者」(以下、この項では「それ以外」と略す)と一定の有意な差を認めることができた。しかし、例えば次のような回答傾向があることには留意する必要がある。前回と比較して、人権問題の解決に向けた知識や意識の後退がうかがえるからである。

【結婚や就職に関する身元調査】(問6)「(身元)調査はしてよい」39%

【忌避意識】(問7);忌避の対象が「1低所得者等」の場合「避ける」50%、

「2外国籍住民」の場合「避ける」46%と、

「それ以外」より高い忌避意識を示している。

【同和問題(部落問題)の解決方法;わざわざ取り上げず、そっとしておくことで自然になくなるのを待つ】(問12);「そう思う」が33%(前回19%)。

「福岡県人権教育・啓発基本指針」(2018(H30)年改訂)には、「特定職業従事者については、その職務の資質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されてきましたが、今後も一層の充実を図ります。その際、人権尊重の理念についての認識を高め、きめ細かな人権感覚と実践力が身に付けられるよう内容や手法を工夫し、職種や職務に応じた研修を実施します。」とある。本市における「人権に関わりの深い特定職業従事者」に対する研修がどのように実施されているか、その成果・課題は何かについて検証し、研修の機会・内容等について必要な改善を行う必要がある。

4 人権問題への関心と人権の保障についての考え方の相関について(問1×問 23)

本項1(1)で示したように、人権問題に「関心がある」人は「人権が大切にされているか・されていないか」の両面に気付く傾向がある。一方、「関心がない」人は権侵害があっても「わからない」(人権侵害しても・されても気付かない)という状況が考えられる。

人権と無関係な人はいない。人権尊重の社会は、行政がその責務を果たすことと、市民一人一人が努力することの両輪が機能することによって実現する。自分や他の人が抱えている困難な状況に「気付き」、それを「理解」し、解決のために「行動」する態度が持てるよう、引き続き人権教育・啓発に取り組んでいくことが求められている。

5 同和問題解決への態度と忌避意識の相関について(クロス分析)(第IV章)

同和問題解決についての3つの態度(問 12)として、①「一人の人間としてこの問題解決に努力したい」(「国民の課題」)、②「学校の人権教育で正しい知識を教える」(行政、学校の責務)、③「そっとしておくことで自然になくなるのを待つ」(「寝た子を起こすな」)を示し、①②③と「結婚や就職時の身元調査」についての態度(問6)との相関、①②③と「住宅購入」についての態度(問7)との相関を見てみた。その結果、「身元調査をしてはならない」という確固たる人権意識は、①「国民の課題」、②「行政、学校の責務」、③「寝た子を起こすな」の順に低くなっている。同時に「わからない」という曖昧な判断は①②③の順に増えている。

「同和地区内の住宅購入等を避ける」という忌避意識は、①②③の順に高くなっている。同時に、「わからない」とする割合も①②③の順に微増している。

人権教育・啓発に当たっては、①②とした人の約 50%は身元調査や土地に対する忌避意識を克服していること、一方、「③寝た子を起こすな」という考え方や「身元調査は必要だ」、「同和地区を忌避する」という態度とに相関関係がみられることを踏まえて、啓発の内容・方法を工夫する必要がある。

6 自由記述の内容について

自由記述欄記載者は 143 人だった。自由記述欄は特定の質問に対する回答ではなく、市民が日頃感じ、考えている人権問題や人権行政に対しての自由記載である。内容が多岐にわたり、市民の思いやニーズをうかがう貴重な資料である。また、個人情報を含む記述もある。ここでは、本調査の目的である「今後の人権教育や啓発の取組の効果的な推進」及び今後策定する「春日市実施計画」の基礎資料とすると

いう視点に立って課題を整理する。

一点目は、人権行政の目的や具体的な方策について説明することは、すべての市民の幸福をめざす行政姿勢を示す機会なのだが、その説明が市民に届いていない面があることである。自由記述の中には、特別措置法という手法の意義や成果、人権・同和教育が果たしてきた役割等についての説明や研修を受ける機会がなかったために、誤った情報によって生じた無理解や誤解について長い間修正できないままになってしまっている実態がある。

二点目は、人権、差別、公平・公正・平等など、民主主義を支える言葉の意味についての理解が曖昧であるために、人権行政や人権問題が自分に関することではないと思ったり、関わると厄介なことになると思ってしまったたり、個別の人権課題相互の関連性や共通性が見えなくなってしまう傾向があることである。人権は自他の生存と尊厳に関わる大切なものであること、すべての人の人権、すべての人権問題は関連していて相互依存し合っているということなどが実感できるように、人権行政の理念について全庁的に共有することが重要である。

三点目は、実施計画を策定するということは、人権問題解決の道筋を示すということでもある。特に、市職員をはじめ、人権に関わりの深い特定職業従事者は人権啓発の主体者であると位置づけて、研修を計画的・体系的に実施する必要がある。研修計画(人材育成計画)は人権尊重社会をつくっていくために必要な資質・能力、めざす春日市民像を提示するものであり、人権問題解決の道筋を示す上で効果的である。

7 当事者等の記述から(抜粋)

- (1) 自分の親が一年ほど前に脳梗塞で倒れ半身マヒが残りました。(略)リフレッシュのため外で食事でもと思いますが、できるだけ段差が少なく、トイレが使いやすく、近所で……と条件が多くなってしまい良いお店に巡り合えません。バリアフリーなお店が春日市近郊にできるといいなと思っています。
- (2) 学校のクラスメイトから「〇〇(支援学級の名)はバカが行くところなんやろ」と言われたことがありました。いわゆる「普通」の子どもたちやその親は、なぜ支援学級があるのか、どんな子が在籍しているのか、ほとんど知らないように思います。「障害」などについて知る学習を小学校に取り入れてほしいです。そうすることでみんなが住みやすく優しくできる春日市になるのではないのでしょうか。
- (3) 人権を大切にされている人とされていない人の格差を感じる。
- (4) 成人する前までは、保守的、あるいは封建的な考えの風土の中で育ってきました。家族が従事している職業に対しては劣等感を感じながら学校生活を送ってきたように思います。当時の小さな町の行政では、人権や道德の教育は充実していませんでした。現在、時代が進み、考え方も多様になり、行政機関でこういう問題に取り組むことは意義、価値のあるものだと思います。
- (5) 子どもが成長したら、正しく差別について考え、共生について話し合いたいと思っています。学校教育の場でも、子どもたちに、差別があること、どんな問題があるのか、どう解決すべきかを正しく伝え、話し合いをしてほしいと思います。多様性を認め合え、差別がなくなるよう大人も子どもも努力が必要だと考えます。
- (6) (略)どの職場でも業務の一つとして、人権セミナーのようなものが定期的に行われるようになれば、もっとたくさんの人の人権意識が高まるのではないかと思います。働いてない方は近くの公民館や学校などの施設で行い参加できるようにするなど。子どもは学校で学ぶ。

- (7) 日常の行政サービスの中で教育、医療、福祉のみならずすべての場面において、職員の方々には人間尊重を軸に平等性、無差別を意識されて、対処をお願いしたいと思います。人権問題の解決には、一人一人の意識・認識が肝要で、行政に携わる側から積極的に発言してほしいと思います。
- (8) アパートを借りるため不動産屋へ行きました。母子家庭ですと告げると、「はい、お貸しする物件はありません」と即答でした。春日市には母子家庭でも「元気いっぱい」を育てていただければと思います。
- (9) 改めて人権問題や同和問題について考えると、よくわかっていないということに気がつきました。「市報かすが」等で特集してもらおうと、またちゃんと勉強する機会ができるのかなと思いました。子どもにちゃんと説明できるようには理解しておきたいなと思いました。

人権問題に関する市民意識調査

報告書

令和5年3月 発行

編集・発行者 春日市市民部 人権男女共同参画課

〒816-0806 春日市光町1丁目7番地

電話 092 (584) 1201

FAX 092 (584) 1181

e-mail: jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp